令和４年３月

定　例　会　会　議　録

亀　山　市　議　会

質　問　内　容　（通告要旨）

【３月８日】

代表質問

１　岡本公秀（新和会）	４２～５３ページ

令和４年度施政及び予算編成方針について

１　令和４年度を「改進の年」と位置付けた市長の思いと心構えについて

２　新庁舎に対する市長の構想と新庁舎整備基本計画の進捗状況について

３　新型コロナウイルス感染症への対応にあたって重要な役割を担う亀山医師会との連携と亀山市立医療センターの検査・治療体制について

４　令和４年度からの組織機構改革について

（１）行政能力の向上について

（２）政策立案能力の向上について

（３）特定の行政目的の完遂を目指した組織機構改革なのか

幼児教育・保育の無償化について

１　幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園と保育園の需給バランスの変化と認定こども園の必要性について

新図書館について

１　新図書館の運営体制と職員体制及び新規の企画について

教員の充足状態について

１　文部科学省の調査では、全国１，５９１校で計画通りの教員配置ができなかったとしているが、教員不足の背景には学校における長時間労働も要因の１つと考える。小学校では、英語、パソコンの授業が新教科に加わり、オンライン授業も始まるなど教員の負担が大きくなっているが、当市の状況について尋ねる

（１）当市に教師不足はあるのか

（２）英語、パソコンの授業、オンライン授業の準備について

（３）中学校のような教科担任制を小学校に導入する見通しについて

（４）勤務時間、労働環境の見直しについて

代表質問

２　福沢美由紀（日本共産党）	５３～６７ページ

令和４年度施政及び予算編成方針について及び、令和４年度教育行政一般方針について

１　新型コロナウイルス感染症に関連する施策について

（１）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について

（２）看護、介護、保育、幼児教育などの処遇改善事業について

（３）職員の社会的検査の充実について

２　子育てと子どもの成長を支える環境の充実について

（１）保育所、幼稚園、小・中学校の計画的な整備について

（２）保育所、幼稚園、小・中学校の修繕などの要望への対応について

（３）児童センターの整備について

（４）中学校給食について

（５）就学援助制度の拡充について

（６）医療費の窓口無料化の拡充について

（７）ファミリーサポートセンターへの支援について

３　脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築について

（１）気候危機に対する考え方について

（２）具体的な市の取組について

代表質問

３　森　美和子（公明党）	６８～７８ページ

令和４年度市政及び予算編成方針について

１　令和４年度「しなやか改進予算」の特徴について

２　後期基本計画策定の遅れから見えた課題について

３　脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築について

（１）ごみ溶融処理施設の更新について

（２）三重県産CO_2フリー電気の購入について

４　地域福祉力の向上について

（１）重層的支援体制の構築について

５　新庁舎の整備について

代表質問

４　鈴木達夫（大樹）	７９～９１ページ

令和４年度施政及び予算編成方針について

１　新年度予算の規模、範囲、性質について

（１）後期基本計画による新規事業を含めた令和４年度全体の予算規模について

（２）主要事業と標準事業の範囲と予算計上について

（３）後期基本計画素案に沿っての予算編成について

２　後期基本計画の「スタートダッシュ」について

（１）後期基本計画と同様６月まで持ち越す分野別計画と理由について

（２）脱炭素社会の実現に向けた取組について

（３）デジタル社会への進展（スマート自治体への移行）について

３　組織改編と新年度予算の執行について

（１）地域生活交通再編事業について

（２）移住交流促進事業について

代表質問

５　櫻井清蔵（勇政）	９１～１０３ページ

令和４年度施政及び予算編成方針について

１　第２次総合計画後期基本計画の策定が３ヶ月遅延することから、令和４年度当初予算には新規の主要事業に係る予算が計上されていないにもかかわらず、一般会計の総額が２２０億円強の予算編成となった理由を知りたい

新型コロナウイルス感染症の予防対策及び支援について

１　３回目ワクチン接種の状況と今後について

２　コロナ禍でのイベント開催について

３　経済対策について

４　濃厚接触者への支援について

公園施設の点検と修繕について

１　亀山公園の遊具が使用不可となっているが、なぜ修繕せずに放置してあるのか。また、他にも同様の状態の公園があるのか

生理用品の配布について

１　小・中学校における生理用品の配布状況について

質　問　内　容　（通告要旨）

【3月9日】

代表質問

1　中島雅代（スクラム）	１０７～１２２ページ

令和４年度施政及び予算編成方針について

１　第２次総合計画前期基本計画について

（１）総括について

（２）戦略プロジェクトについて

２　新年度予算の特徴について

３　年度途中での後期基本計画への移行について

令和４年度教育行政一般方針について

１　多様化する学校組織を取り巻く環境の中での学校運営の在り方について

（１）現在の状況について

ア　教職員について

イ　ボランティアスタッフについて

ウ　コミュニティ・スクールについて

エ　学校間をまたぐ支援体制について

（２）課題について

（３）今後の取り組みについて

代表質問

2　森　英之（結）	１２２～１３６ページ

令和４年度施政及び予算編成方針について

１　新型コロナウイルス感染症への対応について

（１）ワクチン接種について

（２）経済支援策について

２　行政経営の重点方針について

（１）重点方針を１．「第２次総合計画」後期基本計画のスタートダッシュ、２．「第３次行財政改革大綱」前期実施計画の必達、３．組織機構改革・働き方改革の実現とした理由について

３　第３次行財政改革大綱について

（１）ＩＣＴを活用した市民サービスの提供について

４　育児・介護休業法及び高齢者雇用安定法の改正に対する市の対応について

５　看護、介護、保育等の現場で働く方々の処遇改善について

学校スポーツの充実について

1　今後の部活動のあり方について

質　疑　内　容　（通告要旨）

【3月９日】

１　伊藤彦太郎（勇政）　１３６～１４３ページ

議案第２２号　令和４年度亀山市病院事業会計予算について

１　コロナ禍による病院事業への影響をどのように見込んでいるのか

２　人員確保に向けた取組はあるのか

議案第５号　亀山市産業振興条例の一部改正について

１　条例改正の背景について

２　改正の内容について

２　中島雅代（スクラム）　１４３～１５１ページ

議案第２号　亀山市立図書館条例の全部改正について及び、議案第１６号　令和４年度亀山市一般会計予算について

１　改正内容について

２　新図書館の駐車場管理について

議案第６号　亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

１　改正内容について

２　改正の時期の遅れによる影響について

３　草川卓也（結）　１５１～１６０ページ

議案第５号　亀山市産業振興条例の一部改正について

１　改正内容について

２　産業振興への影響について

議案第７号　亀山市消防団条例の一部改正について

１　改正内容について

２　報酬と費用弁償の違いについて

議案第１６号　令和４年度亀山市一般会計予算について及び、議案第２２号　令和４年度亀山市病院事業会計予算について

１　新型コロナウイルス感染症対策事業費について

４　服部孝規（日本共産党）　１６０～１６８ページ

議案第６号　亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

１　なぜ条例改正を怠るという失態をしたのか、その理由と経緯について

２　条例を改正せずに給与を支払ったことは違法ではないのかについて

３　この条例施行日以前の支払いを、改正後の条例の相当規定により支給された給与とみなすことについて

議案第３号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

１　後期高齢者医療の窓口負担の増加による福祉医療費助成への影響について

２　入院時食事療養費及び入院時生活療養費の廃止について

３　心身障がい者医療費助成について

議案第４号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

１　対象者について

２　この改正でどれぐらいの負担軽減となるのかについて

質　疑　内　容　（通告要旨）

【3月１０日】

１　森　美和子（公明党）　１７３～１８０ページ

議案第３号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

１　入院時食事療養費を廃止する要因となった後期高齢者医療の負担割合の見直しの内容について

２　亀山市の福祉医療費助成制度について

３　今回対象となる障がい者の範囲について

４　現状の負担額について

５　入院時食事療養費の廃止による影響について

議案第１６号　令和４年度亀山市一般会計予算について

１　第８款　土木費、第４項　都市計画費、第３目　公園管理費、公園施設長寿命化事業について

（１）西野公園及び亀山公園の複合遊具等の改修について

２　第４款　衛生費、第１項　保健衛生費、第１目　保健衛生総務費、健康づくり事業について

（２）かめやま健康マイレージ事業について

議案第１７号　令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

１　第５款　保健事業費、第１項　特定健康診査等事業費について

（１）特定健診の無料化について

２　櫻井清蔵（勇政）　１８０～１８８ページ

議案第２号　亀山市立図書館条例の全部改正について

１　改正内容について

（１）昨年９月に提案された内容との違いについて

議案第１６号　令和４年度亀山市一般会計予算について

１　第１０款　教育費、第２項　小学校費及び第３項　中学校費、第１目　学校管理費、消耗品費について

（１）消耗品費の内訳について

３　前田　稔（スクラム）　１８８～１９２ページ

議案第１６号　令和４年度亀山市一般会計予算について

１　歳入　第１款　市税について

（１）前年度比で１億円減少した理由及びその影響について

２　歳出　第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１５目　諸費、行政訴訟費について

（１）行政訴訟の内容について

４　福沢美由紀（日本共産党）　１９２～１９９ページ

議案第２号　亀山市立図書館条例の全部改正について及び、議案第１６号　令和４年度亀山市一般会計予算について

１　条例改正の内容について

２　新図書館の管理について

３　図書館駐車場について

５　新　秀隆（公明党）　１９９～２０７ページ

議案第２号　亀山市立図書館条例の全部改正について

１　一部改正ではなく全部改正にした趣旨について

２　館長及び司書について

３　亀山市図書館協議会について

４　駐車場の管理運営について

（１）地下駐車場について

（２）民有地借上駐車場について

議案第９号　令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）について

１　第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１３目　災害対策費、木造住宅補強事業の減額補正について

（１）減額の要因について

２　第２款　総務費、第３項　戸籍住民基本台帳費、第１目　戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業の増額補正について

（１）増額の要因について

（２）登録状況について

３　第１０款　教育費、第８項　教育研究費、第１目　教育研究費、少人数教育推進事業及び英語教育推進事業の減額補正について

（１）補正の内容について

質　問　内　容　（通告要旨）

【3月１１日】

１　尾崎邦洋（勇政）　２１２～２２２ページ

亀山駅周辺整備事業の進捗状況と今後の展望について

１　現在の駅前再開発事業の進捗について

２　新図書館の地上駐車場の内容について

３　今後、亀山駅周辺はどのように変化していくのかについて

２　前田　稔（スクラム）　２２２～２２７ページ

積極的な企業誘致について

１　太岡寺町地内への企業進出について

（１）経過について

（２）地域経済への影響について

（３）今後の展開について

３　草川卓也（結）　２２７～２４２ページ

太岡寺町地内への企業進出について

１　企業と締結した立地協定について

２　企業の進出によるまちづくりへの影響について

子ども・子育て支援について

１　保育園の使用済みオムツの持ち帰りについて

２　子ども医療費無償化について

３　児童福祉法の一部改正について

４　服部孝規（日本共産党）　２４２～２５４ページ

プラスチックごみの処理と次期のごみ処理施設のあり方について

１　４月から施行されるプラスチック資源循環促進法が市に及ぼす影響について

２　プラスチックごみの現状とリサイクルについて

３　マイクロプラスチック対策について

４　プラスチック資源循環促進法の成立により次期のごみ処理施設のあり方がどう変わるのかについて

江ヶ室地内の埋め立て（盛り土）工事について

１　先日、羽若町自治会が埋め立て反対の意向を示したが、昨年９月議会の質問以降の経緯について

２　今後、どのようになっていくのか、その見通しについて

３　県から市長意見を求められた場合、「住民の意向を尊重する」という市の方針がどう反映されるのかについて

5　前田耕一（大樹）　２５５～２６５ページ

亀山・関テクノヒルズ及びその周辺への立地企業について

１　立地企業数とその現状について

２　残区画の現状と今後の見通しについて

３　太岡寺町地内への企業の進出計画について

亀山駅周辺整備とＪＲ東海との連携について

１　駅前のシンボル「キットテラス」の詳細について

２　駅周辺の施設の充実について

３　ＪＲ利用者増加に向けた市の施策について

6　伊藤彦太郎（勇政）　２６６～２７６ページ

太岡寺町地内への大型商業施設の進出について

１　進出に対する市の関与について

２　立地協定について

３　進出による市内への影響とその対策について

市庁舎について

１　４月からの組織機構改革で、各部署の配置はどうなるのか

２　市庁舎からのＡＴＭの撤去について

質　疑　内　容　（通告要旨）

【3月２８日】

1　櫻井清蔵（勇政）	２９２～２９６ページ

議案第２９号　亀山市副市長の選任同意について

１　３人の副市長を続けて１期４年で交代させることについて

2　森　英之（結）	２９６～３００ページ

議案第２５号　亀山市職員給与条例の一部改正について

１　条例改正の目的と内容について

（１）議案提出の経緯について

（２）令和３年度の期末手当支給分の取扱いについて

（３）令和４年度の期末手当の支給について

3　福沢美由紀（日本共産党）	３００～３０６ページ

議案第２５号　亀山市職員給与条例の一部改正について、議案第２６号　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について及び、議案第２７号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

１　３条例の改正内容とその影響について

２　職員の期末手当を減額することによる市内経済への影響について

３　ケア労働者の賃上げを求める国の方針は無視し、この人事院勧告には準拠する理由について

令和４年２月２５日

亀山市議会定例会会議録（第１号）

●議事日程（第１号）

令和４年２月２５日（金）午前１０時　開会及び開議

第　１	会議録署名議員の指名	
第　２	会期の決定	
第　３	諸報告	
第　４	令和４年度施政及び予算編成方針の説明	
第　５	令和４年度教育行政一般方針の説明	
第　６	議案第　２号	亀山市立図書館条例の全部改正について
第　７	議案第　３号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
第　８	議案第　４号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
第　９	議案第　５号	亀山市産業振興条例の一部改正について
第１０	議案第　６号	亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第１１	議案第　７号	亀山市消防団条例の一部改正について
第１２	議案第　８号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第１３	議案第　９号	令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）について
第１４	議案第１０号	令和３年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
第１５	議案第１１号	令和３年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について
第１６	議案第１２号	令和３年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について
第１７	議案第１３号	令和３年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
第１８	議案第１４号	令和３年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第１号）について
第１９	議案第１５号	令和３年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について
第２０	議案第１６号	令和４年度亀山市一般会計予算について
第２１	議案第１７号	令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
第２２	議案第１８号	令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
第２３	議案第１９号	令和４年度亀山市水道事業会計予算について
第２４	議案第２０号	令和４年度亀山市工業用水道事業会計予算について
第２５	議案第２１号	令和４年度亀山市下水道事業会計予算について
第２６	議案第２２号	令和４年度亀山市病院事業会計予算について
第２７	議案第２３号	市道路線の認定について
第２８	議案第２４号	市道路線の認定について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	草川卓也君	２番	中島雅代君
３番	森　英之君	４番	今岡翔平君
５番	新　秀隆君	６番	尾崎邦洋君
７番	中﨑孝彦君	８番	豊田恵理君
９番	福沢美由紀君	１０番	森　美和子君
１１番	鈴木達夫君	１２番	岡本公秀君
１３番	伊藤彦太郎君	１４番	前田耕一君
１５番	前田　稔君	１６番	服部孝規君
１７番	小坂直親君	１８番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀渕輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所　学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部　裕君	教育部長	亀山　隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	国分　純君
監査委員事務局長	木﨑保光君	選挙管理委員会事務局長	松村　大君

●事務局職員

事務局長	渡邉靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸		

●会議の次第

（午前１０時０２分　開会）

○議長（中﨑孝彦君）

おはようございます。

ただいまから令和４年３月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会は三重県に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が適用されている中での開会となりました。そこで、感染症対策として引き続き議場内の座席には全てについ立てを設置し、さらに密を避けるため、開会日及び閉会日を除き執行部の議場への入室を半数に限定させていただきますのでご了承ください。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第１号により取り進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８４条の規定により、議長におきまして、

２番　中　島　雅　代　議員

１１番　鈴　木　達　夫　議員

のご両名を指名します。

次に日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から３月２８日までの３２日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から３月２８日までの３２日間と決定しました。

次に日程第３、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第１２１条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書２件、令和３年度行政監査結果報告書、財政援助団体等監査結果報告書及び指定管理者監査結果報告書が、また亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益社団法人亀山市シルバー人材センターから令和４年度事業計画書及び収支予算書がそれぞれ提出されておりますので、ご覧おきください。

次に日程第４、令和４年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和４年亀山市議会３月定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

さて、感染力の強いオミクロン株による新型コロナウイルス感染症第６波により、三重県をはじめ多くの自治体におきまして、現在もまん延防止等重点措置が実施され、収束が見えない状況が続いております。

こうした中、本市におきましては、３回目のワクチン接種を可能な限り前倒し接種できるような体制を整備するなど、感染状況を見極めながら、迅速かつ的確な対応に鋭意努めており、引き続き亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に全庁挙げた総合的な感染症対策を徹底するとともに、関係機関と連携を図りつつ万全を期してまいります。

一方、２年を越える感染症との闘いは、それまで当たり前であった日常が制約を受け、人々の生活や習慣、働き方を大きく変化させました。この環境変化は、不安定な社会活動や健康・精神面での不調等を生じさせた一方、真の豊かさや幸せの本質、人との関わりの大切さ、ワーク・ライフ・バランスなどを見詰め直すきっかけともなりました。ポストコロナ時代はまだ始まったばかりであり、人口減少・少子高齢社会やスマート社会が到来する中で、私たちはこの変化と不確実性の時代をしっかりと生き抜いてまいらねばなりません。そうした中で、かつて経験のない急激な外部環境の変化と、それに伴う人々の行動変容や加速化するデジタル化などに適応しながら、ニューノーマル（新たな日常）へと向かう確かな道筋を築いていくことが求められております。

こうした時代の潮流の中で、本市は豊かな自然環境と歴史文化に恵まれた交通の要衝を礎に、新たな局面を迎えたリニア中央新幹線市内停車駅誘致や新図書館を核としたＪＲ亀山駅周辺の整備など、将来への都市成長に向けた新たな胎動が生まれつつあり、今後さらに本市の真価が問われてくることとなってまいります。これらを千載一遇の好機と捉えつつ、新年度はポストコロナ時代を展望しながら、第２次亀山市総合計画後期基本計画を策定し始動させる節目の年を迎えることとなります。そこで、令和４年度を「改進の年」と位置づけ、長引くコロナ禍の早期克服と、より健やかで活力ある持続可能な「緑の健都　かめやま」の実現へ、一層しなやかな挑戦を進めてまいります。

そのため、政策・財政・組織の３側面から成る「行政経営の重点方針」を掲げ、まずは、現在、亀山市総合計画審議会において審議が進められております後期基本計画案等の取りまとめを急ぐとともに、引き続き政策推進と健全な財政運営との両立を図ってまいりますほか、新年度当初に組織・機構改革を実施し、第２次総合計画の推進体制を一層強化してまいります。

一方、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況から徐々に回復しつつあり、その先行きについて、景気が持ち直していくことが期待されておりますが、オミクロン株の感染拡大の影響が続く中で、下振れリスクにも十分注意する必要があります。こうした中、政府は令和３年度補正予算と令和４年度予算を一体的に編成し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を目指すこととしております。中でも、その成長戦略として、「デジタル田園都市国家構想」の観点から地方の活性化を支援し、また分配戦略として、看護、介護、保育等の現場で働く方々の処遇改善に取り組むことといたしております。

一方、昨年９月に一見県政がスタートした三重県におきましては、現在、県政の長期ビジョンとなる「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」の本年６月の計画策定に向け、その取組が進められているところであります。こうした国・県の動向は、市民生活や本市の行財政運営に影響がございますので、引き続き的確な情報把握に努めてまいります。

これらを踏まえ、新年度の予算編成に当たりましては、第２次総合計画後期基本計画の策定を３か月延伸することに伴い、前期基本計画期間から継続して実施する主要事業に係る投資的経費や標準予算の事業経費を軸に計上いたしております。

なお、後期基本計画に基づく新規事業の予算計上につきましては、後期基本計画の策定に合わせ

て、令和４年６月定例会での予算補正を予定いたしております。

そうした中、一般会計の歳出の主な継続事業として、事業の最終年度となる亀山駅周辺整備事業や新図書館整備事業、さらには和田保育園保育室増設事業のほか、新型コロナウイルスワクチンの３回目の追加接種に係る経費などを計上いたしております。これにより、民生費では過去最高額に、教育費でも増額となる一方で、土木費などでは減額となったものであります。

また、歳入では、市税の減収、亀山駅周辺整備事業などの補助事業費の減による国県支出金や市債の減を見込んでおりますが、地方交付税等の増により、財源調整のための財政調整基金繰入金は、前年度より減少いたしております。

なお、各会計別の予算額は、一般会計予算が前年度比４．４％減となる２２０億７，７００万円といたしましたほか、国民健康保険事業特別会計は４５億２，１４０万円、後期高齢者医療事業特別会計は１０億８，１４０万円、水道事業会計は１７億９，４８０万円、工業用水道事業会計は１億３，１５０万円、農業集落排水事業特別会計を企業会計へ移行し、公共下水道事業会計と統合した下水道事業会計は３４億４，３６０万円、病院事業会計は２１億７４０万円で、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、前年度比１．２％減の３５１億５，７１０万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第２次亀山市総合計画の施策の大綱に沿って、ご説明申し上げます。

なお、施策の大綱ごとの方針等つきましては、現在、策定を進めております後期基本計画の素案における基本施策の体系に基づいてご説明申し上げますので、ご理解賜りたいと存じます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、魅力的な都市空間の形成につきましては、引き続き土地利用制度の検討や新たな用途地域の指定を進めるとともに、エリアプランの策定を行い、都市マスタープランにおける戦略方針を具体的に推進してまいります。

また、活力ある市街地の形成に向けた取組といたしまして、本年１０月の完成に向け、亀山駅周辺２ブロック地区市街地再開発組合により進められております市街地再開発事業につきましては、施設建築物の進捗に伴い、新たな駅前のシンボルとなるキットテラスの完成が間近となってまいりました。市といたしましても、中心的都市拠点であるＪＲ亀山駅周辺の新図書館を核としたにぎわいづくりや拠点力向上を図るため、引き続き当該再開発組合への支援を行うとともに、駅周辺道路や駐輪場の整備に向けた工事等を計画的に進めてまいります。

さらには、居住誘導区域への転入者等を対象に住宅取得を推進し、定住促進と既成市街地の活性化につなげてまいりますほか、土地利用の促進につなげていくため、東台北山地区等において、計画的に地籍調査事業を実施してまいります。

一方、西野公園及び亀山公園において複合遊具等の改修を行うとともに、西野公園庭球場等の改修を図り、公園利用者のさらなる利便性向上に努めてまいります。

次に、住環境の向上につきましては、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、民間賃貸住宅を活用することにより、既存の市営住宅と併せ必要な住宅供給を行ってまいります。また、木造住宅の耐震化を促進し、安全な住環境の確保に取り組むほか、空き家情報バンク制度による移住希望者と空き家所有者のマッチングや空き家活用のＰＲに努め、移住希望者の市内への定住を促進してまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、亀山市新水道ビジョンに基づき、安全でおいしい水の安定供給を図るため、基幹管路等の計画的な耐震化を進めてまいります。また、能褒野地域の水圧低下に伴う配水管改良工事を引き続き進めるとともに、国・県で策定されました洪水浸水想定区域図における浸水リスクが高い水道施設の浸水対策については、鋭意検討してまいります。

一方、公共下水道事業につきましては、流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、能褒野町、川崎町、阿野田町等で管渠布設工事等を行うとともに、本年度に実施しております事業区域拡張に伴う事業計画の変更により、拡張区域の測量設計を進め、普及促進に向けて取り組んでまいります。さらに、亀山市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化の進むみどり町地内で管渠改築工事を行い、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、農業集落排水事業につきましては、令和３年度に引き続き農業集落排水施設機能強化対策事業計画に基づき、辺法寺地区処理場において施設の更新工事等を行い適切な維持管理に努めるとともに、新年度からの企業会計への移行により、健全な事業運営に努めてまいります。

次に、道路の保全・整備につきましては、都市拠点の利便性の向上を担う亀山環状線の形成に向け、和賀白川線の国道１号亀山バイパス側道との交差点改良工事を実施してまいります。また、国の交付金等を活用し、市道川崎白木線や市道名阪工業団地３号線における舗装の老朽化対策を行うとともに、坂下中乃橋の橋梁長寿命化に取り組み、道路施設の安全性の確保を図ってまいります。

次いで、地域公共交通網の充実につきましては、身近な地域公共交通を利用して、誰もが自由に移動できるまちを目指して、まちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの形成を進め、鉄道、バス及びタクシー事業者等と連携して取り組んでまいります。

一方、乗合タクシー「のりかめさん」につきましては、引き続き市民の身近な移動手段として制度の充実を図るとともに、新規登録者を対象に無料体験乗車券を配布するなど、一層の利用促進を図ってまいります。

また、本年度改修工事が完了いたしますＪＲ加太駅舎につきましては、歴史観光資源や地域のにぎわい交流・情報発信の新たな拠点として活用するとともに、鉄道利用者の増加及び地域住民の方々の利便性向上につなげてまいります。

次に、防災・減災対策の強化につきましては、自助・共助を基本とした防災対策を推進するため、地域が主体となって取り組む地区防災計画の策定支援や地域への防災出前講座などを通じ市民・地域の防災力を高めてまいります。

また、発生が危惧される南海トラフ地震や巨大化する台風、多発する集中豪雨等の大規模自然災害に対し、その事前の備えとして、木造住宅の耐震化の促進やため池の耐震化、橋梁の長寿命化等亀山市国土強靭化地域計画の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

なお、防災重点農業用ため池の耐震、劣化、豪雨調査につきましては、継続して調査を進めるとともに、調査結果が出ましたら、地域住民の方々に情報提供してまいります。

一方、武力攻撃や大規模テロ等の発生時において、的確かつ迅速な措置がとれるよう、本市では初めてとなる国・県等との国民保護共同訓練を実施し、相互の活動要領の確認と連携強化を図ってまいります。

次いで、消防力・地域安全の充実につきましては、本年度策定を予定しております第３次亀山市

消防力充実強化プランに基づき、多種多様化する災害に的確に対応するため、消防施設・設備の充実や人材育成に取り組んでまいります。中でも、本市と津市及び鈴鹿市の３市消防本部で検討を進めております消防指令業務の共同運用につきましては、３市消防本部の共同事業として実施した基礎調査において、整備場所をはじめとする諸課題の詳細な検討が進められたことから、これらを踏まえ、新年度は、実施計画の策定をはじめとする共同運用に向けた準備を着実に進めてまいります。

ところで、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることから、消防団員の処遇改善を図るため、本議会に関係条例の改正について提案いたしております。

また、防火対策の強化を図るため、昨年１２月に大阪市北区で発生したビル火災を踏まえ、事業所等への防火査察を強化するとともに、防火思想及び住宅防火対策の普及啓発により、火災予防の推進を図ってまいります。

一方、犯罪に巻き込まれた被害者等が安心して暮らすことができるよう、警察等関係機関と連携しながら、支援窓口での相談をはじめカウンセリングや経済的負担の軽減等寄り添った支援に努めてまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築につきましては、高度な低炭素社会の構築に向け、本年度策定いたしました第２次亀山市環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政等が参画する検討組織を中心として、環境政策の推進に取り組んでまいります。また、公用車の電気自動車への移行を図るため、本年度に引き続き電気自動車を購入するとともに、新たに三重県産CO_2フリー電気「三重美し国Ｇｒｅｅｎでんき」を購入し、二酸化炭素排出量の削減に率先して取り組んでまいります。

さらに、ごみの減量化・リサイクルの推進につきましては、引き続きごみ溶融処理施設から日々発生する溶融飛灰を山元還元方式により全量を再資源化し、最終処分量ゼロを維持してまいります。

一方、廃棄物処理施設の適正管理につきましては、引き続きごみ溶融処理施設及びし尿処理施設の大規模整備工事を実施し、老朽化した設備・機器の計画的な更新により、施設の延命化を図ってまいります。また、ごみ溶融処理施設のさらなる延命化を図るため、主要設備・機器の機能診断や健全度の評価を実施し、現在の長寿命化計画を見直してまいります。

次に、自然との共生につきましては、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動を支援することで、源流域への愛着と誇りの醸成につなげてまいります。また、水源涵養、土砂流出防止、地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、森林環境創造事業、森林経営管理事業を進めるほか、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、森林環境教育、森林公園の整備や地域産材を使用した木製備品を新図書館に導入するなど、森林や木材の持つ魅力を発信してまいります。

また、農地の保全につきましては、農地、農道、水路の維持など地域資源保全活動を支援するとともに、耕作放棄地の発生防止、持続的な農村景観と田園環境の保全を進めていただく農家や営農組織等の取組を支援してまいります。

次いで、歴史文化を生かしたまちづくりの推進につきましては、本年度策定いたしました亀山市歴史的風致維持向上計画（第２期）の推進を図ってまいります。また、昨年３月に国史跡に指定された鈴鹿関跡につきましては、新年度において、これまで実施した学術調査の総括報告書を作成するとともに、引き続き発掘調査等を実施しながら調査研究成果を積み重ねてまいります。このほか、歴史博物館において、亀山高校の協力を得た同校１００年にちなんだ企画展示などを行い、歴史資

料の公開・活用により、市民に身近な歴史を知る機会を提供してまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」について、ご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進と地域医療の充実のうち、ＷＨＯが提唱する「健康都市」の推進につきましては、本市が健康都市連合へ加盟以来１２年目を迎える中で、長引くコロナ禍の影響もあり、ヘルスプロモーションの重要性の高まりと、それらを踏まえた健康都市政策の一層の推進が求められております。こうした中で、市民が住み慣れた地域で豊かな食生活と健康で充実した暮らしを続けられ、安心して医療を受けることができるよう、その取組方向を位置づける第２次亀山市健康・医療推進計画の策定を、後期基本計画に沿って進めてまいります。

また、疾病予防の推進を図るため、健康づくり事業により、各種検（健）診事業や健康マイレージ事業など、コロナ禍で外出機会が減る中、市民が自ら行う健康づくりを勧めることにより、健康に対する意識を高め、健康寿命を延伸できるよう取り組んでまいります。このほか、新年度から国民健康保険制度における特定健康診査の自己負担金を無料とするなど、受診率のさらなる向上に取り組んでまいります。

一方、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、亀山市新型コロナウイルスワクチン接種計画（３回目）と国の方針に沿って、接種を希望される市民の皆様へ接種が一日でも早く安全に行われるよう、迅速かつ柔軟に接種を進めてまいります。

ところで、ＨＰＶワクチン（子宮頸がんワクチン）の定期接種につきましては、積極的勧奨の差し控えの終了を受け、接種対象者と積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への通知について、国の動向を踏まえながら亀山医師会とも協議し対応してまいります。

一方、医療センターにつきましては、オミクロン株の影響により新型コロナウイルス感染者が急増する中、増加するＰＣＲ検査に対応するため、院内でＰＣＲ検査が実施できるリアルタイムＰＣＲ装置を２台に増やし、検査体制の強化を図ってまいります。また現在、感染症の診察にも対応した常設の発熱外来診察室の建設を３月末の竣工に向け急ピッチで進めており、新年度も引き続き県や亀山医師会等と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努め、地域医療を担う自治体病院としての役割を果たしてまいります。さらには、来る４月からは、眼科の診療を週３回から４回に増やし、診療体制の充実を図るとともに医療提供サービスの向上に努めてまいります。

また、地方税法の一部改正により、令和４年４月１日から国民健康保険制度において、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険税を減額することといたします。そのため、本議会に関係条例の一部改正について提案いたしております。

次に、地域福祉力の向上につきましては、本年度策定を予定しております第２次亀山市地域福祉計画（後期計画）に基づき、「ともに支え合いともに暮らせるふくしのまちづくり」の実現に向けて、新たに社会福祉法に位置づけられた相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援などを一体的に行う重層的支援体制の構築や、ひきこもり、成年後見などの喫緊の福祉的課題に係る取組を進めてまいります。

また、生活困窮者自立支援事業により、引き続き、自立相談支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金支給事業の各事業を展開し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済的困窮に陥った方々などの生活困窮者への支援を行い自立の促進を図るとともに、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化に努めてまいります。

さらに、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業につきましては、申請期間が本年９月末となっておりますことから、引き続き当該事業の周知に努め、支給対象世帯への支援を行ってまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、基幹型地域包括支援センター及び２か所の地域包括支援センターを設置したことにより、市民の皆様への広報活動、高齢者への支援体制、関係団体や医療・介護の関係者との連携体制の強化を図り、これまで構築してきた地域包括ケアシステムのさらなる推進に努めているところであります。人生１００年時代を見据え、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと過ごすことができるよう、高齢者を取り巻くあらゆる主体と連携し、高齢者の支援強化に努め、地域での見守りや支え合いの体制の構築、定着を図るとともに、地域での仲間づくりや生きがいづくりを推進してまいります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、本年度中間見直しを予定しております第２次亀山市障がい者福祉計画に基づき、「障がい者が生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまちづくり」の実現に向けて取組を進めてまいります。こうした中、地域における総合支援の中核的な役割を担う障害者総合相談支援センターあいにつきましては、その機能強化に向けた検討を進めながら、地域の相談支援体制の充実を図り、障がい者の自立と社会参加の促進に努めてまいります。

なお、障がい者医療費助成事業などの福祉医療費助成制度につきましては、限られた財源で事業を持続的に運営していく必要がございますことから、市単独事業として実施しております入院時食事療養費の助成を令和４年９月から廃止するため、本議会に関係条例の改正について提案いたしております。また、障がい者医療費助成制度につきましては、県制度に合わせた所得制限を導入するため、規則の改正を予定いたしております。

次いで、文化芸術の推進につきましては、昨年１２月に制定いたしました亀山市文化芸術基本条例及び本年度策定を予定しております亀山市文化芸術推進基本計画に基づき、文化芸術を担う人材の育成や観光、まちづくりなど関係分野との一層の連携等を推進してまいります。また、本年１０月に開催を予定しております、商店街及び文化財等を活用した新たな文化芸術の創造に寄与する現代アートの祭典「亀山トリエンナーレ２０２２」を支援してまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、本年度策定を予定しております第３次亀山市スポーツ推進計画に基づき、地域スポーツコミッションやスポーツツーリズムの視点を取り入れながら地域経済や観光との連携を図るとともに、本年４月の組織・機構改革により、スポーツの推進に関する事務を健康福祉部において分掌させた上で、健康増進や介護予防等との連携等を一層推進してまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」について、ご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、本市の立地特性や交通アクセスのよさ、自然災害への強さなどを生かし、残りわずかとなりました民間産業団地亀山・関テクノヒルズへの企業立地に向け、開発主体や県と連携を図るとともに、産業振興奨励制度を活用しながら、積極的な企業誘致活動を展開してまいります。さらに、今後は工業用地への水の安定供給に関する調査結果を基に、新たな産業団地の開発に向けた検討を進めてまいります。

なお、令和４年３月で終期を迎える産業振興奨励制度を延長するため、本議会に関係条例の改正について提案いたしております。

一方、本市に進出決定をいただいた企業の円滑な操業開始に向け、支援を行うとともに、コロナ禍で雇用の維持及び確保が厳しい市内企業に対して、亀山市雇用対策協議会、ハローワーク鈴鹿、亀山商工会議所等の関係機関と連携し、雇用確保に向けた支援を実施してまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化につきましては、亀山商工会議所と連携を図りながら、引き続き創業セミナーの開催や空き店舗等活用支援事業補助制度の運用により、創業を志す若者や女性等を支援し、にぎわいのある商業地域の形成を進めてまいります。

また、本市の特産品等を市内外に戦略的に発信する亀山ブランドにつきましては、本年度初認定した１０事業者１７品目を中心に、新たな組織体制の下、観光戦略とも連携しながら展開してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る地域経済の支援につきましては、今後も地域経済への影響を注視しながら、地方創生臨時交付金の活用を含め、国・県とも連携しつつ取組を進めてまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、県やＪＡ鈴鹿等と連携し、認定農業者等への利用集積を推進するとともに、担い手農家や営農組合、新規就農者等への取組を支援し、農業生産力・経営力の向上を図り、農業経営の安定化に努めてまいります。

また、豚熱（ＣＳＦ）、鳥インフルエンザ等の感染予防対策につきましては、引き続き三重県や関係機関と連携し、対策を講じてまいります。

さらに、林業の振興につきましても、県や鈴鹿森林組合等と連携し、林業経営の安定化に向けまして、林業事業体の木材生産の向上のため、引き続き林業事業体による施業集約化、利用間伐など林業生産活動を支援してまいりますとともに、地域材の利用促進に努めてまいります。

次に、まちづくり観光の活性化につきましては、地域資源を生かした持続可能な観光政策の推進を図るため、亀山７座トレイル整備・活用推進事業により、亀山７座の魅力を体験していただくトレッキングイベント等を通じて、鈴鹿川等源流域における自然のすばらしさを発信するとともに、市民の７座登山クラブの結成支援など、さらなるエコツーリズムの推進を図ってまいります。また、本市の新たな観光資源の掘り起こしや、関宿を中心とした観光地の魅力を効果的に情報発信し、訪問者との交流促進を進めてまいります。

さらに、まちづくり観光を支える人材と組織の育成・確保を図るため、まちづくり観光のコーディネーターである亀山市観光協会に対し、引き続き観光イベントの開催、ホームページでの観光情報発信、フィルムコミッションのロケ誘致等について支援を行ってまいります。

一方、快適に滞在できる受入れ環境の充実として、旧国民宿舎関ロッジにつきましては、本年度末で定期建物賃貸借契約が期間満了を迎えますが、現契約者から令和７年３月末までの３年間の再契約の申出を受けましたことから、引き続き関宿等への訪問客の宿泊施設として、順調な運営が進むことを期待するところでございます。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線市内停車駅誘致の推進につきましては、県及び県内全市町等で構成するリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、本市が県内唯一のリニア県内駅位置候補と決定され、四半世紀以上にわたる本市の駅誘致活動も新たな局面を迎えております。昨年秋には、当同盟会に対し本市から駅候補地案を提案いたしましたので、それらの分析・評価等も踏まえ、新年度には駅候補地が決議される予定であります。また、今月８

日には、リニア開業を見据えた地域づくりを進めることを目的に、県において知事を本部長とするリニア推進本部が設置されました。こうした状況を踏まえつつ、新年度は本年度から実施しておりますリニア駅を生かしたまちづくりの可能性に関する調査の取りまとめを行うとともに、県等関係団体との連携を強めながら、駅誘致に向けたさらなる機運醸成に取り組んでまいります。

また、産業振興や災害時の道路機能・高速道路ネットワーク網の強化を図る上で重要な路線である、地域高規格道路「鈴鹿亀山道路」につきましては、昨年２月に県において都市計画決定が行われましたので、関係市町等で組織する鈴鹿亀山道路建設促進期成同盟会を通じ、早期事業化の促進を一層図ってまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」について、ご説明申し上げます。

まず、安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進のうち、本年度実施設計を行っております和田保育園保育室増設事業につきましては、現在進めております実施設計に基づき、新年度において園舎増築工事を進めてまいります。引き続き、就学前教育・保育施設の再編方針に沿った事業化の検討を行い、待機児童の解消に向けた就学前教育・保育施設の受入れ機能の強化に取り組んでまいります。

このほか、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、衛生資材の調達などの支援に加え、業務負担の増加している保育士等の処遇改善を図るため、新たに民間保育所に対し国の補助金を財源とした補助金を交付することとし、引き続き園児や職員が安心して過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。

ところで、国の令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては、児童手当の仕組みを活用し、昨年末から迅速に支給したことで、先月末現在では、約９４％の支給率となっております。こうした中、この給付事業は給付金の支給日に対象児童の養育者になっているにもかかわらず、基準日以降の離婚等により給付金を受け取ることができない場合がありましたが、国においてその是正がされましたので、本市におきましても、そうした子育て世帯に対し、速やかに給付金を給付してまいります。

一方、地域子育て支援センターが未就園児やその保護者にとって、つながりを持てる貴重な場所であり続けられるよう、感染予防対策等の徹底を図りながら、その機能維持に努めてまいりますほか、亀山子育てＬＩＮＥの充実など、子育て世帯への情報発信により、子育てが孤立しない環境づくりに取り組んでまいります。

また、子ども総合相談につきましては、引き続き子ども家庭総合支援拠点として、虐待対応や家庭支援のため、専門スタッフによる相談体制の下で、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携しながら、ワンストップの適切な対応に努めてまいります。また、子育て世代包括支援事業を通じて、コロナ禍における子育て家庭の孤立や不安を防ぐため、各関係機関と連携し、不安を抱える妊婦や乳幼児、そのご家族に寄り添った丁寧な対応を心がけ、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない包括的な支援を行うことで、子育ての希望をつなぐ支援の充実を図ってまいります。

さらに、発達等に配慮を必要とする子供への支援につきましては、本年度研修派遣しているみえ発達障がい支援システムアドバイザーなどの専門スタッフによる体制の下で、集団療育や保育所等への指導・助言などを行うとともに、医療法人社団主体会小山田記念温泉病院との協定に基づく、子育て支援に関する連携・協力体制（略称ＫＵＫＳ）などの関係機関と連携を図りながら、切れ目

のない適切な支援に取り組んでまいります。

また、放課後児童クラブ事業につきましては、新年度から民間事業者により整備される２支援単位を加えた２５施設の放課後児童クラブを運営する指定管理者や地域組織等への運営支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策等で負担の増加している放課後児童クラブ職員の処遇改善に取り組み、子供の居場所づくりを推進してまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」について、ご説明申し上げます。

コロナ禍で人とのつながりや交流の大切さが再認識される中、まず自立した地域まちづくり活動の促進につきましては、地域まちづくり計画に基づく地域が主体となった活動を促進するため、引き続き地域まちづくり協議会へ地域予算制度による財政的支援及び人的支援を行うとともに、地域活動の担い手の発掘・育成を目指した研修等も開催してまいります。また、地域まちづくり協議会の運営を円滑に行うことができるよう、事務局研修会の充実を図るなど、地域まちづくり協議会の組織強化の支援及び地域と行政の協働によるまちづくりを推進してまいります。

次に、市民参画・交流活動の促進と協働の推進につきましては、協働事業提案制度に基づく市民提案３件の協働事業を進めるとともに、市民への周知や協働に関する職員研修等を行い、多様な主体との協働によるまちづくりを進めてまいります。また、市民活動応援制度の周知等により市民活動応援券の活用促進を図るとともに、当制度の検証を行い、市民活動の活性化につなげてまいります。

次いで、移住・定住の促進につきましては、コロナ禍により都市圏から地方への人の流れが生まれつつある中、インターネット等を活用し首都圏等において本市への移住のＰＲに努めるとともに、移住フェアや県と連携した移住相談会、本市での生活体験などを通じて、本市での暮らしの魅力を発信してまいりますほか、子育て環境など本市の良質な都市イメージをシティプロモーションすることにより、関係人口へのきっかけづくりや本市が移住先として選ばれるよう取り組んでまいります。

次に、人権の尊重とダイバーシティー社会の推進につきましては、人権尊重のまちづくりに向け、市民の人権意識の高揚を図るとともに、法務局等の関係機関と連携した相談支援体制の充実に取り組んでまいります。また、男女共同参画の推進を図るため、本年度策定を予定しております第４次亀山市男女共同参画基本計画に基づき、講演会の開催等を通じて、男女共同参画意識の高揚に努めてまいります。

続きまして、「行政経営」について、ご説明申し上げます。

まず、組織力の強化と働き方改革の推進につきましては、本年４月に組織・機構改革を実施し、現組織の部・課・グループの３層体制を維持しつつ、迅速かつ効果的な施策の推進とさらなる市民サービスの向上を図る組織体制を構築してまいります。これに伴う人事異動等により、市民サービスに支障を来すことがないよう、市広報や市ホームページによる市民への事前周知や庁舎内表示の変更など、諸準備に万全を期してまいります。

一方、コロナ禍において行政サービスを維持していくためには、市職員の感染防止対策の徹底が不可欠となります。そこで、これまでも取り組んでまいりました勤務時間の弾力化制度やテレワーク等の活用により、職場における接触機会の低減を図りながら業務の継続に努めるとともに、それらも契機とした職員の働き方改革を進めてまいります。

次に、財産・情報の適正な管理・活用につきましては、公有財産の適切な管理を図るため、現図書館施設や市営住宅の用途廃止後の有効活用等について検討を行ってまいります。

また、新庁舎の整備につきましては、ポストコロナ時代における行政サービスの在り方も見据えながら、現在、亀山市新庁舎整備基本計画の中間案の見直しを行っているところでございます。今後、次代にふさわしい庁舎の規模や機能の検討等を行い、令和４年度末の策定に向け進めてまいります。

次いで、行政ＤＸの推進につきましては、コロナ禍を契機にデジタル変革（ＤＸ、デジタルトランスフォーメーション）の重要性が社会全体で高まる中、現在の亀山市ＩＣＴ利活用計画を発展させ、新たに亀山市行政ＤＸ推進計画を策定し、ＡＩ・ＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）等のデジタル技術を積極的に活用した業務改革（ＢＰＲ、ビジネスプロセス・リエンジニアリング）を進め、効率的・効果的な行政サービスを提供するスマート自治体への転換を目指してまいります。

一方、国は、本年６月頃からマイナンバーカードの保険証利用申込みや公金受取口座の登録を行った方を対象に、マイナポイントの付与を予定いたしております。こうした中、本市といたしましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防対策を十分に講じた上で出張申請活動を積極的に実施し、マイナンバーカードの取得促進に努めるとともに、マイナンバーカードを用いたオンライン申請の拡充を進めてまいります。

次に、持続性を保つ健全な財政運営につきましては、新年度は第３次亀山市行財政改革大綱の前期実施計画の最終年度となりますことから、当該計画に掲げた１５の重点方針の必達に向け、鋭意取り組んでまいります。

また、市税の適正な評価と公平・公正な課税に努めるとともに、デジタル社会に対応した預金照会の電子化等により、収納率の向上に努めてまいります。

このほか、企業立地の促進や亀山ブランドと連動したふるさと納税の取組を推進するなど、多様な手法による安定した財源の確保に努めてまいります。

ところで、後期基本計画の策定につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、これまでの対面での会議方式を変更した上で、先般、亀山市総合計画審議会に計画案の諮問を行い、現在審議が進められているところでございます。今後は、当該審議会からの答申も踏まえ、本年度中には最終案を取りまとめ、議会へご説明申し上げたいと存じております。その後、パブリックコメントの実施等を経まして、令和４年６月定例会において関係議案を提出できるよう庁内連携の下、鋭意取組を進めてまいります。

一方、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定につきましては、人口減少対策の観点から後期基本計画と整合を図る必要がございますので、当該計画の策定と合わせて進めてまいります。

また、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

なお、昨年１１月１１日から本年２月１０日までの一般会計及び各特別会計に係る３，０００万円以上１億５，０００万円未満の工事請負契約は、別紙のとおりでございましたのでご高覧賜りたいと存じます。

結びに、私たちは今、大きな変化の時代に生きております。未曽有の感染症や自然災害のショッ

クなど社会の環境変化や予期せぬストレスに直面しても、素早く適応し乗り越えられるような強靭さが不可欠だと痛感しております。

令和４年度、コロナ禍を克服し誰もがより健やかで心豊かに生活できる、活力ある持続可能な「緑の健都　かめやま」の実現へ、しなやかな挑戦を進めてまいります。市議会の皆様、市民の皆様の深いご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中﨑孝彦君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１１時００分　休憩）

（午前１１時０８分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第５、令和４年度教育行政一般方針の説明を行います。

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

令和４年亀山市議会３月定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ､議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢でありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大はいまだに収束せず、新たな変異株の出現とともに感染者数が増加するなど、学校教育にも大きな影響を及ぼしています。そのような中、今後、義務教育の学級上限人数の引下げや教職員の働き方改革、ＧＩＧＡスクール構想の推進、デジタル教科書の普及促進等、教育を取り巻く環境が大きく変化することが想定され、国の動向を注視する必要があります。

また、文部科学省は教職員の指導力向上に向けて、小学校高学年における教科担任制の導入を推奨し、算数や理科に加え、外国語、体育において専門性の高い指導により、児童の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図るよう求めています。

一方、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も６０歳から６５歳まで２年に１歳ずつ段階的に引き上げられる見込みとなりました。近年、教職員の若年化が急速に進んでいるところでありますが、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその技術や経験等を継承していくことが必要となっています。

次に、県の情勢でありますが、県の新年度予算案では、教育を取り巻く社会情勢の変化や課題に的確に対応するための事業等が盛り込まれており、学習端末を効果的に活用したモデル校実践や、国語、算数・数学のワークシートを学習端末に提供するなど、教育の情報化を進める事業を行うこととしています。

また、不登校やいじめ等の対応におきまして、相談支援や心のケアを行うためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配当時間拡充、学校における感染防止対策や教員の支援を行うスクール・サポート・スタッフの公立学校全校配置を行うなど、学校の支援体制の充実も計画されているところであります。

加えて、教職員の働き方改革といたしましては、働き方の選択肢を増やす取組として、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行い、１年単位の変形労働時間導入を可能としているところであります。

こうした国や県の動向・施策を見極めつつ、教育委員会といたしましては、亀山市教育大綱の基本理念等を念頭に置きつつ、亀山市学校教育ビジョン及び亀山市生涯学習計画の目標実現に向けた具体的な実践を着実に推進してまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取組及び事業計画についてご説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症関係ですが、今後におきましても感染防止対策を適切に行いつつ、教育の継続に努めてまいります。

コロナ禍における授業や行事の進め方としまして、１人１台端末を活用し、オンライン授業の配信やデジタル教材の利用、リモートによる交流活動等、今までに学校が培ってきた新たな学びの工夫を積極的に推進してまいります。

続きまして、学校教育関係についてご説明申し上げます。

本市における学校教育の基本理念や施策の方向性を示す本年度中に策定予定の亀山市学校教育ビジョンについては、社会の変化を前向きに受け止め、自らの可能性を広げることができるよう、目指す子ども像を、可能性に挑み人とつながり未来を創る「亀山っ子」と設定しました。新年度以降、その進捗状況に留意し、目標達成に向けて地域・保護者・学校と連携し、子供の成長支援を進めてまいります。

次に、教職員の研修関係につきましては、教育現場の教育力の向上を目指して、令和４年度亀山市教育関係職員の研修方針を定め、ＩＣＴの活用、個々の専門性と指導力の向上、管理職のマネジメント能力の向上等を図るため、より効果的な研修ができるよう講座構築いたします。

次いで、学校体制の充実につきましては、新年度から本市独自に学校経営支援員を新たに設け、複雑化、多様化する学校運営や個々の学校の課題、地域連携の在り方等について管理職をはじめとする教職員等にアドバイスを行うとともに、時間外労働時間縮減や学力向上の取組等に対する支援を行ってまいります。また、少人数教育推進事業では、３５人を超える過密学級の解消や習熟度別指導等によるきめ細かな教育の推進に努めてまいります。

次いで、教職員の働き方改革につきまして、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員や学校ボランティア等、外部人材の積極的な活用や夏季や年末年始における学校閉校日の設定、ＩＣＴ活用による校務の効率化等を進め、引き続き時間外労働時間削減に向けた取組を行ってまいります。

次に、コミュニティ・スクールにつきましては、本年度から市内全ての小・中学校に学校運営協議会が設置されましたが、地域とともにある学校づくりの実現を目指し、各校の交流や取組の情報交換等を行い、地域の特色を生かした魅力ある学校づくりを一層推進してまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、学力の向上につきましては、児童・生徒一人一人の確かな学力の向上を目指して、亀山市学力向上推進計画（第３版）に沿った実践を推進してまいりましたが、新年度が計画期間の最終年度となることから、現状の分析と結果検証等を行い、それらを基に次期計画の策定を進めてまいります。また、小学校国語の共通テストや中学校英語の外部試験を継続するとともに、中学校国語、英語についても共通テストを作成・実施し学力の向上を図ってまいります。

次に、体力の向上につきまして、去る１月に本年度の全国体力・運動能力・運動習慣調査の結果がまとまり、本市の小学生、中学生の運動能力は男女ともに全国及び県の数値を上回る結果となりました。引き続き、体を動かすことが楽しいと感じられるような工夫や運動量の確保に留意した体育の授業改善等を進めるとともに、１学校（園）１運動プロジェクト等、日常における運動習慣づくりに取り組んでまいります。

次いで、特別支援教育の充実につきましては、個の学び支援事業において多様な特性を持つ子供たちへの支援や、医療的ケアが必要な子供に対する専門的なケアができるよう人的な配置を行うとともに、学ぶ楽しさ、分かる喜びを実感できるよう、授業の工夫やＩＣＴの活用等を進めてまいります。

次に、外国人児童・生徒教育の推進につきましては、来日間もない子供の初期適応教室「レインボー」を亀山西小学校に開設して日常会話等の支援を行うとともに、小学校入学前のプレスクールや高校進学に向けた進路ガイダンス「学校に行こう」を実施いたします。

次いで、豊かな心を育む教育につきましては、学校運営協議会等と連携して地域の教育資源や特徴を生かした地域学習を実践するとともに、歴史博物館や文化会館等の協力により、これまでの体験活動の場を一層工夫した実践を進めてまいります。

次に、学校図書館関係につきましては、市立図書館との連携を進め、学校図書館活用アドバイザーと学校司書が中心となって読書環境を整えるとともに、かめやましファミリー読書リレーやかめやま読書チャレンジ等の取組を通して、子供たちの読書習慣の定着を図ります。

次いで、自主教材の作成につきまして、市内に残る戦争遺跡の教材化が市民協働提案制度によって提案され、採択されました。新年度に市民と教育委員会、教職員が協力して地域に残る戦争遺跡や証言等の教材作成を行い、市内小・中学校において総合的な学習の時間や社会科等で活用していくこととします。

次に、情報教育につきましては、教育の情報化をさらに推進し、児童・生徒の学習への意欲・関心を高め、分かりやすい授業を実現するとともに、情報セキュリティーや情報モラル等、情報を活用する上で必要な知識、技能についても学ぶ機会を充実します。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の学びの継続や不登校児童・生徒の支援、１人１台端末を活用した授業の同時配信等、新しい学びの姿を積極的に推進してまいります。

次いで、個別の学習支援につきましては、経済的理由等で家庭での学習環境が整いにくい中学生を対象に学習教室を開催しておりますが、教室へ早めに慣れ親しんでいただくよう小学校６年生を対象とした教室体験を実施するなど、さらなる充実に努めてまいります。

次に、就学前教育の充実につきましては、小学校への接続を円滑に行い、学びと育ちの連続性・一貫性を図ることができるよう亀山市保幼認共通カリキュラムと亀山市保幼認小接続カリキュラムを本年度中に見直し、さらなる連携と実践を推進します。

次に、生徒指導につきましては、新たな不登校児童・生徒を生まない取組として、児童生徒理解・教育支援シートを有効に活用し、学校内や小・中学校間における個々の不登校児童・生徒に関する支援情報の共有を進めます。また、子供の支援や保護者相談等の場として、各学校での対応に加え、ふれあい教室やＮＰＯ法人と連携した居場所の提供等、きめ細かな対応に努めてまいります。

さらに、いじめ問題につきましては、亀山市いじめ防止基本方針の下、今後もいじめの実態を確

実に把握するとともに、チーム学校を機能させながら、未然防止や早期発見・早期対応に努め、各校でいじめを許さない仲間づくりを進めてまいります。また、亀山市いじめ問題対策連絡協議会や亀山市いじめ問題調査委員会等を設置し、市内小・中学校で起こったいじめ事案の早期解決に向けた連携や、いじめ事案に関する調査及び検証等適切な対応に努めてまいります。

最後に、他市との交流につきまして、新年度は姉妹都市である岡山県高梁市との交流として、亀山中学校の生徒が高梁中学校を訪問し、両市の友好関係を深める予定でございます。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

学校施設の計画的な環境整備について検討を行うとともに、亀山南小学校給食室トイレ改修工事や中部中学校非常階段修繕など、各学校施設の実情を見極め、必要に応じた工事・修繕を実施し、児童・生徒の学習環境の整備を進めてまいります。

また、本市独自の取組である通学路交通安全プログラムにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止や感染状況等に配慮しつつ、ＰＴＡや地域住民の皆様のご協力を得ながら、通学路の安全確保に努めてまいります。

続きまして、中学校給食関係についてご説明申し上げます。

中学校給食については、栄養管理された安心・安全な献立を提供するデリバリー給食を継続しつつ、全員喫食制の給食実施に向け、着実に取組を進めてまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

本市における生涯学習の基本的な方向性を示す、本年度中に策定予定の亀山市生涯学習計画につきましては、「豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流」を基本理念に、「『学び』の成果が生かされ、一人ひとりが輝く亀山市」を基本目標といたしました。一人一人の学びの成果が地域社会に生かされ地域全体を高めていく生涯学習社会の実現に向け、開講から４年目を迎える「かめやま人キャンパス」と中央公民館講座を中心に様々な学びを提供してまいります。

次に、家庭教育の支援については、子育て家庭に向けた応援メッセージである「かめやまお茶の間１０選（実践）」の浸透・定着を図るとともに、これまでご家庭で取り組まれた実践事例をホームページなどで紹介してまいります。

また、放課後子ども教室については、地域の方の参画を得て、子供たちが様々な体験や地域交流ができる居場所づくりを進めてまいります。

次いで、図書館整備事業につきましては、令和５年１月２６日の開館に向け、亀山駅周辺整備事業との緊密な連携の下、新図書館の建設工事及び家具工事を着実に進めてまいります。また、管理運営体制を整えるとともに、蔵書の整理や充実、図書館サービスの向上や業務の効率化を図るためのＩＣタグシステムの導入や図書館関連備品の購入など開館準備を計画的に進めてまいります。さらには、地域や学校とのさらなる連携づくりを進め、図書館フォーラムを開催するなど新図書館開館に向けての機運を高めるとともに、ニュースレターの発行など多様な形で情報発信に努めてまいります。なお、亀山市立図書館条例の改正議案を本議会に提案させていただいております。

現市立図書館につきましては、本年度中に策定予定の第４次亀山市子どもの読書活動推進計画により、新図書館開館を見据えた子供の読書活動の推進に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症の感染対策を適切に行い、ボランティア団体と連携しながら市民の読書活動を支える取組を進めてまいります。

なお、成人式につきましては、本年４月１日から改正民法が施行され、成年年齢が二十歳から１８歳に引き下げられますが、これまでどおり二十歳を対象とした「亀山市二十歳の集い」に名称を変更して実施いたします。

最後に、教育に関する情報発信といたしまして、市広報に「かめやま教育通信」を掲載するなど、市民の皆様が子供たちの成長に関心を持っていただけるよう積極的に発信してまいります。

以上、令和４年度教育行政の方針についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中﨑孝彦君）

教育長の教育行政一般方針の説明は終わりました。

次に日程第６、議案第２号から日程第２８、議案第２４号までの２３件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第２号亀山市立図書館条例の全部改正についてでございますが、平成２９年７月策定の亀山市立図書館整備基本構想において、本来の図書館機能と併せて読書活動と市民の交流による地域づくりの役割を担う図書館は、亀山市の中心的都市機能の再構築を図る亀山駅前再開発事業と合致する施設であることから、図書館を亀山駅前へ移転整備することといたしました。

この基本構想を踏まえて、亀山市立図書館整備推進委員会や図書館市民ワークショップなどでの検討を重ねて、平成３０年５月に亀山市立図書館整備基本計画を策定し、ＪＲ亀山駅周辺整備事業と緊密な連携の下、新しい図書館の整備を進めてきたところでございます。このことから、令和５年開館に向けた新しい図書館の整備に伴い、本条例を全部改正するものでございます。

改正内容は、１つ目といたしまして、「学びの場からつながる場へ」を基本理念に、本と人とが出会い、人と人とがつながる場を提供し、もって市民の学びとまちづくりに寄与するため、図書館法第１０条の規定に基づき、亀山市立図書館を設置いたします。

次に、２つ目といたしまして、図書館の名称及び位置を定めることといたします。

次に、３つ目といたしまして、図書館が行う事業について定めることといたします。

４つ目といたしまして、図書館に館長及び司書、事務職員その他必要な職員を置くことといたします。

５つ目といたしまして、法第１４条第１項の規定に基づき、図書館に亀山市図書館協議会を置き、協議会の委員の委嘱基準、定数及び任期を定めることといたします。

６つ目といたしまして、図書館の地下駐車場について、近隣の民間駐車場の使用料との均衡及び図書館の適正な利用のため、普通自動車１台当たりの使用料を定めることといたします。

７つ目といたしまして、図書館の利用者、その他の関係者に対する図書館の管理上必要な指示について定めることといたします。

８つ目といたしまして、図書館の施設を損傷し、または滅失した者に対する損害賠償の義務について定めることといたします。

９つ目といたしまして、図書館の管理上支障があると認められる者に対する入館の制限について

定めることといたします。

１０番目といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることといたします。

なお、施行日は、令和５年１月２６日とし、この条例の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、令和７年３月３１日までとする経過措置を設けます。

また、附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、協議会の委員の報酬及び旅費を定めます。

次に、議案第３号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございますが、令和４年１０月から後期高齢者医療の窓口における負担割合が見直され、負担割合が１割となっている者のうち一定以上の所得がある者については、負担割合が２割となることから、福祉医療費助成制度における心身障がい者に対する医療費助成額が大幅に増えることが見込まれます。福祉医療費助成制度については、限られた財源で事業を持続的に運営していく必要があることから、次の年度更新月である令和４年９月から、市の単独事業として実施している入院時食事療養費の助成を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

また、療養病床に入院したときの入院時生活療養費については、入院時食事療養費に相当する費用を含んでいることから福祉医療費助成の対象となる医療に関する給付に加えているものであるため、入院時食事療養費の助成の廃止に伴い、併せて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、福祉医療費助成の対象となる医療に関する給付から、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を削ることといたします。

なお、施行日は令和４年９月１日とし、施行日前に受けた医療については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

次に、議案第４号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部が改正され、令和４年４月１日から国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、１つ目といたしまして、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児である被保険者がある場合において当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額する額は、政令で定める基準に従い、当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額といたします。

次に、２つ目といたしまして、地方税法の一部改正等に伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は、公布の日といたします。ただし、世帯内に未就学児である被保険者がある場合における被保険者均等割額の減額に係る規定の施行日は、令和４年４月１日とし、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

次に、議案第５号亀山市産業振興条例の一部改正についてでございますが、本条例に基づく奨励制度は令和４年３月末に終期を迎えますが、地域経済を活性化し、就労の場や財源を確保するために引き続き新規産業の創出や既存企業の新規設備投資による産業立地の促進を図る必要があることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等による企業立地を取り巻く環境変化を踏まえ

た見直しを行った上、当該奨励制度の終期を延長するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、１つ目といたしまして、企業立地奨励金の額の算定に含まれる事業者が事業所の立地等に伴い新たに取得した施設等には、操業を開始した日前３年以内に取得した土地を含みますが、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、市長が必要と認める期間以内に取得した土地を含むものといたします。

次に、２つ目といたしまして、本条例の終期を延長し、令和８年３月３１日までといたします。また、本条例の失効前に土地を取得している事業者に係る奨励措置については、本条例の失効後においても、本条例の効力を有するものといたします。

なお、施行日は、公布の日といたします。ただし、企業立地奨励金の額の算定に含まれる土地の取得期間に関する改正規定の施行日は、令和４年４月１日といたします。

次に、議案第６号亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございますが、水道事業等企業職員の給与の種類及び基準については、亀山市職員給与条例の適用を受ける職員と同様の取扱いとしています。

こうした中、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額及びその支給方法については、亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を制定して規定したことから、会計年度任用職員として任用される水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

また、会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する規定を整備するに当たり、単純労務職員として任用される水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する規定についても整備することとしたため、併せて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、１つ目といたしまして、会計年度任用職員の給与の種類は、給料並びに通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当とし、これらの基準はそれぞれ会計年度任用職員報酬等条例の規定によることといたします。

次に、２つ目といたしまして、単純労務職員の給与の種類及び基準は、亀山市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員の例によることといたします。

なお、施行日は令和４年４月１日とし、施行日の前日までの勤務について支給された会計年度任用職員または単純労務職員の給与は、改正後の相当規定により支給された給与とみなすことといたします。

次に、議案第７号亀山市消防団条例の一部改正についてでございますが、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることから、国において非常勤消防団員の報酬等の基準が定められるとともに、市町村にあっては、当該基準を踏まえた消防団員の報酬等の見直しを検討するよう消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により通知がありました。

消防団員の報酬等については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものと規定されています。

これらのことから、令和４年４月１日から適用される当該基準を踏まえ、消防団員が出動、訓練その他の活動に従事した場合に支給している費用弁償の取扱いについて見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、消防庁長官からの通知に基づき、消防団員が出動、訓練その他の活動に従事した場合には、当該活動に応じた報酬を支給するとともに、当該活動に対する実費弁償については、その額を見直した上で当該報酬とは別に支給することといたします。

なお、施行日は、令和４年４月１日といたします。

次に、議案第８号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和２年６月５日に公布され、独立行政法人福祉医療機構が行う厚生年金制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保とした小口の資金の貸付けは、令和４年４月１日から廃止されることとなりました。

このことから、株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫が行う恩給・共済年金担保融資についても、軍人恩給等を担保とする場合を除いて、令和４年４月１日から廃止されることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、非常勤消防団員または非常勤水防団員に係る損害補償を受ける権利を保護する規定について、当該権利を株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に担保に供することを例外として可能とする規定を削除いたします。

なお、施行日は、令和４年４月１日とし、現に担保されている傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、施行日以降も、なお従前の例により担保に供することができるとする経過措置を設けます。

○議長（中﨑孝彦君）

説明の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午前１１時４７分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き提案理由の説明をお願いします。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中に引き続き、提案理由の説明を申し上げます。

議案第９号令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ８１５万1,０００円を追加し、補正後の予算総額を２５６億2,１５１万7,０００円といたしております。

今回の補正につきましては、各費目にわたり決算見込額を調整の上、計上しましたことから減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、繰越明許費補正につきましては、総合計画策定事業など年度内に完成が見込めない９事業について繰越明許費の追加を、また道路橋梁費の耐震化補強事業について、契約額の確定により限度額の変更をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、新庁舎建設基本計画策定支援業務委託料について、契

約期間を令和４年度末まで延長するため追加を、また契約額の確定により市税クレジット収納代行業務委託料について限度額の変更をいたしております。

次に、地方債補正につきましては、地域活性化事業など２事業を追加し、一般廃棄物処理施設整備事業など３事業について、事業費の確定などに伴い変更いたしております。

続きまして、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、一般職員の退職手当を増額し、民生費につきましては、民間保育所保育士等の処遇改善事業費補助金を計上するほか、子育て世帯生活支援特別給付費について決算見込みによる減額をいたしております。

農林水産業費につきましては、団体営ため池等整備事業について国の事業費の追加配分により増額し、商工費につきましては、経済対策支援事業について決算見込みにより減額いたしております。

土木費につきましては、舗装老朽化対策事業について、国の交付金の額の確定により減額を、橋梁長寿命化修繕事業について、国の事業費の追加配分により増額し、公共下水道事業会計の補正予算に伴い繰出金を減額いたしております。

教育費につきましては、図書館整備事業について国補助金の事業費調整により増額し、国民体育大会開催事業費の精算により減額をいたしております。

公債費につきましては、利子償還金を減額し、諸支出金につきましては、減債基金積立金及び庁舎建設基金積立金を増額いたしております。

続きまして、歳入の主な補正内容をご説明申し上げます。

地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付により増額し、国庫支出金につきましては、地方創生臨時交付金について交付限度額の追加により増額し、セーフティネット強化等交付金について低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の決算見込みにより減額し、また都市構造再編集中支援事業費補助金の事業費調整により増額いたしております。

県支出金につきましては、団体営ため池等整備事業補助金の追加配分により増額し、三重とこわか国体運営交付金について事業費精算により減額いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整として財政調整基金繰入金を減額し、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金を増額いたしております。

諸収入につきましては、広域連合委託金を減額し、市債につきましては、事業費の増額に伴い図書館整備事業債を増額計上いたしております。

次に、議案第１０号令和３年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ３，４３８万７，０００円を追加し、補正後の予算総額を４６億６，０２１万２，０００円といたしております。

主な補正内容は、歳出において、一般被保険者療養給付費を増額し、それに伴い、歳入において、県補助金を増額いたしております。

次に、議案第１１号令和３年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ３，１０８万円を追加し、補正後の予算総額を１０億９，５４６万９，０００円といたしております。

主な補正内容は、令和２年度療養給付費市町負担金の精算に伴い、歳入において、後期高齢者医療広域連合からの返還金を増額し、歳出において、一般会計への繰出金を増額いたしております。

次に、議案第１２号令和３年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、処理施設維持管理費など年度内に完成が見込めない２事業について繰越明許費の追加をいたしております。

次に、議案第１３号令和３年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費のうち工事請負費の確定により１，５２６万円を減額し、補正後の予定額を６億１，０８４万円といたしております。

次に、議案第１４号令和３年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、主な補正内容は、流域下水道維持管理負担金の精算等により、収益的収入及び支出を５，３００万円減額し、補正後の予定額を、収益的収入は１０億３，７２０万円、収益的支出は１０億２，９４０万円といたしております。

また、資本的収入において、受益者負担金の収入見込みの増加に伴い受益者負担金を３，１１０万円増額し、企業債を８，８１０万円減額いたしております。

次に、議案第１５号令和３年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費のうち工事請負費の確定等により２，０４２万６，０００円を減額し、補正後の予定額を１億６，９４７万４，０００円といたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計及び特別会計並びに各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和４年度の一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の当初予算につきましては、第２次総合計画後期基本計画の計画策定を３か月延伸することに伴い、後期基本計画の策定前に予算編成を行うため、継続的に実施する主要事業に係る投資的経費や標準予算の事業経費を軸に予算計上いたしました。

まず、議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は２２０億７，７００万円で、前年度当初予算に比べて１０億１，６００万円、４．４％の減といたしております。

初めに歳入でございますが、市税につきましては、法人市民税が増収となる一方で、個人市民税や固定資産税の減収などにより、前年度比で１億円、１．０％減となる９９億１，８４０万円を計上いたしました。

次に、地方交付税につきましては、前年度比で６７．２％増の２４億４，０００万円を計上いたしました。

次に、国庫支出金につきましては、亀山駅周辺整備事業に係る社会資本整備総合交付金や新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費負担金の減などにより、前年度比で１４．０％減の３１億８，１２２万２，０００円を計上いたしました。

これらのことから、繰入金につきましては、財政調整基金から前年度比１億２００万円減となる７億９，０００万円などの繰入れを行い財源といたしております。

次に、市債につきましては、普通交付税から振り替えられる臨時財政対策債４億３，０００万円のほか、亀山駅周辺整備事業に係る都市計画事業債の減などにより、前年度比で１４億１，０５０

万円、５２．５％減の１２億７，６１０万円を計上いたしました。

続きまして、歳出でございますが、市民生活を支える民生費では、障がい者（児）自立支援事業や保育所増築事業などにより７４億７，６８７万７，０００円の過去最高額を計上し、教育費では新図書館整備事業や図書館一般管理費などにより前年度比４．１％の増額となった一方で、総務費では退職手当等の減などにより前年度比６．４％の減額、土木費では事業最終年度となる亀山駅周辺整備事業の減などにより前年度比２６．５％の減額となっております。

また、令和４年度に取り組む主な事業について、第２次総合計画の施策大綱別にご説明申し上げます。

初めに、「快適さを支える生活基盤の向上」に係る施策でございますが、亀山駅周辺整備事業につきましては、市街地再開発組合により２ブロックにおける施設建築物等の整備工事が順調に進められていることから、令和４年度の完成を目指し、引き続き当該組合への支援を行ってまいります。また、地域生活交通再編事業につきましては、自立した移動手段を持たない人などの公共交通アクセスを確保するため、バスや乗合タクシーを運行いたします。

次に、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」に係る施策でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、速やかな３回目のワクチン接種に努めるとともに、新図書館整備事業につきましては、令和５年１月２６日の開館を目指して、引き続き事業進捗を図るとともに、図書館フォーラムを開催し、開館に向けた機運を高めてまいります。

次に、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」に係る施策でございますが、産業振興条例に基づき、市内事業所の新設・増設を行った事業者に対し奨励金を交付いたします。また、リニア中央新幹線市内停車駅の実現に向け、誘致活動を展開するとともに、リニア駅を生かしたまちづくりの可能性に関する調査を引き続き実施いたします。

次に、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」に係る施策でございますが、待機児童対策として、和田保育園の保育室増築工事に着手するほか、放課後児童クラブ事業につきましては、令和４年度から新たに開設される２施設を加え、２５の放課後児童クラブを支援いたします。また、学校教育につきましては、ＧＩＧＡスクール構想による情報教育を推進いたします。

次に、「市民力・地域力の活性化」に係る施策でございますが、移住・交流促進アドバイザーの協力の下、本市への移住のＰＲに努めるほか、自立した地域まちづくり活動の促進のため地域まちづくり協議会の組織強化につながるよう、担い手育成研修の開催など引き続き支援をいたしてまいります。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、議案第１７号令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は４５億２，１４０万円で、前年度比２．６％の増といたしております。これは、保険給付費の増によるものでございます。

次に、議案第１８号令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は１０億８，１４０万円で、前年度比４．０％の増といたしております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

次に、議案第１９号令和４年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は１７億９，４８０万円で、前年度比２．１％の減といたしております。

主な事業といたしまして、資本的支出において、西町地内での基幹管路の耐震化や能褒野町などで配水管改良工事などを実施いたします。

次に、議案第２０号令和４年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は１億３，１５０万円で、前年度比３２．７％の増といたしております。主な事業としまして、資本的支出において、亀山・関テクノヒルズにおける工業用水配水管改良工事を実施いたします。

次に、議案第２１号令和４年度亀山市下水道事業会計予算についてでございますが、農業集落排水事業特別会計を企業会計へ移行し、公共下水道事業会計と統合して、令和４年度から下水道事業会計といたしており、予算につきましては、収益的支出及び資本的支出の合計額は３４億４，３６０万円で、前年度比３６．３％の増といたしております。主な事業といたしまして、資本的支出において、川崎町、能褒野町、阿野田町などで管渠布設工事及び舗装復旧工事を実施いたします。

次に、議案第２２号令和４年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は２１億７４０万円で、前年度比０．２％の増といたしております。主な事業といたしましては、汚水配管改修工事などを実施するほか、生体情報モニターなどの医療機器を購入いたします。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の令和４年度当初予算の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第２３号及び議案第２４号の市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である本町１７号線、阿野田３９号線の市道路線の認定につきまして、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中﨑孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和３年度各会計補正予算及び令和４年度各会計予算の補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、予算関係につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、令和３年度各会計補正予算についてでございますが、最初に議案第９号令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）について、補正予算書の４ページをご覧いただきたいと思います。

第２表　繰越明許費補正につきましては、総合計画策定事業など１０事業について、事業進捗や国の事業費の追加配分により年度内完了が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰越しを行うため、繰越明許費の追加及び変更をするものでございます。

次に、第３表　債務負担行為補正につきましては、新庁舎建設基本計画策定支援業務委託料について、計画策定を令和４年度末まで延長するため追加し、市税クレジット収納代行業務委託料について契約額の確定により、既に定めた債務負担行為期間及び限度額の変更をするものでございます。

次に５ページの第４表　地方債補正につきましては、地域活性化事業など２事業を追加するとともに、一般廃棄物処理施設整備事業など３事業について、事業費の確定などに伴い限度額を変更するものでございます。

次に、予算に関する説明書からご説明を申し上げますが、最終の補正でございますので、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が多くなっておりますので、ご理解賜りたく存じます。

最初に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

２５ページをご覧いただきたいと思います。

下段の第２款総務費、第１項総務管理費、一般職員人件費のうち、退職手当４，８５０万円につきましては、退職者４名分を増額いたしました。

次に、３１ページをお願いいたします。

上段の木造住宅補強事業６２１万６，０００円の減額につきましては、決算見込みにより住宅耐震補強事業補助金などを減額するほか、住宅除却事業補助金について増額いたしました。

次に、３３ページをご覧ください。

下段の第３項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業５６９万３，０００円の増額につきましては、令和３年度個人番号通知書・個人番号カード関連事務委託交付金の請求見込額が地方公共団体情報システム機構から通知されたことにより増額いたしました。

次に、４３ページをお願いいたします。

第３款民生費、第１項社会福祉費、中段の介護保険地域支援事業の総合事業１，５０２万１，０００円の減額につきましては、決算見込みにより減額いたしました。

次に、４５ページをお願いいたします。

第２項児童福祉費、中段の民間保育所補助費１，３５３万円の減額のうち、民間保育所保育士等処遇改善事業費補助金２７７万１，０００円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策等の業務負担が増加している保育士等の処遇改善を図るものであり、その他の補助金はそれぞれ決算見込みにより減額、下段の子育て世帯生活支援特別給付費２，５３５万円の減額につきましては、決算見込みにより減額いたしました。

次に、４７ページをお願いいたします。

上段の放課後児童クラブ運営費２５０万９，０００円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策等の負担が増加している放課後児童支援員等の処遇改善を図るものとして補助金などを増額いたしました。

次に、５１ページをお願いいたします。

第４款衛生費、第１項保健衛生費、中段の特定健康診査事業１，２６２万２，０００円、次のがん検診推進事業１，０８２万６，０００円、次の子育て世代包括支援事業６７７万円の減額につきましては、受診者等の減により減額いたしました。

次に、５９ページをお願いいたします。

第６款農林水産業費、第１項農林水産業費、上段の団体営ため池等整備事業３，０００万円につきましては、国の事業費の追加配分により増額いたしました。

次に、６１ページをお願いいたします。

第７款商工費、第１項商工費、中段の経済支援対策事業８，５４９万７，０００円の減額のうち、

助成金につきましては小規模事業者等感染防止対策費用助成事業、支援金につきましては販売促進事業者支援エールチケット事業のそれぞれ決算見込みにより減額いたしました。

次に、６３ページをお願いいたします。

第８款土木費、第２項道路橋梁費、中段の道路維持修繕費８００万円につきましては、雪氷対策業務委託料を増額し、６５ページ上段の舗装老朽化対策事業３，０００万円の減額は、川崎白木線舗装修繕工事における国の交付金の確定に伴い減額いたしました。

その下、橋梁長寿命化修繕事業１，５００万円につきましては、国の事業費の追加配分により増額し、６７ページ上段の第４項都市計画費、公共下水道事業繰出金４，１５０万円の減額につきましては、公共下水道事業会計の補正予算に伴い減額をいたしました。

次に、６９ページをお願いいたします。

第９款消防費、第１項消防費、上段の一般職員人件費２，５００万円につきましては、退職者１名分の退職手当を増額いたしました。

次に、７７ページをお願いいたします。

第１０款教育費、第５項社会教育費、中段の図書館整備事業６，５３３万６，０００円につきましては、都市構造再編集中支援事業補助金の事業費調整により保留床購入負担金を増額し、８１ページ上段の国民体育大会開催事業９，４９０万２，０００円の減額は、事業費の精算により減額いたしました。

次に、８３ページをお願いいたします。

下段の第１１款公債費、利子償還金２，９００万円の減額につきましては、令和２年度の繰越明許に伴い借入額が減少したことにより減額いたしました。

次に、８５ページをお願いいたします。

第１２款諸支出金、第１項基金費でございますが、上段の減債基金積立金３億３，６１２万円につきましては、今回追加交付されました普通交付税４億１，９６６万円でございますが、このうち将来の公債費負担に備える目的で令和３年度に限り臨時財政対策債償還基金費として交付される額を積み立てるもので、８７ページ上段の庁舎建設基金積立事業４，８４４万３，０００円の増額につきましては、今回の補正予算における財源により本年度の積立額を５，０００万円といたしたものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、１１ページをお願いいたします。

上段の第１１款地方交付税４億１，９６６万円につきましては、国税収入が増額となったことなどに伴い、国補正予算第１号において地方交付税が増額され、令和３年度に限り基準財政需要額に臨時経済対策費などが創設されたことなどにより、普通交付税が追加交付されたことから増額いたしました。

次に、１３ページをお願いいたします。

中段の第１５款国庫支出金、第１項国庫負担金、保健衛生費、ワクチン接種事業費負担金２，１４５万２，０００円の減額及び下段の第２項国庫補助金、保健衛生費、ワクチン接種事業費補助金１，６７９万４，０００円の増額につきましては、ワクチン接種の事業費の決算見込みに合わせて計上いたしました。

同ページ中段の国庫補助金、総務管理費、地方創生臨時交付金２，８６５万６，０００円につきましては、国庫補助事業に係る地方負担分に充てるためなどに交付されるものであり、小・中学校保健特別対策事業としてアルコール消毒液を購入する感染症対策事業などに充当するため計上いたしました。

次の児童福祉費、セーフティネット強化等交付金３，４３５万円の減額につきましては、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の決算見込みにより減額いたしました。

次の道路橋梁費、社会資本整備総合交付金２，２９１万３，０００円の減額につきましては、舗装老朽化対策事業など国の事業費配分に合わせ補正をいたしました。

次に、１５ページ上段の社会教育費、都市構造再編集中支援事業費補助金３，２６６万８，０００円につきましては、図書館整備事業の事業費調整により増額いたしました。

次に、１７ページをお願いいたします。

上段の第１６款県支出金、第２項県補助金、農林水産業費、団体営ため池等整備事業補助金３，０００万円につきましては事業費の追加配分により増額し、保健体育費、三重とこわか国体運営交付金につきましては事業費精算により４，５１０万円を減額いたしました。

次に、１９ページをご覧ください。

下段の第１８款寄附金、ふるさと納税寄附金１４９万円につきましては、本年度新たに寄附金の活用先として新型コロナウイルス感染症緊急支援寄附を設けており、頂いた寄附金を経済支援対策事業に充当するため計上いたしました。

次に、２１ページをご覧ください。

中段の第１９款繰入金、財政調整基金繰入金４億１３万７，０００円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整により減額し、下段の後期高齢者医療事業特別会計繰入金３，１０８万円につきましては、広域連合における令和２年度療養給付費市町負担金の精算に伴い返還金が生じたため一般会計に繰り入れるものでございます。

次に、２３ページをご覧ください。

上段の第２１款諸収入、第４項雑入、鈴鹿亀山地区広域連合委託金２，１６０万５，０００円の減額につきましては、広域連合から委託を受けている介護保険地域支援事業の総合事業などの決算見込みにより委託金を減額しており、中段の第２２款市債につきましては、道路整備事業債など事業費の確定により減額をいたし、また図書館整備事業債（合併特例債）でございますが、２，６００万円及び図書館整備事業債４８０万円につきましては、図書館保留床購入負担金の増額の財源として充当いたしました。

続きまして、議案第１０号令和３年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、１０４ページ上段をご覧いただきたいと思います。

歳出の第２款保険給付費、一般被保険者療養給付費３，９５４万１，０００円につきましては、保険給付費の増額が見込まれることから計上いたしました。

次に、中段、第３款国民健康保険事業費納付金の一般被保険者療養給付費分、それから１０６ページ上段、後期高齢者支援金等分及び下段の介護納付金分につきましては、財源を変更いたしました。

次に、１０８ページをお願いしたいと思います。

１０８ページの第５款保健事業費、特定健康診査等事業費５１５万４，０００円につきましては、今年度の支出実績を勘案した決算見込みにより減額いたしました。

続きまして、歳入でございますが、戻っていただきまして、１００ページをお願いいたします。

上段の第３款県支出金、保険給付費等交付金３，１６６万９，０００円のうち、普通交付金３，９５４万１，０００円の増額につきましては、一般被保険者療養給付費に係る県補助金を増額いたしました。

中段の第５款繰入金の保険基盤安定繰入金１，１３９万３，０００円及び財政安定化支援事業繰入金５万６，０００円の増額につきましては、一般会計からの繰入金の確定によるものでございます。

次の基金繰入金６３０万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免分に対する財政支援が国庫補助金として交付されるため減額するものでございます。

次に、１０２ページをお願いいたします。

１０２ページ、第８款国庫支出金、災害臨時特例補助金６３万７，０００円につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免分に対する国庫補助金の増額でございます。

続きまして、議案第１１号令和３年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、１１８ページの歳出をお願いいたします。

上段の第３款諸支出金、一般会計繰出金３，１０８万円の増額につきましては、令和２年度療養給付費市町負担金の精算に伴うものでございます。

戻っていただきまして、１１６ページの歳入をお願いいたします。

上段の第４款諸収入、雑入３，１０８万円の増額につきましては、令和２年度療養給付費市町負担金の精算に伴う後期高齢者医療広域連合からの返還金を計上いたしました。

続きまして、議案第１２号令和３年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、１２２ページの繰越明許費補正をお願いいたします。

第１款事業費、業務費の処理施設維持管理費４００万円及び建設改良費の施設機能強化事業１，４７８万円の繰越明許費の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による物流の停滞等により部品等の調達に不測の日数を要することによるものでございます。

続きまして、議案第１３号令和３年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、１２５ページをお願いいたします。

中段の資本的収入につきましては、工事費の確定により工事負担金を３０１万９，０００円減額し、下段の資本的支出につきましては、工事費の確定によりまして１，５２６万円を減額いたしました。

続きまして、議案第１４号令和３年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、１３５ページをお願いしたいと思います。

上段の収益的収入につきましては、収入見込みにより公共下水道使用料４００万円を増額し、流域下水道事業維持管理負担金の精算に伴い雑収益４，１５０万円を増額いたしました。また、今回の補正に伴い一般会計負担金９，８５０万円を減額いたしております。

下段の収益的支出につきましては、執行見込みにより修繕費５００万円、負担金２１２万円、流域下水道維持管理負担金３，８８８万円、企業債利息７００万円を減額いたしました。

次に、１３６ページをお願いいたします。

１３６ページの資本的収入につきましては、受益者負担金３，１１０万円など財源が増加したことから、公共下水道事業債８，８１０万円を減額いたしました。また、今回の補正に伴い一般会計負担金５，７００万円を増額いたしました。

次に、議案第１５号令和３年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、１４７ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出でございますが、上段の病院事業収益につきましては、今年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響による患者数の減少に伴い、入院収益１億４，１９５万５，０００円、外来収益２，８９９万２，０００円、その他医業収益のうち室料差額収益８３７万５，０００円をそれぞれ減額する一方で、亀山地域外来・検査センターの運営に係る県からの業務委託料等５，８１９万６，０００円、県から交付される新型コロナウイルス感染症に係る補助金１億３，３８９万４，０００円をそれぞれ計上いたしました。

また、下段の病院事業費用につきましては、患者の減少等に伴い材料費のうち薬品費１，４１６万円を減額する一方で、手術件数の増加等に伴い診療材料費２，１５８万円、ＰＣＲ検査の増加に伴う検体検査業務委託料の増額に係る経費５３４万８，０００円を計上いたしました。

次に、１４８ページをご覧いただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございますが、下段の資本的支出につきましては、工事内容を精査したこと、また発注に当たり入札差金が生じたことなどにより建設改良費２，０４２万６，０００円を減額いたしました。

また、上段の資本的収入につきましては、建設改良費の減額に伴い、その財源となる企業債２，６４０万円を減額する一方で、院内実施できるＰＣＲ検査装置２台の購入に当たり、県から交付される補助金１４６万円及び一般会計からの補助金１４９万円を増額いたしました。

以上が本年度、令和３年度各会計補正予算の補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和４年度各会計予算について、新規事業や前年度と比較して大きく変わったものを中心に補足説明をさせていただきます。

まず、議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算についてでございますが、予算書の６ページをお開きいただきたいと思います。

第２表　債務負担行為につきましては、公用車借上料など新規１４件を計上いたしました。

次に、第３表　地方債につきましては、臨時財政対策など９事業、限度額合計１２億７，６１０万円を計上いたしました。

次に、歳入につきまして、予算に関する説明書から説明をさせていただきます。

１０ページをお開きください。

第１款市税のうち、市民税の個人につきましては、給与所得者の平均所得が減少していることから、前年度比４，６７０万円減の２６億９２０万円を計上いたしました。

次に、法人につきましては、主要事業所の決算見込額調査を基に、前年度比８，５２０万円増の６億８００万円を計上いたしました。

次に、下段の固定資産税につきましては、宅地の下落修正による減少、また家屋は新築・増築の増加を見込んだところであり、償却資産は主要事業所の見込み調査による減から、１２ページ上段

の合計欄のとおり、前年度比１億５，４８０万円減の５４億５，０４０万円を計上いたしました。

次に下段の市たばこ税につきましては、令和３年度決算見込みにおいて増加傾向であることから、前年度比１，１００万円増の３億２，３００万円を計上いたしました。

次に、１６ページをお願いいたします。

上段の第２款地方譲与税から、２２ページ中段までお進みいただきまして、第１２款交通安全対策特別交付金までにつきましては、地方財政計画や令和３年度決算見込額等を勘案し、計上いたしました。

このうち、２２ページ上段の第１１款地方交付税につきましては、前年度比９億８，１００万円増となる２４億４，０００万円で、内訳は普通交付税が２０億４，０００万円、特別交付税が前年度と同額の４億円を計上いたしました。

次に、２８ページをご覧いただきたいと思います。

下段の第１５款国庫支出金、第１項国庫負担金につきましては、保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費負担金の減などにより、合計欄のとおり、前年度比９，９００万３，０００円減の１９億３，８４３万円を計上いたしました。

次に、３０ページをお願いいたします。

３０ページの第２項国庫補助金につきましては、下段の都市計画費補助金の亀山駅周辺整備事業に係る社会資本整備総合交付金や都市構造再編集中支援事業費補助金の減などにより、３２ページ上段の合計欄のとおり、前年度比４億１，９８４万４，０００円減の１２億２，９７４万１，０００円を計上いたしました。

次に、３４ページをお願いいたします。

３４ページ、第１６款県支出金、中段の第２項県補助金につきましては、令和３年度の農林水産業費補助金の畜産施設等整備事業費補助金や保健体育費補助金の三重とこわか国体運営交付金の皆減などから、３６ページの合計欄のとおり、前年度比１億５，１２０万７，０００円減の４億１，２１６万２，０００円を計上いたしました。

次に、４０ページをお願いいたします。

下段の第１９款繰入金、第１項基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、令和４年度予算の財源調整のため、前年度比１億２００万円減の７億９，０００万円を計上いたしました。

次に、５０ページをお願いいたします。

下段の第２２款市債につきましては、臨時財政対策債では地方交付税からの振り替え分として、前年度比１０億２，０００万円減の４億３，０００万円を計上いたしました。

土木債では、亀山駅周辺整備事業や舗装老朽化対策事業などに都市計画事業債や道路整備事業債などを充当することから２億９，７７０万円を計上いたし、教育債では、図書館整備事業に合併特例債などを充当することから３億３，７７０万円を計上し、市債合計で前年度比１４億１，０５０万円減の１２億７，６１０万円を計上いたしました。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

それでは、７９ページをお願いいたします。

第２款総務費、第１項総務管理費、中段のリニア中央新幹線整備促進事業１，０７３万円につき

ましては、リニア中央新幹線・ＪＲ複線電化推進亀山市民会議への補助金や、昨年度に引き続き本市におけるリニア駅を生かしたまちづくりの可能性を調査するための費用等を計上いたしました。

その下の移住交流促進事業６００万円につきましては、定住支援員及び移住交流促進アドバイザーの配置、移住体験会の開催のほか、東京圏からの移住者が企業に就職し、市内に居住された場合の支援を行う移住・就業マッチング支援事業に要する費用を計上いたしました。

次に、８５ページをお願いいたします。

下段の地域まちづくり協議会支援事業２，７５７万円は、地域まちづくり協議会の活動を支援するための経費で、８７ページ上段の地域予算制度としての地域活性化支援事業補助金３００万円と地域まちづくり交付金２，２００万円のほか、地域まちづくりを推進するためのアドバイザー派遣や地域の担い手育成のための研修会開催に要する経費を計上いたしました。

次に、８９ページをお願いいたします。

下段の住民情報系システム事業１億３８０万円につきましては、システム更新等により安定稼働を図るとともに、行政手続のオンライン化を進めるための費用などを計上いたしました。

次に、９３ページをご覧ください。

中段の犯罪被害者等支援事業１３０万円につきましては、犯罪被害者等の経済的負担からの軽減のための支援金や精神的被害の回復を図るカウンセリング費用などを計上いたしました。

次に、９７ページをお願いいたします。

中段の第２項徴税費、地価調査・地番図整備事業２，８０４万２，０００円につきましては、土地の適正な評価を行うため、土地地番図や公図データの異動、修正、令和６年度の評価替えに向け雑種地評価基準の見直しや市内の代表的な宅地３２９地点を鑑定し、市内全域の宅地に対して時点修正を行うために要する経費を計上いたしました。

次に、１０５ページをお願いいたします。

第４項選挙費、下段の参議院議員選挙費３，３００万円につきましては、令和４年７月２５日、任期満了に伴う参議院議員選挙費用で投票立会人報酬やポスター掲示場設置、選挙人名簿作成などの委託料、また、開票作業において使用する投票用紙読み取り分類機や投票用紙計数機の備品購入費などを計上いたしました。

また、１０７ページ中段の市議会議員選挙費６，０００万円につきましては、令和４年１０月３１日、任期満了に伴う市議会議員選挙費用で投票立会人の報酬、あるいはポスター掲示場設置などの委託料のほか、選挙公営負担金などを計上いたしました。

次に、１１９ページをお願いいたします。

第３款民生費、第１項社会福祉費、地域福祉力向上重層的支援体制整備事業２，１６０万円につきましては、世帯の福祉課題を受け止め、子供、障がい、高齢、生活困窮といった分野を超えた重層的な支援体制の充実強化を図るための費用を計上いたしました。

次に、１３７ページをお願いいたします。

第２項児童福祉費、中段の民間保育所補助費４，０１５万２，０００円につきましては、民間保育所の行う事業に対する支援として、新型コロナウイルス感染症対策等により負担の増加している保育士等の処遇改善を目的に国１０分の１０の処遇改善等特例交付金を財源に、新たに民間保育所保育士等処遇改善事業費補助金１，０７５万２，０００円などを計上いたしました。

次に、１４１ページをお願いいたします。

１４１ページ中段の放課後児童クラブ運営費２億７６万３，０００円につきましては、令和４年度から新たに開設される民設２施設を加えた合計２５施設の放課後児童クラブに対する運営費を計上いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策等により負担の増加している放課後児童支援員等の処遇改善を目的に、国１０分の１０の処遇改善等特例交付金を財源に新たに民間保育所保育士等処遇改善事業費補助金４８１万８，０００円などを計上いたしました。

次に、１４９ページをお願いいたします。

上段の保育所増築事業８，３８０万円につきましては、令和３年度に行っております実施設計に基づく和田保育園の増築を行うもので、工事請負費などを計上いたしました。

次に、１６５ページです。

第４款衛生費、第１項保健衛生費、上段の予防衛生事業３億２，８９９万３，０００円につきましては、従来からの定期予防接種等に係る経費に加え、新型コロナウイルスワクチン３回目接種の体制整備や接種に係る経費として、予防接種委託料など１億３，２４０万円を含めて計上いたしました。

次に、１７９ページをお願いいたします。

第２項清掃費、中段の溶融処理施設管理費の大規模整備事業１億４，７５０万円は、ごみ溶融処理施設の長寿命化計画を改定するため計画策定委託料３５０万円のほか、ごみ溶融処理施設の基幹的設備改良工事の対象外設備機器について、年次計画により改修を進めるため、溶融炉耐火物の補修、搬送コンベヤーの更新などに係る工事請負費を計上いたしました。

次に、１８９ページをお願いいたします。

第６款農林水産業費、第１項農林水産業費、上段の下水道事業３億５，２８３万４，０００円につきましては、農業集落排水事業の企業会計化に伴い、下水道事業出資金及び繰出金を計上いたしました。

次に、１９９ページをお願いいたします。

下段の森林経営管理事業５，０００万円につきましては、森林経営管理法に基づき森林所有者の意向確認や境界確認、間伐を行うものであり、坂下地区などで森林基礎調査、境界明確化、間伐に係る経費などを計上いたしました。

次に、２０３ページをお願いいたします。

第７款商工費、第１項商工費、中段の地域生活交通再編事業１億３，９５０万円につきましては、市内バス路線や乗合タクシーの運行に係る事業委託料などのほか、新たに乗合タクシーの乗降形態の分析についてのデータ分析委託料などを計上いたしました。

次に、２１１ページをお願いいたします。

第２項開発費、中段の産業振興奨励事業４，０９５万円につきましては、産業振興条例に基づき令和２年度に事業所の新設及び増設を行った奨励措置指定事業者２社に対する奨励金を計上いたしました。

次に、２２１ページをお願いいたします。

第８款土木費、第２項道路橋梁費、中段の市単道路整備事業２，５６１万円につきましては、道野太岡寺線整備に係る工事請負費や新所北東西２号線の用地購入費などを計上いたしました。

その下の和賀白川線整備事業１，０００万円、それから２２３ページ上段の舗装老朽化対策事業８，１００万円、中段の橋梁長寿命化修繕事業３，８００万円につきましては、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、道路や橋梁の整備等を行うため計上いたしました。

次に、２２９ページをお願いいたします。

第４項都市計画費、上段の亀山駅周辺整備事業７億６，０００万円につきましては、事業の最終年度として亀山駅前広場整備事業負担金１億３，０００万円や亀山駅前線整備事業負担金２億円、市街地再開発事業補助金２億８，７００万円などのほか、駐車場、駐輪場等の整備のための工事請負費３，０００万円などを計上いたしました。

次に、中段の下水道事業５億７，２１９万２，０００円につきましては、農業集落排水事業の企業会計化に合わせ公共下水道事業を下水道事業として改め、出資金及び繰出金を計上いたしました。

次に、２３１ページをお願いいたします。

下段の公園施設長寿命化事業２，４００万円につきましては、亀山公園の遊具を更新し、利用者の利便性と安全性の向上を図る費用などを計上いたしております。

次に、２３３ページをお願いいたします。

上段の県営街路事業５００万円につきましては、都市計画道路駅前高塚線の亀山高等学校前から国道３０６号までを県単街路事業として整備を図るため負担金を計上いたしました。

次に、２４５ページをお願いいたします。

第９款消防費、第１項消防費、中段の防災基盤整備事業の車両整備費１，０９４万円につきましては、消防団の小型動力ポンプ付普通積載車１台の更新、２つ下の緊急防災事業の車両整備費４，８８０万円につきましては、水槽付消防ポンプ自動車の更新費用を計上いたしました。

次に、２８１ページをご覧ください。

第１０款教育費、第５項社会教育費、上段の図書館費の一般管理費９，３７６万円につきましては、現図書館の運営に係る経費のほか、新図書館の運営に係る書籍等移動及びＩＣタグ貼付や図書館運営などの業務委託料５，７８７万２，０００円などを計上いたしました。

下段の施設管理費２，９２４万円につきましては、現図書館の施設管理費のほか、２８３ページ上段で新図書館周辺で確保いたします駐車場の借上料２２５万円、施設等管理組合に納付する電気代を含む負担金１，３６０万円などを計上いたしました。

中段の図書館整備事業９億２，４００万円につきましては、文化情報プラザ展示製作に係る業務委託料３，８０４万６，０００円やＩＣタグを活用したシステム機器を導入するシステム導入委託料７，０２７万９，０００円のほか、保留床購入負担金２１億８，８２０万円のうち令和４年度負担分として７億２，２８６万４，０００円などを計上いたしました。

次に、３２０ページをお願いいたします。

人件費でございますが、各費目にわたっておりますので、ここで説明を申し上げたいと思います。

まず上段の１．特別職でございますが、前年度と比較いたしまして合計欄の最下段、４８１万５，０００円の増額となりました。

主な要因といたしましては、その他の特別職につきまして、消防団員の報酬等の見直しによる増額でございます。

また、その他手当につきましては、退職手当の減額でございます。

続きまして、下段の２．一般職でございますが、合計欄下段、２億５，３７６万１，０００円の減額といたしました。

主な要因といたしましては、職員手当において退職者数の減による退職手当の減額によるものでございます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、各特別会計予算について補足説明を申し上げます。

最初に議案第１７号令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、３３６ページの歳入の部分をお開きください。

第１款国民健康保険税につきましては、令和３年度の課税データから所得、被保険者数、世帯数を見込み、前年度比６，７３８万円減の７億７，１５５万円を計上いたしました。

次に、３３８ページでございます。

中段の第３款県支出金３４億１，５７４万円のうち、普通交付金３３億１，７８６万９，０００円は、市が支出する保険給付費に対して交付されるものであり、特別交付金９，７８７万１，０００円は、市が実施する保健事業など、個別の事情に応じて交付されるものでございます。

次に、下段の第５款繰入金３億２，１８４万１，０００円につきましては、一般会計からの繰入金であり、保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金など、法定繰入れ分を計上いたしました。

続きまして、３４６ページの歳出をお願いいたします。

中段の第２款保険給付費、第１項療養諸費につきましては、被保険者の状況を考慮し、医療費の実績から伸び率を見込み、下段の合計欄のとおり、前年度比１億５，９２５万１，０００円の増、２８億９，９８２万２，０００円を計上いたしました。

次に、３４８ページでございますが、上段の第２項高額療養費につきましても、被保険者の状況と医療費の伸び率を見込み、中段の合計欄のとおり、前年度比１，４４０万４，０００円増の４億２，９２０万７，０００円を計上いたしました。

次に、３５２ページでございます。

中段の第３款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営主体である県への納付金でございまして、第１項医療給付費分は、下段の合計欄のとおり、６億９，３２３万円、３５４ページ上段の第２項後期高齢者支援金等分は２億５，６１２万５，０００円を、中段の第３項介護納付金分は６，４９４万６，０００円を計上いたしました。

次に、議案第１８号令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、３７２ページの歳入をお願いいたしたいと思います。

第１款後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の積算資料から、前年度比３，８１３万４，０００円増の４億９，９８９万円を計上いたしました。

下段の第３款繰入金につきましては、一般会計繰入金として法定繰入れ分５億７，９９５万７，０００円を計上いたしました。

次に、３７８ページの歳出をお願いいたしたいと思います。

中段の第２款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、療養給付費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金など、広域連合への負担金で、前年度比４，１０５万２，０００円増の１０億６，７３７万４，０００円を計上いたしました。

続きまして、各企業会計予算について補足説明を申し上げます。

まず、議案第１９号令和４年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、３８７ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入につきましては、給水収益は給水実績などを踏まえ９億１，７００万円を、北勢水道給水収益は３億５００万円を見込み計上するなど、水道事業収益を１４億３，０８０万円としております。

次に、３８８ページ以降の収益的支出につきましては、北中勢水道に係る受水費２億９，５３０万円を計上するほか、人件費、減価償却費などを計上し、水道事業費用１２億１，３８０万円としております。

このうち、第２目配水及び給水費の３８９ページ上段の委託料につきましては、各施設の維持管理に伴う委託のほか、漏水修理業務委託など、６，９８０万円を計上しております。

次に、３９１ページをお願いしたいと思います。

資本的収入につきましては、舗装復旧工事や公共下水道事業に伴う工事負担金９，６０６万３，０００円などを計上し、合計で１億１６６万３，０００円としております。

次に、３９２ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、基幹管路詳細設計業務委託など委託料４，７５１万４，０００円を計上するほか、基幹管路・配水管改良工事など、工事請負費３億５，７４２万６，０００円、企業債償還金１億６，０００万２，０００円などを計上し、合計で５億８，１００万円といたしております。

次に、議案第２０号令和４年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、４０９ページをお願いしたいと思います。

収益的収入につきましては、給水収益７，０９３万２，０００円などを計上し、工業用水道事業収益を８，３８０万円としております。

４１０ページの収益的支出につきましては、動力費などの事業管理費や配水池等草刈り業務委託料、水源地施設の修繕費などを計上し、工業用水道事業費用を５，９７０万円としております。

次に、４１２ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、配水管改良工事負担金４，０６０万円を計上いたしております。

下段の資本的支出につきましては、配水管改良工事など工事請負費４，５５５万１，０００円などを計上し、合わせて合計で７，１８０万円としております。

次に、議案第２１号令和４年度亀山市下水道事業会計予算についてでございますが、４２７ページをお願いしたいと思います。

この令和４年度亀山市下水道事業会計予算につきましては、平成２７年度から地方公営企業法の一部適用を受けている公共下水道事業会計と、令和４年度から同法の一部適用を受ける農業集落排水事業会計を合わせて下水道事業会計として予算計上しております。

収益的収入につきましては営業収益で、下水道使用料６億１，１１０万円などを計上し、営業外収益では、一般会計負担金４億５，１２７万８，０００円、長期前受金戻入４億１，４４７万７，０００円などを計上し、下水道事業収益を１６億５，８６０万円としております。

次に、４２８ページ以降の収益的支出につきましては、営業費用でマンホールポンプのオーバーホールなどの修繕費１，７００万円や、次のページでございますが、４２９ページの流域下水道維

持管理負担金２億８，０３２万５，０００円を計上するほか、４３０ページ中段の減価償却費７億５，８６４万５，０００円などを計上いたしております。

また、営業外費用では、企業債利息１億６，６７９万３，０００円などを計上し、下水道事業費用を１６億４，０８０万円といたしております。

次に、４３１ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入につきましては、企業債７億３，５１０万円のほか、一般会計出資金３億８３９万７，０００円、国庫補助金２億６，０００万円などを計上し、合計で１４億５５０万円としております。

次の４３２ページからの資本的支出につきましては、下水管渠布設工事など工事請負費４億８，０３０万円、流域下水道建設負担金２億４，２８２万２，０００円、４３３ページの企業債償還金６億５，２５６万５，０００円などを計上し、合計で１８億２８０万円としております。

次に、議案第２２号令和４年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、４５５ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、医業収益で入院収益９億２，６８０万円、外来収益５億８，５３０万円、一般会計負担金６，４８０万３，０００円などを計上し、また医業外収益では、一般会計負担金１億２，１４４万９，０００円、一般会計補助金６，２００万３，０００円などを計上し、病院事業収益を１９億６，３６０万円としております。

次に、４５７ページ以降の収益的支出につきましては、給与費、薬品費などの材料費、減価償却費のほか病院管理運営に係る経費などを計上し、病院事業費用を１９億６，３６０万円としております。

次に、４６１ページの資本的収入につきましては、企業債元金償還金に対する一般会計出資金１，７７２万４，０００円、施設改修及び医療機器購入に係る企業債８，２５０万円などを計上し、合計で１億２２万５，０００円としております。

次に、４６２ページの資本的支出につきましては、工事請負費、器械備品費、リース資産購入費、企業債償還金など合計で１億４，３８０万円としております。

以上で令和４年度、新年度各会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中﨑孝彦君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

明日２６日から３月７日までの１０日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

明日２６日から３月７日までの１０日間は、休会することに決定しました。

次の会議は３月８日午前１０時から開き、令和４年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後　２時２０分　散会）

令 和 ４ 年 ３ 月 ８ 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 ２ 号 ）

●議事日程（第２号）

令和４年３月８日（火）午前１０時　開議

第　　１　諸報告

第　　２　議員提出議案第１号　ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

第　　３　令和４年度施政及び予算編成方針に対する代表質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	草川卓也君	２番	中島雅代君
３番	森　英之君	４番	今岡翔平君
５番	新　秀隆君	６番	尾崎邦洋君
７番	中﨑孝彦君	８番	豊田恵理君
９番	福沢美由紀君	１０番	森　美和子君
１１番	鈴木達夫君	１２番	岡本公秀君
１３番	伊藤彦太郎君	１４番	前田耕一君
１５番	前田　稔君	１６番	服部孝規君
１７番	小坂直親君	１８番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀渕輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所　学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部　裕君	教育部長	亀山　隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	国分　純君

監査委員事務局長	木　﨑　保　光　君	選挙管理委員会 事　務　局　長	松　村　　大　君

●事務局職員

事　務　局　長	渡　邉　靖　文	書　　記	新　山　さおり
書　　記	西　口　幸　伸		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（中﨑孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第２号により取り進めます。

日程第１、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書２件が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第２、議員提出議案第１号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

１２番　岡本公秀議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

ただいま、上程をいただきました議員提出議案第１号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について、決議の朗読をもって提案理由の説明といたします。

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議。

令和４年２月２４日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このような武力による一方的な現状変更は、国際連合憲章をはじめとする国際法に明白に違反し、国際秩序の根幹を揺るがすものであって断じて容認できない。

さらに、世界で唯一の核兵器による被爆国民として、非核三原則が堅持されることを強く願う「非核平和都市宣言」を議決した本市議会として、プーチン大統領の核使用を前提とするかのような発言や、原子力発電所への攻撃を強く非難する。

よって本市議会は、ウクライナへの軍事侵略に断固抗議するとともに、ロシアに対して、国際法を遵守し、直ちに軍を撤退するよう強く求める。

また、政府において、国際社会と緊密に連携し、迅速かつ厳格な対応を講じられるよう強く求める。

以上、決議する。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中﨑孝彦君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号につきましては、本定例会初日に上程されました議案と切り離して先議することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第１号については、先議することに決定しました。

これより、議員提出議案第１号について質疑を行いますが、通告はありませんので質疑を終結します。

続いて、お諮りします。

議員提出議案第１号については、会議規則第３６条第３項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第１号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議員提出議案第１号について討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、議員提出議案第１号について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、議員提出議案第１号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第１号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第３、令和４年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１２番　岡本公秀議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。新和会の岡本公秀です。

３月議会の皮切りとして、新和会を代表いたしまして、質問を行わせていただきます。

まず、令和４年度を改進の年と位置づけた市長の思いとその心構えについて、市長にお伺いをいたします。

○議長（中﨑孝彦君）

１２番　岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

改進の年とした市長の思いと心構えはというお尋ねでございました。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、はや２年を経過いたしております。未曽有の感染症のショックは健康面や社会経済面で大きなダメージを与えただけではなくて、真の豊かさや都市の持続性、人と人との関わりの大切さ、ワーク・ライフ・バランスなどを見詰め直す契機ともなり、ニューノーマルに向けた新たな動きも始まってきているところでございます。

こうしたポストコロナ時代におきましても、亀山市は豊かな自然環境と歴史・文化に恵まれた交通の要衝を礎に、新図書館を核としたＪＲ亀山駅周辺の再生や、新たな局面を迎えたリニア中央新幹線の市内停車駅誘致、亀山インターチェンジ付近への大型商業施設の進出など、将来への都市成長に向けた新たな胎動が生まれつつありまして、今後さらに本市の真価が問われてくる局面にあるというふうに考えているところでございます。

こうした中で、令和４年度はポストコロナ時代を展望しながら第２次総合計画後期基本計画を策定し、始動させる節目の年を迎えることとなります。そこで、将来都市像の実現に向け、改めてより強く進めていく必要があるという思いから、政策を改進の年と位置づけたものでございます。

パラダイムシフトとも言うべきコロナ禍の経験を踏まえ、急激な社会環境の変化や予期せぬストレスに直面しても素早く適応し、乗り越えられるような強靭さが不可欠だと痛感をするものであります。令和４年度は、長引くコロナ禍の早期克服と、より健やかで心豊かに生活できる活力ある持続可能な緑の健都かめやまの実現へ、しなやかな挑戦を改めて始動させていかなくてはならない年であると、そのように認識をいたしているところであります。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

改進の年という新しい心構えで、来年度１年間、十分力を尽くしてやっていただきたいと思います。

それから次は２番目、駅前再開発はかなり形をなしてきました。ところで、この次に控えている大きな事業というと、まず新庁舎ということになると思うんですが、この新庁舎に対する市長の構想と、また現在策定されつつあると思いますが、新庁舎整備基本計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新庁舎へのご質問でございますけれども、この新庁舎整備の検討につきましてはご案内のようなＤＸ、デジタルトランスフォーメーションの進展、ニューノーマルへの対応、ＳＤＧｓ達成へ向けた取組の拡大といったコロナインパクトによる外部環境の変化を踏まえまして、現在、新庁舎整備基本計画の見直し作業を進めているところでございます。

この見直しに当たりましては、オンライン化によりまして時間や場所に縛られない市民の皆さんへの窓口サービスや、職員の多様な働き方への対応、ペーパーレス化による文書管理の在り方や、脱炭素社会に即した環境性能の確保といった観点、さらにはデジタル化を前提といたしましてこれまで当たり前でございました仕事の仕組みが変わることが想定をされますことから、ポストコロナ時代にふさわしい庁舎について、またはその機能について、様々な検討を行っているところでございます。

具体的には、デジタル社会の進展に伴いまして新庁舎へ来庁される方の減少も見込まれ、思い切ってコンパクトな庁舎とすることや、脱炭素社会を見据えた木造庁舎の可能性につきましても検討いたしておりまして、建設地につきましては先ほど申し上げました庁舎規模などを勘案した上で、今後候補地の絞り込みをいたしてまいりたいと考えておるところであります。

それらを含めました基本計画の策定の進捗につきましては、担当の次長のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

計画の進捗状況でございますが、まず新庁舎整備基本計画の検討組織といたしましては、副市長をトップとし、部長級職員で構成いたします庁内検討委員会のほか、学識経験者や各種団体からの選出委員、公募委員ら１３名で構成いたします外部検討委員会がございます。

本年度の開催状況でございますが、庁内検討委員会を３回、外部検討委員会を１回開催し、基本計画の見直しについて協議をいたしております。

今後の進め方でございますが、検討委員会での意見も踏まえ、現在新庁舎の機能、性能や庁舎の規模などについて、見直し内容を整備しております。近く、その内容をお示ししたいと考えております。また、その内容を踏まえ建設候補地の選定や概算事業費の算定を行うなど、令和４年度末の計画策定に向けて進めてまいります。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

このように世の中が激変するというようなこと、誰も最初は思わなかったわけですけれども、現実にそうなってくると完全に以前のように元に戻るということはもう期待できないですね。そういうふうなことで、やはりこういうのを検討するほうも、今まで考えてもいなかったことを考慮に入れやなあかんということがあって大変やと思いますけれども、そこは知恵を絞って衆知を集めて何

十年も使用に堪える新庁舎というのをまずやっていただきたい。

次に移ります。

まず３番、新型コロナウイルス感染症への対応に当たって重要な役割を担っていただいている亀山医師会との連携について、どういう状況でどういうふうにやっているかをまずお示しをいただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

新型コロナウイルス感染症に関する亀山医師会との連携についてでございますが、まず新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、市内開業医の先生方を中心に大変ご尽力をいただいているところでございます。当市の接種計画をはじめ、その接種体制につきましては、その都度、亀山医師会にご相談をさせていただき、月に１回開催されます医師会の理事会のほうには新型コロナウイルスワクチン接種推進本部長でございます副市長が出席をし、協議をさせていただいているところでございます。

また、感染症対策につきましても、市や県の事業や市内の学級閉鎖等の情報を共有しつつ、亀山医師会とは連携を密に取りながら感染症対策に取り組んでいるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

医師会には、昔からいろいろ学校のこととかそういったことでお世話になっておるわけですけれども、最近のコロナワクチンの接種という、こんな短期間でこれだけ多くの人にワクチンを打つなんてことは本当になかったことですね。それにも大変ご協力いただいてこられ、非常に私どもも感謝をしております。

次に、医療センターの検査体制、治療体制、そういったことに関してお伺いをいたします。また、コロナ以外の一般診療、これに対してはどのように対応しておるのか、それも一緒にお伺いいたしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

現在、医療センターでは新型コロナウイルス感染症への対応を図りつつ、内科、外科、整形外科、眼科の外来診療や、救急患者への対応、人工透析の実施、訪問診療などを実施しているところでございます。

長引く感染症の不安の中であっても市民の皆様に安心して医療を受けていただけるよう、来院時に正面玄関で来院目的と症状の確認、体温測定を行い、必要な場合には一般の患者の方々と動線を分け、別の場所での診察等を行っております。また、患者の方にＰＣＲ検査を実施させていただき、検査結果を確認してから診療等に移行することも行っているところでございます。

これらの通常医療を提供する一方、医療センターにおける新型コロナウイルス感染症への検査、診療体制といたしましては、亀山地域外来検査センターと亀山発熱検査外来がございます。昨年８

月や本年２月の感染拡大時には、発熱検査外来やＰＣＲ検査の対象者が１日に３０件程度に及ぶこともあり、連日、医師の電話診察、検査の実施、検査結果の連絡などを行ってきております。

また、新型コロナウイルス感染症患者への対応といたしましては、三重県と委託契約により入院病棟において感染疑い患者受入れのための空き病床を確保して備えるとともに、昨年９月からは鈴鹿保健所と連携して外来での抗体カクテル療法を開始しております。さらに、本年２月には新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口薬であるラゲブリオを在庫保有し、重症化リスクのある患者への投与を行っているところでもございます。

本年４月から、三重大学から派遣を受けている常勤医師が減少いたしますが、今後も公立病院としての役割を果たすべく、コロナ禍においても受けられるべき医療がしっかりと確保できるように対応してまいりますとともに、新型コロナウイルス感染症に係る市民の不安解消と感染拡大の終息に向けて精いっぱい取り組んでいく所存でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

世の中にはいろんな病気がありまして、コロナだけが病気じゃないんですけれどもね。

それで、だけど、コロナがこれだけはやってくると、その結果としてほかの一般治療が後回しとか手術ができないとか、そうなってくると本当に市民としては困ります。救急もそうです。だから、そういうことを二正面作戦をやるのも大変と思いますが、そこはぜひ市民のために日常的な診察というものもきちんとやっていただいておりますので、私どもも安心して生活できるというところでございます。

次に行きます。

４番目、令和４年度の組織・機構改革について伺います。

まず最初に、行政能力の向上というものをどのように捉えているか、それは実現できるのか、そういった面に関してお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

今お尋ねの行政能力の向上につきましてですが、これは市民サービスの向上を目指すべきものというふうに考えておりまして、昨年の１２月定例会におきまして、今回の組織・機構改革につきましては行政組織条例の改正案を議決いただきまして、現在進めているところでございます。

その向上に向けましては３点の課題がございましたので、これを解決いたすこととしております。

１点目は、総合政策部や産業建設部など、大規模な部では部内の業務連携について一定の効果がございましたが、部長の責任において所管する事務が広範囲なため、事務の効率化について改善すべき点があったこと、それと２点目といたしましては、ＤＸ推進やリニア県内停車駅の誘致が現実味を帯びまして、交通政策を総合的に推進していく必要など、様々な環境変化が起こる中で迅速に対応できる部署が必要不可欠になっていったこと、それと３点目といたしましては、部署によりましてより一層意思決定の迅速化が望ましいという課題がございました。

今回の組織・機構改革によりまして、これらの課題を解消することで組織力、行政能力を高めま

して、第２次総合計画に掲げる各施策を着実に推進し、これは最大の目的ではございますが市民サービスの向上、組織改革は市民サービスの向上につなげなければなりませんので、これをさらに発展することを目指しているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

分かりました。

その次に２つ目として、政策立案能力の向上、市の職員というのはまず政策マンでなければあかんわけですね。その政策マンとしての立案能力の向上について、どういうふうに考えているのか、それをどういうふうに実現するのか、ご説明をお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

職員の政策立案能力の向上についてでございますが、平成３０年度に実施しております現在の組織機構の中でも、それまでの部・室制において室内の業務を推進するためのリーダー的な職が明確でなかったことや、業務の中でマネジメント能力を養成する機会が必要であったという課題がそれまでございました。そのことから、中堅職員層におきましてグループリーダーを設置しておりまして、管理職になる前の人材育成ということでつなげてまいりました。

このグループリーダーにつきましては、課長の指揮監督を受けまして、グループの分掌事務の適正な進行管理や改善を行うことなどグループ内のコミュニケーションなどの活性化にも努めておりまして、情報の共有化であったり、課内グループとの連携、協力及び調整などを担っておりまして、この４年間で一定のマネジメント能力を身につけてきております。

このようなことから、次の改革後の新組織におきましても、引き続き現行の３層体制を維持しグループリーダーを配置いたしまして、さらに研修等を実施することによりまして、いろいろ最近職員の政策立案能力を求められるようになっておりますので、さらにこの政策立案能力を高めてまいりたいというふうに考えております。

そういったことで、これは結果的に組織・機構改革に伴いまして、先ほどのご質問にもありましたけれども、さらに組織力が高まっていくことにもつながるというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

それで、この機構改革というのは過去にも何回かあるわけですが、それはただ思いついてやるとかそういったものじゃないですね。やはり、大きな行政目的があって、それを現実に完遂するために機構をいじるとか、また別の行政目的にはまた別の体制のほうがふさわしければ、また機構をいじるとか、そういうことは仕方のないことでございますね。

今回は、ある特定の行政目的の完遂というものを目指しておるんじゃなかろうかと思うんですけれども、そういった特定の行政目的を目指した機構改革としての意味合いはあるのか、そこをお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

今回の組織・機構改革では、これまでの様々な行政課題や緊急課題に対応するために特定の業務遂行を目的としたタスクフォース的な部署を設置することによりまして、さらに市民サービスの向上につながる組織というふうなことを目指しております。

具体的には、行政課題、緊急課題に対応するため、再編後の政策部にリニア推進、地域公共交通を所管する交通政策グループと、ＩＣＴの利活用、情報関連機器等の管理、行政改革を所管するＤＸ・行革推進室を設置いたします。

また、健康都市政策の推進力強化のため、健康福祉部に健康都市推進グループとスポーツ推進グループを設置しまして、さらに同部には組織・機構の最終検討を行っていく中で子育て支援体制の強化・充実を図るため、母子保健グループを設置するというふうなことを考えております。

また、市民文化部には、人権、男女共同参画、多文化共生、国際化を所管する人権・ダイバーシティグループを、それと建設部にはそれまでの課題でございました河川、雨水、排水に関する業務を所管する河川流域グループなど、今日現在の行政課題を速やかに解決、対応するための部署を設置することを考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

先ほど答弁にありましたタスクフォース、要は機動部隊ですね。そういうふうな特定の行政目的をできるだけ早く手をつけて、早く完遂するというのは、やはりただ漠然と行政をしておったんじゃそれはなかなか時間のかかることですから、やはりこういうふうに機動部隊のような強力な組織をつくっていただいて、これ、行政課題というのは、毎年変わっていくんですよね、社会が変わると同様に。３年前の行政課題と今年の行政課題とが同じなわけはない。そういうふうなことで、機構改革で一生懸命やっていただきたいと思います。

次に移ります。

次に、幼児教育、幼児保育の無償化というものの後の話ですけれども、この幼児教育・保育の無償化というのがございまして、その結果として幼稚園と保育園の需給バランスというものが変わってきたんじゃないかと思うんですよね。昔は、保育園は高いからちょっと、うちも保育園はあまりにもお金がかかるので行けないといった方が昔はおられたんですけど、無償になったら話は別ということですね。

そういった需給バランスはどういうふうに、この無償化してから変化したか、ご説明を願います。

○議長（中﨑孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

就学前の教育、保育のニーズにつきましては、以前から少子化の進展による減少傾向と、女性の社会進出の高まりなどから子育て世代の就労状況が変化する中で、幼稚園ニーズは減少傾向が続く一方、保育ニーズの低年齢化が進んでいるところでございます。こうした傾向は、令和元年１０月

からスタートしました幼児教育・保育の無償化によりさらに加速しているものと考えております。

こうした中、特に公立幼稚園の減少傾向が強く表れており、令和４年度の利用見込みを見ますと３８０人の定員に対し１８３人が利用予定となっておりまして、割合にいたしますと約４８．２％となっております。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

そういうふうな傾向で、だんだん需給バランスが狂ってくるわけでございますが、これで市がいろいろと前から考えておる認定こども園、今ある幼稚園、保育園じゃなくて認定こども園の必要性というものが上がっておると私は思うんですよ。それに関しては、市はどういう認識でおられますか。

○議長（中﨑孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたように、子育て世代の就労環境の変化などから保育要件の有無が年度の中で、例えば幼稚園から保育所へというふうな形で移行されるご家庭が増加しておりまして、保育所と幼稚園のそれぞれの施設での対応が困難になっているというふうに考えております。

こうした社会状況の変化から、保育要件の有無に関わらず利用可能な認定こども園がこれからの時代に必要な施設の形態であるというふうに考えております。そこで、本市の今後の施設の新設につきましては、認定こども園整備を基本としているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

それで、保育園の先生と幼稚園の先生とでは免許が違うといいますか、資格が違うといいますか、両方持っておる方もおられるし、片方だけの方もおられると思うんですよ。それやこれやで、こういった世の中の状況が変わると人事異動というのは、必要なところへ余ったところから人が動くというのは避けられんことなんですが、そういうふうな希望者の変化に対応が可能なフレキシブルな職員体制というものは現在でもそういうふうにやっているのか、そこを教えていただきたい。

○議長（中﨑孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員のおっしゃったとおりに、保育所、幼稚園、認定こども園につきましては各施設によって必要となる資格が異なりまして、保育所には保育士、幼稚園には幼稚園教諭の資格が必要であり、双方の機能を有する認定こども園には保育士と幼稚園教諭の両方の資格が必要となっております。

まず、市の正規職員につきましては、幼稚園教諭と保育士の資格を共に保有していることが採用の要件となっていることから、いずれの施設であっても配置が可能というふうになっております。

また、本市におきましては、平成２７年度より市内全ての保育所、幼稚園、認定こども園において亀山市幼児教育共通カリキュラムを基にした保育・教育実践として、いずれの施設でも共通した

内容で取組を進めておりますことから、異動した場合の業務上の負担も比較的軽い状況となっております。

一方、会計年度任用職員につきましては、正規職員と同様に両方の資格を保有する職員もおりますが、中にはいずれか一方の資格のみを保有する職員もございます。また、これらの資格要件のほかにも勤務時間の差などもありますため、正規職員に比べると保育所と幼稚園の間で配置変更することは少し難しいケースもございます。

こうした状況を踏まえ、毎年度の利用状況に沿って必要な職員を確保し、適切な園運営に努めているところであります。現状といたしましては、職員配置に大きな支障は今生じていないところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

分かりました。今、職員配置で大きな支障はないということですので、これからそういうふうなことを心がけてずうっとやっていただけるといいかと思います。

次に６番ですね。新しい図書館についてでございますが、先月２月１９日に文化会館で図書館フォーラムというのがございまして、私ちょっと行ってきたんですが、大変参考になったんですね。やはり、本というものを本当に好きな多くの方がおられて、そういった方が子供さんたちにもいろいろ本のよさを教えていただけるとか、そういったお話を聞いて、私も頭が下がる思いでございましたけれども、この新しい図書館の運営体制と職員体制及び今の図書館では面積が限られておるからできないことがようけありますわね、物理的に狭いから。だけど、今回の新しい図書館はスペースが広くなるから、今の図書館では狭くてできなかったことができるということもあるわけですよね。そういった新しい企画といったものは何か考えているのか、それをお伺いいたしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

まず、新図書館の運営体制についてでございますけれども、令和２年３月に教育委員会で策定いたしました亀山市立図書館管理運営の基本的な方針に基づき、直営業務と外部委託業務を組み合わせたものとして進めております。

図書館の運営に当たっては、新図書館の基本理念、学びの場からつながる場への具現化を進める中で、企画立案、制度設計、関係機関との調整などの業務や、地域文化の継承などを直営で行うこととし、それ以外の図書館サービスの向上に係ります図書の貸出しや配架などの作業、経常的なイベントの開催などを主体とした業務を委託することといたしております。

次に、職員体制についてでございますけれども、想定業務に基づく試算により、新図書館の管理運営に必要となる職員数は１７人と想定しているところでございます。そのうち、行政職員につきましては、第４次亀山市定員適正化計画に基づき、館長以下５人から６人の職員配置を検討しているところでございます。

一方、業務委託職員につきましては、１７人から行政職員の配置人数を除いた１２人の配置を基

本に、勤務シフト交代要員として別途７人の業務委託職員の配置を想定しているところでございます。また、業務委託職員のおおむね半数は司書または司書補資格を持っていることを要件とすることを検討いたしております。

次に、新図書館におきます新しい取組、新規の企画についてでございますけれども、現在の市立図書館の限られたスペースの中で実現できなかったイベントや図書資料の紹介など、読書に親しんでもらう取組や、学びを深めていただく取組のほか、本を通して人と人がつながる取組などを進めてまいりたいと考えております。

具体的には、令和３年３月に策定しております亀山市図書館サービス実施計画の取組を進める中で、例えば先ほど議員からご紹介がありましたけれども、先月開催させていただきました図書館フォーラムで実施いたしましたリレー朗読やミニコンサート、読書会、ビブリオバトルなどの読書イベントの開催を考えておるところでございます。

このほか、駅前という立地を生かし、高校生やビジネス世代など、今まで図書館利用が少なかったターゲットとしたテーマ展示や、高校生とのコラボ企画など、多様な世代や団体とも協働した企画を考えてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

図書館もやはりいろんな方に来ていただくわけですけれども、そういった中でもこういった年代に焦点を絞ってたくさん来ていただきたいとかそういうのがあったら、やはりそういった年代の人に焦点を絞る企画をせなあかんしね。商売で、やはりターゲットとなる客層をある程度絞り込んでやると、漠然とやっておったんじゃあまり駄目やということがありますんで、そういうこともやはりこれからは１つの重要な、客層というものを念頭に置いてやるとか、そういうことも場合によっては必要かと思いますので、８０代から１０代まで全てを網羅なんてことはピントが外れてしまうんですわね。そういうことですので、そういったことも考えてやっていただきたいと思います。

それから、最後の質問です。

学校の先生の充足状態についてということでお伺いいたします。

まず、去年の５月の文部科学省の調査では、日本全体で１，５９１の学校で計画どおりの学校の先生方の配置ができなかったと、欠員もできたと。あんまりそれがひどくなると、学校の運営なんかにも差し支えるわけでございます。先生が足らないというような、全体として、そういった背景というものは、やはり学校における長時間労働というのも一つの要因ではなかろうかと前から言われておるわけですね。

部活なんかは昔からありますけれども、小学校では新しく英語とかパソコン教育というのが新規に教科に加わってきたんですよね、今までやってなかったことが。また、コロナ感染症で結果的にオンライン授業というのも、今までやったことのない話がやらざるを得んことになってきた。オンライン授業ね。そういうふうな新しいことが入ってくると、やはり今までやったことのないことをやるというのはなかなかハードルも高いし、敷居が高いわけですけれども、先生方の多忙さが増しておると思うんですよね。

そこで、亀山市の状況をお伺いしますけれども、現在亀山市に先生が足りないで困るとかいうそ

ういう実情があるのか、また学校の先生方は教える免許というのが関係するんですけれども、例えば数が足らないから、数学の免許を持っておられる先生がちょっと不足するから、違う免許の先生が臨時に教えるとか、そういうふうなやりくりということがあり得るのか、それをまず教えていただきたい。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

文部科学省が、本年１月に教師不足に関する実態調査の結果というものを公表しております。その中で、特に講師等の不足は全国的にも大変深刻な状況となっております。

本市におきましては、担任の配置に必要な数、これは確保はしておるところではございますが、講師の不足というものは生じており、大学の訪問、そして教職員ＯＢの働きかけなど、この講師の確保のために様々な対応を行っているところではございますが、大変厳しい状況にあるというところでございます。

そして、特に中学校、これにつきましては専門教科の免許というものが必要でございます。教科ごとの免許を有する教員の必要数、これについては配置ができているという状況でございます。ただ、状況に応じては、先ほど議員もおっしゃられましたような免許外の教科担任でありますとか、臨時の免許というものも活用して、特に小規模校などの場合はそういう形で必要な免許を持った教員数の確保をしているというところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁を聞いて、亀山市は何とかやっていってもらえるというんでありがたいなと思うんですけれども、次に今までなかった英語とかパソコンとか、またオンライン授業に関する、こういった授業をやる以上は授業準備というのがあって、結構エネルギーを取られると思うんですけれども、この授業準備というのは現実にどういうふうなエネルギーが必要で、どのぐらい時間を要して、負担になるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

令和２年度に小学校の学習指導要領というものが改定されまして、小学校英語の教科化、それからＩＣＴの活用によるプログラミングの学習など、これらが教育活動に加わっているところでございます。

こういったものにつきましては、当然の新しい取組として教師それぞれの学習というものも必要になってくるところでございますけれども、そういったものにつきましては、英語の授業を先行的に導入するとか、それからまた英語教育の研修会なども行っておりますので、そういった形での負担軽減を行っているところでございます。

また、ＩＣＴの活用につきましては、平成２６年度から既に教員用のタブレットの配置というものも行っておりますので、これを年次的に拡張するなど、先行した対応で習熟度を高めていくとい

う形で、当然一定の負担はございますけれども、その辺の対応もさせていただいているというところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

やはり授業がある、皆さん子供たちを教える、そのためには先生方自体がいろいろ前準備せなあかん、大変やと思いますよ。そういうことで、前もっていろいろと手を打っていただいておるそうで、それで私らも安心するところでございます。

次に、教育行政の報告にもありましてちょっと触られておられましたが、教科担任制を小学校の高学年に導入するとかせんとか、そういった話が教育行政一般方針に書いてあったんですが、国の言うておるように教科担任制を小学校の高学年に導入ということは、具体的に比較的近い将来にそうなるとか、いやいやこれはまだ書いてあるだけで夢物語だよとか、とてもそれだけの先生が用意できないとか、そういうふうなことに関して現状とか、先の近未来の見通しはどうなっていますか。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

本市におきましては、小学校において英語の教科担任制を進めるとともに、学校内、学年内で教員が担当する教科を分担するなど、運用の工夫により教科担当制を進めているところでございます。

一方、国は小学校の教科担任制を推進するに当たり、令和４年度では全国で９５０人の加配増を示しておりますが、本市における専科の加配は非常勤講師１名の増加のみであり、非常に限定的なものとなっているところでございます。

したがいまして、年度末策定予定の学校教育ビジョンにもお示しをさせていただいておりますが、質の高い授業づくりや系統的な学びが図れるよう、国や県の加配状況を見極めながら学校の規模や実情に応じて進めてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

やはり、質の高い教育というのが求められていますので、そのためにいろいろと努力をしていただいておると思うんですけれども、その質の高い教育を現実のものにするには、やはり先生方の勤務時間とか労働環境も見直さないかんと、そういう面があると思うんですよ。それで、学校の中で何もかも完結しようとかそういうことを考えるんじゃなくて、外部の人材に委託してやれることはやっていただこう、先生方の負担をちょっと軽くしよう、そういうふうなことはどういうふうに今進めておられますか。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

本市におきましては、会議の削減、定時退校日、学校閉校日の設定など、勤務時間の縮減、労働環境の見直しの取組を進めており、年々教職員の時間外勤務時間につきましては減少しているとい

うところでございます。

その中で、外部人材の活用といたしましては、部活動指導員を各中学校に配置し、部活動の専門的な指導と教職員の負担軽減に取り組んでおります。また、スクール・サポート・スタッフを小・中学校全校に配置し、学校業務全般にわたる支援を行っております。加えて、地域のボランティアの方が学習支援、登下校の見守り、校舎内の消毒、そして学校図書館の整備・運営の補助、花壇の整備を行うなど、多くの外部人材により学校運営が支えられ、教職員の負担軽減や労働環境の改善につながっているものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

岡本議員。

○１２番（岡本公秀君登壇）

亀山市の学校というのは地域に根差すそういった面が強いということで、地域の人々の力をお借りして学校環境をよくする、先生方の勤務状況ももっとよくする。そういったことをこれからもやっていただきたいと思います。

以上で、私の代表質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１２番　岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時５３分　休憩）

（午前１１時０２分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、９番　福沢美由紀議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して質問させていただきます。福沢美由紀です。どうかよろしくお願いいたします。

令和４年度施策及び予算編成方針について、及び令和４年度教育行政一般方針について、全般の中で質問をさせていただきたいと思います。

大きく３つに分けて伺います。

１つ目、新型コロナウイルス感染症に関する施策についてです。

１点目ですけれども、新型コロナウイルス感染症、これ長い名前なんですけど、要するにコロナによって困っている市民に対して使いなさいと国からお金が出ているということやと思うんですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものが市にお金が来まして、それをどのように活用されたのか、幾ら来たのか、そういうことをまず前段として、今年のことについてお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

９番　福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、これは議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活の支援を通じて地方創生を図ることを目的として創設をされたものでございます。

この地方創生臨時交付金の令和３年度の交付総額は３億３，８４７万８，０００円となり、このうち令和３年度の執行予定額は１億６，１４２万２，０００円であり、この差引き、残りが１億７，７０５万６，０００円、これを令和４年度に繰り越して対応するものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

細かいことについてはまた委員会でもお伺いしたいと思うんですけれども、まず内容ですね。交付した主にどういう内容で使われてきたかということと、あと今後この繰り越したものをどのように活用していく考えなのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、２段階に分けてご説明をさせていただきたいと思います。

先ほど総額３億３，０００万と申しましたが、その中で令和３年度に活用した総額が１億６，２００万円、事業数として３１事業を実施したところでございます。

まずその主な内容ですが、保育所における衛生対策として保育室等の床の抗菌コーティング１，４１０万円、事業者への経済支援対策として、経済活動の継続を目的に感染拡大防止対策に係る費用の助成１，０９０万円、停滞している経済を循環させることを目的として、販売促進事業者支援エールチケット制度の創設による支援金の交付６，３５０万円、より安全にオンライン学習を実施できる学習環境整備として１人１台タブレット端末へのフィルタリングソフトの導入１，５００万円、こういったものが令和３年度で活用させていただいた主な事業でございます。

それと、この地方創生臨時交付金につきましては、その性質上、速やかにコロナ対策に充当して執行することが原則でございますので、基本的には市の裁量において翌年度へ繰り越すということはできないものでございます。ただし、今回国の補正予算が、配分されたのが１２月２７日ということで、非常に遅く配分されたということの中で、年度内完了ができる事業を選定することが困難な事業、こういったものが国により勘案をされまして、特例的に翌年度に予算計上し、執行することが認められたものでございます。その額が、先ほど申し上げましたように、１億７，７０５万６，０００円でございます。

あと最後に、これをどのように活用していくかということでございますが、繰越しを予定しております１億７，７０５万６，０００円につきましては、令和４年度に予定しております新型コロナウイルス感染症対策事業の財源としてまず有効に活用してまいりたいというふうに考えております。その使い道につきましては、現在鋭意検討している段階ではございますが、国・県等が実施する感染対策事業と混在しない形で経済支援対策を行っていくことや、新型コロナウイルス感染症の影響によりお困りになっている方々への支援など、幅広い分野において最も効果的な対策を講じてまい

りたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

文言としては経済支援対策というものが出てきていますけれども、幅広いという中で。

この市内の経済支援をしてほしい、どういう声があるのか、また市内で本当にお困りの事業所などの倒産したとか大変だという実態をつかんでおられるのかということを簡単にお伺いしておきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

２点ほど質問をいただきましたけれども、まず当市内の事業所の倒産件数についてお答えをさせていただきたいと思いますが、株式会社東京商工リサーチでありますけれども、そちらが、負債額１，０００万円以上の企業を対象に倒産状況を毎月調査しております。その調査結果でございますけれども、最近では令和２年９月に市内で１件、令和３年１月に市内で１件の計２件というところでございます。

また、経済支援に対する各種団体からの要望をいただいておるところでございまして、こちらにつきましては、これまで令和２年の５月に三重県美容業生活衛生同業組合の亀山支部から、また同じく令和２年８月に一般社団法人三重県タクシー協会から、さらに令和３年４月でありますけれども、亀山飲食業組合から要望をいただいておりまして、いずれも共通した点といたしましては感染予防対策に要する費用への助成というようなことが内容になってございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

市民からの要望もあるということは伺いました。

ただ、１，０００万円以上の本当にそういうところが調査している状況ではなく、５万市民の亀山ですから、もっと小さな事業所さんがお困りなんかどうかというところについてはしっかりと調査、目を向けていただきたいなと思います。これからどんどん本当にお困りになってくることが出てくるんじゃないかなと思いますので、そこはお願いしておきたいと思います。

そして、経済支援と言われましたが、今県内でも学校給食費の無償化ということにも取り組んでいる市町もあります。私たち、一番最初のところで要望としては水道料金ということで、とにかく広くいろんな施策でこぼれ落ちていく人もいらっしゃるし、広く市民にという意味、またこの給食費については本当にきちっと子供一人一人にいくようにということでされているんですけれども、そういうところにも取り組む考えがあるのかどうかということを伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員からは給食費の助成について対象にしてはどうかというようなご提言でございましたが、そ

もそもこの交付金の目的がコロナの感染拡大防止でありますとか、感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活への支援ということで、多分分類的にはその給食費の助成なんかはこの市民生活の支援、そのようなところに該当するものというふうに考えておりますが、先ほど申し上げましたように、様々なコロナの影響を受けている方にどのような対応がベストなのか、それをしっかり考えながら施策を立案してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

そういうことも含めて考えていただきたいと思います。

２点目ですけれども、看護、介護、保育、幼児教育などの処遇改善事業についてお伺いしたいと思います。

コロナの下、私たちの暮らしの基礎を支えてくれたケア労働者の賃金が全産業平均に比べて低く抑えられていることが分かりました。本当は配置基準の改善や増員も必要ですが、まずは賃上げということで、今年２月から来年９月まで、ケア労働者の賃上げのために国から１００％のお金が出るということで、今回市長の方針の文書を聞いておりますと、民間保育所に対しては手だてをするということが書かれてありましたが、市の保育士、市の職員についてということが分かりませんでした。どうされるのかということについて伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

市の保育士、ほかにも幼稚園教諭等おりますが、保育職の処遇改善について私のほうからご答弁申し上げます。

ご案内のように、国におきましては昨年１１月に閣議決定されておりますが、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、看護、介護、保育、幼児教育など新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げることとされまして、令和３年度の一般会計補正予算が成立しております。この補正予算におきましては、保育士、幼稚園教諭等の処遇を改善するための各種補助金が創設されておりますが、各現場で働く地方公務員についても対象となっているところでございます。

このことから、本市の公立の保育所、幼稚園、認定こども園に勤務する正規職員、それと会計年度任用職員の処遇改善についても検討を行ったところでございますが、結果といたしましては見送ることといたしました。その理由でございますが、今回の補助金の対象は保育所や幼稚園に勤務する職員とされておりますので、今給食調理員や介助員もそこで働いておりますので含まれます。給食調理員や介助員は学校現場におきましても配置されておりますので、保育所や幼稚園のみ処遇改善を行いますとその全体のバランス、均衡が保てなくなります。

また、正規職員の保育士、幼稚園教諭の給料につきましては、事務職などと同じ給料表を適用しておるんですが、この給料表につきましては国家公務員に準拠しておりまして、保育士、幼稚園教諭のみ給料を改善することは適切ではなかろうかというふうに考えたところです。

それと、職員手当につきましても、原則としまして国家公務員に準拠としておりますので、市職

員全体の職種とのバランスを変えてしまうおそれがございます。このように、正規、それと会計年度任用職員を含めまして市職員全体に係る処遇改善につきましては、バランスを勘案して実施していくべきものであると判断いたしまして、今回の処遇改善については見送ったものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

バランスというお言葉を使われました。全ての職種が全部ぐっと上がるといいのではないかということなのかなと思いますが、国がこれを持ってきた理由は、ケア労働者の賃金がほかの職種よりもバランスが悪く低いということを言っているんですよね。みんなが一緒に上がったらバランスは同じままじゃないですか。ですから、そこをあえてやりなさいということで、２月１７日に事務連絡も来ているはずです。

確かに、全国の自治体で、例えば第１回の申請のときに手を挙げた自治体の中で５分の１ほどしか、自治体の保育士さんの賃金のアップをしないということでしたね。５分の４はしない、せっかく手を挙げていただいても、民間だけをする、そういう状況だったようですが、さらに実施してくれと。そして、これは一応締切りがあるけれども、それに間に合わなくても相談してくれと。さらにこれは２月、３月にしっかりと賃金アップをした実績があれば、４月以降に申請を行っても大丈夫だとまで言って、国は自治体の保育士も上げるようにということを強く言っているのが今回の賃上げなんだと思うんですね。

みんなとバランスが取れないから上げないということでは、国の言っている意味が全然伝わっていないということだと思います。ぜひとも、これはもう既に第２回の申請時期が過ぎていますけれども、遅れてでもしっかりとこの年度中に頑張って上げたら、次の４月に申請しても大丈夫だということまで言っているので、このバランスというのをもう一度少し考えていただきたい。ケア労働者だけがほかの平均産業よりも６万円から９万円低いんですよね、月収にして。そこをぐっと上げなさいと、このコロナ禍で大変だったじゃないですかということなんで、ぜひともこれは考えていただきたい。この国からの通知もしっかりと見ていただきたい。

それから少し懸念するのが、来年度公定価格がもしかしたら人件費引下げとなる可能性もある。そうしますと、これ今賃金アップをしなかったらもうさらに下がっていくということになりますよね。今そういう問題がありますので、ぜひ踏み込んでやっていただきたい。

あわせて、医療センターの看護師についてもお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

先ほども参事が申していたとおり、看護師についても国は昨年の１１月１９日に閣議決定をいたしましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に収入を１％程度、月額４，０００円程度引き上げるために、看護職員等処遇改善事業を令和４年２月１日から適用し、公立病院においてもその実施を促してきているところでございます。

この事業は、令和４年２月から９月までの間、当該賃金改善を行うために必要な費用を１０分の

１０補助するものでございますが、賃金改善実施期間後の１０月以降も賃上げ効果が継続される取組を行うことが前提となっています。

現在、医療センターは新型コロナウイルス感染症に係る県からの補助金収入もあり、以前に比べ経営状態はよくなっておりますが、依然として患者の減少が続く状況であることから、実施に当たっては今後の経営状況等をしっかりと見極める必要があるものと考えているところでございます。

また、この事業による処遇改善の対象は看護職員とされておりますが、コロナ禍で医療センター全職員が職種を問わず一丸となり、その対応に当たる中で、公平・公正の面から看護職員以外の職員とのバランスも考慮する必要がありますことから、今回の看護職員等処遇改善事業によります処遇改善につきましては見送ることと判断をいたしたところでございます。

しかしながら、医療センターにおきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、ＰＣＲ検査等により新型コロナウイルス感染症患者、またはその疑いのある者と接した職員に対して、日額３，０００円または４，０００円の防疫手当を令和２年２月から新設をし、処遇改善を行ってきたところでございます。令和２年２月から本年１月までに６１２万４，０００円の手当を支給して処遇改善を行っているところでございます。今後も引き続き、医療センターの健全経営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

バランスと言っている以上、この事業の目的が理解されていないと私は考えます。また、改めて委員会などでも聞いていきたいと思いますが、次に職員の社会的検査の充実についてです。

いろんな県の先生方、学校の先生やそういう社会的検査が広がってきていますが、肝腎要の市の職員、肝腎要の医療センターの看護師さんや、本当に入り口で立ってもらっている最前線で動いてもらっている看護助手さんも含まれていますよね。そういう方たちへの社会的検査がなされていないのではないか、するべきではないかという観点でお答えいただきたいんですが、申し訳ないんですけど、私が説明したことを重ねて説明していただかなくても結構です。聞いたことだけにお答えいただけるとありがたいです。

この社会的検査を市役所の職員にすることによって市民を守る。市の職員も市民ですからね。そういうことをするべきではないかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

社会的検査についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に係る市職員の検査につきましては、さきに三重県が小学校や保育所等で休校・休園や学級閉鎖等が発生している状況に鑑み、継続的な施設運営とともに感染者の早期発見及びクラスター発生の未然防止を図るため、小学校、保育所等の従事者を対象とした社会的検査を実施しております。

本市におきましても、保育所、幼稚園、認定こども園の職員はこの制度を活用しているところでございます。ほかの事務職等の一般職員でございますが、特段子供と接する機会も多くなく、また現在もそうでありますが、勤務体制の削減や会食人数の制限、それとかそういった場合にはマスク

会食、黙食、こういったことの徹底等を継続的に行政運営ができるよう、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に取り組んでおりますので、感染症の陽性になっている職員はおりますが、窓口を閉鎖するなど市民サービスへの影響まで発生は現在のところしておりません。このようなところから、現時点におきましては職員に社会的検査を実施する必要はないかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

見解の相違ですけれども、私は社会的検査が必要だと思います。特に医療センター、必要だと思います。

時間がありませんので、次に移りたいと思います。

子育てと子供の成長を支える環境の充実についてということで伺いたいと思います。

まず保育所、幼稚園、小・中学校ということで書きましたけれども、時間もありませんので、小学校、中学校について、特にハード的な計画、整備についてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

小・中学校の建物につきましては、税法上の減価償却資産に係る法定耐用年数としてコンクリートの建物であれば４７年、鉄骨造りであれば３４年、木造であれば２２年という基準がございます。こういった基準に照らし合わせますと一定市内の小・中学校の建物については、現段階においても耐用年数を迎えているという状況にはなっているところではございます。ただ、これはあくまでも税法上の償却資産に係る年数でございますので、耐用年数を過ぎれば即座に使えなくなるというものではなく、一律に対応するものではないと考えております。したがいまして、より継続的に長く使用できるように市公共建築物個別施設計画に基づいて予防保全型管理による長寿命化を推進し、必要に応じて修繕工事や改修を行いつつ、適切な管理を図っているところでございます。

一方で、先ほど申し上げましたように、耐用年数を迎えている建物、また今後迎える建物がこの先どの程度の期間使用可能であるのかをしっかりと見極める必要もあると考えておりますことから、今後学校施設の長寿命化、更新に向けた計画づくりに取り組んでまいる所存でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

私たちは保育園についてもずうっと計画しなさいということを言い続けてきて、やっと少しできた。小・中学校も本当に子供たちが大変な老朽化の中で暮らしている。もう今から計画をつくられるということですけれども、例えば来年度、今どれぐらい老朽化した建物があって、どこに手をつけるとか、何を調査するという計画が具体的にありましたら、その１点だけ伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

これらの長寿命化に関する更新に向けた計画づくりにつきましては、まず第２次総合計画の後期基本計画にもきちっと位置づけて、その中で取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、何にしても緊急性の高い修繕等につきましては臨機応変に柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

何も答えることがないんでしたら時間を取らないでいただきたいです。

次に移ります。

小・中学校の日常の修繕などの要望への対応ということで１つ上げましたが、これは例えば、例を挙げますと、中学校が３つありますけれども、本当に全員が例えば自転車で通いたいということになったときに、自転車を置く場所がないのが亀中だけなんですね。本当に今危ないということで、自転車で通いたいという要望をお聞きすることがあって、これ聞いてから何年かたっているんですけれども、なかなか改善できない。

給食のときもそうですけど、亀中については場所がないということを言われるんですけれども、場所がないからお願いしているので、そこについては子供たちは３年で卒業していきますので、スピーディーに対応していただきたい。スピーディーにというところで、仕組みをちょっと変えていく必要があるんではないか、今までては駄目なんじゃないかという思いがあるんですけれども、その点について１点お伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

先ほど例にも出していただきました亀山中学校の自転車置場のことなどにつきましては、例えばこれらについては自転車通学というものに対する意向というものに関わってくるものでもございます。

こういったものについては、単なる施設だけの問題ではない部分、周辺の交通状況や道路環境などのこともございますので、そういったものもしっかり把握しつつ、様々な警察なども含めた関係機関との調整、こういったことも含めた形で取り組んでいく必要があるということでございます。ですので、何にいたしましても、私どもといたしましてはそういった、いただいておるご要望については柔軟に対応していくということで考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

柔らかいだけでは子供たちもどんどん３年で卒業していきますので、早く真剣に対応してください。

ちょっと時間がないので、保育所は本当に一番大変なんですけど割愛させていただいて、児童センターについて伺いたいと思います。

そもそも、この亀山市では児童センターの数が足りないということは大きな問題なんですけれども、そこはちょっと置きまして、雨漏りや、あと授乳やおむつ替えのスペースがないということで、ご要望をたくさんいただいてお声も届けているところですけれども、今、男女共同参画ということでお父さんが来ても自由にこれができるスペースをつくるということは、自治体の責任としても重要だと思うんですけれども、これはどうでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

児童センターにつきましては、現在小学生を中心に、乳幼児から高校生まで幅広いお子さんにご利用いただいているところですが、このうち授乳やおむつ交換などを必要とする乳幼児の利用につきましては月に平均５０人程度のご利用がありまして、センターで過ごしていただく間に授乳やおむつ替えなどが必要となるケースは想定されるところではございますが、今現在の施設において授乳室等の場所を恒久的にちょっと確保するということは難しい状況でございます。

そのため、現在は運用において、利用者の方に事務所へお声がけをいただき、図書室等をご利用いただいているというのが現状でございます。こうしたお声がけをいただくケースはまれではあるんですが、ただ、中にはお声がけを苦にされていらっしゃる方もおられると思いますので、利用者の方に目につきやすい場所への案内の掲示、それから来所時にあらかじめ小さなお子様連れが来られたときには、ここを使ってくださいねというようなお知らせをするなど気軽に利用いただける環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

一旦できてしまっている建物で新たなことを言うと、場所がないと思うんですよね。それで場所がないなあと言って、一生これで続けるつもりですかね。本当に子供を育てやすいまちにするためには、どこでもおむつが替えられて、自由に子供たちが遊べて、お父さんでもミルクが作れる場所があってということが、おっぱいをやるのにいい椅子があってとか、そういうことは大事だと思いますよ。ぜひ前向きに検討してください。

次の質問に移ります。

中学校給食についてです。

第２次総合計画の骨子案に対して非常に消極的な書き込みだったので、私どもの会派からも意見を出し、ほかの会派からも意見が出て、議会全体としてこの中学校給食については実施に向けて表記をするように意見を出したところです。今までも本当に皆さんに、議会全体としてこれを進めるようにということは言ってきたところだと思うんですけれども、センターを建設しますよと言うてもらってから１年たって、まず計画にどういうふうに書き込んでいくのか、この進捗はどうなのかということについて伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

中学校におけます全員喫食制給食の実施につきましては、昨年度お示しいたしました学校給食提供に関する今後の方向性、教育委員会でまとめたものでございますが、これらにありますように、亀山中学校、中部中学校における全員喫食制給食の早期実現に向け、今後取組を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、この新年度において、６月に策定いたします第２次亀山市総合計画の後期基本計画に沿って全員喫食制給食実施に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

これまでどういう取組がなされたんですかということを聞きたいのと、来年度、予算があるのかどうか分かりませんけれども、一体何が問題で、時間がかかって何かはっきりとしたことを言われないのか。５年をめどにというのは何が５年なのかもちょっと本当に市民の中では分からなくて、ほんまに進めてもらっているんやろうかという声が聞こえているんですね。

例えば、多分場所、どうしてもこれはまず決めなくちゃいけないと思うんですけど、一体新センターにかかって、どれくらいの広さが必要だということで想定して探してもらっているんでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

ご指摘のとおり、この全員喫食制の実施に当たっては施設の規模でありますとか、立地、土地の確保など様々な問題があるという認識はしておるところでございます。先ほど申し上げましたように、後期基本計画に沿って検討は進めたいと考えておりますが、一つの事例ではございますけれども、例えば他市の事例なども含めますと、私どもが今想定しております１，５００、場合では２，０００食程度の提供数というものを想定いたしますと、例えば３，０００平米から４，０００平米近い面積も必要になってくるだろうということは想定しているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

あまりにも具体的な検討結果がなかなか見えてこないので、こうやって面積も聞かせてもらいましたけど、どうか具体的に進めていただいて、またご報告もいただきたいと思います。

次に、就学援助制度の拡充についてということでお伺いしたいと思います。

本当に暮らしが大変で格差が広がっているという実感をするところですが、亀山はなかなか就学援助制度が少ないと聞きますが、今の現状としてはどうなんでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

今年度の児童・生徒数に対する就学援助受給者数の割合でございますが、まず小学校で７．２％、中学校で９．６％、全体で７．９％でございます。昨年度は小学校が７．２％、中学校が１１．３％、

全体で８．５％となっており、今年度は昨年度と比較いたしまして全体で０．６ポイント減少しているという状況でございます。

しかしながら、一昨年は小学校が６．９％、中学校が９．２％、全体で７．６％であり、２年前と比較いたしますと今年度は全体で０．３ポイント増加しており、新型コロナウイルス感染症の拡大により若干の影響があるものというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

シングルマザーの皆さんの貧困というのは本当に深刻でありますので、幾ら国から１０万円をいただいていても、こんだけ仕事がなくなって本当に大変なんだという声を聞きます。この就学援助制度自体を拡充するという方法があると思うんですけれども、ＰＴＡ費とかクラス費など拡充する項目３項目とか出ていましたけれども、亀山市としてこの援助の内容を拡充するという考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

今お話しいただきました、例えばクラブ活動費、そういったものの活動に対しての援助というものについてでございますけれども、基本的にはそういったことは拡充というところまでは考えてはいないというふうに思っております。今後につきましても、他市の状況なども勘案してまいりますけれども、現在の援助の形を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

様子見をしながら、よそがやったらするというんではなくて、亀山市の現状を見ながらぜひとも先んじてやっていただくことも必要かなと思います。

医療費の窓口無料の拡充についてお伺いします。

亀山市は中学生まで医療費無料で、本当によかったんですけれども、今県内みんな追いついてきましたね。鈴鹿など窓口無料の拡充に取り組む市町もあります。ここで、亀山市はこれからこれについてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

本市におけます子ども医療費の窓口負担無料化につきましては、現在未就学児までを対象としている県内の多くの市町におきましても同様の取扱いとなっているところでございます。一方、県内１４市におきまして、四日市市が昨年９月から、また鈴鹿市が本年９月から県内医療機関における窓口負担の無料化の対象年齢を中学校卒業までに拡大するというふうに聞き及んでおるところでございます。

一般的に窓口負担無料化を実施した場合、医療機関を受診しやすくなり、医療費が増加する分、

助成する医療費も増加するものと考えられますので、財政面からの検討も必要となってくるところでございます。

また、窓口負担の無料化を小学生以上で導入する場合、国民健康保険の国庫負担等について、医療費の波及増加に係る分が減額調整されることになりますので、国民健康保険の財政面に与える影響に関しましても十分調査した上で慎重に検討していく必要があるものと認識しているところでございます。

また、窓口負担の無料化の対象年齢を拡大しようとする場合、亀山医師会、三重県医師会や三重県国民健康保険団体連合会等、関係機関との調整が必要であるほか、システム改修も必要となってまいりますので、医療費の窓口負担無料化の拡充につきましては慎重に検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

しないとは言いませんでしたけどね。慎重に検討はすると。

鈴鹿亀山地区広域連合で、本当に鈴鹿と亀山というのは同じようにいいところはよくしていきたいなと思うんですね、やっぱり住むにしても、医療にしても、介護にしても何でもそうですけれども、ここは慎重かつ現実的に子供たちのことを思って検討いただきたいですね。もっと広げていただきたいと思います。

ファミリーサポートセンターの支援について伺いたいと思います。

以前、私、今本当にこのサポートセンターというのが、車の送迎のオーダーが多くて大変だということをこちらで質問したことがあります。委託しているところに市としても支援をするべきではないかということを伺いましたが、そこについては検討されましたか。

○議長（中﨑孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

ファミリーサポートセンターにおきましては、近年送迎サービスのニーズの増加が続いておりまして、その対応が重要であると考えているところでございますが、６月にも申したとおり、送迎サービスに支援会員自身の車両を使用する場合の保険等に関する課題があるものと認識しております。現在、その課題解消に向けまして、受託者である子育て支援「かめのこ」との間で公用車をご利用いただくことについての協議を進めているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

公用車の協議を進めていただけるということで、本当に援助に回っていただく方が安心してやっていけると思いますので、ぜひとも進めていただきたいですね。

あと、ファミリーサポートセンターの事務所がかなり手狭になって老朽化している状況で、中身のおもちゃも大変だなと思っているんですけれども、そこについてはどうですか。

○議長（中﨑孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

ファミリーサポートセンター事業の実施につきましては、先ほど申しました送迎サービスの課題も含めて援助会員と依頼会員との調整等に係る事務負担が非常に増加しておりまして、一層の支援が必要な状況であるというふうに考えております。令和４年度の予算におきましても、ファミリーサポートセンター事業に係る委託料の増額を行うなど、事務局体制への支援の強化を行ってきたところでございます。

また、亀山市児童センターの２階を事務局が利用していただいているわけですが、先ほど議員がおっしゃったように、スペース的には手狭で施設の老朽化が進んでいるところではございますが、本年度は屋根の雨漏り修繕を実施するなど随時必要な修繕を行っているところでございます。新年度におきましても、ファミリーサポートセンターの事務所の空調機の更新修繕や２階への階段の手すりの設置など必要な修繕等の予算を計上しているところでございます。

こうした施設の改修や運営への支援を含め、受託者である子育て支援「かめのこ」との協議を行いながら、今後も支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

駆け足で、子供、子育てのことをいろいろ聞いてまいりましたが、市長が当選後すぐに子ども医療費無料を一気に進められたときは、本当に、ああ、子育てしやすい亀山ということがかなり広がったなあと思ったんですけれども、今はほとんどの市町が追いついて、追いつかれるだけではなくて、追い越されてというところもあるんじゃないか。本当に子育てしやすい亀山というには、さらに豊かな施策の展開を考えるときに来ているんじゃないかなと。ファミサポも大事ですけど、やっぱり本体の市がきちっと子育ての施策を強固に豊かにしていくということが今本当に求められていると思いましたので、質問させていただきました。

次の質問ですけれども、気候危機対策、市長の文書ですと、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築についてということでお聞きしたいと思います。

気候危機、気候正義という言葉を使って、今２０３０年までのCO_2削減に人類の未来がかかっていると警鐘が鳴らされているところです。現に世界各国で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇など大問題になっております。本来、国がやらねばならないこと、責任を負わねばならないことが多くて、やはりＣＯＰ２６で化石賞を受けているなどしている場合ではなく、CO_2の削減目標について、石炭火力からの計画的撤退について、原発依存については本当に早急に検討し問題を進めていくべきところですけれども、国にお任せではなく、亀山市としてはこの問題をどう受け止めて、何をすべきなのかということでお伺いしていきたいと思います。

まずは、この気候危機に対する考え方についてお聞かせ願いたい。

そして次に、具体的に市がどういうふうに取り組んでいくかと思っていらっしゃるのかということについて伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

近年、気候変動が原因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、国内においても猛暑や台風の大型化、集中豪雨の増加、洪水などの気象災害が引き起こされ、国民の安心・安全な生活が脅かされているところでございます。

本市におきましても、例えば１９８０年代と２０１０年代を比較すると、平均気温は１４．２度から１５．３度と１．１度上昇しており、最高気温が３５度以上の猛暑日の発生回数も年０．８回から年７．８回と増加しております。また、時間５０ミリ以上の短時間強雨の発生回数も同様に増加傾向にあります。

このような気候変動により、猛暑による熱中症患者の増加や短時間強雨の増加による土砂災害の発生など地球温暖化による気候変動の影響は、私たちの身近なところで実際に感じられるようになってきており、今後地球温暖化の進行に伴い、猛暑や強雨のリスクはさらに高まることが予想され、それによる食糧危機、新たな伝染病等の発生も危惧されるところでございます。

これに対して、市としてどういう取組を考えているかということでございますが、本市におきましては、環境の保全及び創造を目的として、平成１５年合併前の旧市町は同じ内容の環境基本条例を制定し、それに基づき、合併と同時に第１次の環境基本計画を策定いたしました。また、これも合併と同時に時代を先取る有効な環境施策の研究・立案を行う亀山市総合環境研究センターを発足いたしました。さらには２００８年からの京都議定書における国の温室効果ガス、１９９０年比で６％減の目標を達成するため、市民、事業者、行政で第１次の亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画を策定し、市民の省エネルギー・省資源行動を促してまいりました。

また、平成２０年度より、鈴鹿亀山地区におけるレジ袋の削減、マイバッグ推進運動を展開し、運動開始以降、スーパーマーケット等におけるレジ袋辞退率はおおむね９０％を維持してまいりました。しかしながら、これらの取組にもかかわらず、地球温暖化に対する市民の意識は決して高いとは言えない状況でございます。

今後も市として、気候変動が非常事態であるという危機感を持って、温室効果ガス削減に向け、またその吸収源としての森林整備も促進し、鈴鹿川等源流に対する取組も含めまして、市民やまちづくり協議会などと共に連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

具体的には、今もケーブルテレビでごみの削減について市民さんも出ていただいて、ごみを削減するということはこんなふうに気候に関係しますよという話もされています。具体的には、いろいろいろんなところでされていると思うんですけれども、やっぱり気候危機という言葉に比して、私たちの危機感というのが、先ほどおっしゃったように、なかなか痛くもないしかゆくもないし、本当にみんながそう感じるにはまだまだなんじゃないかなと思っています。

具体的な施策を打ってもらっても、本当にみんなが危機やなと思って、その施策を見て実行するのと、何となく人ごとっぽく、そういうことしてはんねんなと思って見るのとでは効果は全然違ってきます。やはり私は、市がしなくちゃいけないのは、本当に皆さんに危機が迫っているんだ、本当にこういうことが起こる可能性があるし、大変なことなんだということを皆さんが肌感覚で分か

るようなお伝えの仕方をケーブルテレビ、今動画とかやっぱり動いているものが見やすいのもありますし、いろんなところを活用していただきながら、それをやっぱり一刻も早くこれ、早くしないといけない課題ですよね、気候危機というのは。それを本当に行政しかできない仕事があると思いますので、ぜひともそれをやっていただきたい。

危機ということをお知らせするだけじゃなくて、これを努力してみんなで頑張れば危機が止められる可能性があるんだという希望も伝えて、それで本当にみんなで頑張ろうというところに持っていけるように、５万人の亀山市なら絶対にやれることがいっぱいあると思いますので、そういうことをぜひやっていただきたいなと。緑の健都ですので、ぜひお願いしたいので、市長にここについてはぜひお考えを伺いたいと思います。決意をよろしくお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ついこの間も、本年度の亀山市の植樹祭を開催させていただきました。親子でもご参加いただく皆さんに非常に感謝いたしたいと思いますが、やっぱりご指摘のような全ての市民に言えることですが、本市はいろんな取組を早くから積み上げては来ましたが、その危機感であるとか、理解の深さだとか、行動につながっておるかということについてはまさにご指摘のとおりだというふうに思っております。

そういう中で、どのように伝えていくのかということも、例えばよく子供たちには私も申し上げるんですが、恐竜が生きた時代には本当に一つの動植物が地球上から消えるのに１，０００年かかったと。でも、今は１年間で１，０００種の動植物が地球上から消えておるんだということでありますとか、例えば、全世界で森林の伐採とか不法伐採だとか、山火事で１分間でサッカー場が２７面なくなっておるんだと、そういう伝え方は本当にどこまで伝わっておるか分かりませんが、子供たちには伝えるように努力しておりますし、多分それは担当もずうっとしてきておることなんですが、地道な取組をしっかりさらに分かりやすく伝えられるように、それはさらに工夫をしていきたいことと、今まで取り組んでまいりました様々な事業、本当により効果的な取組をしっかり政策として入れながら、亀山市として今後も持続可能なまちとして、緑の健都としてこれが次世代へもつながってまいるように努力をしてまいりたいと思います。環境基本計画を策定させていただきました。しっかりこの実現性を追いかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

コズミックカレンダーでいうと、大みそかの晩に生まれてきたような人間が今地球を壊そうとしているということで、今生き合わせている私たちに責任があるということをぜひ効果的に伝えていただきたいと思います。一緒に私たちも反省を持ちながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

９番　福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午前１１時５７分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１０番　森　美和子議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

公明党会派を代表して質問をさせていただきます。ご答弁のほうもよろしくお願いいたします。

それでは、令和４年度市政及び予算編成方針についてお伺いをしたいと思います。

行政経営の重点方針では、令和４年度を改進の年と位置づけ、３つの重点項目が示されました。コロナに翻弄された２年強の中で、社会全体に閉塞感が漂い、さらに第６波のオミクロン株による感染拡大で学校などのクラス閉鎖等で子供たちへの影響も危惧されるところであります。このように、コロナ禍で浮き彫りにされた課題に対して行政の役割、地域の役割、個人の役割を明確にしながら、亀山市全体で取り組んでいかなければなりません。ここは亀山市のかじ取り役である市長のリーダーシップに期待するところでございます。

そこで、令和４年度の予算の特徴についてお伺いをしますが、市議会に示された改進の年という位置づけが、新聞報道ではしなやかな改進予算と発表されていました。しなやかな改進の意味も含めて、特徴についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１０番　森　美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、しなやかな改進予算の特徴につきまして申し上げたいと思いますが、令和４年度当初予算につきましては、コロナ禍の早期克服など環境の変化に適応して乗り越えていく強靭さを求めて一層しなやかな調整を進めるため、しなやかな改進予算といたしたところでございます。

そのような中で、予算編成におきましては、第２次総合計画後期基本計画の計画策定を３か月延伸することに伴いまして、後期基本計画の策定前に予算編成を行うため、継続的に実施する主要事業に係る投資的経費や標準予算の事業経費を軸に予算編成を行った結果、一般会計予算の総額が２２０億７，７００万円、前年度当初予算額と比較して１０億１，６００万円、率にして４．４％の減となったところであります。

この予算の特徴といたしまして、歳出においては市民生活を支える民生費は、障がい者自立支援事業や保育所増築事業などによって約７４億７，７００万円の過去最高額、教育費では新図書館整備事業や図書館一般管理費などによりまして増額の約３１億４，３００万円となったところでございます。

また、新型コロナウイルスワクチンの３回目の追加接種に係る経費約１億３，２００万円のほか、感染症対策等により負担の増加しております保育士や放課後児童支援員等の処遇改善を目的とした補助金等々といたしまして約２，４００万円を計上し、新型コロナウイルス感染症対策に係る全体的な事業費として約１億８，０００万円を計上いたしたところであります。

一方、歳入におきまして、この特徴ですが、市税収入は個人市民税や固定資産税の減収などによりまして、前年度比１億円の減となる約９９億円となりまして、国庫支出金の約３２億円は亀山駅周辺整備事業の減などによって減額となりました。臨時財政対策債約４億３，０００万円、地方交付税では２４億４，０００万円となったことによりまして、繰入金におきまして、財政調整基金から前年度比１億２００万円減となる７億９，０００万円の繰入れを行い、財源といたしたところでございます。

これらが令和４年度の当初予算の特徴と言えると考えております。

そこで、議員お尋ねがございましたが、しなやか改進予算、例年この予算案の報道発表の折に、プレスのほうから問われて命名をするような形になっておりますが、その中でしなやかな改進予算の意味合いでありますが、しなやかとは、例えば今回の新型コロナウイルス感染症や地震をはじめとする自然災害などのショック、少子高齢化や経済不況などの環境変化やストレスに直面しても素早く適応・復興し、さらに成長する強靭さがあること、あるいは状況の変化に合わせた対応をするために、凝り固まった考え方や経験に固執することなく、その柔軟さが求められていると、このような意味合いを持つものと考えております。

ご案内のように、平成から令和へすごく環境の激変が起こっております。パラダイムの転換が始まっておりますので、私たちは好むと好まざるとに関わらず、この変化の時代に生きていると、これに適応して前に進めていかなくてはなりません。そういう大きな時代の変革の波に向かって、柔らかく強靭な、レジリエンスというか復元力というか、そういう力を持ったまさに柳の木の枝が風に揺れてもしっかりそれが折れることがないような、そういうしなやかな地域社会を目指していく必要があろうと、このような思いを込めて命名をさせていただいたものでございます。

さらに後期基本計画が動いてまいりますので、改めてさらに前に進めていくという意味も込めてしなやか改進予算と、このようにつけたところで、表現させていただいたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

柳のようにしなやかに前に進めていくことということでお聞きをしました。

今回の一般会計約２２０億ということで、令和３年度の当初予算が２３０億ですので、多分新規の計画なんかはこれ６月に出てくるというふうに、後期基本計画の内容は６月に出てくるということですので、その辺りでまたいろんな事業が展開されていくのかなと思いますので、今回の予算というのは前期基本計画をそのまま踏襲しておる予算でありますから、またそこはしっかりと６月の中で新規の部分は議論をさせていただきたいと思います。

やっぱりこんな時代だからこそしっかりと、先ほど私も申しましたけど、市長のリーダーシップ、市長の言葉一つ一つがみんなに勇気や希望を与えるような、そういった発信もホームページや言葉だけではなくて、なかなかニュースには取り上げていただけませんけど、亀山市は、いろんな媒体を活用しながら市長のメッセージを市民に送っていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

次に、後期基本計画策定の遅れから見えた課題についてお伺いをしたいと思います。

先ほど来出ておりますように、本来であればこの令和４年４月から総合計画の後期基本計画がス

タートするところでありました。この基本構想の変更やコロナ禍で審議会が開催されなかったということで、これはある意味致し方ないのかなというふうに私は思って了承させていただいておりますが、一方で市議会は議会改革検討部会の中で、オンライン会議の議論が開始をされたのが令和３年３月２日でありました。その後、３月議会で条例改正もし、本当にこの令和２年度でほとんどの会議が中止になり、課題がたくさんあるのにやるべきことができなかったということは非常に責任ある立場で、この議論をできる場を確保するということは必要やということを議会全体で共通認識の中でこの条例改正まで至りました。

この行政の計画、これは後期基本計画だけではなくて、もう本当に見直しの時期に当たっておりまして、矢継ぎ早に計画の策定がされておりますが、どんどんずれてきているというような状況の中でありましたので、やっぱり一定の検証は、私は必要なんではないかと思っております。このことに関してどのような対応を取られてきたのか、市長は指示を出されたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

どのような指示を市長は出してきたのかということでございますが、今回の予期せぬ感染症のショックとかパラダイムシフトというべき様々な影響は第２次総合計画の議決をいただきました平成２９年３月時点で誰もが予想し得なかった状況でございますので、そうした状況に臨機応変な対応が必要になるとの認識を持っておりました。

そうした中で、昨年の９月定例会におきましても、議会からのご意見等々も踏まえまして、当初の策定計画にはありませんでしたが、基本構想の一部変更まで踏み込んだ対応を取らせていただいたところでございます。また、それに伴います策定作業の工程変更とその遂行につきましてもコロナ禍で感染拡大防止や職場内クラスターの発生防止、ワクチン接種体制の強化などの総合対策が急務となる厳しい状態の中マンパワーにも限りがございますので、そういう中でございましたけれども、迅速かつ的確に計画策定作業を進めていけるよう、この中期戦略会議の構成員等に対しましては適宜指示を行ってまいったところでございます。そういうような中で、少しこの遅れにつきましては議員ご指摘のとおりでございますけれども、しっかり６月に向けて積み上げてまいりたいと考えております。

また、リモート会議等々の導入につきまして、また詳細につきまして、山本部長のほうから補足説明させていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほど市長からございましたように、中期戦略会議のメンバーに指示をいただきまして、適切にスピード感を持って対応をするようにということでございましたが、やむなく３か月の遅れになりましたことをまずはおわびを申し上げたいというふうに思います。

また、それに対してどういった課題が見えてきたのかということでございますが、これも市長からもございましたように、やはり今回審議会を開催していく中で、対面の会議が難しいということ

で書面決議でありますとか、リモートを織り交ぜながら進めてまいりましたが、やはり書面決議等に関しては対面で開催するよりも、意見を反映してまた戻すということでかなりの時間がかかるということでございまして、これも議員からございましたように、もう少しリモートをうまく活用できたら、もう少し短縮もできたのではないかというふうな反省もございますし、そういった課題もございます。

それと、併せて分野別計画についてのご指摘もいただきましたが、これもやはり総合計画策定時の中で、数多い分野別計画が今年度ございまして、これに対しても現在５本の計画が遅れておるということでございまして、これにつきましてはＤＸでありますとか、そういったものを反映するという意味合いで遅らせていただいておるものもございますが、やはり会議等を開くことが遅れたという、そういった理由の中で策定が遅れたというそういうものもございましたので、やはりそういった課題はしっかりと認識して、今後に対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

遅れてしまったことに対してとやかく言ったって結果が出てくるわけではありませんが、やっぱりしっかりとそこら辺は検証していただきたいと思っております。

次に移らせていただきます。

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築について、お伺いをしたいと思います。

先ほど午前中も少し出ておりましたが、第２次亀山市環境基本計画が昨年６月に示されました。１点目のごみ溶融処理施設の更新についてお伺いをしたいんですが、新年度予算、溶融処理施設管理費９億５，７３６万円、その中に大規模整備事業として１億４，７５０万円、これは長寿命化計画に基づいた事業が展開されていくということと、さらに長寿命化計画の更新がされていくということで説明を受けております。

この溶融処理施設ですけど、２０２９年に建て替えを迎えるというふうに聞いております。約７年後ということですけど、建設当時、私は議会におりませんでしたが、これは合併前で４万人に満たないような人口の中でこの高額の処理施設を建てるということで裁判になったということもお聞きをしたことがあります。でも、一方で分別が簡単で何でも燃やせるということで、私はある意味市のアピールポイントとして、亀山は便利やにというふうに言ってまいりました。

でも現在、この表題にも出しましたけど、脱炭素、それから循環型、そういった形でシフトしてきております。この環境基本計画を見ますと、ＳＤＧｓの目標がちりばめられた計画になっております。昨年６月ですが、プラスチック資源循環促進法というのが成立をし、今のペットボトル以外のプラスチック製品の分別回収、これもやっていかなければならない。また商品化についても自治体でできるし、循環させていくという、そこに国がシフトしてきたということなんですけど、この大きく動いている方向性、流れが変わっていく中で建て替えの時期を迎えるということであります。

他の自治体から比べて、私も津市とか鈴鹿市に行ったりするんですけど、お弁当を食べても本当に細かく分別するんですよね、ごみを。亀山やったらぽいっと捨てられるものが、本当に細かいなということをすごく感じているんですけど、それは私だけが感じているだけではなくて、亀山市民全体が感じている。特に主婦の方なんかはそう感じて、これは高評価をいただいている部分なんで

すけど、この考え方をどうシフトさせていくのか、どう理解をしていったらいいのか。これは、次の建て替えですよ、市民を巻き込んだ中での議論の場を私は早い段階からつくっていくことが大事だと思いますが、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず全国で７番目の溶融方式を導入した平成１２年でございましたけれども、それは今議員ご指摘のように、多くの市民の皆さんや私どももそうですが、亀山の非常にアドバンテージとして一定の役割を果たしてきたと考えております。また、現状の環境に関わる様々な、いわゆる見解の変化とか、今回のプラスチック新法のこの是非論はいろいろ考えさせられるところがありますけれども、私どもの今のこの方式とのこれをいかにコントロールしていくか、このことは極めて大きな政策課題の一つと認識をいたしております。

議員は今、次期ごみ処理施設の在り方との関係で、市民も巻き込んだ早くからそういう取組が必要だというご指摘でございます。そのように認識をさせていただいておりますし、公共施設全般の総合管理計画との関係で、今日も朝から学校等の施設の更新とか、このお話がありましたが、極めて行政にとりまして持続可能性の視点からも非常に重要なテーマというふうに認識をいたしております。その意味で、次期ごみ処理施設の在り方につきましても、現在の市単独での処理施設の整備の検討に加えまして、今後本市を取り巻くと予測されます人口や廃棄物の減少、厳しくなる財政状況等を勘案し、近隣自治体との広域処理に向けた検討や調整を市民の皆さんの議論も交えて進めていく必要がこれは大いにあると、このように認識をいたしております。

詳細につきましては、担当部長より答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

まず、プラスチックごみのリサイクル強化と排出削減に向けてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が本年４月から施行されるということでございます。これにつきましては、市町村は努力義務ではございますが、プラスチックごみの分別収集に取り組むことになっておるところでございます。

現在、本市におきましては、プラスチックごみは溶融処理し、熱回収によりごみ発電を行うサーマルリサイクルを行っておりますが、プラスチックごみを分別収集しリサイクルする場合、収集業務の増加、収集物の仕分業務、再商品化に係る委託料が発生するほか、発熱量を補完するためのコークス使用料の増加や、それに伴う二酸化炭素排出量の増加などが見込まれているところでございます。

しかしながら、議員おっしゃいましたとおり、国の施策は熱回収から資源の再生利用を目的とした分別収集にシフトしつつあります。このことを踏まえまして、次期ごみ処理施設の在り方につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、現在の市単独の処理施設の整備の検討に加え、今後予想される人口や廃棄物の減少、厳しくなる財政状況を勘案し、近隣自治体との広域処理に向けた検討や調整を市民の皆様方の議論も交えて進めてまいりたいと考えております。

なお、本市のごみ溶融処理施設は、平成２３年３月に策定いたしました長寿命化計画におきましては令和１１年度までの稼働となっており、次期ごみ処理施設の検討と併せて、令和４年度に機能診断健全度判定を実施しまして、再延命化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

広域化の方向でも議論をしていくとおっしゃっていましたけど、去年の教育民生委員会の調査・研究テーマ、全てできなかったんですけど、近隣の自治体の状況を見ますと、新たな施設を建てているというようなところが出てきていますので、そこに亀山市がどう乗っかれるのか、キャパがあるのかというような非常に難しい問題を抱えているなということも感じましたので、またその点もしっかりとお取組をお願いしたいと思います。

次に移ります。

三重県産CO_2フリー電気の購入についてお伺いをしたいと思います。

これは施政方針の中で、三重美し国Ｇｒｅｅｎでんきを導入するというふうにありましたが、一体どのようなものなのか、なぜ購入するのか、どのように活用されていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

市では新年度より、中部電力ミライズ株式会社が提供いたします三重県産CO_2フリー電気、三重美し国Ｇｒｅｅｎでんきの購入を予定しております。この電気は、三重県内の宮川や櫛田川などの水系にある水力発電で発電された電気について、県内の美しい水資源などから生まれた地球に優しい電気という環境評価を付加し、CO_2排出量ゼロの三重県産電気として同社が県内の法人等へ提供しているものです。

また、この三重美し国Ｇｒｅｅｎでんきについては、県内事業者による県産再生可能エネルギーの利用促進する三重県と中部電力ミライズ株式会社が連携し、三重県産再エネ電力利用促進事業の一環として取り組んでおり、昨年７月に供給を開始されて以来、既に県内の企業数社がこの電気を購入されております。

本市といたしましても、脱炭素社会の実現に向け、市の事業活動におけるCO_2排出量の削減はもとより、電気の地産地消に通じた地域の再生可能エネルギーの普及に向けた率先的な取組として現在県内の自治体では初となる当該電気の購入手続を進めており、来月から本庁舎に係る電気について活用してまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

中部電力ミライズがやるということで、地産地消の電気を亀山市が買ってそれをこの庁舎で使うという、電気に色はついていませんので見えませんけど、でもそういう流れで購入をされるということで理解をさせていただきました。こういったものがいろいろと出てくるんかなと思いますので、

ただ金額的にどうなのかなというのがあるんですけど、また言える範囲で、もし言えるんであればお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

この電気料金でございますが、通常の電気よりも設定される単価は高いものとなっております。本庁で使用する電気代につきましては、この電気を購入することによって年間２００万円増額するという形になっております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

若干割高になったとしても、この再生可能エネルギーとして活用していくということですね。分かりました。また、いろんなところでこの活用がどんどん進んでいけば単価も落ちてくるかなと思いますので、また動向を見ていただきたいと思います。

次に移ります。

地域福祉力の向上についてお伺いをしたいと思います。その中でも、重層的支援体制の構築についてお伺いをしたいと思います。

これ、やっと新年度この４月から重層的支援体制整備事業がスタートします。これは義務ではなくて努力義務ですよね、自治体にとっては。やるかやらんか、国はやる方向で進めておりますけど、非常にいろいろと課題があるということも聞いておりますので、でも亀山市はコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置して、複合的な困り事などの相談体制の充実をされてまいりました。だから、４月からやるにしたってもう私は動いていると思っております。もうその体制は、亀山市はしっかりと構築をしたというふうに思っております。

聞き取りのときに本当にうれしいなと思ったのが、鈴鹿市の議会だよりの中にこのコミュニティソーシャルワーカーの調査・研究を鈴鹿市議会がされて、亀山市の取組がすごく先進的だということをしっかりとうたっていただいて、その導入に向けて動くようにというふうに提言もされていますので、動いているんだということも改めて確認をさせていただきました。

全国的にコロナの影響が長引く中で、子供、若者、女性の自殺の増加、またＤＶ、虐待、鬱、ひきこもり、孤独死などの問題が深刻化していることに加えて、健康悪化や経済の不安定化、そういうことなどで今後社会保障費の増大などをもたらすおそれがあり、対策のさらなる強化が必要になってまいります。

公明党の社会的孤立対策本部では、国会、地方議員で１６の有識者や民間支援団体から聞き取りを行いました、昨年１年間。私もそこに参加をさせていただいて、その後全国で孤立の実態調査を行いました。社会的孤立の問題が地域に多数存在することの再確認とともに、支援制度だけでなく、支援する側も分野ごと、事業階層ごとに分かれて孤立している実態が明らかになりました。党として提言を取りまとめ、昨年５月に首相に申入れをさせていただきました。その後、昨年１２月ですが、孤独・孤立対策の重点計画が閣議決定され、国の新年度予算にも計上されておりますので、このことも今後事業展開されていくんだと思います。

先日も、重点計画の策定に携わってこられた中央大学の宮本太郎教授の講演をオンラインで受けました。支援者を支援する環境づくりやワンストップで断らない場がたくさんあることなどが大事ということ、各自治体でこれをどのように具現化していくのかというご教授をいただきました。

まず、この４月から始まる重層的支援体制整備事業と孤立・孤独対策とはどのように関係していくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

健康福祉部におきまして、この令和４年度からこれまでの地域福祉力強化推進事業を次なるステージへと引き上げるべく、複雑化、複合化した福祉課題を抱える方や世帯に既存の福祉分野ごとの仕組みを組み合わせ支援するオーダーメード型の重層的支援体制の構築を鋭意進めることとしてございます。

議員ご紹介のとおり、国におきましては令和３年１２月に孤独・孤立対策の重点計画の策定をされたところでございまして、自殺予防対策はもとより福祉を超えたあらゆる分野の取組を束ね、推進できる体制整備の必要性が示されてございます。本市が取り組む重層的支援体制整備事業についても、孤独・孤立対策に関する施策の一つとして位置づけられてございます。今後につきましても、国や県の方針等に則しつつ、孤独・孤立対策にしなやかに対応してまいりたいと存じます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

しっかりと重点計画ももう示されておりますので、その中をまた見ていただきながら、亀山市でできることを行っていただきたいと思います。また予算も出てきていますので、また使えるような予算がありましたら、亀山市の中でまた積極的に活用していただきたいと思います。

次に、職員体制についてお伺いをしたいと思います。

現在、この社協のほうにＣＳＷを委託されておりまして、専任が２名、兼任が２名の４名体制ということを伺っております。また、相談支援包括化推進員、コーディネーター役の方もちゃんと設置をされておるということも聞いております。

地域、私も歩かせていただく中で、しっかりと社協のほうからもいろんなＰＲもしていただいている中では、このＣＳＷ、コミュニティソーシャルワーカーの存在が少しずつ知られていっているんはないかなというふうに思っております。それと同時に相談件数も増えてきている、私も何人か抱えながら社協の方とＣＳＷと連携を取りながら対応させてもらっていますけど、件数が増えてきているということも認識をしております。

特に、ひきこもりの方なんかに関しては、やっぱりゴールを設定しない。もうここまでというゴールにしてしまうと、なかなか自立できていかないということもありますので、息の長い支援、寄り添い支援になってきますし、なかなか解決に結びつきにくい、そんな案件が多い状況であります。そういった中での、この現状の体制で大丈夫なのかについてをお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず現状でございますが、社会福祉協議会に配置をしてございますコミュニティソーシャルワーカー、こちらを中心とした支援体制については、令和２年度から、単独の支援機関では対応が難しい個人や世帯をコミュニティソーシャルワーカーに集約しますつながるシート、こちらを導入したことによりまして、特に教育委員会を中心とした分野からの相談が増えてございます。その相談支援の実施につきましては、丁寧な寄り添い型の支援を多機関連携をもって行っておりまして、相当の時間と労力を要しているところでございます。

議員ご紹介のとおり、なかなか解決に結びつかないというところで、かなり長い時間を共に寄り添っていくというような必要性があるというところでございまして、当然ＣＳＷの負担も増加しているものというふうに今認識をしておるところでございます。このため、その実施体制につきましては、毎年度事業見込みや実績を踏まえて、体制の見直しの必要性を社会福祉協議会と協議をしてございまして、令和４年度からの地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の実施につきましても、国の交付金等を活用しまして、必要な人件費などを増額することとしてございます。

当該事業は、市と社会福祉協議会との協働によりまして展開するものでございます。事業全体の司令塔機能でございます相談支援包括化推進員、こちらの専任化を図るなど支援体制の継続的な強化を図ってまいりたいと存じます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

相談支援包括化推進員の専任化も考えていただいているということで、私は兼任でできる問題ではないなと、非常に大きなこの役割を持っておられる部署というか立場ですので、専任化していただくということは本当にありがたいなと思います。

やっぱりこの問題というのは、職員体制の問題もありますけど、行政の専門職だけで関わっていけばいいということではなくて、やっぱり地域の多くの人たちの手をお借りしながらやっていくということが必要なんではないかなと思っております。それは民生委員さんであったり、またはまちづくり協議会の方であったりという地域の中で活躍をされている方、そういう方の関わりというのも、専門職だけがずうっと四六時中関わるわけではなくて、どう、大丈夫とかという声かけだけでも随分変わってくるということも聞いておりますので、そういう方のやっぱりお力をお借りするということが大事かなと思います。

一方で、やっぱり民生委員さんの成り手不足とか、まち協の役員さんの成り手不足、これも看過できない問題であります。これ一部の地域では民生委員がいないとか、成り手がいないとかというような深刻な問題になっていると聞いております。このような課題に対して、この重層的支援体制を進める中で、どのような対応をしていくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

昨今の地域社会におきましては、少子高齢化に伴う社会構造の変化等に伴いまして、その人材の確保の難しさでありますとか、関係団体や組織の弱体化が懸念される中で、今般のコロナ禍での移

動制限や非対面が増加したことによります市民活動や地域活動において人と人とのつながりや交流、助け合い、支え合いの維持等の停滞にさらに拍車がかかったものと認識をしてございます。

このため、地域福祉力向上重層的支援体制整備事業におきましては、従来の縦割りの分野ごとの仕組みづくりを進めるのではなくて、既存の資源と資源とを融合を図りながら、ポストコロナ時代におきましても地域まちづくり活動や市民活動が活発に行われるよう、その活動支援や担い手の育成を図るとともに、地域の福祉課題を住民同士で解決に取り組むちょこボラなどを、地域での助け合い、支え合いをこれまで以上に促進していく必要があるものと考えているところでございます。ご紹介いただきました民生委員さんにつきましては、令和４年度が改選の年となってございますので、そちらの民生委員さんのご協力というのも担当部署としてはしっかりと考えながら進めてまいりたいというふうに思うところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

どんな組織の、今地域の中の組織の人たちのやっぱり年齢がかなり上がっているということもありますし、負担も多くなってきているということもありますので、ぜひ若い世代というか、そういう人たちでも担えるような体制、それは本当にその人にべったりくっつくんではなくて、その方にとって何かできるとか。

この間ご講演いただいた宮本先生は、定年退職になった男性が本当に孤立していくという、地域になかなかなじめなくて孤立していく、それで引き籠もってしまうというような、そういった懸念も考えられる一方で、そういう本当に社会の中で頑張ってこられた方々のノウハウをしっかりと活用していただいて、生きがいを持ってその方が取組ができるような、その仕組みづくりをぜひ行政のほうにはお願いをしたいというふうにおっしゃっていましたので、ぜひそういうことも頭に入れながら、ただ、もうどんどん高齢化になっている人たちのサポート役でもいいですし、パソコンとかそういうなのが本当にたけた人たちもいらっしゃいますので、地域で活躍できるような体制をぜひお願いしたいと思います。

最後に、新庁舎の整備についてお伺いをしたいと思います。

午前中も岡本議員が少し触れられまして、若干かぶるところもあるかと思いますが、お伺いをしたいと思います。

平成３１年３月、基本構想が示され、庁舎建設に向けて動き出しました。翌年の令和２年２月に基本計画の中間案が議会に示されてから、今は最終案を待っている状況であります。その間に新型コロナの感染症対策に行政としても翻弄されてきたわけですけど、総合計画の基本計画までも変えていくような状況になったこのデジタル変革、ＤＸの問題。中間案で示されているのは、新庁舎は全ての部門を集約するというふうになっておりますが、一方で、この感染症対策としては分散型のほうがいいんではないか、そのときの対応ができるんではないかというご意見や、また５万人口を切るようなこの人口の中で、正規、非正規の職員体制が１，０００人ほど上るというふうな、この職員数の問題、これがＤＸによってデジタルでできることと、どうしても人でないとできないことのすみ分けが必要で、職員数の適正化に踏み切る必要性も今後出てくるんではないかと思っております。

このような状況の中で新庁舎建設の在り方について、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新庁舎の整備でございますけれども、コロナインパクトによる外部環境の変化を踏まえまして、現在新庁舎の整備基本計画の見直しを鋭意進めてございます。この見直しに当たりましては、午前中も申し上げたところでございますけれども、ＤＸの進展、ニューノーマルへの対応、ＳＤＧｓ達成に向けた取組の拡大といったこの変化を踏まえた内容、機能をしっかり組み込んでいくということが大切であろうかと思います。

特にオンライン化によりまして、時間や場所に縛られない窓口サービスや職員の多様な働き方への対応、ペーパーレス化による文書管理の在り方や脱炭素社会に即した環境性能の確保といった観点、さらにはデジタル化を前提として、これまで当たり前でありました仕事の仕組み自体が変わることが想定をされますことから、ポストコロナ時代にふさわしい庁舎について様々な角度から検討を行っているところでございます。

今、新庁舎の規模や行政機能の集約につきまして分散化のお話もございました。具体的には、このデジタル社会の進展に伴って市庁舎へ来庁される方の減少も見込まれるわけでございますけれども、思い切ってコンパクトな庁舎とすることについては議論の余地があろうかというふうに認識をいたしております。さらに、このコンパクトな木造庁舎の可能性なども選択肢の一つとして考えられるものというふうに考えています。

これらを踏まえまして、当然財源のことでありますとか、あるいは後年度の負担等々、それから場所の問題等々ございますが、それらを含めまして、近く見直し内容を整理させていただいて、その方向性を議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

コンパクトで木造も考えながらやっていくということでしたけど、私も今回一般質問しようかなと思っていた内容が、書かない窓口を一般質問させてもらおうかなと思っていたんです。そうしたら、予算案の資料の中に、ＤＸを進めていく中で書かない窓口を亀山市はやっていくというふうに書いてありましたので、まさしく本当に今まで何人もいた人たちが必要なくなってくるというか、本当に専門的に配置しなければならないところに人が配置できるような環境になっていくんではないかなと思いますので、しっかりとそこら辺、本当に人が要る部分と要らない部分とかということをすみ分けをしていただきながら、いい庁舎建設の基本計画を出していただきたいと思います。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１０番　森　美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　１時４７分　休憩）

（午後　１時５７分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１１番　鈴木達夫議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木達夫です。

代表質問をさせていただきます。

東欧では、東欧だけではありませんが、目を覆いたくなるような戦争という惨事が続いています。貴い命や、あるいは財産が失われるばかりでなく、人間にとって最も尊い自由や言論さえも失ってしまう、まさに廃墟の世界だと思います。ここ日本、亀山市議会、来期の亀山市の道筋をどうするか。そんな議論ができること、講釈を言い合えること、それを豊かな時間と感じながら亀山市のために質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

私の大きなテーマは、令和４年度施政及び予算編成方針についてということであります。

初めに、新年度予算の規模、範囲、性質についてという項を上げました。

まず、規模について私の考えを述べさせてもらいます。

提案された予算案では、６月に提示される後期基本計画に基づく新規の施策、あるいは事業がどれほど盛られ、おおむねの令和４年度の予算がどの程度になるのか、今の段階は全く見当がつかないです。新聞紙上でありますと、亀山市予算４．４％減、２２０億という紹介、過去何番目の予算だとか、そういう報道がありますが、やはり私は、おおよその全体規模の想定を当初予算のときに予算編成方針の中で示すべきではないかという思いもします。もし、オンされる部分がおよそこれぐらいだよということが公表できるならお願いをしたいし、またそういう考え方、当初にアナウンスするべきではないかという考え方についてどう思うか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１１番　鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和４年度の当初予算の編成に当たりましては、年度内に見込まれる全ての経費を計上する考えの下で進めてまいりました。議員おっしゃるように、当初予算としては全ての経費を計上するというのは毎年考えている方針でございますが、令和４年度の当初予算におきましては、結果的に第２次総合計画後期基本計画の計画策定を３か月延伸したことに伴い、後期基本計画の策定前に予算編成を行うため、継続的に実施する主要事業に係る投資的経費や標準予算の事業経費を軸に予算編成を行ったところでありまして、その結果、一般会計予算の総額は２２０億７，７００万円で、前年度当初予算額に比較いたしまして１０億１，６００万円、率にして４．４％減となったところでございます。

なお、予算総額のうち継続的に実施する主要事業を計上いたしておりますが、全体で７０事業、金額にして４２億４，８２０万３，０００円ということで、令和３年度と比較いたしますと１７事業７億４，６８１万１，０００円の減となっているところでございます。今回、議員からのご質問の趣旨につきましては十分理解させていただいたところでございますが、現在後期基本計画の策定を進

めている段階でありますので、令和４年６月定例会での予算補正を予定しておりますことから、現時点での全体の予算規模についてはお示しできないものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

予想どおりの答弁でしたかね。

今の財政環境を見ますと、駅前の開発の投資も一つの山を越えたと。ほかの大型事業、例えば午前中にもありました学校関係の計画もないですから、唯一は和田保育園、９，０００万ぐらいかけてやると。あるいは、恒常的な環境センターへのコストはあるものの、新規の主要事業に大きな額が計上されないであろうと。それがプラス３億なのか４億なのか、片や、おおむね入りのほうも市税収入、あるいは交付金等のほうも確定にほぼ近いところ、先に出した中では、おおむねの全体予算が出るのかなあという。あるいは、市議会としてはそういうものは一つの権利ではないかなあという思いで質問をさせていただきました。

この後質問をさせてもらう新庁舎の基金積立て、これをどういうふうにするかということで、新年度予算がどれだけオンされるか、あるいはされないのか、この辺は後で質問をさせていただきます。

次に、範囲の部分で、主要事業と標準事業の範囲と予算計上についてという項目を上げました。提案された予算案の中で新規と思われる事業や、あるいは金額の大きなものが標準予算で上がっていたり、少額でも主要事業として捉えたりしている。

この機会に少し僕自身も整理したいものですから、主要事業と標準事業の範囲の考え方について答弁をお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

予算に計上する様々な事業は、予算編成上、政策予算と標準予算に大別をいたしております。このうち政策予算に相当する全ての事業が主要事業であり、それ以外の事業は全て標準予算により実施する事業となっております。

そのような中で主要事業の対象範囲でございますが、ハード事業で単年度事業費３，０００万円以上、実施計画期間の想定事業費で９，０００万円以上となるものでございます。また、ソフト事業につきましては、単年度事業費で５００万円以上、実施計画期間の想定事業費で１，５００万円以上となるものでございますが、政策的な意義が強い事業につきましては、単年度事業費で１００万円以上、実施計画期間の想定事業費で３００万円以上となるものも対象範囲に含めているところでございます。なお、主要事業は、それらを位置づける実施計画の計画管理も考慮し、経常的な事業や災害復旧事業、維持管理的要素が強い事業はその対象範囲から除いております。

これらを踏まえ、令和４年度当予算に計上いたしました主要事業につきましては、令和４年度単年度の事業費や本年６月策定予定の実施計画の計画期間、令和４年度から７年度までの想定事業費をもって主要事業の対象になるか否かを判断いたしたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

政策予算が全て主要事業といいながら、額で範囲を決めることがどうかなあというふうに思うんですよ。それから、ソフト事業は単年度で５００万ですね、期間内で１，５００万と。さらに政策的意義が強い事業は１００万から主要事業、僕は政策的意義が弱い事業ってあるのかなあというふうに思うんです。ちょっとこの辺また整理したいと思います。

それで、次の質問につなぎたいんですけれども、今最後に、継続的な事業や災害対策、維持管理的な事業は標準事業だと、額が幾らになってもというような表現だと思うんですね。例えば西野公園のテニスコート改修、３，０００万、工事請負費、備品購入費、消防車両の購入、水槽付ポンプ車、４，８８０万、環境センター維持費１億８，０００万。これらも維持管理的な事業と認識をしているんですか。これ１億８，０００万ですよ。消防車、４，８８０万。標準的な、あるいは維持管理的な経費。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいまご指摘いただいた事業は、更新でありますとか改修、施設管理といった維持管理的要素が強い事業と認識をしており、主要事業の対象からは外しているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

以前、亀山市の財政の特徴は何だということで答弁の中で、単独で行っている消防、あるいはごみ処理が他市と比べて相当コストが高いんだと。専門性という理由で正当な競争が働かないんじゃないかと心配もある一方で、この辺は僕、しっかりもうちょっとチェックしたほうがいいんじゃないかなあとは思うんです。特にごみ処理施設、先ほども質問もありました。これはランニングコストが市民１人当たり２万５，０００円かかっているんです。他の市町と比べて２倍程度も高いんですよね。それで以前、年間の維持管理費が平準になるように包括的な維持管理委託ができないのかということで、当時、副市長なんですけれども、進めるという答弁だったんですよ、包括的維持管理方式。僕は、できないことは言わんほうがいいよみたいなこと言った覚えがある。進めると言って進んでいないんですけれども、これはいいんです。

次の質問、ちょっと時間の関係でストップしたいんですけれども、これも整理すべき視点と考えて、あえて言わせていただきます。議会と予算決算委員会の中で、議論の中で出した結論ではありますが、２つまとめて質問をします。

施政及び予算編成方針、あるいは新年度予算案が議決前の後期基本計画素案の基本施策の体系に沿って提案されている、この考え方に妥当性はあるのかということと、２つ目は前期基本計画第２次実施計画が終了する中で、継続事業であるか否かはどこで担保されているのかという質問を併せてしますので、答弁をよろしくお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

２点質問をいただきました。

まず、議決前の素案をもって施政方針を述べることが適切であるかということでございますが、これは議員からもございましたように、これまでも全員協議会や予算決算委員会協議会において後期基本計画の策定作業期間の延伸理由や当初予算との関連性についてはご説明を申し上げてまいったところでございます。さらには、今定例会の提出資料としまして令和４年度主要事業計画を提出させていただきましたが、その中でも、主要事業と施策との関係を後期基本計画の素案の施策の方向により掲載をさせていただいているところでございます。市といたしましては、令和４年度の施政及び予算編成方針についてご審議をいただく上では、次回の定例会に後期基本計画策定の関係議案を提出することを明らかにした上で、後期基本計画素案の大系に沿った形で議会へご説明申し上げることが現段階においては適切であるというふうに考えたところでございます。

あと２点目といたしまして、予算計上された事業が前期基本計画の継続事業としてどのように担保されているのかということでございますが、まず、この後期基本計画に基づく新規の主要事業は、後期基本計画策定の関係議案の提出と併せて本年６月定例会での予算補正に予定しておりますが、そのほかの主要事業については、令和４年度予算編成方針に基づいて当初予算に計上させていただいたところでございます。後期基本計画が策定されていない段階で、行政計画上明確に事業計画の根拠が担保できないのではないかという、そういった考え方もございますが、令和４年度は基本構想の期間中でもあり、前期基本計画の基本的な施策の方向性が後期基本計画の素案にも受け継がれていくものは、相互の関連性から見ましても前期基本計画第２次実施計画からの継続事業として整理を行ったものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

一定の理解といいますか、確認をさせていただきました。また整理をしたいと思います。

冒頭、新庁舎のことについて触れました。主要事業には新庁舎整備事業というものが、令和４年から７年までトータル１，７００万のソフト事業として上がっています。それで、もう端的に後期基本計画、今から主要事業の中で新庁舎整備基金の積立て事業は位置づけをされるのかどうか。

○議長（中﨑孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

新庁舎整備事業でございますが、令和４年度につきましては継続事業ということで検討委員の報償費や視察旅費、計画策定委託料など総額４８０万円を計上させていただいております。議員ご質問の基金の積立てでございますが、現在のところ新庁舎整備基本計画の策定中でございますので、庁舎の機能や規模、また建設予定地が決定していないところでございますので、それらが決定した段階で新庁舎の建設に係る全体事業費を算定し、基金の積立て目標額を設定いたしまして、主要事業及び基金の積立金の予算計上をしていきたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

この案件は、予算決算委員会で私は何度もやっているんです。それで、令和２年の３月予算決算委員会の委員長から４つの意見が出ました。その一つに、庁舎建設基金については現在新庁舎整備基本計画の作成段階であることから、今後は当初予算から積立金を計上されたいというような意見書も出ております。また、第２次総合計画の基本構想の中には、都市空間形成方針というところに災害時における都市機能の維持という視点による災害に強い新庁舎の建設を進めると。それから、前期基本計画は新庁舎建設に向け都市機能・防災なども含めた多面的な検討を行うとともに、いいですか、こう書いてあるんですよ、事業実施に向けた財源確保に努めると書いてあります。今の主要事業はどこで担保されているかという答弁の、前期で提示されたものが、当然方向は後期に生きてくるんだという考え方なんですね。

その意味では、明らかにこの積立ては主要事業に位置づけて、当初から積み立てるべきだという意見、これは何度も言っていますが、ちょっと分かりやすいように整理してもらいたいんです。今言うと、候補地が決まって全体予算が決まったら積立てをやるんだというようなあれなんです。それで長期財政見通しを見ると、去年から３億円ですか、２億円ずつ積み立てる計画になっているんです。これが当初予算にも計上されず、最後に決算時に財政の状況を見ながら毎年５，０００万積み立てた。これは第２次総合計画の基本構想並びに前期基本計画に書かれたことを明らかに私は違反をしているというか沿っていないという考えですが、執行部の答弁をお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、この新庁舎建設に関わります基金の積立てでございますが、確かに、今回中間案の見直しをする以前につきましては、その庁舎の基本計画が確定した段階で、その面積でありますとか建設予定地等も確定しますので、それに伴いまして基金を増額していくという考え方でお示しをさせていただいたところでございます。

今回、中間案の見直しにつきましては、これは市長からもございましたように、かなり状況が変わってまいりまして、今出させていただいた中間案も大きく見直しをさせていただくようになっております。例えば庁舎の面積でございますとか、集約化の問題につきましても再度検討しておる状況でございますので、この新しい庁舎がどれぐらいの規模になるかというのは今年度をもって確定をしてまいりますので、それをもって基金の積立額というのが明らかになってまいりますので、それをもって基金の積立額を確定してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

これは毎回やっていますので、意見の相違というか、どうも合点がいかないんですけれども。

それでは、２番目の後期基本計画のスタートダッシュについてという項を上げました。

令和４年度行政経営の重点方針の１番目に、後期基本計画のスタートダッシュという方針が打ち

出されました。その中で、本来ならスタートダッシュをかけるべき計画が、後期基本計画と同様に６月まで持ち込む計画が先ほど５つばかりあるということだったんですけれども、その遅延にどんな合理性があるのか、ちょっともう一度説明を願います。

○議長（中﨑孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほどの森議員からもご指摘がございましたように、今回総合計画を３か月延伸することに伴い、あとコロナの影響等もありまして、本年度中に計画策定や改定を行う予定であった分野別計画のうち、現段階においてパブリックコメントの実施に向けた最終案の作成ができていない計画が５つございます。その一つは第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略、行政ＤＸ推進計画、健康・医療推進計画、第２次観光振興ビジョン、地域公共交通計画でございます。

このうち、第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略と行政ＤＸ推進計画の２計画は、幅広い分野にわたり人口減少対策やデジタル変革の視点から関連する取組等を整理する必要がございますので、その計画策定を後期基本計画との整合を図りながら後期基本計画案の策定時前までに延伸をする予定でございます。

一方で、健康・医療推進計画につきましては、後期基本計画の施策方向を受けてさらに検討を行う必要がございますので、その策定を令和５年３月まで延伸することといたします。このほかにも、新型コロナウイルス感染症による環境変化を考慮し、検討に期間を要しました第２次観光振興ビジョンや、コロナ禍により会議等の開催が困難なため策定作業が遅れました地域公共交通計画につきましても関係事務を進め、遅くとも本年６月までの策定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

まち・ひと・しごと創生総合戦略、これ辺りは新しい施策体系の中でしっかり枠を整備する。これは分かるんです。それで健康・医療推進計画、これも今コロナの中である程度、一つの視点をもって計画をやっていかなきゃいけない。観光振興ビジョンなんか、ずうっとできていないから分かります。地域公共交通計画についても進めながら、１５日には産建委員会の中で最終案を説明される。

ただ、この行政ＤＸ推進計画、これについては、私は今素案まで変えていこうとする中で総合計画を引き出すといいますか、いわゆるインセンティブがある計画ではないんですか。つまり、この行政ＤＸ計画がしっかりできて、そういうものが横串を刺せる計画だと思うんです。これはしっかりつくっておかなきゃいけない。その意味で、どのように横串を刺すんですか、その計画がない中で。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

デジタル関連分野の分野別計画として策定を進めております行政ＤＸ推進計画と後期基本計画との関係性でございますが、これにつきましては、行政のデジタル化の推進はポストコロナ時代にお

いて重要な位置を占める取組になると考えており、後期基本計画上の関連施策との整合を十分に図ってまいりたいと考えております。

こうした中で、既に議会へも骨子案としてお示しをいたしております基本構想の一部変更につきまして、施策の大綱によりまちづくりを展開する上で相対的に重視すべき３つの視点を新たに追加してまいりたいと考えているところでございます。その一つにデジタル変革、ＤＸの視点を掲げておりますが、これはデジタル技術の浸透や活用が市民生活を様々な面でよい方向へと変化させていくという考え方として整理をいたしております。したがいまして、その政策方針を具現化していくに当たり、ＤＸ推進計画もその一翼を担うものと考えておりますが、この計画をもって基本構想の施策大綱の全てに横串を刺していくと、そういった種類のものではないというふうに認識をしております。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

私も整理をしていきたいと思います。

スタートダッシュについて２項目め、脱炭素社会の実現に向けた取組ということなんですけれども、環境基本計画が昨年の６月にできて１年目を迎えているんですけれども、この環境基本計画５計画を一元化したと、県内自治体に先駆けてスタートさせると。他の分野別計画とはちょっと異なって、ＳＤＧｓの視点を取り入れたと、それから策定が去年の６月ということもあって、特に後期基本計画には先ほどのＤＸもそうなんですけれども、後期基本計画を引っ張っていくというか、先導していくことのできる重い計画であるという認識を私は持っています。

それでは、環境基本計画に基づき、特に今回の質問、脱炭素社会の実現に向けた取組について、提出された新年度予算、また後期基本計画骨子案等、どこを見ればその取組のスタートダッシュが切れたと思えるか、予見させるかということで答弁をお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

第２次亀山市総合計画後期基本計画骨子案の現状と課題でございますが、１つ目といたしまして、国内外の温室効果ガス削減の動向を、２つ目といたしまして、本市がこれまでに取り組んだ家庭における地球温暖化対策の取組を、３つ目といたしまして、再生可能エネルギーの導入に当たっての環境との調和を、４つ目といたしまして、事業活動に伴う環境負荷を低減するための環境保全協定の締結や市内環境美化活動などの取組をお示ししているところでございます。

この現状と課題を踏まえまして、骨子案の施策の方向におきまして、高度な低炭素社会の構築を目指すため、家庭での省エネ行動の促進や事業活動におきます低炭素化の推進を位置づけております。

また、令和４年度当初予算におきましては、高度な低炭素社会の構築を目指しまして、問題や課題解決に向けて検討をいただきます部会員の皆様方の報償費を計上しているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

新年度予算のどこを見ればスタートダッシュが切れた、予見させるのかという答弁で、課題解決のための検討部会の報償費を計上した、これがスタートダッシュなんですかね。

それでは、この環境基本計画、よく言うアクションプランといいますか、実施計画というのは今あるんですか。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

昨年６月に策定いたしました第２次亀山市環境基本計画を具現化するため、脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築のほか、人と自然の共生、快適な生活環境の創造、循環型社会の構築に向けた取組を着実に行うための実施計画につきましては、年度内策定に向け取り組んでいるところでございます。

なお、策定中の実施計画には、脱炭素社会の実現に向け、公共施設のＬＥＤ化や電気自動車の導入、二酸化炭素吸収源として有効な森林整備、鈴鹿川等源流域の森づくり協議会との産学民官が協働した取組などを盛り込む予定でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

今年度内、今年の３月にできるわけですね、実施計画ができる。

先ほどの質問の中で、ＬＥＤ化や電気自動車の導入、それを答えてくれればよかったんですよ、初めに何をやるかといったら。

はい、分かりました。年内に策定をするということで、スタートダッシュが切れるかどうか、ちょっと心配です。

それでは、５年前の組織改編の中で、環境部門に環境創造グループというものを立ち上げたんですね。私、非常にこれに期待をしていたんです。どのような、このグループは所管を担ってきたか、実績を答弁願います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

平成３０年度に環境創造グループを設置いたしましたが、その趣旨は、環境の保全及び創造を目的として平成１５年に合併前の旧市町が作成しました同じ内容の環境基本条例に基づくもので、その理念による取組は、５年前ではなく条例制定時から受け継がれておるものでございます。

ご質問の環境創造グループが５年間担ってきたことをあえて申し上げますと、その一番中心的なものは、環境政策の根幹となる第２次亀山市環境基本計画の策定に当たって環境関連計画を一元化したこと。また、その計画の中に県内市町初となる生物多様性地域戦略を内包した環境基本計画を策定したことでございます。そして、この第２次亀山市環境基本計画が今後１０年間の本市の環境分野での指針となるものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

それでは、もう一つ確認をさせてください。

では、前期基本計画の中で特に今回の質問の低炭素の構築、とりわけ再生可能エネルギーの利活用に関してどのような取組を図ってきたか。また、今後の取組、この再生エネルギーの利活用についてどういうふうに進展させるかという質問を用意しましたので、よろしくお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

前期基本計画におきましては、地球温暖化防止対策の推進を図るため、亀山市総合環境研究センターとともに平成２６年３月に策定いたしました亀山市地球温暖化防止対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーの活用を含めた市民の省エネルギー・省資源行動を促進するための環境活動ポイント制度（ＡＫＰ）の展開に取り組むとともに、再生可能エネルギーの有効活用について、三重県地球温暖化防止活動推進員と連携し、イベント等を通じて周知、啓発に努めてまいったところでございます。

また、後期基本計画におきましては、策定中の第２次亀山市環境基本計画、実施計画に基づきまして、公共施設での再生エネルギーの購入や家庭や事業所への再生エネルギーの促進、再生可能エネルギーの適正導入を図るための制度の構築など、高度な低炭素社会の構築に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

イベントを通じて周知、啓発をしたとか、それで後期基本計画では公共施設での再生エネルギーの導入でなくて購入ですね。購入、そういうことを言ったんですけど。

それで環境基本計画を読みますよ。再生エネルギーのその適正な導入の促進をすると、さらなる活用を図ると、防災拠点、避難所における太陽光発電施設、蓄電池等の整備、公共施設の改修や新設を行う場合、再生エネルギー導入を図りますという計画なんですけれども、ここでちょっと確認なんですけれども、今度和田保育園の増築、８，０００万か９，０００万かな、かけていく、ここには、設計施工の中に太陽光設備は入っていますか。

○議長（中﨑孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

お尋ねの和田保育園の増築事業につきましては、保育室３室を中心に部分的に増築をするというものでありますこと、また、新型コロナウイルス感染症による影響によりましてコスト増加や資材調達難なども生じておりますことなどから、この事業の主たる目的である待機児童対策のための受皿拡大を中心に進めることといたしましたため、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入については計画していないところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

施設の目的が違うんだと、だからいいんだと。

これは本当に、こんな書き込みもあるんですよ、いいですか、公共施設での再生エネルギーの割合を増やすことにより、環境負荷の低減等調査・研究を進めるというんですよ。まあ、本当にこれは合理性もないあれだと思う。

ここの項のまとめではないんですけれども、５年前に環境創造グループ設立をしたと、かなり期待をしたと。それで、個人的にも再生エネルギーに関して、特に災害時での対応、必要な電気に関して進めていくんだということも、議会や、あるいは職員とも何回も勉強会もさせてもらったつもりです。それで、何も環境基本計画の策定から脱炭素や再生エネルギーの課題がスタートしたわけじゃない。前々からの大きなテーマなのにこういう状態なんです。本当にスタートダッシュができるのかと危惧させられる案件だと思います。

紹介しますが、群馬県は、２，０００平方メートル以上の建物の太陽光発電を義務化する。あわせて、個人住宅では「ぐんま住宅用太陽光発電設備等初期費用０円事業」として事業者とタイアップして進めている。京都市・京都府もやっています。

一方で、環境とか景観の意味でこの太陽光に関しては、例えばもう管理が、草ぼうぼうになったり、明らかに途中で運用・事業をやめてしまった。廃棄物が辺りに放棄されてしまうと、そういう心配に関しては、事業開始時に応分の処理費用を初めに拠出してもらうんだという制度もあるんですね。

その意味で、スタートダッシュ、再生エネルギーの活用、あるいはこの環境基本計画の中にはＩＣＴを利用した食品ロスの削減の仕組みづくり。これは非常に面白い、いい。ぜひ挑戦をしてスタートを切ってくださいよ。審議会の報酬だけではなくてどんどんやってもらいたいということで、次の項へ進みたいんですが、時間の関係で、デジタル社会への進展（スマート自治体への移行）についてというのは予算決算委員会の中でやらせていただきます。

最後に、組織改編と新年度予算の執行についてということなんです。

まず、地域生活交通再編事業ということで、令和４年度の主な取組というカラー版の写真が載った表が提出されました。地域生活交通再編事業１億３，９５０万と。

そこで、この事業を紹介するのに高齢化の進展に伴い自立した交通手段を持たない人が増加する中、コミュニティバスや乗合タクシー、地域の公共アクセスを確保するというような書き込みだったんです。私はびくっとしましてね。地域の公共交通というのは、今までどちらかというと高齢者、あるいは障がいを持つ交通弱者に対応してきたのが今までの亀山の地域公共交通の政策でした。今回は、それを誰もがという表現にしてくれた。自立した交通手段を持たない人なのか、誰もが、この辺をちょっと明確にしてもらいたい。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域生活交通再編事業でありますけれども、持続可能な公共交通ネットワークの形成と地域の交通手段の確保を図るため、現在策定を進めております亀山市地域公共交通計画に基づいて取り組ん

でまいりたいと考えております。

この計画におきましては、超高齢社会や人口減少に加え、ニューノーマルやカーボンニュートラルなど新たな課題も踏まえまして、身近な地域公共交通を利用して誰もが自由に移動できるまちを目標といたしまして、５つの基本方針、また施策を上げたところでございます。

今後、地域生活交通再編事業の推進に当たりましては、これまでの自立した移動手段を持たない人だけでなく、例えば脱炭素社会の実現に向けまして、自家用車から公共交通へのシフトを促していく必要もございますので、誰もが利用しやすい地域公共交通、これを目指して取組を進めていくと、そのように考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。誰もがということが、この計画の目的であるということですね。確認をさせていただきました。

それと、この地域公共交通、僕はよく組織で、政策推進課の中に地域交通とリニアを一緒に合わせるというのはちょっとおかしいんじゃないかということをやったんですけれども、この計画の中にはコミュニティバスの再編、のりかめの活用、これらをニューノーマルやカーボンニュートラル、ＤＸの視点で捉えるという計画なんです。リニアとどう関わっていくかなんて全く、リニアのリの字もこの計画には入っていない。リニア中央新幹線亀山駅はどんな位置づけなんですか、地域公共交通の計画の中で。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

リニア中央新幹線でございますけれども、今後の本市の公共交通に大きく影響する要素であると認識をしておりますけれども、現時点におきまして、駅位置の詳細が決定していないということから、現在策定をしております亀山市地域公共交通計画にはリニア中央新幹線に関する記述は行っていないところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

もう時間もないので、感想だけ２つ言わせてください。

リニアの候補地が決まっていなくても、どこであろうと、リニアと地域の交通政策というのは一定の書き込みはできるんじゃないかということと、市民にとっては、とりわけ生活交通の視点からはリニアの位置がどこなのかというよりも、この前進出が発表されました太岡寺の大型のショッピングマーケットとか、新庁舎のほうが市民は関心が高いと思うんです。

それで、いま一度、１２月議会のほうで山本部長に質問をしたんですけれども、リニア駅を生かしたまちづくり、もう１５年先のこれと乗合バスや、バスというものはどう関連するのかという質問をしたんですけど、もう時間がないのでこれはまた取っておきます。予算決算委員会でやらせていただきます。

とにかく、新しい計画の下、とりわけ今進んでいる亀山の独自の政策のりかめさん、この事業だけは組織がどうあれ完成を僕は見てほしいです。宣伝してもらいたいんです。リニアという言葉に地域の生活交通がぼやけてしまわないような政策を進めていただきたいということをお願いします。

移住交流促進事業６００万ですね。もう６年目になると思います。３つ簡単に質問をします。今までの実績、亀山市のどこを売りとしているか、アピールしているのか。それから、これからどう進めていくのか。期待値を含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田所産業建設部参事。

○産業建設部参事（田所　学君登壇）

移住交流促進事業につきましては、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中のまちの魅力や価値を高め、選ばれる都市をつくるを基本目標に平成２８年度から取り組んでおります。今年度までの６年間の主な取組といたしましては、移住相談の総合窓口の設置、それから県外の移住フェアや移住セミナーへの参加、移住に関する様々な情報発信や本市での体験ツアー等を行ってきました。

令和３年度には、新型コロナウイルス感染症のため昨年度は中止されていた都市部での移住フェアや対面式での移住相談が一部再開されております。そのため、１０月には首都圏に在住の移住交流促進アドバイザーの協力の下、新宿での移住全国フェアに参加し、また名古屋では、移住相談会には三重県や鈴鹿市とともに参加いたしております。さらには、１２月には東京日本橋の三重テラスで亀山ブランドのイベントにおいて、亀山のＰＲも一緒にさせていただいております。これまでオンライン等での移住相談会や小規模な移住セミナーが中心でありましたが、徐々に本来の活動が再開されていくというふうに考えております。

なお、本市の移住ＰＲの際には、特に中京圏と関西圏の両方への交通アクセスがよい点、自然や歴史の中で程よい田舎暮らしができる点、また子育ての環境がよい点等を、その対象者や相談状況に応じてＰＲしております。

引き続き、従来からきめ細かな移住相談と都市部での移住フェアやセミナー、亀山ブースでのＰＲを続けてまいりたいと考えております。今後は、亀山市の暮らしがイメージできるような映像面での情報発信を強化していきたいというふうに考えております。例えば、都市部の親子を募集して実際亀山市へ来ていただき、亀山市の暮らしの様子や体験の様子などを動画やＳＮＳで幅広く発信していければと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

鈴木議員。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

何をやったかというよりも成果はどうなんだという質問なんですよ。窓口の設定とか情報発信、そういう何をやったか、何人ぐらい移住したかということを僕は質問したんですけどね。

それから、この移住に関しては、後期基本計画での大系では、移住・定住促進というのは市民力・地域力の活性化の大綱に残されている。それから、シティプロモーションや移住に関する移住交流事業が政策推進課、定住に関する住宅促進事業が建築住宅課と。

当時、この移住・定住に関しては窓口を一本化するということでスタートしたんです。企画がやって、産業建設に行って、今度はまた政策に戻す。この辺の本当に整理がついているかなあという

ことを質問を考えましたが、２分１３秒ですので、最後にですね。私、今、亀山市のどんなことをアピールしているんですかという質問をしたんです。売りにしているんですか。そうしますと、交通アクセスがいい、程よい田舎暮らしですか、それで子育て環境もいい。シティプロモーションによる発信も、そこそこいいかもしれませんよ。移住交流事業も、やり方によっては生きてくるかもしれないです。

ただ一番大切なのは、現に亀山に住んでいる、生活をしている亀山の市民が、本当にこの亀山に愛着とか誇りが持てる、そんな思えるようなことが私は肝腎だと思うんです。子育てに優しいというんですけど、本当に子育ての環境がいいのか。あるいは交通の要衝といいながら、市民の生活の交通は本当に便利なのかとか、あるいは名古屋まで４５分で行けないのかなあとか、あるいは次代を担う亀山の子供たち、学校は何を伝えているんだと。そういうことを曇りのない眼鏡でもう一度眺めるべきだと思うんです。

亀山の幸福とか幸せとはこんなもんですよと、そんなシティプロモーションができることを期待をしながら、移住・定住に関して政策を何というのか、きっちりとユニークに、あるいは着実に進めていただきたいと思います。

ちょっと本当に詰まった質問になってしまいましたが、予算決算委員会の中でまたフォローしていきたいと思います。終わります。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１１番　鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　２時５１分　休憩）

（午後　３時０１分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

勇政の櫻井でございます。

それでは、代表質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、令和４年度施政及び予算編成方針についてでございますけれども、通告は第２次総合計画後期基本計画の策定が３か月遅延することから、令和４年度当初予算には新規の主要事業に係る予算が計上されていないにもかかわらず、一般会計予算が２２０億強の予算編成となりました。その理由をお伺いしたいということですけれども、基本的に私の計算が間違っておるとあきませんけれども、ちなみに、この数字という結果というのはゆがめないものと思います。数字というのは。数字は歴史であって、その行政の動きの中で数字というのは動いていくというふうに私は思っています。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、ちなみに令和２年度当初予算２１７億９，０００万、そして決算額が２８６億９，５００万やったと思うんです。これはコロナ等の対策で国からの交付金で、この２８６億の予算になったと思います。令和３年度においては２３０億９，３００

万で、３月末で２５６億ぐらいになっておると思うんです。そして本年度、今回上程されています令和４年度の当初予算２２０億７，７００万ですけれども、対前年度比、３年度から４．５％弱の減額予算と、だけど令和２年と比較すると１．４８％増額になっておるんですね。

だから、そういう中で何でこのような現象が起こったんかね。

私、各議員が質問をしておる中で、継続事業云々でこれだけの予算規模になったと言うてきますけれども、何かこの２２０億のお金が、継続事業を含めた事業のお金が入っておると。私はどうも不思議なのは、この中で新規事業は隠れ潜んでへんのかと私は思うんですよ。そういうのは、あってはならんことですよ。というのは、基本的に当初予算というのは、特に今年度、令和４年度の当初予算は、第２次総合計画の前期基本計画が令和３年度に終了して、令和４年度からは後期基本計画に基づいて、令和４年度から令和７年度までの４か年の予算に関することの令和４年度の当初予算が組まれるだけだと。だけど、策定時期が遅れたもんで云々という答弁ばっかりですがな。

何で、その令和４年度が３か月遅延したかと。山本部長は誠に申し訳ないと一言あったんですけれども、いまだかつて、市長から３か月遅延したことについての根拠が明確でないわけですよ。どういうことですか、これ。これはおかしいですやんか。

平成２７年に第２次総合計画を組んで、それで５年間経過する間に後期基本計画を組むに当たって令和２年度から令和３年度、２か年に順次策定作業を行うと。２年間ですよ、１年間３６５日で７２０日あって、例えば土日もあるかも分かりませんけれども、その２年間があるのに、なぜこの後期基本計画が３か月も遅延する要因。確かにコロナで大変なことやったとは思うんですけれども、コロナ対策はコロナ対策、もう国の施策でやっていますから。だけど、市町の事業計画、第２次総合計画、９年間のこれを達成するためには、当然令和２年度からその作業、策定作業が進んでおって当たり前やないですか、それをコロナを理由に３か月遅延したと。もってのほかだと私は思うんですけど、いかがですかな。まず、そこから市長に聞きたい。何でこんな事態を起こさせたのか。あなたも平成２９年から２回の選挙をまたいでおるんですよ。あなた自身もマニフェストを作ったと、あなたの政治をやっていかんならん。何でその遅延、遅らせたことについて何ら責任もほかの方は分かりませんよ、あなたの真摯な市民に対する謝罪が、私はどうも分からんのですのや。あなたの言葉からいうと。いかがですかな、ちょっと聞かせてください。

○議長（中﨑孝彦君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨年のこの議会、全員協議会でもご説明をさせていただきました。１２月議会でのやり取り等々踏まえまして、この後期基本計画の策定が３か月遅延するということにつきましては、その理由は今朝もご答弁させていただいておりますけれども、新型コロナウイルス感染症のパンデミックなど急激な外部環境の変化に伴いまして、この状況、平成２９年３月時点で誰もが予想し得なかった状況でありますので、そうした状況への臨機応変な対応が必要になるとの認識を持っておりました。これは第２次総合計画の議決をこの議会でいただいておりますので、平成２９年３月の時点でありますが、そのような中でそのような認識を持たせていただいておりました。

そういう中で、昨年の９月の定例議会でも、議会からのご意見も頂戴したと思っておりますが、

当初の計画にはございませんでした基本構想の一部まで踏み込んだ対応を取らせていただくという、この判断をさせていただいたものでございます。それに伴います策定作業の工程変更と、その遂行につきましては、当然コロナ禍で感染拡大防止や職場内クラスターの発生防止、ワクチン接種体制の強化などの総合対策が最優先で急務となるという、大変マンパワーにも限りがございますので、厳しい状況の中ではございましたけれども、何とか迅速かつ的確にこの計画策定の作業を進めていこうということで取組を進めてまいったところでございます。

午前中も、先ほどリモート会議等々の活用について、もっと活用の仕方があったのではないかというご指摘も頂戴しております。それもそのように認識をさせていただいておるところでございますけれども、やむを得ずこれらの背景を踏まえまして、計画策定期間が３か月延伸をしたということでございます。本来なら、この３月の議会に提案させていただく予定でございましたので、３か月延伸するということについては誠に遺憾と考えておるところでございますけれども、しっかりと来る６月に向けてこの作業を積み上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

市長は遺憾に思うと言うけど、それはいかんのですよ。

それで総合計画の構成と期間、第２次亀山市総合計画は、亀山市総合計画条例第２条の規定に基づき、基本構想・基本計画・実施計画の３層で構成しますと、また、計画期間は平成２９年から令和７年の９か年としますと。この基本構想の中に亀山市の将来を目指す姿を描き、まちづくりの目標や実現のため大綱を明らかにするもので、計画期間は平成２９年から９か年とし、令和７年度を計画の目標年度とします。これが２９年の基本計画の構想のあれですよ。

基本構想云々でいろいろやっておるんですけれども、策定に当たってのポイントというのが出ていますよ、７つ。これもその中で、ポイントが政策全般及び行政等に係る基本認識として次の７つの視点を重視し、計画策定作業を進めていくと。

１つ、コロナショックからの早期回復とアフターコロナ対策の視点、２つ目、人口減少社会に対応する若者・女性の社会参加や定住促進の視点、３つ目が持続可能な地域社会を形成する視点、４つ目が市民と行政の連携・協働を推進する視点。５つ目が施策の選択・めり張りと行財政改革との両立の視点、６つ目が職員の人材育成と組織の活性化を推進する視点、７つ目が市民意向を反映し市民に分かりやすい計画づくりの視点。

このような７つのポイントをもって、この令和２年から令和３年について後期基本計画を組むということが、第２次総合計画後期基本計画の策定に当たっての考え方ということがホームページで示されておるんですよ。それはご存じですな、市長。

にもかかわらず、このような形で予算をですな。これが新規予算が入っていないかどうか分かりませんけれども、こういうのを提案してくることすら不自然に思われませんかな、市長として。

６月に新規事業を含めて後期基本計画を３か月遅延するに当たっても、６月に提案をさせてもらうというようなことを、いろんな審議会とか、パブリックコメントをやるというようなことを言っていますけれども、本来ならこの３月の定例会は、後期基本計画が３か月遅延した、遅れたものは仕方がないという一歩控えた中でも、当然その３月の議会には通常の当初予算を計上するというこ

とはおかしいんやないですか、市長として。やっぱり通常経費、人件費等のですな。だから当然この３月議会は骨格予算で臨むのが本来の姿やないですか、違いますかな、そのようなお考えはないですかな。

なぜ骨格予算にして、３か月遅延した後期基本計画が整ってから、６月に令和４年度の新規事業も含めた事業を盛り込んでくるというような形にするのが本来の、市民に対する親切であり、市民への思いのできたしなやかな改革の何かしらんけど年度かな、柳のようにと言っておったけどさ。

私が言うたら、川の中に杭を打った川の流れをせき止めるような予算やと私は思っておるけれども。なぜこれを骨格予算で６月の新規事業も含めた事業予算にしなかったのか。なぜ骨格予算で行けやんだか。ちょっと理由を聞かせてください。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは当然行政の継続性、それから市民生活に関わる様々な行政サービスが動いておりますので、それはいわゆる骨格でいう人件費等々の義務的経費、それだけを計上するということではなくて、やっぱり４月１日から新年度をスタートしていきますけれども、そういう中で現在動いておる事業、それから継続する事業につきましては当然計上させていただいて、そしてご審議をいただいて、その中で新年度、４月１日からそれが執行できますようにというのは当然のことであろうかというふうに考えておるところであります。

また、午前中から様々なご指摘もいただいておるところでございますけれども、当然この主要事業の考え方、あるいは継続事業の考え方、これはずうっと亀山市の財政、あるいは予算決算の進め方の仕組みとして、もう随分合併以降機能してきたフレームでございますので、それに基づいて、先ほども議論がありましたけれども、運用させていただいておるところでございます。

それで、多分この６月に新たな後期基本計画に盛り込んでまいります中長期に関わる計画を、これに議会の議決をいただいて、その上で前へ進めていくことになろうかと思いますので、現時点ではそこが今策定中でございますので、新規の事業はその中でしっかり整理をさせていただく、今そういう作業を進めさせていただいておりますので、４月１日から当然市民生活に関わるサービスの提供、それから継続されて今までの総合計画の中で、先ほども答弁させていただきましたが、継続されていく事業以外の新たに今計画をしておる事業については、６月議会でご提案させていただきたいと、このように考えておるものでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

いや、それはおかしいですやんか。継続事業、継続事業ということですが、当然継続事業は新規事業ではないと鈴木君のときに答弁がありましたわな。だけど、それならちなみに、基金取崩しが７億９，０００万、前年度は８億９，２００万です。財調の積立がね。これ臨時財政対策債が４億３，０００万、前年度は１４億５，０００万、市債全体で１２億７，６００万が前年度は２６億８，６００万と、市債はこうなってくるんですよ。

すると６月に新規予算と、財源をどうするんですか、新規事業の財源。確かに、臨時財政対策債

も４億３，０００万が前年度は１４億５，０００万ですよね。そこら辺どうするんですか。継続事業やから、それは新規ではないという答弁もありますよ、既に。そうすると、６月にどんだけの財調を崩すんかと。

ちなみに、あなたはよく私は借金を減らしましたというけれども、一つの例として年度別財政指標というのが予算書にあります。平成２８年度一般会計の市債残高１６４億１，９６０万４，０００円。ずうっと見比べて、令和４年度市債残高が１６０億４，６２１万８，０００円。こういうふうです。変わっていませんわな、何も返していませんから。それから財政力指数、２８年は０．９３１です。３年平均で０．９４８です。令和４年度は財政力指数が単年度で０．８０６です。３年間平均で０．８３９ですよ。本市は、シャープ導入期は１．４４ぐらいあったと思うんです。財政力指数がこんだけ、僅か７年間の間に約０．１３低下しておる中で、亀山市の財政能力で新規事業が見込めるんですか、それなら今後。

確かに、図書館整備とか駅前再開発事業とか川崎小学校の建て替えとか、いろんな事業をやってきた。それで市債等も増えてくるんですけれども、６月の当初案で財政調整基金、お金が要りますからね、新規事業をやろうと思ったら。見込み、どこまで余裕があるのか見込みが大事、事業内容を聞きますよ、どこまで財調を潰すだけの余裕があるのか、市債もどれだけの借入れの余力があるのか、本市として。その予測は当然、もうあと３か月ですからね。その辺を当然立てた中で遅延した後期基本計画は立っていると思う。そこら辺をちょっと教えてください。どんだけの見通しがあるのか。

○議長（中﨑孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、主要事業が６月に新規の事業が提案させていただくということで、その新規事業分に関わる財政全般の影響を危惧されてみえるということを感じております。その中で、まず議員からもございましたように、今回当初予算の中で財政調整基金を７億９，０００万取崩しを行っております。これは令和３年度と比べまして、約１億弱ということでございますが、７億９，０００万を取り崩すことによりまして、令和４年度末の財政調整基金の残高は２１億になる見込みというふうに試算をしております。

そうした中で、私ども行財政改革大綱の中で、財政調整基金の残高については２０億を一つキープをしていくということを目標に掲げておりますので、実際には新規事業のこの２０億を全て財政調整基金で賄うといたすならば、余裕としては１億しかないというふうな考え方でございます。

ただし、今回財政調整基金と、あと、いつも財源の補正予算等でカウントしております前年度繰越金、こうしたものも活用しながら新規事業に対しては対応させていただきたいというふうに考えております。２０億をキープするのであれば、財調の余裕としては一般財源で１億というふうな見込みが一つ立てられるものというふうに考えております。

起債につきましては、今回合併特例債を全て使い切っておりますので、有利な起債としましては、公共事業等債でありますとか一般の起債につきましては、その充当する事業に対して考えていかなくてはなりませんので、新規事業として上げる事業に対しては起債の活用というのも十分に考えられるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

だから、その財調の取崩しは１億強と。

じゃあ、市債の借入れの可能額、どのぐらいやと思っておるの、それなら。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市債の借入れにつきましては、交付税算入をされる市債と全くカウントをされない市債がございますので、先ほども申し上げましたように、事業によりまして交付税算入、例えば合併特例債でありましたら７０％の交付税算入がされますので、そうした起債については有利な起債として活用は可能ですが、交付税算入をされないような起債につきましては基本的には抑制をしていかなくてはならないという考え方でございますので、事業選定に当たりまして、そうした起債の借入れにつきましても有利な起債を選定していくような考え方で今後進めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

あと僅か３か月で後期基本計画を組んで、新規事業も含めた計画を組むわけですわ。これは先ほども言いましたように、市民生活の向上を図るための行政事業をやっていかなんならん中で、結局、再度申し上げますけれども、なぜ３か月遅延ということは真摯に市民の皆様にご理解いただいて、議会も当然ですけれども、やっぱり私はこの３月の議会で２２０億という継続事業も含めた中の予算編成ということは、私はおかしな予算計上やと思っています。３か月遅延したことについてね。それはあなたの指導が悪いんですよ、市長のね。どうなっておるんやと、平成２９年から令和になって、令和３年には前期計画が終わるから２年間あったらなんとかせんか、私のマニフェストがあるんやでと。そこら辺の指示を原課に出すことが、各課に出すのがあなたの使命ですよ。そうやなけな、あなたがそこに座っている意味がない。市長というのは５万市民の長ですからね。

そういうのはやっぱり、私はこんなまちづくりをしたいと。あなたはよく若者定住をよく言われますけれども、こんなまちをつくりたいと言うのやったら、それを各部局に指示を出して、後期基本計画を３月の定例会の当初予算に盛り込むように指示をするのがあなたの仕事やと私は思っている。

あんまり言うとまたくどいと怒られますから、そうやで、私は３月の２２０億７，０００万の予算計上、当初予算についてはあまり賛同しかねる。それだけ申し上げて次に移りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の予防施策について、３回目のワクチン、現状どのようになっておるのか。

今後ですが、昨日知事の会見で、愛知・岐阜・三重、３回目の接種率が三重県は東海３県のうち遅れておると、遺憾に思うと、速やかに３回接種をできるように職域接種等とかいろんな手当てをやってという談話が伊勢新聞に載っておりました。

この中で３回目接種、亀山市も順調にやってもうておるけれども、今後の対応についてちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

新型コロナウイルスワクチンの３回目の接種のまず状況でございますが、３月６日日曜日現在でございます。６５歳以上の高齢者を中心に１万２，２４３名の方の接種を終えたところでございまして、市全人口に対しましての接種率は２４．７％となってございます。３回目の接種につきましては、オミクロン株による第６波の感染の状況から想定以上に接種希望者が多うございまして、度重なる接種の前倒しを行っておりますものの、その接種開始日程に少し遅れが生じている状況でございます。

また、３月７日現在の予約状況につきましては、昨年６月から８月に２回目を接種された方、約２万２，０００人の方に接種券を既に発送し、順次予約を受付いたしております。その予約率につきましては、対象者の約７５％となっている状況でございます。２回目の接種を９月以降に接種をされた方につきましても、順次接種券を今後発送し接種を進めてまいりますが、２回目接種の大半の方は昨年１１月末で終了してございますので、その６か月後であります５月末頃までが３回目接種のピークとなると考えております。これについては、亀山医師会のほうにも今予約枠の設定についてご協力をさらに増加していただきますよう調整もさせていただく中で、４月ぐらいにはその遅れが取り戻せるものというふうに考えておるところでございます。

今後におきましても、医師会等のご協力の下、継続して安全にワクチン接種を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

２４．７％の３回目の接種者の方が見えるということで、三重県は２１％ぐらいやったと思うんですよね。三重県全体の率よりは亀山市は高いんですけれども、何はともあれ、いつも連絡はしてもらえるんですけれども、市民の皆さん方の感染状況がやっぱり今までは１０代未満、１０代の子供たちの感染者が増大していますので、できたら当然３回目の接種のことで出してありますけれども、やっぱり５歳から１１歳までの接種勧奨も速やかに、保護者の方のご理解も要ると思いますけれども、そこら辺はどうしてもワクチン接種をすることによって第７波に備えよというような啓蒙を、担当部局、また市長もそういうような発信をしていただきたいと思います。

コロナ禍でのイベント開催っていろいろ出ているんですけれども、この間も関宿で３月２６日までひな祭りを街道でやっていました、ちょこ一月ぐらいでね。県外移動をやめておこうというのに、恐らく県外の方もたくさん見えたと思うんですけれども、関宿としてありがたいのかありがたくないのか私は判断し難いあれなんですけれども、あまり私は来てほしくなかったんですけどね。

そこら辺のイベントというのをもう一遍見直して、イベント指針というのを、市長は作る気はありませんかな。この間も文化会館でいろんな、あなたは伊勢新聞に出ていましたけれども、イベント開催についてはある程度、まん延防止は３月６日に、愛知・岐阜は延長しておるんですけれども、

三重県は一見知事の判断で３月６日にまん延防止の延長を申し出なかったということですけれども、イベント開催については何らかの方向性を市長として、もう一遍改めて示される考えはございませんかな。特にイベントは私、気になってしようがないの。どうですかな。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

イベントの開催でありますが、県が発出をしておりますイベントの開催基準等に沿って、市の対策本部におきまして開催基準を定めて運用をいたしてまいっております。

市が主催をするイベントにつきましては、この基準に基づいて担当部署にて中止または延期等を決定して、イベントの規模や会場の条件などによりまして、実施可能なものに関しては感染対策を徹底して開催をいたしてございます。

文化会館におきましても、基準に沿って感染防止対策を行った上で各イベントを開催しているほか、関連団体等においても、これは民間セクターが行っていただく、あるいは市民の皆さんのグループ等々、これらが主催をされるようなケースにおきましても、市のイベント基準を参考に判断をしていただいておるところでございます。

また、先般の関宿のひなまつり街道、非常に久方ぶりに関宿がにぎわいを見せたということで、本当に住民の方や関係者の皆さん、私も寄せていただきましたが、まだまだ一番のピークの状態には戻っては来ておりませんけれども、少し感染の状況等、減少傾向、そういう中で様々な工夫もされて、対策も取られて、少しにぎわいが戻ってきたことは非常にいい傾向ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、コロナを早く克服して、そして社会経済活動がしっかり戻っていけるような、そういう環境を整えていきたいというふうに思っておりますし、感染防止対策は徹底していくということについては、さらに今後もイベントに限らずでありますが、日常生活等々も踏まえて、しっかり啓発や情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

極力イベントというのは、きちっと調整していかんとどのような状況になるか分かりませんもんで、よろしくお願いしたいと思います。ちょっとあと経済対策、濃厚接触者支援についてありますけれども、時間があったらやらせてもらいたいと思います。

次、公園整備の点検と修繕について、ちょっとお伺いしたいと思います。

亀山公園の遊具が使用不可となっています。なぜ修繕せず放置してあるのかと。また、ほかにも同じような状態の公園があるのじゃないかということでお伺いしたいと思います。

たまたまこれは、当初予算に西野公園と亀山公園の予算が二千五、六百万出ています。通告をして予算書もしっかり読まなんだ私も悪いんですけれども、一遍ちょっと今の現状を写真で私も撮ってきましたし、私の元に市民の若い世代から通報があったんです。あんなところ使えませんがなと、櫻井何しておるんやと、えらい怒られましてん。

ちょっと写真を出してもらえませんかな。

これが亀山公園のメインのところで、県下でも有数なローラースライダーというんですかね、これだけ使えるんですわ。使えない遊具は木に渡してトラロープが張ってあるんですよ。これが一つ、こんな状態になっておる、もう朽ち果てておるんですよ。次に、この階段、これも上ったらあきませんよとなっています。次、これも遊具です、全部トラロープで張ってあるんです。次の写真も、こんだけようくくったなと思いますけどさ。金縛りに遭うておるよ、遊具が。最後のほうにもう一つ、これも網で子供たちがちょこちょこと上がっていくやつですわ。それで、もう２枚あるやつかな、これがぶら下がっていくやつです。最後に、これも誰がしたか知らんけど、この状況ですよ。

聞き取りのときに聞かせてもうたが、もう一遍改めて皆さんに言うてくださいよ。何月から地域社会振興会から報告があったんか、そこで言うてくださいよ。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

公園遊具の点検でありますけれども、指定管理者は亀山市地域社会振興会でありますけれども、日常点検・定期点検を実施しておりまして、日常点検は週１回の割合で実施、定期点検については、専門業者によりまして遊具の安全に関する基準に基づきまして年２回、遊具の劣化状況の程度と内容を正確に把握しまして、健全度判定を行っておるというところでございまして、ご指摘のありました亀山公園の遊具でありますけれども、公園内に全部で２４基遊具が設置をされておりますけれども、昨年６月の判定の結果によりまして、２４基のうち複合遊具を含んだ５基、紹介いただいた部分でありますけれども、健全度判定で全体的に顕著な劣化状態にあるということになりましたことから、部分的に利用禁止措置を講じさせていただいておりまして、公園利用者の方々には大変ご不便をおかけしておるというような状況でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

だから、市長、去年の６月からこの状況なんですよ。私、よく市長に、５万人市民のお年寄りから子供たちも安心して住める亀山市をつくっていただきたいというようなことを言うておるもんで、お忙しい体やとは思いますけれども、できましたら、こんな報告は上がっておったんですかな、まず、あなたに。それはご存じやったんですかな。

というのは、これは亀山公園のホームページですよ。ここに「わんぱく広場のローラースライダー（全長７３メートル、高低差１２メートル）は、県下屈指の規模で子供たちに大人気」とこう書いてあるんです。２４基のうち５基が壊れておると。

私は、写真で示させてもうたのは主要な施設なんですよ、この亀山公園の。２４基のうち５基だけやと、数字からいうたら僅か２０％くらいやないかという感覚ですけれども、この５基が、この亀山わんぱく広場の主要な遊具なんです。

私も言われた人に、子供と一緒に行って使えやんと。親はしようがないわね、字が読めるのやから理解をすると。連れていった子供さんですよ、何でお父ちゃん、こんなところで滑ったらあかんのと言うやないかな。それをなだめる親は、あめ玉をまた１つ余分に買わないかん、なだめるのに。

確かにこれは高額な物やと思うんですよ。確かにローラー滑り台も横側が擦り切れていましたよ。

これによると、直せども、直せども、うまいこと滑っていかんと。私も一遍よそで滑ったけど、段ボールをお尻に敷いて滑らんことにはお尻がかゆくなるんですわ。だけど、子供はそれでも滑ってくるんですよ。今は滑れますけれども、だけど完璧なものではないわけですよ、このローラースライダーかて。そういうようなことがあるということは、市長はご存じやったんかな。知っておってやらんのやったら余計に私は頭にくるけれども、ご存じやったかな。いかがかな、市長。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山公園の遊具の状況等について、またそれ以外の公園の遊具等々について、先ほども申し上げたように昨年６月の検査の過程で非常に厳しい判定結果が出ましたので、大変ご迷惑をかけておりますけれども部分的に利用禁止措置を決定させていただきました。その上で、この遊具が、申し上げるまでもありませんが、子供の成長に役立つ、あるいは安全で楽しい遊び場を提供するという行政の立場からもしっかりと対応させていただくということで、今回、令和４年度の改修計画として、亀山公園をはじめとします例えば東野公園や、それから会下団地の児童公園等々の状況も同様の判定結果が出ておりますので、複合遊具等々についてはしっかり亀山公園と、少しコストがかかる部分がございますので、後期の基本計画の中で主要事業に位置づけた上で今検討しておるところでございます。

なお、今回令和４年度の予算の中では、西野公園の遊具の問題の解消、それから会下団地の児童公園につきましても更新工事を、この新年度で対応させていただきたいと、このように考えておりまして、それ以外につきましては令和４年度以降の中長期の対応の中でしっかり主要事業に位置づけて対応させていただきたいと考えておるところであります。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そこでまた１つ疑問が出てくるわけや。鈴木達夫さんのときに、西野公園・東野公園の遊具の改修及び維持費ということの新規事業はないというようなことを言わはったな。そういう答弁やったと思う。

何せ、市長が言う若者定住という一つの大きな施策があるんですよ。若者定住のために、亀山市に住んでいただくと、企業も引っ張ろうと。ただ、せめて去年の６月から放置しておる遊具をいつまでも放っておかんとですな。幾らでも振興会から来るはずですよ。

平成２７年か２８年ぐらいに学校施設の遊具の点検状況について、一覧表を私今手元に持っています。地域の子供たち、若い世代の子供たちが、やっぱりええ施設やなと思うようなことを、もう一遍市長自ら現場へ足を運んでもうて、やってください。いろんなイベントに出られて、歌を歌っておったり本を読んだりする、それも大事です。やっぱりもう一遍、振興会とともに協議してもうて、これら遊具の、また公園整備について、きちっと当たっていただきたいと私は思います。期待しています。しっかりやっておくんなはれ、仕事を。

次に、生理用品の配付状況について、小・中学校における生理用品の配付状況について。これは１２月にさせてもらいましたので、その延長戦を必ずやると言いましたので通告させてもらいまし

た。

今の小学校の使用状況、１月・２月合わせてどのぐらい、小学校で、それで中学校でどのぐらいと。ちょっと数字があったら、１月は幾つ、中学校は３校で何枚、２月は何枚。小学校は１１校で延べ何枚。それをちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

生理用品の使用状況でございますが、まず１月、小学校で１１枚、そして２月が１４枚でございます。そして中学校でございますが、１月が２５４枚、２月が６０３枚という状況でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうやで小学校と中学校の格差、小学校は１１校で、ちなみに対象児童、小学校、それから中学校の対象生徒数、ちょっとその数字を教えてください。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず、対象といたしておりますのが４年生から６年生の女子児童という形での数字ではございますが、小学校で７５１人、中学校で６４８人、これは１年生から３年生の女子生徒でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、小学校が７５１名の対象児童が見えて、使用枚数が１１枚と１４枚で２５枚。中学校の生徒は、対象生徒数が６４８に対して配付した枚数がトータルで二千八百何がしと、こういうことですな。

そこで、ちょっと私もこの配付方法についてかなり言いました。教育長は、その配付方法についてこれがベターであるというような答弁でございましたけれども、この１・２月の対象とする生徒、児童の人数からいくと、この片っぽは二千八百何がし、片っぽは２５枚、これは何の要因やと思いますか。何か要因があるというようなことは何も分析はされませんだかな。分析してなかったらしていないと言うてください。

教育長に聞いておるんや、これは。あなたが最初の答弁者や、しっかりしてくれ。この今の報告の数字について、何か問題があるんかという考えがあるのか、何も問題ないという考えなのか確認させてください。

○議長（中﨑孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

問題はないものと認識しております。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

私も教育民生委員会の委員長をさせてもうておるので、この資料のきちっとしたものを全議員に渡してください。

教育長は何も問題はないというけれども、そうすると、小学生は７５０人で２５枚と。中学校は６４３に対して二千八百何がしと。何も原因が……。違う、数字が間違っておるな。８５７枚やな。６４０に対して８５７枚やね。それで７５０に対して２５枚。何も問題はないと、配付方法に。何とか考えたってもらえんかな、もう少し、小学校のほうに。中学校のほうはトイレに配置してあるもんで自由に、先生に券を出さんでもそれは利用できると。小学生については、７５０人に対して２５枚の使用数量というのは明らかに異常やないと私は思うけど。あなたは今の答弁で何も問題はないと言うんやったら、何で問題はないんやな。その２５枚の配付状況は、完璧にやっておると思ってみえるのかな、問題ないということは。いかがかな。

○議長（中﨑孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

生理用品の提供につきましては、他の議員のご指摘もいただき、学校を子供たちの貧困対策のプラットフォームと位置づけまして、子供たちの生理の貧困問題に対処するために行っているものでございます。トイレットペーパーと全く同じ扱いにしておりません。

ただ、中学校においては、今日も確認したんですが、八、九割の生徒が該当する中で、頻繁に引換えカードを渡しに来る。また、それを受け取る教職員側のこともありますので、議員のご要望もあって現品を中学校には置くことにしたと。中学校が特別対応を取らせてもらっているということであります。小学校４年生以上の女子児童のおよそ二、三割程度が生理用品を利用する対象者と想定しておりまして、その中でも貧困対策として一部の児童が利用するものと。そういう認識でございますので、ちょっと当初からの考えにずれがあると話がかみ合いませんのであえて言わせてもらいましたが、貧困対策としてこの事業は行わせていただいておるということを確認させていただきたいと思っております。

そして、加えまして、この２か月間で苦情ゼロ件です。問題となる声もゼロ件でございます。学校への調査も実施した結果でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

いや教育長、すり替えてもうたら困る。これは貧困対策でやっていないんやないかな。あなた、提案のときに、小学校は児童に対して１割の数で１万枚で、中学校は３割の率で２万枚と、そういうような提案でしたがな、当初のときは、そこに貧困のひの字もないぞ。

確かに、福祉のほうでは貧困対策として引換券でやると。だけど小・中学校の生理用品の配付は、貧困対策で置いてあったというのは初めて聞いたわ、私は。何も聞き取りにおいて問題はないと、そんなことはもってのほかやぞ、あんた。あんたは現場におった人間やないか。

もっと子供たちの心に沿うた教育委員会であってほしいんや、私は。子供たちに負担をかけない

教育現場の構築にあなたは努力せないかんのや。あなたが今答弁した貧困対策云々は一つもないよ。もってのほかや、そんなことは。

それで何も苦情はないということやけれども、そんなことを先生に苦情を言う者がおるか、こんなことは。そうでしょう。そんなばかなことを答弁してもらったら困る。小・中学校の生理用品の配置は貧困対策で置いたんと違うよ、あれは。もっと認識をきちっとしてもらわんことには、もっと現場に立ち戻って子供たちの立場になって物事を進めていただきたい。市長、頼むわ、そういう指導をしてくれ、あなたもね。

残り２９秒になったけれども、ちょっと残しましたけれども、何はともあれ、このコロナ禍において大変やと思いますけれども、市民の立場になって物事を進めていっていただくようによろしくお願いします。終わります。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

続いてお諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日９日は午前１０時から会議を開き、引き続き令和４年度施政及び予算編成方針に対する代表質問と、午後からは上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後　３時５９分　散会）

令 和 4 年 3 月 9 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （第 3 号）

●議事日程（第３号）

令和４年３月９日（水）午前１０時　開議

第　　１　令和４年度施政及び予算編成方針に対する代表質問

第　　２　上程各案に対する質疑

議案第　２号　亀山市立図書館条例の全部改正について

議案第　３号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第　４号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第　５号　亀山市産業振興条例の一部改正について

議案第　６号　亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第　７号　亀山市消防団条例の一部改正について

議案第　８号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第　９号　令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）について

議案第１０号　令和３年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第１１号　令和３年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１２号　令和３年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１３号　令和３年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第１４号　令和３年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第１５号　令和３年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第１６号　令和４年度亀山市一般会計予算について

議案第１７号　令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第１８号　令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第１９号　令和４年度亀山市水道事業会計予算について

議案第２０号　令和４年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第２１号　令和４年度亀山市下水道事業会計予算について

議案第２２号　令和４年度亀山市病院事業会計予算について

議案第２３号　市道路線の認定について

議案第２４号　市道路線の認定について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	草　川　卓　也　君	２番	中　島　雅　代　君
３番	森　　英　之　君	４番	今　岡　翔　平　君

５番	新　　秀　隆　君	６番	尾　崎　邦　洋　君
７番	中　﨑　孝　彦　君	８番	豊　田　恵　理　君
９番	福　沢　美由紀　君	１０番	森　　美和子　君
１１番	鈴　木　達　夫　君	１２番	岡　本　公　秀　君
１３番	伊　藤　彦太郎　君	１４番	前　田　耕　一　君
１５番	前　田　　稔　君	１６番	服　部　孝　規　君
１７番	小　坂　直　親　君	１８番	櫻　井　清　蔵　君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻　井　義　之　君	副市長	西　口　昌　利　君
総合政策部長	山　本　伸　治　君	生活文化部長	青　木　正　彦　君
健康福祉部長	小　林　恵　太　君	産業建設部長	大　澤　哲　也　君
上下水道部長	服　部　政　徳　君	危機管理監	豊　田　達　也　君
総合政策部次長	田　中　直　樹　君	生活文化部次長兼関支所長	辻　村　俊　孝　君
健康福祉部次長	小　坂　みゆき　君	産業建設部次長	亀　渕　輝　男　君
総合政策部参事	原　田　和　伸　君	産業建設部参事	田　所　　学　君
会計管理者	米　津　ひろみ　君	消防長	平　松　敏　幸　君
消防部長	豊　田　達　也　君	消防署長	倉　田　利　彦　君
地域医療統括官	上　田　寿　男　君	地域医療部長	草　川　吉　次　君
教育長	服　部　　裕　君	教育部長	亀　山　　隆　君
教育委員会事務局参事	桜　井　伸　仁　君	監査委員	国　分　　純　君
監査委員事務局長	木　﨑　保　光　君	選挙管理委員会事務局長	松　村　　大　君

●事務局職員

事務局長	渡　邉　靖　文	書記	新　山　さおり
書記	西　口　幸　伸	書記	大　川　真梨子
書記	廣　森　健　一		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（中﨑孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第３号により取り進めます。

これより日程第１、令和４年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

２番　中島雅代議員。

○２番（中島雅代君登壇）

おはようございます。スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして代表質問をさせていただきます。

本日の内容は、令和４年度の施政及び予算編成方針について、今年度で終了する第２次総合計画の前期基本計画の総括と課題についてを明らかにして、後期基本計画にいかにつなげていくのかというところをただしてまいりたいと思います。

まず、第２次総合計画前期基本計画について、令和４年度から後期基本計画がスタートいたしますけれども、新しい時代の変化に対応するために、計画策定を３か月遅らせる措置が取られております。

それによりまして、後期基本計画に基づく新規事業につきましても３か月遅らせることとなりました。そのため、新年度の予算編成に当たっては、前期基本計画から継続をして実施する主要事業に関する予算が計上されております。

そこで、後期基本計画のスタートに当たりまして、まずはこの３月で終了する前期基本計画について、これまでの総括をお伺いしてまいります。

そもそも、前期基本計画を策定する際に解決しようとした課題であったりとか、前期基本計画中で達成することとした目指す姿は何であったのかという全般的なところをお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

２番　中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

第２次総合計画前期基本計画の総括といたしまして、課題と目指す姿を総体的にということでご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、前期基本計画における課題でございますが、これにつきましては各分野にわたっておりますので、その主なものを大きく４点申し上げたいと存じます。

１つ目といたしましては、都市の拡散や市街地の空洞化により低下をいたしました都市拠点の求心力の向上、２つ目として、人口減少社会の到来と将来人口の確保に向けた自然減・社会減対策の推進、３つ目として、高齢化が進行する中で、誰もが住み慣れた地域で暮らし続ける環境づくり、４つ目といたしまして、市内の全地域に設置をされました地域まちづくり協議会を中心とした市民・地域との協働・連携の強化などでございます。

次の総括といたしまして、目指す姿でございます。

これにつきましては、基本構想におきまして、将来都市像、緑の健都かめやまの実現に向けた５つのまちのイメージを掲げるとともに、３０の基本施策ごとに施策を推進することで、将来誰がど

のような状態になるかを明らかにする、目指す姿を設定しております。

その一例を申し上げますと、都市計画関連の基本施策であります都市づくりの推進におきましては、市民が魅力的な都市空間の下、都市機能を効率的かつ効果的に利活用し、安全で快適に暮らしていますと、そのようにいたしておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

課題としては、都市機能とか市街地の空洞化、それから求心力が今まで足りなかったので、それを課題として、それから人口減少はどこでも言われますけれども、それから誰もが住みやすい環境、そして地域・市民と連携をしていくという課題を持って快適に暮らせるまちを目指していくということで、そういう課題と目標を持って、前期の基本計画がスタートしたということは理解させていただきました。

それでは、前期基本計画の中で、その目標に対して快適さを支える生活基盤の向上、それから健康で生きがいを持てる暮らしの充実、子育てと子供の成長を支える環境の充実、交通拠点性を生かした都市活力の向上、市民力・地域力の活性化、この５つを５本の柱として前期の基本計画で展開をされてきたんですけれども、そちらの総括に当たって、それぞれの達成度であったりとか、前期基本計画の中での具体的な課題みたいなものは何か見つかったのかお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

前期基本計画の今５つの大綱に基づきまして、それぞれご説明をいただきましたが、その５つの大綱ごとに、まず取組の成果と達成度についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、１番目の快適さを支える生活基盤の向上につきましては、亀山駅前再開発の着実な推進や、市道野村布気線の開通、乗合タクシー制度の導入、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定、関の山車会館の整備、鈴鹿関跡の国史跡指定などが上げられます。

続いて、健康で生きがいを持てる暮らしの充実におきましては、コミュニティソーシャルワーカーの配置による地域の福祉課題を解決する仕組みづくりの促進や、かめやま健康マイレージ事業等による市民の主体的な健康づくりの促進、新図書館整備の推進や、かめやま文化年プロジェクトによる文化政策の推進などが上げられます。

３つ目として、交通拠点性を生かした都市活力の向上では、亀山・関テクノヒルズへの企業誘致や亀山ブランド認定制度の創設、亀山７座トレイルを舞台としたエコツーリズムの推進、三重県期成同盟会によるリニア県内駅位置候補への決定などがございます。

４つ目として、子育てと子供の成長を支える環境の充実につきましては、普通教室等への空調機の整備、ＧＩＧＡスクール構想によります１人１台タブレット端末の導入による学びの環境の充実、子育て世代包括支援センターの設置による切れ目のない子育て支援などが上げられます。

さらに、５つ目として、市民力・地域力の活性化におきましては、地域予算制度の創設をはじめとする地域まちづくり協議会への総合的な支援やシティプロモーション推進による定住促進、ワーク・ライフ・バランス推進週間の展開などがございます。

それと、２番目にお尋ねになられました達成度でございますが、前期基本計画達成度につきましては、関連する施策の達成度を進捗率として整理をいたしており、総括を行った昨年２月末現在の数字ではございますが、全体といたしまして、おおむね７０％の進捗となっているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

今、この前期基本計画で、５本の柱の中で展開してきた主要事業というのを説明していただいて、達成度も去年の２月ですので１年前ぐらいですね。７０％ということで、もう１年たつので、ほぼほぼ達成には近づいているのかなと思いますけれども、もう一つ、課題のほうも具体的にお伺いしようと思うんですけれども、お願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、達成度につきましては、議員おっしゃられるように昨年２月の進捗でございましたので、今回令和４年の３月末をもって終了いたしますので、それによりまして達成度のほうがまた出てまいりますので、これはその際にまたお示しをさせていただきたいと思います。

それと、後期基本計画に向けた課題、これにつきましても、大綱ごとにご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、快適さを支える生活基盤の向上におきましては、増加する空き家への対応や、防災情報伝達システムの強化、地球温暖化防止対策の推進などが上げられます。

次に、健康で生きがいを持てる暮らしの充実におきましては、ボランティア活動の活性化や障がい者支援体制の充実、文化・芸術を支える人材の確保がございます。

また、交通拠点性を生かした都市活力の向上では、ポストコロナ時代における事業活動の継続・活性化や観光需要の獲得などがございます。

４つ目の子育てと子供の成長を支える環境の充実におきましては、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズへの対応、子育て世代の本市への移住・定住の促進が上げられます。

さらに、市民力・地域力の活性化におきましては、地域まちづくり協議会と市とのさらなる連携強化やワーク・ライフ・バランスの一層の浸透などがございます。

一方、行政経営におきましては、職員の能力向上や人材育成、公文書管理の最適化、公共施設の統廃合などが上げられるところでございます。

このほかにも後期基本計画に向けた新たな課題もあり、それぞれそれらも含めて後期基本計画素案におきまして、現状と課題として取りまとめを行っているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。やはり子供の環境整備なんかは校舎の老朽化とか、長期的な課題は残ってはいるんですけれども、前期の基本計画の中で多様化する子供たちの柔軟な対応だとか、１人１

台タブレットの取組も進んで、途中コロナ禍にはなってしまったんですけれども、そこは一定の成果があったのかなというふうには私も思っています。

それから、ＣＳＷの配置ですね。これは地域と一緒になって福祉を進めていくという取組に対してはすごく評価をしたいなと思っていて、今後も活躍がすごく期待されるところかなというふうに思っています。

ただ、都市活力の向上であったりとか、市民力・地域力というのは進んできていることは間違いないんですけれども、やっぱり計画の途中でコロナの影響を大きく受けて、さらに問題が浮き彫りになったのかなという印象を受けています。

やっぱり、前期基本計画の策定の際にはなかった問題というのが新たに出てきているんだなというふうに思いましたけれども、やっぱり産業だとか経済の発展、それから安定というのを、それと市と市民と地域、協働・協力というのが大きな課題で、今後も大きな柱にすべきだなというところを認識いたしました。

そして、課題というものが後期の基本計画で解消されるように当然努められると思うんですけれども、後期基本計画の新規事業、こちらスタートするまで３か月ありますけれども、その間、その課題についてはどうするのかとか、この３か月間をただの待ち時間として無駄にはしないでできることは何なのかというところに疑問がもちろん残るわけなんですけれども、この３か月間、あるべき姿というのはどういうふうに捉えてみえるのか、どういう準備をして後期基本計画に臨んでいくのかというところ、この３か月間、４月から６月の期間に関してどう捉えているのかお伺いをいたします。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

前期基本計画は本年度末をもって計画期間が終了いたしますが、前期基本計画で今ご指摘もありました積み残しとなった課題は、総合計画の位置づけの有無に関わらず、市の課題として真摯に受け止めて対応していかなければならないと考えております。

また、それらの課題は、後期基本計画素案の中でも何らかの施策の方向性や目指す姿を示しておりますので、議員ご指摘の後期基本計画策定までの３か月間におきましても、基本的には引き続き問題解決に向けた取組を継続して進めていくことになるものと認識をしているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

課題については、３か月間継続して進めていくということだったんですけれども、計画がないのでなかなか新しいことはできないと思うんですけれども、今までの積み残しというか、そういうところもしっかり埋めていっていただきたいなというふうに思いますが、ただこの次の令和４年度を決算するときに、令和４年度は９か月しか取組ができなかったので目標を達成できませんでしたみたいなふうにならないように、かなりタイトに厳しくやっていく必要があるかと思います。

ただ、新規事業については検証する際に、その辺りをしっかりとまた確認をさせていただきたいと思います。

次に、戦略プロジェクトについてなんですけれども、前期基本計画の戦略プロジェクトのイメージ図では目指すまちのイメージというのを、先ほどの５つの柱で、戦略プロジェクトはそれを横串で貫くようなデザインですね。関係する施策を連動させて、一体性を持って取り組むことで持続性を保ち続けるとともに都市の成長力を強化することを目指しますとしてありました。

実際には、このイメージどおり関係する施策というのは連動することができたのかどうか、具体的にはどういうふうに連動していたのかというところをお伺いいたします。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、戦略プロジェクトの取組の推進ができたのかということでございますが、前期基本計画の戦略プロジェクトは当該計画の推進力を高めるため、政策や施策の枠組みにとらわれない戦略的な視点に基づきまして重点的に取り組むものとして位置づけ、様々な取組を進めてまいりました。

また、その推進に当たりましては、部長級のリーダー、サブリーダーや関係する課長級の職員で構成するプロジェクトチームを設置いたしまして、庁内横断的な調整を図ってきたところでございます。

その取組の事例、成果ということでございますが、まず１つ目の健都さぷりプロジェクトにおきましては、イベントやボランティア活動、読書活動など、市の特性を生かしたかめやま健康マイレージ事業の立案や調整を行ってまいりました。

次のＪＲ亀山駅周辺拠点力向上プロジェクトにおきましては、新図書館の規模や備えるべき機能等についての庁内横断的な検討や、図書館整備基本計画への内容をいかに反映するかというところを議論してまいりました。

さらには、ジモトノココロプロジェクトにおきましては、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例や、第２期歴史的風致維持向上計画の検討や、それに基づく取組の展開などを検討して進めてきたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

部署を横断して一つの事業をするという、駅前なんかは分かりやすいところだと思うんですね。建設のほうと教育委員会、図書館が一緒になってプロジェクトをやる。共通する事業についてはそれぞれの部署から担当者を出して事業を行うということになってくると思うんですけれども、そうすると部署間の連携を取るというのとちょっと違う印象を受けるんですね。

実際にはプロジェクトは同じキーワードを持った別の一つの事業のことなので、部署間の緊密な連携だとかスムーズな個々の協力体制というところまではつながっていないのではないかと私は感じております。

例えば、放課後児童クラブの扱いについてなんですけれども、担当する福祉の部署と学校を担当する教育委員会で、連携というか連絡系統がうまくいかなくて、コロナ対応について、放課後児童クラブ側の運営だとか保護者の方に不安を与えるという現状も聞いておりますし、別の事例だと、市民から様々な要望について、例えばですけれども、自治会を通す必要がある場合、自治会に未加

入の方についてはどうするのかというところもですね。まちづくり協議会というのは、そこに住んでいる全ての方を網羅している。自治会に入っていなくてもまちづくり協議会に入っているということになるので、全ての人を網羅しているはずなんですけど、ほかの部署が、まちづくり協働課ですよね、ここの動き、そういう広めていこうという動きが分かっていればまちづくり協議会を通してそこに住む方々を網羅していくということができると思うんですけど、まだ活用はされていないのかなというふうに思っております。

そういう場面もよく目にすることがありますので、ただ、全ての市民の方というのが市役所の仕事とか部署についてよく知っているわけではないので、相談事があって、市役所に行ったときに同じ市役所なのに何でという場面が出てくると、やっぱり市民の方はがっかりされるんですね。この第２次総合計画、大きい計画の中でその目指す姿というのが、緑の健都かめやま、先ほどの答弁の中でも快適に暮らせるまちとおっしゃっていたと思うんですけれども、その具現化を図るために、まちづくりの基本方針、市民力・地域力が輝くまちづくりというふうにされています。その市民力・地域力を輝かせるためには、やっぱり使い勝手のいい市役所、分かりやすい市役所というのが必要なんじゃないでしょうか。

そういう意味での部署間の連携ということについての問題意識というのは持っていらっしゃるのでしょうか。見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに議員ご指摘のように、今回進めてきた戦略プロジェクトの中で、駅前プロジェクトのようにはっきりと連携が分かるようなプロジェクトもありますし、ご指摘のように、子育て部分の放課後児童クラブでありましたり、市民力・地域力の部分の中で、特に自治会とまちづくり協議会、そういった中でなかなか戦略プロジェクトの中で分野横断的に解決できなかったという分野もご指摘のようにあると思います。

そういった分野につきましては、まず後期にどのようにまたこのプロジェクトに反映していくかということも大きな課題だというふうに認識をしておりますし、今ご指摘のありました市民力・地域力を高めていくためには、市役所の在り方についてもしっかりと考えていかなくてはならない。その中で、今議員からもご提言のありました分かりやすい市役所、これは非常に大事な視点だというふうに思っておりますので、こういった考え方につきましても、今、後期の基本計画のまさに戦略プロジェクト、重点プロジェクトの中の議論も行っておりますので、ご指摘の点も含めて、またさらなる検討をしてまいりたいとそのように考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

市役所の在り方を考えるとおっしゃっていただいたんですけれども、全ての部署でまちづくり協議会とかを、今は説明会だとか、イベントの場とかで使っていただいていると思うんですけれども、そういうふうに市役所がまちづくり協議会を積極的に使っていただけると、市民もまちづくり協議会を使う機会が当然増えます。そうするとまちづくり協議会自体も課題だとか必要なことが明確化

をしてきて、動きやすくなってくると思うんですね。

もちろん、今のように地域の特性に合わせて自由度を持たせるというのも当然大事なんですけれども、ある程度具体性を持った機能を備える、与えるということも大事なんじゃないかと思います。

何でまち協があるのか、何で必要なのかというのは、なかなか市民に伝わっていないですね。そもそもまち協って何なのかというところから知らないという現状があるのも事実です。

これはやっぱり使い勝手のいい市役所、分かりやすい市役所、それを身近に感じてもらうためのまち協という構図が、将来的には市民力・地域力の強化、市と市民の協働を促すんじゃないかと思います。ぜひとも検討をお願いいたします。

次に、新年度の予算の特徴についてお伺いをしてまいります。

新規事業を６月定例会の補正でといいましても、新年度の当初予算で後期計画に続いていくものは重点的な部分になってくるんではないかなと思ったんですけれども、新年度予算の特徴をお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

新年度の予算編成に当たりましては、第２次総合計画後期基本計画の計画策定を３か月延伸することに伴い、継続して実施する主要事業に係る投資的経費や標準予算の事業経費を計上しております。

そのような中、令和４年度の当初予算の特徴といたしましては、一般会計の歳出では、重点的な継続事業であります事業最終年度となる亀山駅周辺整備事業７億６，０００万円や、新図書館整備事業９億２，４００万円などであり、新図書館に向け、図書館一般管理費約８，９００万円の増額などにより、教育費では約３１億４，３００万円となったところでございます。

また、民生費につきましては、障がい者児自立支援事業約１１億８，１００万円や児童手当給付事業約８億７，８００万円、和田保育園保育室の増設事業８，３８０万円などにより、約７４億７，７００万円の過去最高額となったものであります。

そのほか、令和３年度から引き続き新型コロナウイルスワクチンの３回目の追加接種に係る経費１億３，２４０万円などを計上いたしております。

一方、歳入においては、市税収入は個人市民税や固定資産税の減収などにより、前年度比１億円の減となる約９９億円となり、国庫支出金の約３２億円は亀山駅周辺整備事業の減などにより減額、臨時財政対策債４億３，０００万円、地方交付税では２４億４，０００万円となったことから、歳入では、繰入金では財政調整基金から前年度比１億２００万円減となる７億９，０００万円の繰入れを行い、財源といたしたところでございます。

その結果といたしまして、一般会計予算の総額は２２０億７，７００万円で、前年度当初予算と比較し１０億１，６００万円、率にして４．４％減となったところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

やっぱり新規事業がまだ予算で反映されていない割には予算規模が大きいなというふうな印象な

んですけれども、図書館だとか駅前とかが大詰めを迎えているというところで、あとはコロナの関係ですね。それで大きくなっているのかなと思うんですけれども、細かいところのほうは予算決算委員会のほうでさせていただきたいと思うんですが、やっぱり税収が落ち込む中、民生費は過去最大になっていて、財調からの繰入れも７億９，０００万ですかね。厳しい状況だなというふうに思っているんですけれども、後期基本計画は策定中ということなんですけれども、今の話の中だと既存事業のお話しかできないというところもあると言うんですけれども、まだ後期に向けての重点的なものを示せないということかなという印象を受けました。

それでは、その後期基本計画について、今回、年度途中で移行していくということになるんですけれども、組織の変更があったりだとか、部署の変更、それから担当者の方の異動というものが４月に行われると思うんですけれども、そんな中でどうやって後期基本計画へ移行していくのか、どうやってスムーズにつないでいくのかというところをお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

後期基本計画素案の施策立案に当たりましては、関係部、関係課からの積み上げ作業や調整作業を行ってきたところでございます。

そうした中で、来月１日には組織・機構改革を実施し、また人事異動を行ってまいりますので、まずは速やかな業務の引継ぎが必要となってくると考えております。そのためには、近く新体制を確立する予定でございますので、組織・機構改革担当部署であります総務課と、総合計画担当部署の政策課との連携をより密にしながら、できる限り早い段階において、施策案の担当課の割り振りを変更するなど、後期基本計画策定に向けた組織体制の移行準備に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

それでは、各部署から素案を総務だとか政策部署に上げてもらって、それを整理して後期基本計画のときにまた事業を振り分けていくという形になるんですかね。

それは通常の流れと違うのかどうかというところ、そこをお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

大きく考えますと、まず大きな違いといたしまして、この組織・機構改革を４月１日に実施いたしますので、今まで所管しておりました業務がよそへ行ったりとか、新しい業務がその部署に来たりということで、そうなりますと、まず総合計画の施策の割り振りが、今まで担当しておった割り振りから違う担当に変わってくると、これがまず一番大きなところでございますので、ここの割り振りをまずしっかり４月１日に向けてやらせていただきたいということと、加えまして、これも議員からご指摘もありましたが、人事異動によりまして、今まで結構ベテランの職員が担当しておったところが職員が替わることによりまして、また一から業務を担当することになってまいりますの

で、今まで積み上げてきたものというものがゼロベースになる場合もありますので、そういったところをしっかり引継ぎを行っていくと、この２点が大切な視点であるというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

そうすると、組織的な動きというよりかは、それぞれの引継ぎだとかそういうところがうまくいかないとスムーズにいかないという感じに受け取れました。スムーズに行ったかどうかというのは、またこの後もしっかり確認をさせていただきたいと思います。

それでは続きまして、令和４年度教育行政一般方針についてお伺いをしていきたいと思います。

学校組織を取り巻く多様化する環境の中での学校運営の在り方についてとさせていただきました。

現在、学校運営にはかなり多くの方が携わっていて、その機能であったり役割というのを十分に発揮できる環境にあるのかどうかというのを、つながりという部分を重視して確認をしていきたいと思います。

まず、現在の状況についてお伺いしてから課題をお伺いしようと思います。

教職員については、昨日岡本議員の質疑の中で、教員不足の厳しい状況の中ですけれども何とかやっていると。教員のサポートのためのスクール・サポート・スタッフを入れて支援をしているという答弁がございましたけれども、今の教職員の方の職種だとか数をお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

学校は、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導のほか、生徒指導や特別支援教育など、個々の教育ニーズに対応するため、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、例えば心理や福祉の専門家を組織の一員として連携、分担するチームとしての学校、この体制を築くことが求められております。

具体的には、校長、教頭をはじめとして、学級担任や教科を指導する教諭、そして養護教諭、学校事務員、応接員、介助員、看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習生活相談員、学校司書、通訳、給食調理員、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなど、実に様々な職種の職員がございます。これらの職員が小・中学校合わせて５００名以上が学校運営に携わっているところでございます。

なお、来月１日号の広報「かめやま」の教育通信にて、亀山市の小・中学校を支える人たちという特集記事を組んでおります。ここで様々な業種にある教職員のお仕事について、市民の皆様に向けて紹介をする予定でございますので、ぜひご参考にしていただければと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

私が子供の頃にはいなかったような職種の方がたくさん見えるんやなあというふうに思います。そういうかなりの数の職種の方、それから人数が働いてみえるということになると、学校の先生というのはそもそもお一人で業務量がすごく多いので、なかなか時間的な余裕、心の余裕のない中で、

いろんな人とコミュニケーションを取るというのも、かなりスキルが必要なことなんじゃないかなというふうに思います。

先ほど広報で特集ということで、市民の方にも知っていただく機会があることはとてもよいことだと思います。

それから、学校の中にいる方だけでなくて、学校にはボランティアでお手伝いに入っていらっしゃる方もいらっしゃいます。私の子供が行っている学校でも裁縫の授業の補助をお願いしますといったお知らせがあったりするんですけれども、そういったボランティアのスタッフさんについて、仕事内容であったりとか、どういう方が応募されているのか、それをどうやって、誰が運営をしているのか。実際、学校、先生方とのコミュニケーションというのはちゃんと取れているのかというところをお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

学校におけるボランティアスタッフにつきましては、具体的な例を申し上げますと、図書館で本の貸出し、読み聞かせなどを行う図書館ボランティア、そして子供の学習活動を支援する学習ボランティア、また学校花壇の整備や施設の消毒などを行います環境ボランティア、様々な形で学校に関わっていただいているところでございます。中学校では、部活動の指導にボランティアとして関わっていただく方もいらっしゃいます。

ボランティアの募集につきましては、学校運営協議会を通じて、地域の方々に応募いただいたり、県内の大学にチラシを配付の上、学生に応募をしてもらったりしております。

ボランティアの多くの方は保護者や地域の方々で、長年にわたって学校支援をいただいている方もあり、充実した教育活動につながっているところであります。

こういった学習活動も含めたボランティアの方々につきましては、学校と密な連携の下で学校運営に関わっていただいているというところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

学校の消毒のスタッフさんなんかは、このコロナで先生の助けにすごくなっているところかなというふうに思うんですけれども、学校の中を、先生も子供たちも充実させるという中で、ボランティアスタッフさんの力というのはすごい大きいんだなというふうにちょっと思ったんですけれども、それは学校運営協議会というお話がちょっと出たんですけれども、コミュニティ・スクール、こちらのほうも趣旨だとか役割だとか、学校との関係性ですね。どういうふうにされているのかというところも確認をさせてください。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず、コミュニティ・スクールというものでございますが、これは保護者や地域住民、学校関係者などを主な構成員といたしまして、学校運営協議会を設置する学校のことを申し上げます。

この学校運営協議会は、学校と地域が連携し、地域とともにある学校づくり、これを実現するために活動を行い、委員は教育委員会により任命されるものでございます。

協議会は、年度当初に学校長が作成いたします学校経営の基本方針を承認するほか、学校運営についての意見を述べることができるものでございます。

また、学校運営協議会は、保護者や地域住民とともに学校づくりを進めていくことを目的とし、学校を支援する機関であるため、例えば、体験学習で地域住民がゲストティーチャーとして授業を行ったり、学習ボランティアとして学習支援を行ったりしております。

また、年度末に向けては、毎年学校評価に関しての自己評価、さらに学校関係者評価のアンケートなどの結果を踏まえて協議会が学校運営を検証し、次年度以降の学校改善につなげていくという役割もございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

今日、項目でコミュニティ・スクールと私書かせていただいたんですけれども、コミュニティ・スクールも学校運営協議会も比較的新しい言葉なので、ちょっとごっちゃになっていたところもあって、学校運営協議会を設置する学校がコミュニティ・スクールということなんですね。分かりました。ありがとうございます。

その学校運営協議会というのも、先ほどのボランティアのスタッフさんとは違ってもっと組織立った、学校と一緒に子供を育てる、学校と対等というか、ある意味力を持った団体ということなんですね。という認識をさせていただきました。

それから次の、学校間をまたぐ支援体制なんですけれども、これは栄養士さんであったりとか、スクールカウンセラーさんのように、複数の学校に１人といった職種の方も学校に携わっていただいているんですけれども、そちらのほうの職種であったりとか、その方たちがチームで情報共有ができているのか、先ほどもチームとしての学校というところもあったんですけれども、そういうところをちょっとお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

学校間をまたぐ支援体制につきましては、教職員の中には複数の学校の兼務や巡回指導、または相談業務に当たる場合がございます。

例えば、市内３中学校に１人ずつ配置されておりますスクールカウンセラーは、それぞれの中学校区の学校を巡回訪問し、子供や保護者の相談に対応しております。また、必要に応じて関係者会議に参加するなど、課題の解決に努めているところでございます。

先ほどお話もいただきました栄養教諭も市内に５名の配置となっており、市内１４校ある小・中学校を分担して食育の授業を行うなどしております。

そのほか、小学校の英語指導や学校図書館活用アドバイザーなども市内の各学校を兼務する形で巡回し、それぞれの専門性を発揮して指導に当たっているところでございます。

これらの取組を円滑に進めるため、各校の教頭やそれぞれの担当教員が学校での時間割や保護者

との相談日時などの調整に当たって、チームとしての取組を進めているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

複数の学校間をまたいでの仕事、職種ということで、各学校との連携であったりとか、その場での信頼関係というものが、かなりお互いの職種についての理解というものがないと難しいんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、それと現場に入ったはいいけれど、お客さんみたいな状態で、その役割を十分に発揮できている状態にあるのかなだとか、また１人で何校か担当しているので、その方個人のスキルによってばらつきが出てしまうんじゃないかとか、そのバックアップの体制とか、心配事がたくさん出てくるんですけれども、そういうしっかりとした連携という意味では、こういう学校間をまたぐ支援というだけではなくって、今まで聞いてきたボランティアスタッフだったりとか、学校運営協議会とか、そういうことも同様だと思います。

そこで、まずはこの組織の中、学校の中での課題について、多職種の方が集まることによっての現場での課題というのはどういうふうな認識をされていますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

先ほども申し上げました、チームとしての学校という体制を築くため、必要な人材を適材適所に配置することは大変重要だと考えております。

そしてその上で、学校が組織として十分に機能するためには、一人一人の教職員が自校の学校経営方針を理解していること、さらに教職員間で意思の疎通が図られ、必要な情報共有が行われていることが必要となります。

この点におきましては、学校長が強いリーダーシップを発揮して、チームとしての学校の体制づくりが欠かせない、ここが大変重要なことであるというふうに認識をしております。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

学校としてチームを組んで、必要であれば人を入れていく。それからそれぞれのスキルを上げていく、そして情報の共有を密にするという話だと思います。

ただ、結局は校長先生の強いリーダーシップでとなってくると、それはまた人によってばらつきが出るのかなというふうに思うんですけれども、そこはまたもう少し後に置いておきたいと思います。

次に行きますけれども、今は学校の組織の中の課題についてお伺いしましたけれども、学校運営協議会についての課題についてお伺いしたいんですけれども、こちら、私もちょっと混乱していましたけれども、始まったばっかりで、方向性とかを決めていくのにやっぱり地域の方というのは専門家でないことが多いので、それこそ校長先生だとか一部の声の大きな方だけの意見で進んでいってはいないでしょうかというところ。それから、コミュニティ・スクールというものの効果はどういうものでしょうか。それから、その効果というのをどういうふうにはかっていくのかという、こ

のチェック機能、学校運営協議会については教育委員会のほうが任命していると先ほどおっしゃっていたんですけれども、その効果をはかったりするチェックができるかどうかというところも、全般的な課題についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず、コミュニティ・スクールとなりました学校の、設置したことによる効果からご説明申し上げたいと思います。

まず、その保護者、地域の住民の方々にとっては、地域全体で子供たちを育てていこうというその意識が高まりますとともに、保護者や地域住民同士のつながりも深まり、子供の教育に積極的に関わっていただけるようになったという効果がございます。

また、子供たちにとっては、例えばミツマタの栽培や炭焼き、郷土芸能の体験学習など、地域の特色を生かした学びを通して地域への愛着が深まり、人の温かさを感じ取り、心の成長につながっている、そういった効果もあろうかというふうに考えているところでございます。

その中で、コミュニティ・スクールにつきましては、地域とともにある学校づくりの実現に向けて、より多くの方にその内容、趣旨をご理解いただき参画をいただけるように、保護者、地域住民に対する積極的な情報発信が必要であるというふうに考えております。

また、先ほどもご指摘いただきましたように、その学校運営協議会が学校に与えた効果について、またそれをどのよう形で検証していくのかということについても、これからの課題であるというふうに考えております。

先ほど、特定の方がというお話もありましたけれども、やはりこれは地域の方皆さんが参画し、地域の子供たちのためにという形で動いていただいておりますので、何か特定の方のところに偏ってしまうという、そういった今の懸念はないというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

コミュニティ・スクールの効果として、地域で子供を育てる意識というのが向上できている。それから地域の特色を知ることができる。ふるさとということを感じることができるというのが効果なのかなと思うんですけど、そうすると、なかなかその効果をはかっていく、チェックをしていくというのは難しいのかもしれないですけれども、何かしら、ここまでできた、目標に対してこうだったというような検証はしていく必要があると思いますので、それもまた地域の人と一緒につくっていっていただきたいなというふうに思います。

それから、地域と学校という部分で、コミュニティ・スクールに入ってくるのかどうかはちょっと分からないんですけれども、市内で登下校の子供の安全を守る活動とかをやっているところもあると思うんですけれども、例えば元が学校運営協議会とかは最近のものなので、今やっているもの、善意で始まったボランティア、もしくは行政の主導で、初めはそうだったかもしれないんですけれども、何年とか何十年とか前の自治会とか地域の団体で善意で始まったボランティアというのが、当時のメンバーは高齢化でどんどん減っていってしまって、だけど子供のためといって始まってい

るので習慣化をしてきてしまって、いいことではあるんです。すごくいいことではあるんだけれども、メンバーがいないのでやめることができない。立ち上げた当初と状況が違うので無理をして人を確保して維持をしているというところ、最近よく聞くようになりました。

やっぱりボランティアの組織って、時間がたち過ぎてしまうと中心のメンバーがいなくなったりとかしてくるとやめにくくなるということもありますので、学校側もボランティアの善意だからといって見守るというだけではなくて、学校のほうでは登校指導だとか、子供たちの状況とかよく分かっていると思うので、そういう学校側の状況とそのボランティアの活動の状況と、適切な活動というのを、ボランティアの方と一緒に見直しをして、助言ができる関係性が築けるといいかなというふうには思っているんですけれども。

とはいえ、学校にそこまで求めるのはというところもあると思うんですけれども、でも本当に困っている人というのは声を上げることができないということもあります。それに地域であるがゆえに言い出せないということもありますので、そういうところからもうボランティアの活動に疲れてしまって、地域力というものをそがれてしまうということも十分に考えられると思います。

なので、子供の学校生活に関する範囲内で、地域に助言等をするということに関してご見解をお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

ボランティアで、特に登下校の見守り、愛の運動と言われているようなものは随分時間も経過して、そういった中で、かつそれらの取組というものは子供たちの安心・安全につながる非常に重要な取組として地域の皆様からもたくさん感謝され、また亀山市の特色であるというふうにさえなっているというふうに思います。

一方で、先ほどご指摘いただきましたように、活動の高齢化という形で、おのずと限定されてくるという課題もあるということも十分承知しております。

そういったものも包括して、地域における教育課題という形で学校運営協議会を中心として、地域の方と一体になって考えていく、これがコミュニティ・スクールの一つの特色でもあろうかと考えておりますので、そういった取組を通じて、持続的に子供たちのために皆さんが参画できるような風土を醸成していくということも大切な問題というふうに認識をしております。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

そうですね。コミュニティ・スクール、そういう学校と地域と話し合う場というのが新しくできているので、またそういうところでも活用して、そういう関係性をつくっていっていただきたいなというふうに思います。

最後に、学校を取り巻く課題に対しての取組についてなんですけれども、今度新たに学校経営支援員というのを設けて、学校運営や地域との連携を支援していますけれども、この学校経営支援員とは何をする方なのかというところを詳細をお伺いしたいんですけど、どなたがされるのかとか、何人でされるのかとか、給与は発生しているのかとか、任期だとか、そういう細かいところをお伺

いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

社会の変化とともに、学校もますます複雑化、多様化をしておるところでございます。学校が組織として機能し、その役割を果たすために管理職が強力なリーダーシップを発揮して学校をマネジメントしていく、この力が必要となるところでございます。

本市では、令和４年度より学校経営支援員を教育委員会事務局に１名配置したいと考えております。計画的な学校訪問に加え、校長の要請に応じた学校訪問も行い、学校経営についての助言を行うものでございます。

具体的には、現在直面しております学校の教育課題や教職員の人材育成について、また地域連携の在り方や外部人材の有効活用など、学校マネジメント全般について校長に助言するとともに、学力向上や生徒指導などに対する教職員への支援も行ってまいります。また、必要に応じて児童・生徒への直接指導も可としておるものでございます。

これらの学校経営支援員につきましては、会計年度任用職員として、例えば学校長の経験者である豊富な経験を生かして学校管理についての経験に対してのアドバイスができる、そういった人材を充当したいというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、様々な職種についての必要な人材の確保に努めるとともに、学校経営支援員を派遣し、継続的な指導、助言を行うことで、学校が地域や保護者、そして子供たちのニーズに対応できるように学校支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

今まで話してきたように、学校を取り巻く教職員の職種もたくさんあり、人数もたくさんいて、地域も巻き込んでとなってくると、確かに校長先生のリーダーシップ、かなり重要になってくると思います。

そこをサポートするという形の学校経営支援員さんなのかなというふうに思うんですけど、お一人ということなんですけれども、そうすると今の現職の校長先生とその学校経営支援員さんの力関係みたいなものによってきちゃうんじゃないかなと。この学校経営支援員さんのさじ加減一つで大きく変わってきてしまわないかなという、個人の力量に大きく影響されてこないかなというふうには心配をしているんですけれども、そのお一人しか見えませんので、チームを組んでというところ、その方の支援というか、どういうふうに情報を教育委員会と学校とその経営支援員さんと共有していくのか、そういう仕組みというものはあるんでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

新年度、初めて亀山独自の学校経営支援員という役職の方を任用しようとするものでございます。だから、試行錯誤しながら、よりよい役割を果たしていただくことを期待しておるところでござい

ますが、教育委員会事務局に籍を置くことになりますので、活動日誌等を基に教育委員会事務局と、もちろん私もですが、活動の状況を共有して、そして学校、大変若返るであろう管理職の応援、アドバイスの役割を果たしていただこうと思っております。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

情報の共有というのは当然大事なんですけれども、学校経営支援員という制度を設けるに当たって、将来的には、試行錯誤はされていくと思うんですけれども、効果をはかっていく必要は当然あろうかと思うんですけれども、そういった、どういうふうな効果をはかっていくのかというお考えがありましたらお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

そういった検証できるような指標等をこれから考えてはいきたいとは存じますが、いわゆる多くの大小の、学校において、問題が発生しております。そういった児童、教職員含めての問題発生件数とか、よりよい学校運営ができるような保護者、地域の方々からのアンケート結果とか、学力とか、そういった様々な指標がございますので、総合的な視点で検証してまいりたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

分かりました。お願いします。

学校では本当に今まで聞いてきたように、たくさんの人に支えられて子供たちを育てようとしていることはとてもよく分かりました。より多くの人に関わってもらって、子供たちの人生をより豊かにしようという教育委員会の姿勢というのもすごくすばらしいと思います。

ただ、地域の人たちが子供だった頃とは背景が違っていたりとか、専門性もだんだん高くなってきているとは思いますので、過度の負担であったりとか、一部が大きな力を持ち過ぎたりとかしないような、全体でバランスを取れるような、持続可能な学校運営ができる仕組みづくりというのに努めていってほしいなと思います。ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

○議長（中﨑孝彦君）

２番　中島雅代議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、５分間休憩いたします。

（午前１１時００分　休憩）

（午前１１時０６分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番　森　英之議員。

○３番（森　英之君登壇）

会派結の森　英之でございます。

代表質問、この定例会最後ということでさせていただきます。

執行部におかれましては、真摯な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、令和４年度施政及び予算編成方針についてということ、それから１点、学校スポーツの充実についてということで問わせていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてということで、ワクチン接種についてを問わせていただきたいと思います。

まず、接種計画及び進捗状況について、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

３番　森　英之議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

新型コロナウイルスワクチン接種の現状でございますけれども、３月６日現在、本市の１・２回目のワクチン接種率は接種対象者の１２歳以上の人口に対しましては８８％。それから、全人口に対しましては７９．２％となってございまして、ほぼ予定どおりの進捗でございます。

また、３回目の接種者につきましては、６５歳以上の高齢者を中心に１万２，２４３人の方の接種を終えたところで、全人口に対しましては２４．７％の接種率となっているところでございます。

そのような中、３回目接種につきましては、現在その接種開始日程が少し遅れている状況でございますが、接種をご希望される方へできる限り前倒し接種できるよう、亀山医師会とさらに協議や調整を重ね、接種日程の確保に努めております。

そういったことで、４月以降につきましては、ホームページ等でもお示ししているようなスケジュールどおり接種ができる見込みでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

ちょっと資料を準備しましたので、お示しいただきたいんですが、こちら、この表はホームページから引用しておりますので、ホームページでも閲覧はできるものなんですけれども、今、部長答弁いただいた接種計画なるものがこちらになると思います。

４月以降は徐々に遅れを取り戻しつつあるとの答弁だったと思います。昨日の櫻井議員の質問の中でも、５月末までに接種完了となる見込みであるということでありますので、医師会とも連携してしっかり進めていただきたいと思います。

この中で、続けて２点質問させていただきたいんですが、今回の３回目のワクチンにつきましては、ファイザー社製のみならず、モデルナ製の配分も多くなるということを聞いております。そちらについての影響はあるのかということと、それと、ここまでの接種の中で懸念される副反応の影響等は把握しているのかどうか聞かせていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

３回目接種の中で、ファイザー社製と武田・モデルナ社ワクチンのことでございますが、国からのワクチン供給につきましては、このファイザー社と武田・モデルナ社、２種類のワクチンの供給がございます。武田・モデルナ社ワクチンの割合が今のところ全体の５割を超えてきておるような状況でございます。

予約に関しましては、そのワクチン配分割合に準じて、それぞれ予約枠を設定いたしているところでございますが、ファイザー社のワクチンの予約がすぐに埋まるような状況でございます。しかしながら、武田・モデルナ社ワクチンも順次ご予約をいただいておる状況でございます。

また、国におきましても、１・２回目をファイザー社ワクチンを接種した方が３回目を武田・モデルナ社ワクチンで接種をします、いわゆる交差接種につきましても推奨しておりまして、当市におきましても、この２種類のワクチンを使用し、少しでも早く接種をいただけるよう努めているところでございます。

それから、副反応につきましては、個人差もありますことから一概には申し上げることはできませんが、３回目ワクチン接種につきましては、今のところアナフィラキシーショックで接種会場から救急搬送を必要とするような重篤な事案や、それから問合せ等はないところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

やはり、ファイザー社製のワクチンの接種のほうから埋まっていくと。ただし、徐々に武田・モデルナ製のワクチンのほうの接種も進んでいるということでありました。

私も、実は接種券が先日届きまして、予約をしたわけなんですが、一応この状況を踏まえて、武田・モデルナのほうも抗体は数値が上がるというようなことも言われていますので、武田・モデルナのほうで予約をさせていただいたんですが、影響がないように議会が終わってからですけど、打たせていただきたいというふうに思っています。

今回は、５歳から１１歳の接種ということも始まります。その予約状況はどのような状況なのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

５歳から１１歳の小児の接種につきましては、２月１８日に対象者でございます３，３８３名の方に接種券の発送をさせていただいて、３月１０日から接種予約の開始をいたしてございます。

予約状況としましては、３月８日現在、４６２名の予約を受け付けたところでございまして、その予約率は１３．７％となっているところでございます。

それから、明日１０日から市総合保健福祉センターあいあいにて接種を開始するところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

３月から予約が始まって、今の接種予約率は１３．７％ということで、予想したとはいえ、少し

やはり低調なのかなというふうに感じます。

ただ、やっぱり慎重になるのは当然でして、厚労省も今回は努力義務ではなくて勧奨になったということもあると思います。

ただ、昨日の小学校での発生状況を見ますと、かなり数字が大きくなってきていますので、非常に懸念をしておりますので、やはりここは丁寧な対応が必要かなというふうに思います。小児科の先生たちも医師会を含めて対応いただいていると思いますが、そこも踏まえて、引き続き行政としてしっかり対応いただきたい。これは学校現場でも言えることですけれども、しっかり対応いただきたいというふうに思います。

続いて、経済支援のほうに移らせていただきます。

このコロナ禍において、非常に影響を受けているということで、経済支援を行政としても手を打っているということかと思いますが、小規模事業者等感染防止対策の費用助成事業ですね。こちらが非常に低調であったと、執行率が７％強だったと認識しております。なぜ極端に執行率が低くなってしまったのか、ここを捉えているのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

小規模事業者等感染防止対策費用助成事業といたしまして、本年度、新型コロナウイルス感染症の影響による経済支援対策をさせていただいておりますけれども、感染拡大の防止と安全・安心な経済活動を行うために購入をされた消耗品、また備品の費用に対しての助成を行わせていただいております。

今回、ご指摘のとおり、執行率が低調であったというその理由でございますけれども、当市が制度を開始した後で、三重県におきまして補助上限、市は上限５万円でございましたけれども、県はそれに対して１０万円という高い、同様の補助制度が実施をされましたことから、当初の予想より申請件数が伸び悩んだとそのように分析をしておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

亀山市の後から県が出されてきたものが同様の内容、支援策で、しかも上限額が大きかったということだったと思います。その県との連携といいますか、経済支援策、やはりどういったものを考えているのかということはなかなか連携は難しいかもしれませんが、やはりそこは担当課のほうで情報を入手しながら県とも意向を聞きながら、慎重な判断が必要かなと思います。

ただ、予算の上程が必要ですから、そのタイミングというのは非常に難しいということも認識をしております。その難しさということを改めて私も感じさせてもらいました。ただ、執行がうまくいかなかったけれども、その予算に関しましては、次にエールチケットに充てたということで認識しておりますので、そういった適宜、何が求められているかということの支援策については検討をしながら進めていく難しさと必要性があるということを改めて感じさせてもらいました。

次の支援策をどうしていくかということなんですけれども、何か亀山市の状況において経済支援策等は考えているのかどうか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、本市におきましては、市内経済の循環を図るために、販売促進事業者支援エールチケット事業を実施しておるところでございます。

国におきましては、事業者支援として新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが３０％以上減少した中小法人、個人事業者へ対しまして、事業復活支援金というのを支給しております。

また、三重県におきましても、三重県飲食店時短要請等協力金や地域経済復活支援金など、事業者支援が行われておるところでございます。

そのような中で、今後の市独自の経済支援ということでございますけれども、三重県内のまん延防止等重点措置の期間が今月６日で解除されております。引き続き、感染状況を見極めながら、影響が落ち着いてきたその段階で消費喚起を促す支援策が必要と考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

部長から答弁あったとおり、国と県の支援策、そういう復活支援金のようなものということで、先ほども県との事業が重なるようなことがあってはいけないという話をさせてもらいましたが、そういったところと違うような支援策が必要じゃないかというふうに私も思っています。

その中で、プレミアム商品券ということは取り組まれましたけれども、これは私、一定の効果があったというふうに認識しています。

今も、その消費喚起のための支援策を検討したいという答弁がありましたが、私もそれを進めるに当たっては前回の反省点を生かしながら、例えば、商品券をつくるには印刷代が非常にかかります。事務費もかかるということもございました。そういったところを、キャッシュレス、そういうところなんかも含めて、何かこう利用者が利便性がある、それから事業者のほうも効果があるような、そういった策を何かいいものを考えていただけたらなと思っています。ぜひ検討いただきたいということを申し上げたいと思います。

続いて、行政経営の重点方針についてということの質問に移らせていただきます。

この重点方針、３つ、第２次総合計画後期基本計画のスタートダッシュ、それから第３次行財政改革大綱前期実施計画の必達、それから組織機構改革・働き方改革実現ということにしたということでございます。

この３点とした理由について、市長、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

３つの重点方針を設定した理由というお尋ねでございます。

この行政経営の重点方針につきましては私、就任以来、これまで、本市を取り巻く社会経済情勢を把握した上で、予算編成に先立ちまして、翌年度の行政経営に対して、主に政策、財政、組織、３つの側面からこの重点方針を定めてまいってきているものでございます。

そうした中で、この令和４年度につきましては、ポストコロナ時代を展望しつつ、市の最上位計画である総合計画のうち後期基本計画を策定し、始動させる節目の年を迎えることとなりますので、その実効性を発揮させるためにも、まず第１番目として、政策の側面から後期基本計画のスタートダッシュを掲げたところでございます。

また、こうした政策の推進と健全な財政運営との両立は引き続いて中期的視点から取り組むべき課題であると認識をいたしております。

中でも、この令和４年度は第３次行財政改革大綱前期実施計画の最終年度を迎えますので、その計画に掲げております１５の重点方針の必達を財政の側面から２番目の重点方針として掲げさせていただいたものでございます。

さらに、政策の実効性を高めるためには、その推進体制が当然重要となってまいります。そこで、令和４年度当初に組織・機構改革を実行するとともに、コロナ禍での経験も生かしたワーク・ライフ・バランスの実践を図るため、組織の側面から組織機構改革・働き方改革の実現を３番目の重点方針として掲げさせていただいたところでございます。

これら３つの重点方針を積極的かつ効果的に実践することによりまして、長引くコロナ禍の早期克服と、より健やかで心豊かに生活できる活力ある持続可能な緑の健都かめやまの実現へ、しなやかな挑戦を進めてまいらなければならないと考えているところでございまして、改めて前へ進めるということで、改進の年として位置づけてまいりたいと、このように考えて定めたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

昨日からの議論でもありますとおり、今年は第２次総合計画、本来でしたら４月からということだったんですが、３か月遅れということになるということの中で、ただし、スタートダッシュはやっぱりしなくちゃいけないということかと思います。

組織・機構改革等の兼ね合いも、今朝の代表質問の中で議論されておりましたとおり、やはりそこの機構改革、所管が変わりますから、その中の機構改革も相まって非常に難しいことになりますので、しっかり対応いただきたいというふうに思います。

それから、第３次行財政改革については、前期実施計画が最終年度になるということでございました。その５つの目標と１５の重点方針について必達ということでありますが、それぞれの重点方針というのは非常に難しいものばかりでございますので、必達といいながらなかなか難しいところがあると思いますが、しっかり努めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきますが、先ほどの第３次行財政改革大綱についてということの中で、行財政システムの改革の中にＩＣＴを活用した市民サービスの提供というものが重点方針としてあります。

ここについて聞かせていただきたいんですが、コロナ禍となって２年をもう過ぎておりますけれども、庁舎内を見渡しても、確かにアクリル板等の設置はされましたが、風景は何も変わっていないですね。やはりＩＣＴを活用したそういう改善等が必要ではないか、目に見える形での改善が必要ではないかというふうに思いますが、こちらについてはどのように考えているのかお聞かせいた

だけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

第３次行財政改革大綱については、今後の人口減少社会に対応した方策を講じて行財政運営の強化を進めることにより、人的、財政的負担の軽減を図ることを主眼に置き、スマート自治体へと転換していく必要があることから、ＡＩ・ＲＰＡ等を活用した市民サービスを提供することとしているところでございます。

そのような中で、ＩＣＴを活用した市民サービスの提供についての取組項目を掲げているところでございます。その５つの具体的取組ということで、ＡＩ・ＲＰＡの導入とか、マイナンバーカード交付率の向上、保育現場へのＩＣＴ機器の導入などの施策に取り組んでおります。

現在、そういった取組が見えないではないかというご質問でございますが、順次予算要求のほうもさせていただいている状況で、ＤＸ関係予算について令和４年度当初予算にも計上しております。

その主なものでございますが、全体で１６事業、総額で１億２，４００万円の予算を計上いたしておりまして、子育て関係手続をはじめとするオンライン申請の拡充と、オンライン申請された情報を自動で取り込む環境の構築について、１，０００万円の予算計上をさせていただいております。

また、証明書類等の発行業務において、申請者の署名のみで申請手続を完結する書かない窓口の実現を目指す窓口のデジタル化、これについては５００万円、確定申告時の混雑回避のため、インターネット上で予約受付が可能となるシステムの導入について１３万円、新図書館開館に伴いまして館内ネットワーク、フリーＷｉ－Ｆｉの設備構築や座席予約システム、電子図書館の導入費用などに２，９００万円を計上しておりまして、順次ＤＸの導入に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

４年度にＤＸの推進についての予算１億２，４００万を予算確保しているということでありました。市民へのサービスがやはり非常に利便性が上がるということで、非常にメリットがあると思うんですね。しっかり進めていただきたいと思います。

私が９月の定例会で提案させてもらった、窓口の見える化ということで提案させてもらった中で、確定申告の予約なんかという話があったと思うんですが、これは１３万２，０００円で非常に予算を抑えた形で対応できるということで、非常に評価をさせていただきたいというふうに思います。

こういった形で、クラウド上、インターネットの技術を使うと非常に安価で抑えられるものも出てくると思いますので、しっかりそういうものを活用しながら、市民サービスの向上に引き続き努めていただきたいというふうに思います。

で、１点、私から提案なんですが、このＤＸの推進というのは、これは至上命題だと思っています。これはできるだけ早く、大きな効果をもたらすものだと思いますので、やっていく必要があると思うんですが、この民間の人材を活用するということが非常に大事になってくるんじゃないかというふうに思っています。そういった形で、民間を活用することによって大きく推進を図れるので

はないかというように思うんですが、この特別職として、例えば民間でＩＴの業界で活躍された人材を活用する、登用するというような、そういった考えはないのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

人事関係ですので、私のほうでご答弁させていただきます。

今、特別職という形で、限定されたご提言ではございましたが、このＤＸを推進するに当たりましては、やはり我々、一般職の中では苦手な分野もございますので、民間のそういったたけた方に例えば期限を切って来ていただくというのも一つの方法だと思いますし、民間の人材を活用して職員のスキルアップにつなげていくというのは非常に有用な方法というふうに考えておりますので、特別職に限定するということではなくて、そういった民間の人材の活用につきましては積極的に検討を進めてまいりたいとそのように考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

静岡の掛川市なんですけど、石川さんという女性の方が、実は副市長に就任されております。

公募されて、彼女も思い切って、スキルの転換ではないですけれども、そういう形で応募したということで、ネットにも載っておりました。

思い切ったその風穴を空けるといいますか、そういったところの意気込みが掛川市からは見えるんですね。ですので、思い切った人材登用ということをされるということに関しては、やはり対外的にも大きなそういった発信にもつながりますし、実際にそういう方がその職に就いてもらうと大きく行政が変わると思うんです。

そういったところも、亀山市は掛川と違って人口５万人という小規模の自治体であるのは認識しておりますので亀山なりの形で、ぜひこちらも部長から答弁はありましたが、ご検討いただきたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

４番として、育児介護休業法及び高年齢者雇用安定法の改正に関する市の対応についてということで質問を設けさせていただきました。

まず、育児介護休業法について問わせていただきたいんですが、実はこれ非常に古くからの法律の改正になっていまして、この法律は育児休業及び介護休業に関する制度、あるいはその所定労働時間、従業員等の所定労働時間等に関して事業主が講ずべき措置ということで定められたということであります。これは目的としましては、職業生活、あるいは家庭生活の両立に寄与することを通じて、福祉の増進を図って、併せて経済及び社会の発展に資することを目的とするということで設けられたものであります。

今回は、この法改正で育児休業がしやすい、そういった取得しやすい職場環境整備、妊娠、出産の申出をした労働者に対する個別の周知、意向確認の措置の義務づけ等が、この４月からされて施行される予定になっています。また、有期雇用労働者、派遣社員の方等も、そこの育児介護休業法

の取得要件の緩和などをこちらも４月１日から施行されるというふうになっています。

こちらの育児介護休業法、この改正については、亀山市としてどのような対応をするのか、あるいは既に対応しているものがあるのかどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

私のほうからは、市全体的というか、男女共同参画の観点からご答弁を申し上げたいと思います。

今回の育児介護休業法の改正につきましては、議員からもご紹介いただきましたが、企業などにおける男性の育児休暇取得促進、育児休業を取得しやすい雇用環境整備などにより出産・育児などによる労働者の離職を防ぎ、男女ともに仕事と育児などを両立できるようにすることが主な目的とされているものでございます。

このような法改正によりまして、これまでの固定的な性別役割分担意識の解消がますます進められていくことは男女共同参画社会を実現していく上で非常に重要であると考えております。

このことからも、今回の改正の趣旨や概要などにつきましては、男女共同参画に関する講演会等、イベント開催時の機会や、市ホームページまたは広報紙等各種媒体を通じまして、市民の皆様に周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

事業者への周知という点からお答えをさせていただきます。

これまでから、労働環境に関します法整備が行われました場合につきましては、雇用対策協議会を通じて周知のほうを図っておるところでございます。

今回改正をされました育児介護休業法につきましては、既に事業者のほうで対応されている、そのような状況ではございますけれども、改めて雇用対策協議会や、よりよい働く環境づくりを目指して市が設置をしております亀山市働く環境づくり懇談会などにおきまして、ワーク・ライフ・バランスの観点からも周知を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

男女共同参画という観点からも市として取り組む必要があるということ、それから市内事業者への、そこも促しを含めて雇用対策協議会等を通じて発信していく必要があるということの答弁だったと思います。こちらは事業者が当然行うものであるので、行政として何ができるかという限界があるというのは認識しておりますけれども、やはり法改正にのっとってしっかり進めていく必要があるということかと思います。

その中で、市の職員についての対応等もやっぱり、その発信という意味では取組として必要になってくるんじゃないかと思うんですが、こちらについて市長はどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この法改正によりまして、市としても当然この趣旨を理解した上でそういう環境を整えてまいりたいというふうに考えておるところであります。

保育士とか、あるいは幼稚園教諭等の処遇改善について、いろいろ今幾つか、その環境整備が始まってきて議論もございましたけれども、今回の法改正の趣旨を踏まえた様々な環境変化に適応できるような行政としての環境整備、あるいは制度的な配慮をしっかり段階的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございますし、ワーク・ライフ・バランス等々の関係も含めまして、できる限りの対応を取ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

市の職員の方も同じように働く労働者でありますから、そういったところも事業者の責任として、市としても職員の方が育児やあるいは介護で休業が取りやすい、そういった環境づくりに引き続き取り組んでいただきたいと思います。率先してそれをやっていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

続いて、高年齢者雇用安定法の改正についてでございます。

こちらについて市の対応について、どのようなことを考えているのかということで、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

高年齢者雇用安定法が令和３年４月１日に改正をされ、雇用する労働者について現行法で定められている６５歳までの雇用確保義務に加えて、７０歳までの就業確保措置を取ることが努力義務として追加をされたところでございます。

亀山市の人口において、６５歳以上の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率はこの２月１日現在で２７．１％でございます。少子高齢化社会がさらに加速する中、高年齢者の就業機会を確保することは非常に重要であるというふうに考えてございます。

一方で、親の介護と重なる年齢でもございますので、今市としましては、要介護状態や認知症等にある高齢者を在宅で介護し続けるためには、身近な地域で気軽に相談ができる体制、介護と両立しながら仕事を続けられるための環境、就労する介護者の支援など、働く家族介護者の相談に、介護、労働の両面から対応することが重要であるというふうに考えてございます。

そういった中で、本年度から基幹型地域包括支援センター及び２か所の地域包括支援センターを設置したことにより、相談窓口や高齢者を支援する専門職が増え、関係団体や医療、介護の関係者との連携体制の強化を図るとともに、在宅介護サービスの確保を図るよう努めてございます。

今後につきましても、鈴鹿亀山地区広域連合と連携をして、就労と家庭内介護が両立できるよう各施策の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

７０歳までの雇用は努力義務でありますけど、そういったことになってきますと、人生１００年時代と言われている中で、部長の答弁としては、そのさらに両親等がそういった世代になってくる可能性があるということで、この介護というところでは非常に影響が出てくるのではないかというような中で、市としてどういったことを考えているかということの答弁だという認識をしています。

それを踏まえて、施政方針等でも書かれておりますけれども、市長としましてはこういった状況の中でどういった体制を組んでいくといいますか、どういった考え方で行政として今後対応していくお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市の中でも、育児休業の制度でありますとか、介護休暇等々についての対応というのも、段階的、徐々に取得ができるような環境を整えられてきておるところでございますが、さらに、今後、ご指摘をいただくような状況で、市の職員がこれらの制度を活用したような取得がよりできやすい環境を整えていくということについては、当然本市としても第４次の亀山市特定事業主行動計画において目標を定めて具体的な取組内容に基づいて取り組んできておるところでございますが、実際、例えば女性職員はこれまでから取得率が１００％みたいな状況になってきております。育児休暇のケースでありますけれども。しかし、男性職員の現状というのはまだまだ低い状況であるということです。

今後育児休暇を含めました各種制度についても、やっぱりしっかり周知、啓発を行って取得しやすい環境の整備を図ってまいりたいと考えておるところであります。

いずれにいたしましても、市としても特定事業主としてのその責務をしっかり率先して頑張っていけというご趣旨もございましたけれども、しっかりそれに基づいて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

今市長にご答弁いただきましたけれども、これは私のさっきの前段の質問への答弁だったというふうに思います。育児介護休業法の改正についてに伴っての市長の答弁だったと思います。次の質問に移らせていただいていましてですね。高年齢者雇用安定法の改正については、先ほど健康福祉部長が答弁ありました、これから老老介護という状態になっていくという中での市の取組ということで説明いただきましたけれども、この７０歳までの雇用の努力義務ということになってきた中で、介護を中心とした対応についてはどのように市として取り組んでいくのか、あるいは今取り組んでいるのかということを市長からお聞かせいただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

その制度的な趣旨も踏まえて、本市としては制度の趣旨が実現できるような環境をしっかりつくり上げていくというような考え方でございますので、そこはそのようにご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

法改正に伴って、７０歳まで働く人が増えてくる中では、その介護というものが、自宅での介護の負担が大きくなってくる可能性がありますし、そこの介護される方の負担、介護する人の負担を軽減していくようなそういった仕組みは、既に構築されつつあるというふうに認識をしておりますけれども、それをさらに進めていただきたいというふうに思います。

今、在宅の介護が増えているということの認識をしていまして、市内では訪問介護、訪問診療を含めての開業医の方もいらっしゃいますし、そういったところで進んできているという認識をしております。また、ホームケアネットといいますか、そういったところを活用いただいて、地域の民生委員なんかの人材を活用しながら安心して見守りができるような、そうした仕組みをさらに大きく充実して、構築していただきたいということを申し上げて、この質問は終わらせていただきます。

続いて、５番の看護、介護、保育等の現場で働く人の処遇改善についてということで移らせていただきます。

こちらは昨日の福沢議員の質問等でございました、市の職員に関しての処遇改善、支給等は見送ったという答弁だったというふうに思います。こちらは対象者以外の方にも同じ現場で従事しているほかの職種の方もおられるということの中で、バランスを考慮したということだったと思います。

民間施設で働くそういった方々の対応はされると認識しておりますが、こちらはどのような形で対応するのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

お尋ねになられました、今回３月補正予算及び新年度予算に計上しております民間保育所保育士等処遇改善事業補助金につきましては、令和４年２月から９月までの間に民間の保育所や認定こども園などにおいて１人当たり９，０００円の処遇改善を行う場合には、その費用を補助するもので、国の１０分の１０の支援となっております。

この制度につきましては、民間保育所等の運営に要する費用を法的に負担する仕組みである施設型給付費の制度において、本来令和４年１０月から保育士等の処遇改善を図るための加算が行われる予定となっておりますが、さらにその効果を春闘に先駆けて前倒しして発揮できるよう先行実施する施設等への支援を行う仕組みとなっております。

具体的な給付費の積算方法は未定でございますが、基本的に恒久的な仕組みの中に組み込まれてくるものと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

給付費の中から充当されるものということで、恒久的な対応という認識であるということでありました。

その民間施設等での対応というのは当然そこの対応、処遇改善に使われるかどうかというのは、そこはその事業主がやることなんで、市としてはなかなか把握できないと思いますが、恒久的な財源で分配される趣旨にのっとって、そのような形で活用されるはずだということだったと思います。

とはいいながら、市の職員についても、やはりその趣旨にのっとって処遇改善はしていくべきだというふうに思います。市の職員に関しましては、会計年度任用職員の方もおられますし、そこの処遇で差があるようなことも当然あるわけです。

やはり、処遇の改善がないような方については市として取り組むべきだと思いますが、その辺り、執行部としての所見はどうでしょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

市職員の処遇改善につきまして、私、昨日ご答弁したところでございますが、市の職員には正規職員と会計年度任用職員がおりまして、それぞれ制度的には違うんですけれども、まず会計年度任用職員につきましては、学校現場にも保育所とかいろんな職種がございます。そういった中で、昨日も申し上げましたのは、全体的なバランスということを申し上げたのですが、会計年度任用職員につきましては、令和２年度の制度改正、会計年度任用職員を導入した際に全体的な報酬の体系でありますとか、それと大きな改善点といたしまして、それまで認められていなかった期末手当、これも支給できるようにしております。そういったことと、それと正規職員につきましては、幼稚園、保育所の職員だけではなくて正規職員全体の給与体系にも影響がありますので、ということで見送るというふうなことで判断をいたしたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

市の職員の方は当然公務員でありますので、そこの給与体系といいますか、そこら辺を含めてそこの処置については非常に難しいということで見送ったということかと思います。それは理解はできるんですけれども、年々のそこの処遇改善のところですね。十分意識をしていただいて、処遇改善に努めていただきたいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

やはり、会計年度任用職員については、そこの処遇改善については財源も必要になってきますので、そちらは国にも引き続き、市長会等を通じてしっかり訴えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、最後の学校スポーツの充実についてということに移らせていただきます。

今後の部活動の在り方についてということで質問させていただきたいと思います。

働き方改革等もあって部活動ガイドラインというのが策定されて、今運用されていると認識しております。

ただし、その部活動というものがなかなか活動時間が制限をされてきているような中、その当事者である中学生については、特にスポーツなんかでいいますと、なかなか活動がどうしても限られ

てきて難しくなってきているというように認識しています。

今後、地域移行ということが言われておりますけれども、今、亀山市はどういう状況でどういう考えでいるのか、今の亀山の立ち位置といいますか、その辺の状況を確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず、部活動につきましては、やはり子供たち、生徒たちにとって望ましい持続可能な運動部活動と、そしてまた学校の働き方改革、この両立を実現すべく、少しお話しいただきました段階的な地域移行というものに、今、方向性が出ておるわけでございます。

本市におきましては、この本年度末に策定予定の学校教育ビジョンにおきまして、総合型地域スポーツクラブなどとの連携をし、部活動指導における地域人材の活用を進め、地域の部活動の段階的な地域移行を含む持続可能な部活動の在り方について研究をするというふうに示しておるところでございます。

つきましては、部活動の地域移行について先進的な取組を行うモデル校への視察による情報収集、そして休日部活動の受皿となるような地域団体との情報交換を行うなどの研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

休日部活動の段階的な地域移行につきましては、生徒にとっても望ましい部活動の実現、そして学校の働き方改革を通じた学校教育の質の向上を図るために行われるものでありますことから、地域人材の協力を得ることや部活動ガイドラインの改定を含め、段階的な着実な取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

私が今回質問させていただいたのは、着実に進めていきたいという答弁でございましたけれども、なかなかその進捗が見えないんですね。これは非常に難しい問題だと認識しています。ですが、やはりこれは当事者である中学生が部活動等についての選択肢が狭まるようなことがあっては、やはりなかなかということもありますので、私がここで質問させていただいたわけであります。

いろんな地域では、先ほど地域人材の活用とかいろいろありましたけれども、そういった形で進めている自治体もございます。ですので、例えば宮崎県の小林市なんかは地域移行の推進協議会を立ち上げたというようなこともあります。そういったことであったりとか、一部の、長野県の松本市であれば、陸上部がいろんな学校と集まって一緒にそういう活動をするようなものをつくったとか、そういったこともあります。

亀山市として、どういう形がいいのかというのがあると思うんですけれども、今後クラブ活動の在り方としてどういう形が望ましいのか、どういうふうに進めていくのがいいと考えているのか、ちょっと最後に教育長、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

まず、三重県におきまして、現在令和３年度でございますが、県内市町、菰野町、伊賀市、大台町、この１市２町の中の４中学校をモデル校として、休日の部活動を地域団体に移行する実践研究を行っております。

この１２月には、有識者や関係団体の代表者による部活動の在り方検討委員会が開催されておりまして、学校における持続可能な部活動の在り方、また部活動の地域スポーツへの移行などが検討されておるところでございますので、そういった県の先進的な実践研究結果とか、そういったことをしっかりとつかみながら、学校教育ビジョンにも掲げる予定であります地域への移行について研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

県内４つの中学校によるモデル校でそういった形で進められているということでありました。

例えば、市内でいうと３つの中学校がありますので、その３つの中学校で休日に集まってやるような、そういう活動をするというのも一つの案だと思いますので、そういったものをできましたら、１つのクラブ団体でもいいですので、何かスタートしていただきたい。モデル校が県内で４つしかないということなんですが、亀山としても何か前へ進めていく方策を、手を打っていただきたいということを申し上げて、代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

３番　森　英之議員の質問は終わりました。

以上で、日程第１に掲げた令和４年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を終結します。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午後　０時０４分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第２、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

１３番　伊藤彦太郎議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案第２２号令和４年度亀山市病院事業会計予算について、議案第５号亀山市産業振興条例の一部改正についての通告しておりました２つの議案について、質疑をさせていただきたいと思います。

まずは、順番に従いまして、議案第２２号令和４年度亀山市病院事業会計予算についてです。

大きな、２つ項目を書かせていただいておりますけれども、まずその１つ目なんですけれども、病院事業会計なんですけれども、このコロナ禍による病院事業への影響をどのように見込んでいるのかというふうに通告させていただいております。

この病院事業会計につきましては、９月議会で令和２年度の決算認定の際に、コロナの対応によって国からの補助金等で採算性という意味では好転した、数字の上ではいい決算になったということではあったんですけれども、こういったことがこの新年度の予算でも同じように当てはまるのかどうなのか。コロナの影響とか、これが病院事業へどういうふうに影響すると考えての予算なのか、この点についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１３番　伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

令和４年度の病院事業会計の予算編成につきましては、引き続く新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少を見込み、入院収益については前年度比５，２１０万円減の９億２，６８０万円とし、外来収益については前年度比２５０万円減の５億８，５３０万円としたところでございます。

一方で、収益の確保を図るため、令和４年度においても新型コロナウイルス感染症対策事業として、亀山地域外来検査センターの運営や新型コロナウイルス感染症疑い患者の受入れの病床確保などに引き続き取り組んでいくことで、国・県からの補助金や委託料を見込んでおるところでございます。これらのことから、病院事業収益全体といたしましては、前年度比５，０３０万円増、２．６％増の１９億６，３６０万円を計上いたしております。

また、通常診療に係る体制確保や施設設備等の管理費用を計上するとともに、病院の経営改善、収益増のための患者様からのニーズが高い眼科の診療を、これまでの週３回から４回に増やすための経費を計上しており、コロナ禍においても、市民の安心のため安定した医療を提供するための予算編成としたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

新年度における病院事業の予算について、見込みという意味でいろいろと聞かせていただきました。

当然、コロナ禍に対して、これに対する対処を行うということで、国・県等の補助金委託料とかも見込んで、決算的には良好という言い方はあまり言うべきではないかもしれませんけれども、数字の上ではいい内容になりそうだということだと思います。

もう一つ、やはり通常診療に向けてもいろいろと取組をされるということで、患者さんのサービスとかニーズとか、その辺もいろいろと考えられているということではあります。

その上で、２番の人員確保に向けた取組はあるのかという通告をさせていただいておるんですけれども、こちらに移りたいと思うんですけれども、医療センターの経営に関しましては、もちろん

採算性、赤字とか黒字とか数字の上のことというのは非常に問題になっていたりしておったんですけれども、何年か前に医療センターがほんまに危機的な状況にあるという話があったときのことを思い出しますと、もちろん赤字が大きくなったということもそうなんですけれども、やはり医師が不足したことによって診療ができないというこの状況、やはりこれが何といっても市民にとって非常に大きなことだったと思っております。

そういう意味で、赤字体質がどうのという、これもすごく大事なんですけれども、それ以上に診療体制の確保ができるのかというのがやはりありまして、そういう意味では、先ほど通常診療に向けた努力もされているということでしたけれども、このコロナ対応に、当然これも楽な仕事ではないと思います。それによってその通常診療に対して影響が出るのかどうかというふうなものも非常に懸念されるところであるんですけれども、そんな中、先日も三重大から医師の引上げのような話が出ておりました。これについてどうこうというのはやはりなかなか今の段階では我々の立場から言いにくい部分もあるんですけれども、ただそんな中で、やはりこの病院経営において、潤沢に人員が確保できるという状況ではないというのはこれは間違いないと思いますので、その中で、コロナ対応業務とか従来の診療業務に関係しまして、まず、こういったコロナ禍において多忙なことになる、そういうふうな診療業務、これが並行してこなせるような人員の確保ができるのかどうか、この点について新年度ではどうなのか、この点をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

これまで、医療センターでは、コロナ禍におきましても従来どおり、常勤医師を中心として、内科、外科、整形外科、眼科の外来診療や救急患者への対応、人工透析の実施、訪問診療などを実施してまいりました。しかしながら、現時点で来年度から内科と整形外科で合わせて２名の常勤医師が減となる予定でございます。

一方、そのような状況ではございますが、４月から肝臓内科外来を月２回新設するため、三重大学より教授にお越しいただくことになっております。また、患者様からニーズが高い眼科の診療を週４回に増やすよう関係予算を計上いたしているところでございます。

従来の業務に加え、新型コロナウイルス感染症に係る業務が発生して２年近く経過いたしますが、感染の終息が見通せない状況の中で診療体制や業務の見直しを行い、限られた医療資源を生かしつつ、今後も引き続き市民に対して安心・安全な医療を提供できるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

スタッフの確保に向けて、それなりに取組をしていただいておるということだとは思います。

要は、その診療科が減ったり増えたりとか、日数がということで、三重大も引き上げるだけではなくてある程度の協力もいただくんやなというのは、先ほどの部長の言葉から感じられたんですけれども、ただやはり、大きな課題としては医師や医療スタッフの確保ということ、これはもう慢性的に存在していると思いますし、それにつきましては、統括官とか顧問とか、こういった特別職に近いような方々を設置することでその役割を担ってもらって、そもそもそれがこの間の決算認定の

ことでも話をさせていただきましたけど、それが一番の責務なんだと。ただそれがコロナの関係でなかなか動けないでいたという部分もあったんですけれども。

そういうことで、まずやはりこの一番の大きな問題である医師や医療スタッフの確保、これにつきまして、新年度で取組があるのかというふうな質疑はさせていただいたんですけれども、引き続きその統括官や顧問の努力によってそれを実現しようということでいいのかどうか。あるいはそれ以外にも何か新たな取組、確保に向けた何かあるのか、今年度の予算でどういうふうな取組をされるのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたように、来年度から常勤医師が減る予定でございます。このことから、現状どおりの診療体制を維持することが非常に難しくなっておるような状況でございまして、現在、医療センターの医師につきましては、そのほとんどが三重大学の医局から派遣いただいておりますが、大学の医局でも医師数が減少していることから、当院に来ていただける医師を確保することが困難な状況でございます。

このような中で医療センターで安定した医療を提供していくためには、医師の確保が急務であることから、今後は他の大学への働きかけなどにより医師確保に取り組んでまいります。なお、令和４年度におきましても、医療センターにおける医師の充足を目指すために医師確保に特化した職として、特別顧問に係る予算を計上いたしております。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

それなりにやはりやっていただいておるということやとは思います。特に、特別顧問のこういった予算計上によって何とかその辺を確保しようということはお聞きしました。他大学にも働きかける、こういったことも一つの手だとは思うんですけれども、やはりこれにつきまして、今回の三重大からの引上げの話ですね。引上げという言い方は駄目なのかもしれませんけど、やはり医師確保が困難であったことに対してさらに追い打ちをかけるような格好となっておりまして、実際、部長、そうは言われますけれども、本当にそれができるのかどうかという点が非常に懸念されるところやと思います。これにつきましては、これは本当に実際それに直接当たられる統括官がどういうふうに見込んでおられるのか。他大学への働きかけとか、三重大も含めてだと思いますけれども、外部への働きかけが一番重要になってくるのかなとは思うんですけれども、こういった見込みが何かあるんだったら、その考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

先ほどもうちの部長が申しましたとおり、当医療センターでは新年度から常勤の内科医師と整形外科医師が減るということで、内科医師の減少については、少しほかの当直やそういう形で、大学へ行ってフォローしてもらうように何度もお願いに上がって、少しフォローをしていただく体制を

取っていただいておるところでもございます。また、特に整形外科でございますが、３月中旬以降の手術を中止するとともに、４月以降の外来の診察を縮小する必要が出てまいりましたので、患者様や市民の皆様をはじめ、関係各位にご迷惑をおかけすることとなり、誠に私としては申し訳なく思っておるところでございます。

現在、この対応策として、医師派遣を受けている三重大学からの寄附講座の見直しや、外来診療を担っていただける医師の確保に努めておるところでございます。また、速やかに患者様への対応や関係医療機関との調整を院長と一緒になって行っているところでもございます。

今後は、常勤医師が不足する現状を解消できるよう、今の整形外科で申し上げますとこの１年はなかなか難しそうでございますので、他大学も含めて少しこう精力的に訪問をして、いろんな話合いの中で新たな医師確保に努めていきたい、私が先頭に立って積極的に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

今年度はちょっと難しいんじゃないかというそういう部分もあると。

何とかしてというふうなことやとは思いますけれども、やはり現実問題としては、なかなか確保が難しいということもやはりあり得るということではあります。これについては何とかせいというふうなことしか私らも言えないんですけれども、でも実際、何とかせいで何とかなるもんでもないというのもありますし、これにつきましては、まさにこのために設置した統括官であり顧問であると思いますので、これは医療センターの存続というふうなのにも結局関わってくる可能性もありますんで、何とか本当に頑張ってくださいとしか言えないんですけれども、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の項に移らせていただきます。

議案第５号の亀山市産業振興条例の一部改正についてということで通告させていただいております。

条例改正の背景についてということでまず通告させていただいておりますけれども、これにつきましては、条例改正の背景及び趣旨という、この資料で出てはおりますけれども、まずこの条例改正の背景について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

条例改正の背景ということで今回なぜ今改正をするのかということでお答えをいたします。

亀山・関テクノヒルズにおきましては、現在、未販売の区画も残っておりまして、さらに進出決定をされた企業の中には、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして操業に向けた事業計画が遅延しているというようなケースもございます。こうした中、産業振興条例は令和４年３月末に終期を迎えますことから、引き続き新規産業の創出や既存企業の新規設備投資による産業立地の促進に向けまして、現行制度の検証内容や企業立地を取り巻く環境変化を踏まえまして、今回改正を行うものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

背景としては、当然いただいた資料にも出ておりますように、やはりコロナの感染症の拡大によってなかなか業務というか進まなかった部分が大きいということではあります。

ただ、これにつきまして、それはそれなんですけれども、ちょっとそこで次の改正の内容についてということに行かせてもらうんですけれども、これにつきまして、コロナウイルスの感染症でここの一定の効果があったということになっているんですね。産業建設委員会への提案資料の中で、これに対する検証及び課題とか書いてあるんですけれども、この資料にいただいたところにも書いてあるんですが、やはり、産業振興条例というこれの一定の効果があって、その効果があったんだけれどもコロナの影響で進まん部分をということではあって、今回その内容的には制度の見直しをしまして、この土地を取得した取得日から３年以内となっているのを、これを市長がやむを得ない事情があると認めた場合は市長が必要と認める期間以内に取得した土地というふうに、それを拡大するということ。もう一つが、その未販売の区画、先ほどちらっと言われましたけれども、最初にした奨励制度を延長するというこの２点なんですけれども。

これにつきましては非常に、何というのかな、コロナでやむを得ないという部分ではあるんですけれども、ただ、その改正を行うに当たって、一応その効果としてはやはり一定の効果があった、イニシアチブを取ることができたんだというようなことがあります。そういう意味では、まずこれは、３年以内に取得した土地をというふうにあるんですけど、これをそもそも、もうちょっと期間を延長すればという考えにはならなかったのかどうか。

で、市長がやむを得ない事情があると認める場合なんですけれども、そもそも市長がやむを得ないと認める事情があると認める必要もないぐらいではないかとか、そういうふうな条例の改正の内容にはならなかったのか。

要は、もっと緩和してもよかったんじゃないのかとも思ったんですけれども、その点についてはどうだったんでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の産業振興条例の改正点の中のまず１点目の点でありますけれども、土地の取得要件、これについて、操業を開始した日前３年以内に取得した土地と現在しておりますところ、昨今のコロナ禍における社会経済状況を鑑みまして、市長がやむを得ない事情があると認める場合は市長が必要と認める期間に取得した土地というような形で追加をさせていただいたというところでございます。

今、議員がご指摘になりました土地の取得期間についての点でございますが、今回、土地３年以内の取得という考え方でありますけれども、産業振興奨励制度のまず目的でありますが、産業立地の促進及び産業の高度化を図り、もって就労の場の確保、市の産業経済の振興及び市民生活の向上に資することということでございます。奨励制度の対象となるその土地の取得要件につきましては、こうした目的の達成に向けまして早期の操業を促していくというために、現行条例では３年以内という期間を定めております。

この３年という考え方でありますが、詳細設計に１年、建築工事に１年、さらに１年猶予を見て３年としているところでございまして、今回の改正に当たりましては、この早期の操業を促すという点については考え方は変わりませんので、やむを得ない事情があると認められる場合にだけ期間を延長するということにしたところでございます。

もう一点の市長がやむを得ない事情があると認めるのはどのようなことかということでありますけれども、この市長がやむを得ない事情と認めるケースといいますのは、例えば自然災害や国際紛争ですね。それに新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、建築資材や機械設備などの納期が遅延するなど、主に社会経済情勢上の理由からやむを得ず操業が土地取得から３年を超えてしまうという場合を想定しておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

このコロナ禍ではあるけれども、いち早くということには変わりないんだということで、そういう意味でも、あくまでもやはり市長が認めた場合には考えるよというようなやり方を取ったということだと思います。そういうことやと思いますけれども。

ただ、この振興条例の是非はあるかと思うんですけれども、やはり市が一定の効果があるんだというふうにされてこういったことをやってきたわけですから、もうちょっと拡大するとかそういった考え方もあってもよかったんじゃないのかなと、ええかどうかというのは別にしましてもと思ったんで、この辺は指摘させていただいたんですけれども。

ちょっと最後に、１個お聞きしたいんですけれどね。

この内容に当てはまるんかどうかというのがちょっと私も見ていて分からなかったんですけれども、ちょうどタイムリーにコストコという大型量販店の進出が決まったと。そもそも、産業振興条例というのは、シャープの誘致の原動力だったと言ってもおかしくなかったというこういう条例なんですけれども、そういう意味では、タイミング的にこの変更、一部改正のタイミングとコストコの進出のタイミングが結構一致しますので、そういったことも何か関係していたのかというふうにふと思ったりもするんですけれど、この点についてどうなのか、この点をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この産業振興条例でありますが、基本的に製造業及び物流施設を中心とした企業立地を対象として制定をしておるというものでございます。

今、コストコということでご指摘ございましたけれども、今回の立地協定と条例改正、たまたま時期が同じになったということでございまして、従来からも商業施設につきましては条例の対象としていない点については、今回もそのまま継続しておるというところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

私もたまたまなのかなとも思ったんですけれども、ただ、やはりこの産業振興条例というのがある意味シャープの誘致という意味で非常に大きな役割を果たしたということで、そういう意味では、今後もこういった企業誘致という意味で大きな役割を担っていくんだろうかという。ただ、もう期限がある程度決まっているということで、もうこれで今回延長された期限で終わりなのかどうかというのもあるとは思うんですけどね。

これは今後の話にはなってくると思うんですけれども、やはりこの引き続き延長されることによって、もうこれで役目は終えたんやというたら役目を終えたで終わっていくもんやと思うんですけれども、そういったことも含めまして、さらなる運用をお願いしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１３番　伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、２番　中島雅代議員。

○２番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。午後もよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

まずは、議案第２号亀山市立図書館条例の全部改正について及び議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算についてでございます。

まず、この図書館の条例ですけれども、９月の定例会に上程をされたときは否決をされております。新たに上程をされるということですので、改定内容についてご説明をお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

２番　中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

条例改正の内容でございますけれども、令和５年１月開館に向けた新しい図書館の整備に伴い、亀山市立図書館条例を全部改正するものでございます。

主な改正点でございますけれども、まず１条といたしまして、目的及び設置について、新図書館の基本理念を実現し、学びとまちづくりの核となる図書館とするため、市は「学びの場からつながる場へ」を基本に、本と人とが出会い人と人とがつながる場を提供し、もって市民の学びとまちづくりに寄与するため、図書館法第１０条の規定に基づき亀山市立図書館を設置すると定めております。

第２条では、新図書館を亀山駅前へ移転整備いたしますことから、新図書館の位置を定めております。

また、第３条では、第１条の目的を達成するため、図書館が行う事業について定めるとともに、第４条では、新図書館の管理運営の方法を、市の直営を堅持し直営業務と外部委託業務を組み合わせたものといたしておりますことから、図書館に館長及び司書、事務職員その他必要な職員を置くことを明記いたしております。

第５条では、図書館法第１４条第１項の規定に基づき、図書館に亀山市図書館協議会を置くこととし、協議会の委員の委嘱基準、定数及び任期を定めております。

さらに第６条では、図書館の地下駐車場につきまして、近隣の民間駐車場の使用料との均衡及び図書館の適正な利用のため、普通自動車１台当たりの使用料を定め、図書館の利用者が使用する場合の使用料について、駐車時間が２時間以内のときは全額を免除することにより無料とするなど、駐車場料金の減免について定めているものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

今のご説明ですと、目的、場所、直営であるということ、それから協議会を置くこと、それから地下駐車場の使用料と、おおむね前回と変わらないように思うんですけれども、前回上程されたときとの違いというものは何かあるんでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

９月議会に提出いたしました条例案との相違点でございますけれども、まず、開館時間等の規定につきまして、９月議会提出条例案では図書館の開館時間及び休館日は教育委員会規則で定める旨を第３条で規定しておりましたが、精査の結果、第１０条でこの条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるという委任の条文がありますことから削除いたしております。

次に、条例案第６条の地下駐車場使用料のただし書の規定につきまして、既に納付された使用料の還付についての規定になりますけれども、市長が使用料を還付しますことから、市長が特に必要があると認めたときは還付することができると修正をいたしております。

そのほか、教育委員会における条例施行規則の協議を踏まえ、条文の順序を修正いたしております。

次に、附則におきまして、施行期日につきましては、新図書館の開館日である令和５年１月２６日と明記をいたしております。

また、条例の施行後、最初に委嘱される協議会の委員の任期につきましては、委員の任期２年を、９月議会提出条例案では条例施行の日から令和６年３月３１日まで約１年間としていたものを、委員の任期が２年であることを考慮しまして令和７年３月３１日までに修正いたしております。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

それでは、違いというところ、条文の整理であったりとか開館日が具体的に入った、それから協議会の委員の任期を変更したというところが主なところかなと思うんですけれども、ちょっと順番に聞いていきたいと思います。

まず、開館日ですけれども令和５年１月２６日に開館ということは、この日から今の図書館は亀山市立図書館ではなくなるということになると思うんですけれども、この前後の今の図書館のスケジュールなどがどうなっているかをお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

１２月議会の教育民生委員会提出資料でスケジュールをお示しさせていただいているところでございますけれども、令和４年８月３１日まで、現図書館につきましては通常開館して、９月１日からは新図書館の開館準備のために休館する予定でございます。

令和５年１月２６日の新図書館開館に伴い、閉館となる予定でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

分かりました。今の図書館は令和４年８月の末までで、その後は休館をして、新しい図書館ができれば閉館ということですね。分かりました。

それでは、次の協議会の委員の最初の任期なんですけれども、令和７年３月３１日までとされていますけれども、前回上程されたときは令和６年３月３１日だったんですけれども、この１年任期を延ばすというか、この変更点の理由等をお伺いいたします。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

条例施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期を修正しました理由でございますが、委員の委嘱につきましては、条例案が可決され本条例が公布されましたら委嘱の準備を進め、条例の施行日である令和５年１月２６日付で委嘱をする予定でございます。委員を委嘱するに当たり、経過措置の任期につきましても、委員本来の任期２年に近いほうがよいとの判断から令和７年３月３１日までに修正させていただいたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

本来の任期に合わせてというご配慮だというふうに理解させていただきました。

次に、新図書館の駐車場の管理についてでございます。

まずは確認なんですけれども、いただいた資料の中では図書館地上駐車場の土地借り上げ料、令和４年度は西駐車場が５か月間で４５万、北駐車場が８か月間で１８０万円の合計２２５万円の予算措置ということなので、翌年令和５年からは、それぞれ１２か月の単純計算なんですけれども、合計で年間で３７８万円ということでよろしいでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

土地借り上げ料につきましては、予算としてはそのような形で上げさせてはいただいておりますけれども、予算が承認されましたら、予算の範囲内で地権者の方と土地借り上げ料の交渉を行い、土地賃貸借契約を締結したいと考えておりますので、５年度以降上げさせていただく予算につきましては、その金額で上げさせていただくというような形になるかと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

分かりました。そうしたら、令和４年度は予算は２２５万だけど、翌年以降はそのような単純な計算ではなくて、それでも最大でも３７８万円、最大でもそれくらいということですね。分かりました。

では、その駐車場の用地なんですけれども、先ほど土地借り上げ料と言いましたけれども、ということは土地は借りるということになると思うんですけれども、この土地というのは買わないのでしょうか。

図書館を利用するときには、以前９月の定例会のときに質疑をさせていただきましたけれども、この地上の駐車場は図書館を利用するときは無料、なので図書館を利用する方、その場では負担というのはないんですけれども、毎年最大でも３７８万円を市民としては永続的に、ずっと負担をし続けるということになるのかどうかお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

土地の購入につきましては、相手方の意向としては土地の賃貸借を希望されておりまして、当該土地を購入することは難しいと考えております。したがいまして、今後地上駐車場として借り上げる場合につきましては、市の予算を財源に借り上げる、市の財源で契約をさせていただくということでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

ということは、やっぱりその土地を借り続ける限り市民はお金を負担し続けるということになりますね。分かりました。

それでは、この駐車場の管理費についてなんですけど、これはどこで予算措置をされているのでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

新図書館の管理運営につきましては、直営業務と外部委託業務を組み合わせたものとしておりまして、駐車場の施錠、巡視などは業務委託職員の業務範囲といたしておりますことから、図書館費の一般管理費、業務委託料において予算措置をいたしておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

駐車場の管理という部分のお金は図書館の業務委託料のほうから出されるということなんですけれども、この業務委託料の詳細をお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

業務委託料につきましては、今年度５，７８７万２，０００円の計上をさせていただいております。主な予算といたしましては、新図書館の運営業務委託料２，３５６万円、あとＩＣタグ貼付書籍等移転業務２，８６０万円、ＬＡＮ構築業務４９０万円を計上いたしておるところでございます。

駐車場の管理につきましては、新図書館の運営業務委託料の中での業務ということでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

図書館の駐車場の管理というのはこの業務委託の中でしていただくということで、業務委託の内容の資料をいただいていますけれども、そちらでは駐車場の巡視とありますけれども、巡視、見て回るということが業務の内容になると思うんですけれども、ただ当然、地上の駐車場、地下もですけれども図書館の利用者の方が使われるんですけど、利用者以外の方の駐車があった場合の対応というのは誰がするんでしょうか。また、その図書館の利用者以外の方の車があった場合は、具体的にはどんな対応になるのかというところをお伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

地上駐車場の管理につきましては、図書館利用者の利用や周辺民間駐車場の利用に支障が生じないように、図書館の開館時間に応じた駐車場の開閉や職員による巡視、また適正利用を促す看板の設置等による管理を検討いたしておるところでございます。開館後の駐車場の利用状況を見た上で、必要に応じ管理方法や設備整備について見直しの検討を行って、適正な管理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

まずは、利用者以外の方の利用につきましては、注意の文書を置かせていただくとかそういった対応になるかと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

まずは注意の文書を置かせてもらうということで、実際に利用者以外の方へ注意をするのは業務委託の業務の範疇ということになりますか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

そういった注意の文書については委託業務の職員の範疇にはなってはきますけれども、委託業務の職員だけが対応することではなくて、いろいろ注意喚起が必要な場合には正規職員も対応するということになろうかと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

それでは最後に、図書館の地下駐車場についてなんですけれども、９月の定例会のときにはいろいろ議論をさせていただきましたけれども、今回は９月の定例会のときと変わらず２時間までの利用は無料で、その後は有料ということで変わりがないかどうか確認をします。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

先ほども条例改正の内容を説明させていただきましたけれども、駐車場料金の内容については変更はないものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

変わりはないということなんですけれども、私といたしましては、図書館の利用をしていただく方には時間を気にせずに安心して利用していただきたいと思っております。

ただ、市の懸念される図書館の利用者以外の利用であったりとか、ほかの有料駐車場の兼ね合いだとかも理解はさせていただきます。ただ、駐車場の利用については、やっぱり実際に開館をしてみないと分からない部分はたくさんありますので、しっかりとその状況の確認というのを、利用状況というのを把握していただいて、必要に応じて条例の改正、修正というのも行わなければならないと思っております。

それでは、次に参ります。

議案第６号亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

まずは、こちらも改正内容についての説明をお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

服部上下水道部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準については、亀山市職員給与条例の適用を受ける職員と同様の取扱いとしております。こうした中、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を制定して規定していたことから、会計年度任用職員として任用される亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。また、会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する規定を整備するに当たり、単純労務職員として任用される亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する規定についても整備することとしたため、併せて所要の改正を行うものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

一回聞いただけではちょっと分かりにくい感じなんですけれども、要は水道事業の会計年度任用

職員さんの給与だとか期末手当を支給する根拠となる条例を改正するということだと思うんですけれども、ただ、これ本来であれば令和元年の９月定例会、令和２年４月から施行されている亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、こちらを制定をするときに同時に改正されるべきところであった条例なんですけれども、これが今定例会での上程となった理由は何なんでしょうか。お伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

会計年度任用職員制度が始まる令和２年４月１日以前には、会計年度任用職員は、非常勤職員として亀山市職員給与条例にその給与の種類及び基準が制定されておりました。一方、亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例では、亀山市職員給与条例を準用するよう定められております。そのため、亀山市職員給与条例が改正された際、会計年度任用職員の給与の種類及び基準がなくなったにもかかわらず、一般会計で行われている給与の支給方法に準じられると考えがあったことから、亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正に失念があったものであります。

令和２年度の決算書は、令和３年９月議会に報告されます。１０月には県内他市の決算書が送付されてまいりますが、その中で、多くの市で会計年度任用職員の給与が給料で支払われていたことから、改めて亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用される範囲、関係法令や改正手法などを精査していたことから、今回の議会に提案させていただいたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

これもなかなか一回聞いただけでは理解が難しいんですけれども、令和２年の４月１日より前にあった基準の中には水道会計のこの条例、会計年度じゃないですね、職員さんの給料を支給する根拠となっていたものがあったけれども、４月１日に新しいものに変わったそこには入っていないのを失念していたと。他の自治体と照らし合わせたところそれが発覚したという経緯ですね。分かりました。ありがとうございます。

そして、ただこの条例改正、遅れているわけなんですけれども、会計年度任用職員さんの期末手当が支給されなかったりだとか遅れたりとかそういう、この条例改正が遅れたことによる影響ということはなかったのかどうか確認します。

○議長（中﨑孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

今回の条例改正の前後では会計年度任用職員への支給内容が変わることはなく、改正の時期の遅れによる支給方法、支給金額等については影響はございませんでした。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

実害がないというか、条例は改正をされていなかったけれどもちゃんと支給をされたということですね。ただ、それだと根拠がないままに支給をしていたということになりますけれども、そのときは何を根拠に期末手当などを支給していたのか。それがその支給をしたということが違法性がないのかどうかということを確認させていただきます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

条例改正までの支給につきましては根拠はないものの、一般会計の会計年度任用職員が適用を受ける亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当等に関する条例に準じて支給を行っておりました。また、違法性はないのかというご質問ですが、同様に条例に基づかず支給された給与につきましては後から条例が整備され、遡って根拠規程とした事例が過去に他市町にありましたが、いずれも遡って条例改正を適用することで違法性は是正されるとの裁判所の判例もあり、附則第２項は適法な条例整備であると考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

遡ったら大丈夫というのはちょっとよく分からないんですけれども、それでも大丈夫、違法性はないということで、ちょっと納得はあまりいかないんですけれども、こうしたことというのはほかにもあるんでしょうか。あっては困るんですけれども、何で気づかなかったのかというか、事業とか市役所がやることには、条例だとか基になる計画とかが必ずあると思うんですけれども、市役所がやることと基になる条例だとか計画というのを照らし合わせる機会だとか仕組みというのはないんでしょうか。

今後、同じようなことが起きないようにするための対策などは何かお考えでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

服部部長。

○上下水道部長（服部政徳君登壇）

亀山市職員給与条例が改正された際に、会計年度任用職員の給与の種類及び基準がなくなったにもかかわらず、一般会計で行われている給与の支給方法に準じられるという考えがあったことから、亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正に失念があったものであります。今後は、同様の事例を防止するため、改めて業務の条例、根拠等を確認し業務に当たること、また、条例や制度の改正に当たっては、連携を密にし全庁的に情報共有を図るようにしてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

中島議員。

○２番（中島雅代君登壇）

今回は、終わってから他市町と比べてみて分かったということなんですけれども、やっぱりこのお給料を払うだとかそういう働く上で基本的なことというのは意外と意識をしていなかったりする

ので、やはり一々確認をしたりだとか、そもそも仕組み化してしまうというのも一つの案なのかなと思います。

議案質疑につきましてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

２番　中島雅代議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　１時５６分　休憩）

（午後　２時０６分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番　草川卓也議員。

○１番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして議案質疑をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、議案第５号亀山市産業振興条例の一部改正についてでございます。

改正内容に関して、先ほど伊藤議員からも質問がありましたので、もう少し、一部詳しく伺いたいんですけれども、まず背景の部分なんですけれども、産業団地に立地が決まった企業の事業計画に遅れが出ていたとか未販売の区画もあるということの説明がありましたけれども、その辺りの詳細をもう少し伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１番　草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本市におきましては、亀山市の持つ強みに加えまして産業振興条例に基づく奨励制度の優位性をＰＲするということで、これまで企業誘致を進めてきたところでございまして、その結果として、平成３０年度に販売を開始いたしました亀山・関テクノヒルズ、この１０区画のうち既に９区画に６社が進出を決定しておるということで、冨士発條株式会社様、また山川運輸株式会社様の２社が操業を開始しております。また、現在２社が操業に向けて工事を進めていただいておるところでございます。

さらに、亀山・関テクノヒルズの従来からの区画でございますけれども、本年度に新たに２区画、２社が購入をしたということで、産業振興条例に基づく奨励制度が市の産業振興に一定の成果をもたらしたものと考えてございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

従来の産業振興条例は一定の効果があり、ただやはりコロナ禍の影響などもあり、さらに体制、終期を延長などして、またさらにもう少し使い勝手もよくして、さらに今後、産業振興、産業団地

への企業進出なども目指していこうという、そういったことかなと思っております。

今回のこの改正が、じゃあ産業振興にどのような影響を与えていくのかというところを伺っていきたいんですけれども、まずちょっと大きく聞きたいと思います。今回の改正で産業振興にどのような効果を見込んでいるか伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の改正による効果ということでありますが、企業誘致につきましては、それぞれの自治体が様々な独自の奨励制度を用いて進めておるところでございまして、今回の条例改正によりまして、本市におきましても、引き続き４年間、ほかの市町と競争力を持って企業誘致を進めていくことができると、そのように考えております。

また、今回土地の取得要件と経過措置の改正をすることによりまして、進出を検討していただく企業様が安心して当該制度を活用できるということになりますので、今後の企業誘致を進めるに当たりましてはスムーズにいくということになってくると考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

そこで私もちょっとコストコについても絡めて質疑したかったので通告しておったんですけれども、ちょっと重なってしまったので、もう一度ちょっと確認したいんですけれども、そういった大規模商業施設など、そういう商業関係、対象事業に基本的には入っていないということなんですけれども、今回の改正においても産業振興条例の対象としなかったその考え方をもう一度詳しく聞きたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほど伊藤議員にもお答えをさせていただきましたが、現在の産業振興条例でありますけれども、製造業及び物流施設を中心とした企業立地を対象にした条例でございまして、一方、商業施設でございますけれども、これまでも奨励金の対象としていないにもかかわらず、特に近年、市内には大型スーパー、またはドラッグストアが多数進出をされてきております。そのような状況からも、今回の条例改正におきましては対象として商業施設は考えないというところで継続をしたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ちょっと細かい質問になってしまうかもしれないんですけれども、今回の改正とは直接関係ないところかもしれないんですけど、条例の規則のところで対象事業について、その他市長が認めるものという記載が最後つけてあるんですよね。立地を行う地域も、準工業地域などだけではなく、市長が特に適当であると認める地域という記載もあったりするんですよ。要するに幅を持たせている

というものかなと思うんですけれども、これに商業も含まれるんではないかなと、文面だけ読むとそう感じるんですけれども、その辺りの解釈はいかがでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

規則で定める事業でありますけれども、ソフトウエア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、研究開発支援検査分析業のほか、市長が特に認めるということでございまして、ここでいう市長が特に認めるというのは、あくまでソフトウエア業や情報処理等々に関連するその他のものでございまして、商業施設というのには、それをここで読むのは少し無理があるかと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

内容は理解いたしました。

ただ、この今回亀山市にこういった世界的なショッピングセンターで経済波及効果も高いコストコというものが立地協定が結ばれたというのはもう市民周知の事実でございます。その外部環境の大きな変化というのは、今回の改正の検討材料になってよかったのではないかなというふうにはちょっと感じます。

もう議案質疑なので質疑はここまでにするんですけれども、コストコを支援すべきという考え方ではなくて、むしろコストコの周辺にもっと商業施設を誘致していく必要があるんじゃないかと。そのためには、こういった産業振興条例というものを変えていく必要があるんじゃないかというふうに考えたんです。コストコって亀山市だけじゃなくて同じ時期に東近江市でも進出予定しているので、都市環境総力を高めていくという意味でも、今回の対象に加えるという検討はあってしかるべきだったのかなと思っています。

今後に期待したいと思いますけれども、製造業や物流だけではなくて、商業のまちとしてのポテンシャルも今回見えてきたこの亀山市として、そういった商業への配慮というものも今後期待したいですし、一般質問でこの辺りはやらせていただきたいなと思っております。

次に行きたいと思います。

議案第７号亀山市消防団条例の一部改正についてでございます。

まず初めに、改正が必要となった背景や目的など、改正内容について伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

今回の条例改正につきましては、消防団員の処遇改善を目的として、消防庁長官から令和３年４月１３日付で消防団員の報酬等の基準の策定等についての通知が発出され、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことから報酬を見直し、条例改正を行うものでございます。

具体的な内容としましては、同通知に基づき、消防団員が出動、訓練、その他の活動に従事した場合には出動報酬として支給するとともに、当該活動に対する費用弁償につきましては、その額を

見直した上で別で支給いたします。出動報酬といたしましては、水火災等に出動した場合は１回につき５，０００円を支給しておりましたが、１回を１日とし４時間以上活動していただいた場合は８，０００円に改めるものになります。４時間未満の出動や訓練等についての額の変更はございません。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

消防団員の処遇改善という大目的があって、そのために今までの出動手当を一部見直しして出動報酬の新たな制度をつくるという、そういったものなのかなと認識しております。

その中で、出動報酬に関しては話はあったんですけど、年額報酬については変更がないのかというところを確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

報酬の種類につきましては、今回の条例改正により消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と出動報酬の２種類となりますが、年額報酬につきましては、既に国の示す基準である３万６，５００円を満たしておりますことから変更はございません。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

消防団も様々な活動があって、こういった手当が出るものだけではなくいろんな活動に従事していただいておると思いますので、こういった年額報酬というものは出動報酬などが改定されてもぜひ維持してもらいたいですし、そういったところはしっかりと今後も配慮していただければなと思っております。

もう一点、国の財政支援はどうかというところの視点なんですけれども、今回の消防団の処遇改善、ぜひ必要なことなんですけど当然予算が関係してくる話だと思います。今回の改正、国の通知によるものがきっかけだと伺っておりますけれども、国の財政支援というものに関してはどのような話になっているのかを確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

消防団員の年額報酬や出動手当の国の財政支援に関しましては、令和３年度におきましても普通交付税措置が講じられております。また、消防庁長官通知におきまして、地方財政措置については令和４年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしているとされておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

財政措置の在り方、非常に重要なところだと思いますので、今後も必要に応じて対応を要求していってもらいたいなと思っております。

引き続きまして、報酬と費用弁償の違いについてというところなんですけれども、まずざっくりここの報酬と費用弁償の違いについてということを確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

現在、出動に係る手当につきましては、費用弁償として支給をさせていただいておるところでございます。その要因といたしましては、昭和４０年に消防庁が示した条例の例において、出動手当を費用弁償と位置づけたことが考えられます。今般、災害が激甚化、多様化する中で、国において出動手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとに一律である年額報酬のみとなり、消防団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないことから、これを見直し、出動に応じた報酬制度を創設することとなったものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

報酬になったということによって、所得として課税の対象になってくると思います。そこの辺り費用弁償との区別をちょっと明確にしておきたいと思うんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

議員ご指摘の出動報酬が所得税の課税対象となるかにつきましては、国税庁において検討が進められている状況で現時点で方向性は決定しておりませんが、課税対象になった場合におきましても、今回の出動報酬と費用弁償の支給により処遇の改善になるものと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

報酬と費用弁償というものも今回追加されるので、そこの辺り処遇改善になるということだったんですけど、仮に課税対象になるとなった場合、ちょっと気になるのは、プラス・マイナス・ゼロだったらいいんですけど、トータルでマイナスになるということはないのかというところだけちょっと、費用弁償額の算定根拠というところかなとは思うんですけど、今回費用弁償額１回３００円という形になっておりますけれども、そこの算定根拠というところを確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

今回の費用弁償の算定の根拠でございますが、出動に伴い旅費やガソリン代が想定されますこと

から、引き続き費用弁償として１回３００円を支給することといたしております。この算定の根拠といたしましては、緊急時に個々の消防団員の出動経路を把握することは困難であることから、消防団員の活動していただく範囲を考慮し、また他市の状況も踏まえ当該額といたしたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

今回の改正で、報酬と費用弁償という形で処遇改善にはつながるものと思いますけれども、引き続き消防団員の確保、こういった活動のさらなる充実という点では多方面から処遇改善という形で今後も引き続きお願いしたいなと思います。今回は報酬、費用弁償ですけど、今後は施設の改善や設備の充実、また社会的評価の向上や、一部では国のほうでは検討されていますけど操法大会などに向けた訓練の在り方や負担の軽減とか、こういった様々な検討がされていると思いますので、多方面から今後またさらに消防団員への処遇改善、ぜひ検討をお願いしたいと思いまして、この項を閉じさせていただきます。

引き続きまして、議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算について及び議案第２２号令和４年度亀山市病院事業会計予算について伺ってまいります。

項目、１つテーマを定めました。新型コロナウイルス感染症対策事業費について伺っていきたいと思います。

今回、まん延防止等重点措置が三重県では３月６日で解除されたとはいえ、県内の陽性者数は市内も含めて決して少ないという状況ではまだないかなと思います。第６波ピークアウトの兆しは見られるものの、新規感染者数や病床使用率は今もまだ高い水準であって、ワクチンの追加接種も道半ばであり、引き続き十分な警戒が必要な状況かと認識しております。

やはり、コロナ対策への市民の関心は非常に高いです。しかし、今回新年度に取り組んでいくコロナ対策の主要事業というところはワクチン接種の記載しかなかったということがあり、今回ちょっと質疑の項目に入れさせていただきました。なので、まず一般会計予算から伺っていきたいと思います。

まず、市長に伺いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、どのような方針で令和４年度の当初予算を編成されたのか伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和４年度の当初予算におけます新型コロナウイルス感染症対策事業の考え方でございますが、病院事業会計はまた後ほど答弁させていただきたいと思いますが、一般会計におきましては、３回目の追加接種を行うワクチン接種事業費１億３，２４０万円のほか、保育所や学校などで使用いたしますアルコール消毒液等の感染防止対策用の消耗品などの購入経費、また、換気対策として消防庁舎の空調設備の改修費や幼稚園のトイレのドライ化、そのほか新たに民間保育所の保育士等の処遇改善に係る補助など、２３事業総額１億８，２００万円を計上いたしたところでございます。主

に感染防止対策を中心とした予算を重点的に計上したという考え方でございます。

今後、感染状況を見極めながら、影響が落ち着いてまいりました段階で、地方創生臨時交付金、昨日もご質問ございましたけれども、これが約１億７，０００万円ございます。この交付金を活用した経済対策など新たな施策を効果的に実施をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ワクチンだけではなく保育所や幼稚園などの消耗品、必要な感染対策の備品など、また市の施設の換気対策であったりだとか、主に２３事業１億８，０００万円、主にコロナ感染対策の防止に向けた対策に予算を充てたということで、また今後、地方創生臨時交付金を効果的に経済対策などに充てていくという、そういったご説明いただいたかなと思います。

その地方創生臨時交付金のところ、ちょっと市長からもご説明いただきましたけれども、これ令和４年度ではもう少し詳細に、具体的にどういった事業に活用して残り幾ら使うことができるのかというところを確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和４年度に使用できます地方創生臨時交付金の金額でございますけれども、先ほど市長からもありましたとおり１億７，７０５万６，０００円を予定しているところでございます。このうち、新年度予算に既に計上している予算につきましては、感染防止対策として３事業９２０万円を充当させていただいております。

その内訳でございますが、換気対策として先ほどありました消防庁舎の空調機の改修事業、これに５２０万円、同じく空調機ですが、環境センターでございますが３００万円を計上しております。また、井田川幼稚園の園児用のトイレのドライ化ということで、タイル張りからクッションフロアへの変更ということで１００万円を計上しておりまして、合計９２０万円となっております。９２０万円差し引きました１億６，７８５万６，０００円は、今後新たな事業として補正対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

もう既に３事業を上げているということで、残り地方創生臨時交付金を使える額は１億６，７００万少々ということでご答弁いただきました。今後、新規の主要事業としてこれを充てたコロナ対策を出されるということですけれども、とはいえ、喫緊で必要な事業というものが、必要な支援、そういったもの、市民の方々の思いもあるかなと思うんです。

例えば、感染者数が多くなるにつれて市民の関心が特に高まったのは、陽性になられた方への支援であったり濃厚接触となった方への支援、こういったものを新年度予算の中でどういった対応ができるのかというところ、ここだけちょっと１点確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

感染者並びに濃厚接触者に対する支援でございますが、基本的には国や県の対策となるものと認識しておるところで、現時点としては、市の中で具体的な支援事業費を新年度において計上してはございませんけれども、市としまして、まず感染の拡大を防ぐためワクチン接種を粛々と進めるとともに、現在行っております相談支援体制でありますとかコールセンターの運用、こちらを新年度におきましても継続をしながら、今後の感染状況に伴い、市としての支援対策の必要性に応じて臨機応変に対応してまいりたいと考えるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

この第６波、非常に感染拡大して市民の不安も非常に大きく高まったと思います。それがまだ決して、決してといいますか高止まりしているといってもいいような、そしてまた第７波などの懸念もされているそういった状況ですので、防止対策、当然これは私も一番まずは大切なところだと思います。ただ、本当に誰が陽性になっても濃厚接触者になってもおかしくないという状況の中で、そこに対する支援というものをまた今後こういう形でやっていく、そういったものがこの令和４年度の予算の中でも少し見られればよかったかなと、そのように感じました。ここについては引き続き経済対策も含めてご検討いただくということですので、また今後の対応に期待したいと思います。

引き続きまして、病院事業会計予算のほうに移りたいと思います。

この病院事業会計予算について、一般会計と同様にまた新型コロナウイルス感染症対策に関してどういった方針で病院事業を予算編成されたのかを確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

令和４年度病院事業会計予算につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の蔓延が予想されますことから、患者数の減少等の理由により入院収益については前年度比５，２１０万円減の９億２，６８０万円、外来収益につきましては前年度比２５０万円減の５億８，５３０万円の収益を見込んでおります。

その一方で、新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和３年度から引き続き、県からの業務委託料や補助金による収入が見込まれますことから、病院事業収益全体といたしまして前年度比５，０３０万円増の１９億６，３６０万円を計上いたしたところでございます。

病院事業費用につきましては、例年の経費等に加え、以前より患者ニーズの高い眼科外来の診察日を週３日から４日に増やすための費用や、昨今の原油価格の高騰に伴う燃料費の増額等によりまして、病院事業費用全体といたしまして前年度比５，０３０万円増の１９億６，３６０万円を計上いたしたところでございます。

特に、今後も引き続き実施を予定しております新型コロナウイルス感染症に関連する取組につきましては、この３月末に竣工します発熱外来診察室での亀山地域外来検査センター及び亀山発熱検

査外来の運営、感染疑い患者のための空床確保、引き続いたワクチン接種、抗体カクテル療法や経口薬のラゲブリオの投与等の医療センターでの確保、令和４年度につきましても、地域医療を担う公立病院として良質な医療を提供するとともに、いまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症に対し積極的な取組を行いながら、引き続き経営の健全化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

先ほどの答弁にも、また昨日の答弁の中にも少し入っておりましたけれども、経口治療薬を今医療センターでもこの２月から使われているというような答弁があったと思います。この経口治療薬というのは、今後コロナ対策の鍵を握ると思っている、ワクチンと同様に握るものと考えておりますけれども、医療センターにおいて経口治療薬をどのように扱っていくのか、新年度の対応を伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

新型コロナウイルス感染症に対する治療薬というようなことで、昨年、まず９月より、医療センターでは重症化予防に効果があるとされる抗体カクテル療法を開始しております。これ鈴鹿保健所との協議の上、自宅療養中の患者２名に点滴投与による治療をもう既に行いました。ただ、１１月から変異型ウイルス、オミクロン株による感染が急速に拡大しましたが、厚生労働省からは１２月２８日に、抗体カクテル療法で用いるロナプリーブはオミクロン株に対しては有効性が弱まるおそれがあるため、感染者への使用は推奨しないとする通知が出されております。

その後、一方で、先ほども統括官のほうからご答弁いたしましたが、新型コロナウイルス感染症患者を対象とした飲み薬であるラゲブリオが１２月２４日に特例承認をされたところでございます。この薬でございますが、安定的な供給が難しいことから一般流通は行われず、供給が安定するまでの間、国において一括買上げ、治療を行う医療機関や薬局に無償で提供されることになっております。

１２月２４日の特例承認以降、当医療センターにおきましてもこのラゲブリオが在庫保有できるよう届出を行ったところ、２月８日に発注が可能となり、在庫の上限である３個を現在所有しておるところでございます。その使用方法でございますが、発症日から５日以内に、１回４カプセルを１日２回、５日間服用するもので、オミクロン株に対する有効性が確認されており、なお、投与の対象患者は、慢性疾患などの重症化リスクを有する方としており、当医療センターでは医師が必要と判断した２名の患者に対して、これまで処方、投与したところでございます。

今後も医療センターでは、このラゲブリオを安定的に確保して、必要と認められる患者様に確実に投与できるよう対応してまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

在庫数が思った以上に少ないんだなと。持てる、認められた数がそれだけ少ないんだなというところは少し意外でした。ただ今後も、日本製のものも今後期待されるところでありますし、在庫の確保と、あとどれだけスピード感をもって処方できるかというところ重要な点だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

第６波まで、コロナ対策の在り方ももうどんどん変わってきまして、私たちはもう今後ウイズコロナでやっていくしかないんだという、その覚悟の下でしっかりと社会づくりをしていく必要があるかなと思います。そういった点では、しなやかな、かつスピード感のある市政運営に期待したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１番　草川卓也議員の質疑は終わりました。

次に、１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

最後の質疑になりました。通告に従い、質疑をいたします。

まず、議案第６号亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

この条例改正は、会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する規定を整備し、併せて単純労務職員の給与の種類及び基準に関する規定も整備するというものであります。

会計年度任用職員とは、地方公務員法の改正に伴い、令和２年度から新たに設けられた非常勤職員の制度です。会計年度任用職員制度の導入により、これまでの市の嘱託職員及び臨時職員などの非常勤職員は会計年度任用職員へと移行しました。ところが、水道に勤務する会計年度任用職員に対して、市は条例改正をすることなく期末手当などを支払っていたため、今回条例の一部改正を行うことになりました。そして、これに合わせて、条例の根拠がなかった単純労務職員についても改正するということであります。

そこでまず、水道事業管理者である櫻井市長に、なぜ条例改正を怠るという初歩的な失態をしたのか、その理由と経緯について答弁を求めたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１６番　服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、今回、水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に関しまして、適切に整備がなされていなかったということで、これに関しては誠に遺憾なことであるというふうに存じておるところであります。しかしながら、このようなことはあってはならないことではありますけれども、現実として適法性に欠く状態になっておりますので、コンプライアンス的に当然適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

そのために、過去の分を含めまして適法な状態にするためにどのように対処すべきか、法制的な検討も十分検討し、今回の条例改正の提案といたしたところでございます。先ほど、中島議員のご質問に服部部長のほうからもご答弁させていただきましたこれに至る経過というのは先ほど申し上げたとおりでございますので、本当に適切な状態に戻していくということの中で、今後におきまし

ても、こういうことが決して起こらないような全庁的な情報共有を徹底していくということが大きな教訓であろうかというふうに思いますので、そのように対応してまいりたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

水道事業管理者として遺憾であるというふうに言われました。

私、まず断っておきたいのは、この支払いを受けていた会計年度任用職員や単純労務職員、この単純労務職員という言い方をやめたほうがいいと思いますよ。単純な仕事やないんですよ。経験もそれから知識も要る仕事なんです。それをこういう単純労務職員という言い方は非常に私は適切じゃないと思うんで、これは今後考えていただきたいと思います。こういう方々が受け取るべき支払いであったということは間違いないんですね。問題は、その根拠がちゃんと条例でつくられていなかったということで、やっぱりこれは市に責任があるんだということで、そのことだけははっきり言っておきたいと思います。

私は、この条例の根拠なしに支払われたということについては、これは違法行為だと言わざるを得ないと思うんです。ちょっと資料を出していただけますか。

ちょっと見にくいか分かりませんけれども、これ地方自治法第２０４条の条文なんです。地方自治法というのはもうこれ地方自治を運営する根幹の法律なんですね。ここの２０４条で②というところ第２項、何と書いてあるかというと、要するに、条例で職員に期末手当を支給できるというふうに書いてあるんですね。それから第３項、一番下ですけれども、給料、手当及び旅費の額並びにその支払い方法は、条例でこれを定めなければならない。つまり条例で決めなさいよと、決めない限り払えませんよというのが地方自治法なんですね。

これで、過去の判例を調べてみますと、２０１０年９月１０日に最高裁の確定判決です。第二小法廷が金額や支払い方法を条例で定めないことは許されないという判断を示しております。このことについて、新聞報道では、これはこういうことなんですね。自治体が採用する臨時職員に対して、根拠条例がないのに民間のボーナスに当たる一時金を支給していたのは違法だとして、大阪府茨木市の住民が当時の市長への損害賠償請求を市に求めた行政訴訟の上告審判決で、最高裁第二小法廷は、金額や支給方法を条例で定めないことは許されないという判断、これは確定判決です、判例なんです。この小法廷で、判決理由として、やっぱり議会による民主的統制の要請から基本事項は条例で定めるべきと、先ほど言いましたように地方自治法の規定に基づいて条例できちっと定めるべきだということをはっきりとうたっているわけです。

私がそこでお伺いしたいのは、この条例を改正せずに支払った、こういうことについては違法ではなかったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

給与に関する条例の一般的な見解といたしまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

普通公共団体の常勤職員に係る給料、手当及び旅費に関しましては、先ほどもご紹介いただきました地方自治法第２０４条第３項におきまして、また地方公共団体の経営する水道事業は地方公営

企業法の適用を受けますことから、これに従事する職員の給与、企業職員でございますが、これにつきましては、地方公営企業法第３８条第４項におきまして条例で給与等を支払うことを規定するということが定められております。したがいまして、現在、条例で根拠が規定されていない給与につきましては、適法性を欠く状態ではございます。

今回、条例改正をお認めいただければ、来年度からの給与につきましては適正な支給となりますが、これまで支給した分につきましても、違法状態を解消する必要が当然ございます。そのようなことから、ほかの団体の事例を参考にしながら、附則におきましてこの条例施行日以前の支払いを改正後の条例の相当規定により支給された給与とみなすこと、みなす規定をしまして、これにより過去の分につきましても遡及適用しようとするものでございます。

この手法につきましては、先ほども市長からもありましたように法制的にも検討を行いまして、過去の他団体における事例について、判例等によりその違法性が治癒されるという有効性が認められるところでございます。それと、先ほどご紹介いただきました最高裁の判例につきましては、非常勤職員に対しましては令和２年度の会計年度任用職員制度の導入時におきまして期末手当を支払うことが法律的にも認められております。ところがそれ以前、例えば昭和のときとか令和元年度に期末手当を支払っておって、それを条例で適法な状態にというのは、これは無理でございます。ただ、今回私ども、令和２年度の会計年度任用職員導入時から期末手当を支払っておりますので、今回の条例改正におきまして違法性が治癒されるというふうなことで考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

いろんな言葉を言われましたね。適法性を欠く、それから違法性が治癒するとかね。要はこれ違法なんですよ、明らかに。つまり、この条例が可決されるまでの間はまだ違法状態なんですよ、これ、はっきりと、そのことは認めてください。違いますか。もう一点、違法状態であると、このことを認めてください。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

違法状態かどうかということで申し上げますと、違法状態ということでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

それで条例を改正すれば、遡ってその相当規定により支給された給与とみなすというんですね。これはちょっと無理がありますよ。じゃあ、例えば、今の段階で条例を改正せずに条例の根拠なしに例えば支払いをしたといった場合、遡って条例を直せば問題はないんやと、そんなことになるんですよ。これは別に給与だけやないですよ。市が支払うものについて条例の根拠なしに支払うということをした。それを今度条例を改正してそのことをオーケーですよというふうに変えたら、もうそれは解消するんだということになったら、これどうなるんですか、地方自治法のこの規定は。揺らぐやないですか、これ、根本から。そうやないでしょう。してはいけないと言うとるんですよ。

条例の根拠なしにしてはいけないというんでしょう。そういう厳しいことなんですよ。

だから遡ってみなすことができるなんて、私は、これはもうとてもじゃないが納得できません。それで問題はこういうことが起こった、この責任の所在を一体どういうふうに考えてみえるのかということですよね。それからもう一つは、こういう事態が起こったときに必ず市がやるのは、何らかの処分をやるわけですよね。そういうことについて責任の所在、それからまたこういう処分とかいうような問題、これを一体どう考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

今回、こういった適法性を欠くような状態といいますか、違法な状態が起こったわけですが、当然これは放っておくわけにはまいりませんので、それを適切に処置していく必要がございます。

今回のような市職員の給与を所管する部署は、私ども総合政策部の総務課のほかにも、水道事業と病院事業でそれぞれ担当をしております。今回、水道事業で発生はいたしましたが、改正漏れという形なんですけれども、それが個人やその担当部署だけの問題というふうには考えておりませんでして、組織全体として情報共有が不足していたように考えております。

今後につきましては、各職員は所管事務をしっかりと把握しまして、全庁的な情報共有についてもしっかり共有してまいりたいというふうに考えているところでございます。そういったところですので、個人の責任ではないというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

そうすると組織全体の問題ということになるので、これ市長の責任ですよね、これね。市長の責任についてお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、現状の適法性を欠く状態ということについては、先ほど申し上げたように大変遺憾に思っておりますし、組織として、市長として、これは水道事業管理者でもありますが、この責任を感じておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

責任を感じておられるということで、やっぱりこれ私は重大な問題だと思う。本当に失念したとか言われましたけど、そんな程度で済む問題ではないというふうに思います。そのことだけ申し上げて、次に移ります。

次は、議案第３号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正であります。

この条例改正は、昨年５月に７５歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担で、一定以上の所得がある者に２割負担を導入する法案が可決をされ、この１０月から実施されるということに伴うもの

であります。

提案理由によれば、後期高齢者の窓口負担が一部２割負担となることにより、窓口負担額を助成している医療費助成制度、これが医療費の助成額が今より増えるということですね。そのことで、市の負担が増えるので、心身障がい者に対する医療費助成で、入院時食事療養費と入院時生活療養費を廃止する、そして埋め合わせをしようと、こういうような趣旨であります。

そこでまず、この後期高齢者医療の窓口負担の増加による福祉医療費助成への影響、どんな影響があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

後期高齢者医療につきましては、現在、医療費の１割または３割を医療機関の窓口でお支払い、ご負担いただいておりますが、令和４年１０月から、３割負担の方を除き一定以上の所得のある方は窓口負担割合が２割になります。後期高齢者医療の窓口負担の増加による福祉医療費助成への影響でございますが、これまで負担割合が１割となっている方のうち一定以上の所得のある方については負担割合が２割になることから、福祉医療費助成制度における心身障がい者に対する医療費助成額が増えることが見込まれます。

国の試算のとおり、後期高齢者全体の約２割の方が２割負担になると想定いたしますと、福祉医療費助成を受けていただいている後期高齢者の方も同様に、約２割の方に影響があると見込まれるところでございます。

現在、後期高齢者の方で心身障がい者医療費助成を受けている方が約７６０名お見えになります。年間の助成額が６，９００万円となっており、そのうち２割の方約１５０名の方が１割負担から２割負担になることにより、６，９００万円の２割、約１，３８０万円の助成額が増加するものと見込んでいるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

これは本当にひどいやり方やと思いますね。今本当に高齢者、年金が毎年減るわけですよね。どんどん減っていくわけですよ。そんな中で、窓口負担が増えるという、こういうことがやられると。そのことの費用が、助成をする制度ですから当然負担が、窓口の負担が増えれば当然市の負担も増える、こういうことなんですよね。だから本当にこの国の制度改正というのが私は大きな大本の原因だと思っています。

この１，４００万円という額が増えるんで、それに対して穴埋めをできるような、この１，４００万円をカバーしたいということで今回出されているんですけれども、そこら辺、例えば入院時食事療養費の助成を廃止するとか、それから所得制限を導入するとかいうようなことが言われていますけれども、この問題、いろいろ調べてみますと、例えば今こういう医療費助成制度がある。例を１つ挙げると、低所得者Ⅰという一つのくくりがあるんですね。これはどういう人かというと、同一世帯の全員の市民税、県民税が非課税で、そしてなおかつ全員の所得がゼロであるという、こういう方を低所得者Ⅰというくくりをしているわけですけれども、こういう人たちの入院時食事療養費

の助成が廃止されるということなんですけれども、例えばね、この場合、低所得者Ⅰという方は現在、入院時の食事療養費の助成は自己負担が１００円なんです。１００円の自己負担でいいわけですね。これを１か月３０日入院するとして、１日３食で９０ということで１００円の９０ということにすると、１か月入院すると９，０００円自己負担しなきゃならない。この自己負担をした９，０００円が医療費助成制度があるがゆえに後日返ってくる。９，０００円は負担するけれども後で戻すというこれが医療費助成制度なんですよ。結局これが廃止されるということは、９，０００円が丸々負担ということですよね。そうすると、これ全員が非課税の世帯で所得がゼロの世帯で９，０００円の負担増ですよ。大変な、私は改悪やと思います。

それで、そこで聞きたいのは、こういう非課税世帯でこれだけの負担増になっても問題ないというふうに考えてみえるのか。要するに廃止をされるということですからね、廃止をしたらこういうことが起こるわけですから。それでも問題ないというふうに考えてみえるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

入院時食事療養費でございますが、この入院時食事療養費、食事代でございますが、一般の方が入院された場合、１食当たりの負担額は４６０円でございますが、この今議員ご紹介いただきましたいわゆる福祉医療費で食事代が助成の対象となってみえます方、低所得の方、いわゆる非課税世帯の方につきましては、所得の段階や入院日数によりまして、２１０円、１６０円、１００円、先ほどご紹介いただいた１００円というふうに、既に減額された額を助成させていただいておるところでございます。これにつきましては、入院時の食事ということでありますけれども、誰もがご負担いただく食事代というような考え方に基づくものではございますが、確かにご負担が１月当たり約９，０００円増えるということはそのご世帯にとっては負担になるものというのは認識はしておりますが、これにつきましては、既に一般の方よりは減額されておるもの、また、食費につきましては誰もがご負担いただくものというような考え方から今回は廃止させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

結局、その財政は見ても市民の生活は見ていないんですよ、これ。さっきも言いましたけど本当に、たとえ１００円の自己負担でもやっぱり非課税世帯にとっては物すごく大きな額になるんですよね。だから、そういう痛みが本当に分かってみえるのかと言いたいわけですよね。

これ聞きましたら、これを廃止して一体幾ら浮くんかというと７００万ですよね。７００万なんですよね。この予算、今回いろんな議論がありますけど、例えば１つ例に取ると、来年度の予算の中で新図書館の文化情報プラザ展示製作委託料に３，８００万ですよ。これ、私言いましたけど、市民が自分たちの手で考えてやれば、こんなお金は要りませんよ、３，８００万も。こんなところにお金をかけて、それで僅か７００万を削るというんですよ。こういうやり方は絶対納得できませんよ。そうでしょう。

だから、やっぱりたとえ７００万であっても、さっきも言いましたように高齢者は本当に今は生活が大変です。年金が減って大変です。ましてや非課税の世帯なんか本当に大変ですよ。だからそういうところに９，０００円といえども負担増をさせるという、それが財政的に厳しいからするんだという。一方で、３，８００万も文化情報プラザに予算をつけておる。こんなやり方はやっぱり理解できませんね。

もう一つ、所得制限の問題をお聞きしたいと思います。

今までは所得制限なしで自己負担分を助成されておりましたけれども、これがなくなるということですね、導入されると自己負担分の助成がなくなるわけですね。一定所得以上の人はね。これ導入によってどれぐらいの人が負担増になるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

まず、心身障がい者医療費助成制度における所得制限につきましては、現在、県内１４市中亀山市だけが所得制限を導入しておらず、市単独事業として助成しておるところでございます。さっき議員申されましたように、この所得制限を導入することによりまして、年間約７００万円の削減を見込んでおるところでございます。この所得制限の導入によりまして、過去５年間の実績からいたしますと、約６０人の方がこの福祉医療費の助成の対象外になるものと見込んでおるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

こうやって本当に財政がないからってどんどんやめていくと、いわゆる亀山市の独自性というのはないですよ、もう。本当にもう国のレベル、県のレベルにしかならない。だから今までていえば、亀山市はそれでも国よりも上回る、県より上回るそういう独自の施策をしていた。だからこそ子育てに優しいまちだとかということが言えたわけですよ。

ところが、昨日の福沢議員の質問も聞いていましたけれども、結局もうほとんど子育てに関する独自の施策というのはないんですよ、もう新たなものは、そうでしょう。そういうことを考えていくと、本当にこれでいいのかという思いがします。こういう市独自の施策をやっぱり大事にしていくということを考えていただきたいし、こういうような、大変な市民の生活の中で負担増になるようなことはやっぱりやるべきではないということを申し上げて次に移ります。

最後に、議案第４号亀山市国民健康保険税条例の一部改正でございます。

この条例改正は、地方税法の一部が改正され、今年の４月１日から国民健康保険税の加入世帯内に未就学児がいる場合には、均等割額を半額に減額するとされたことによる、こういう改正です。

そもそも均等割って何かというと人頭税というふうに言われます。辞書で調べてみました。こういうふうに書いてありました。担税能力とは無関係に国民各人に一律に同額を課する租税、古代から近世まで広く行われた原始的租税形態の一つで、代表的な悪税とされているということですね。つまり人の頭数だけ税金をかけるということですからね。こんなの近代ではあり得ない話なんです。こういうことが国保の均等割の中に入っているわけですよね。だから、税負担能力に関係なく子供

の人数が増えるほど税額が増えるという、これは本当に世界でも例がないと言われています。やっぱりこれは軽減ではなく最終的に廃止すべき、私は均等割というものだと思います。

それから、同時に子供を育てる世帯が、子供が増えれば増えただけ税金が増えるなんてことをやったら、これ少子高齢化対策としても逆行する形になるんですね。だから、今回こういう形で半額という形ですけれども国が踏み切ったということについては、私は一歩前進だというふうに思っています。

それで、もう少し何とかならないのかという思いでお尋ねするんですけれども、この均等割額が半減される対象者が一体何人見えるのか。それから、この改正によりどれぐらいの軽減になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

令和３年１２月現在でございますが、国民健康保険に加入いただいております世帯に属する未就学児は１６５名でございます。今回の条例改正によりまして、約２２５万円の軽減となるところでございます。

モデル世帯をお示しさせていただきますと、４０歳未満のご夫婦と未就学児２人の４人世帯の場合、所得要件に応じた軽減なしの場合とさせていただきますと、１人当たり４万２００円、４人で１６万８００円となりますが、これが軽減されますと１２万６００円となり、１６万８００円から４万２００円の軽減となるという制度でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

対象者が未就学児だけということなので１６５人、その軽減額は２２５万ということです。モデルの世帯でということで出されましたけど、４万２００円軽減されるんですね。やっぱり高い、高いと言われる国保税の中でこの４万２００円の軽減というのはやっぱり大きいと思います。先ほども言いましたように均等割自体が本当にこれは廃止すべきものやと私は思っていますので、やっぱりもっとこれは軽減をすべきだというふうに思っています。

そこで最後に、この軽減の対象を未就学児までという現在のあれですけれども、これを１８歳までという子供に拡大をした場合、対象者がどれだけになって予算があとどれぐらい必要になるのか。そういうような対象者の拡大はできなかったのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

この今回の改正を１８歳までに拡大した場合ということでございますが、被保険者の均等割軽減を１８歳まで拡大いたしますと、未就学児均等割軽減の場合から対象人数で４３５人増加いたします。また、軽減額は約６２５万円増加いたしまして、合計いたしますと軽減対象は６００人、そして軽減の額の合計が８５０万円となるところでございます。

増加の額ということになりますと６２５万円ということになるわけでございますが、今回、国の

制度で増額いたします２２５万円につきましては、国の負担が２分の１ございます。県の負担が４分の１ございます。市の負担は４分の１でございます。金額にいたしますと、市の負担が５６万円ほどということでございますが、市の単独事業でこれを行うとなりますと、今申しましたように６２５万円、これが丸々市の負担となってまいります。国保財政の負担ということになりますと、なかなか厳しいものがあるというふうに考えております。

もう一点、平成３０年度から国保制度が県に一本化されております。この国保の運営方針にありますように、被保険者の負担の公平性から、将来的には、県内どの地域に住んでも所得水準、世帯構成が同じであれば保険税も同じであることを目指すというこの運営方針からも、亀山市だけがこの単独で軽減するというのはちょっと難しいものかと考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

もうね、最後の言葉ね、全国の自治体を見てみなさいよ、軽減しているところいっぱいありますよ。そのことをはっきり言うておきたいと思います。

それから、僅か６２５万ですよ、これ。先ほどの入院時の食事代も７００万ですよ。

６００万、７００万が出ませんか。来年度の予算でも規模が２２０億ですよ。２２０億の予算規模を持つ亀山市で、僅か６２５万出せば、これ１８歳まで子供に支援ができるんですよ。それも均等割という不当なというのか、これは本当に酷な税制なんですよ、そのことを軽減できるわけですよね。そんなことをするのに６２５万あればできるんですよ。それができない。一方で、さっきも言いましたように文化情報プラザ３，８００万出すんですよ、予算。こちらには金をつけるけれどもこちらにはつかないんですよ、これ。

今回、いろいろ聞いていて私思ったんですけど、どうも最近の亀山市は、国や県がお金をつけて後押しをしてくれる事業へはすぐ手を出してやるんです。効果がどうであれ。駅前開発がそうですよ。金はつくんです。でも効果はクエスチョンですよ、そういうものはどんどんやる。ところが本当に市民にとって必要なものであっても、僅か６００万、７００万の予算でできることであっても、単独の負担になるものについてはやらないんですよ、おかしいでしょう、こんなやり方は。やっぱりこの根本の問題が私はあると思います。

だから、国や県の補助金を十分使う、それから市債やそんな有利なものを使う、これは結構ですよ。ものによるんです。だから、そこのところをしっかり考えていただきたい。僅か６００万、７００万で本当に救える命があるんですからやっていただきたい。そのことを申し上げて終わります。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１６番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

ここで、午前中の森　英之議員の代表質問に対する答弁について、小林健康福祉部長から訂正の発言の申出がありましたので、許可をします。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

午前中、森　英之議員から、５歳から１１歳のワクチン接種の予約状況についてとのご質問を受け、私から、３月１０日からその予約を開始をしているとの答弁をさせていただきましたが、正しくは３月１日からでございました。訂正をし、おわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（中﨑孝彦君）

続いてお諮りします。

質疑はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

明日１０日は午前１０時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後　３時１６分　散会）

令和４年３月１０日

亀山市議会定例会会議録（第４号）

●議事日程（第４号）

令和４年３月１０日（木）午前１０時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第　２号　亀山市立図書館条例の全部改正について

議案第　３号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第　４号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第　５号　亀山市産業振興条例の一部改正について

議案第　６号　亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第　７号　亀山市消防団条例の一部改正について

議案第　８号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第　９号　令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）について

議案第１０号　令和３年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第１１号　令和３年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１２号　令和３年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１３号　令和３年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第１４号　令和３年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第１５号　令和３年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第１６号　令和４年度亀山市一般会計予算について

議案第１７号　令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第１８号　令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第１９号　令和４年度亀山市水道事業会計予算について

議案第２０号　令和４年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第２１号　令和４年度亀山市下水道事業会計予算について

議案第２２号　令和４年度亀山市病院事業会計予算について

議案第２３号　市道路線の認定について

議案第２４号　市道路線の認定について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	草　川　卓　也　君	２番	中　島　雅　代　君
３番	森　　英　之　君	４番	今　岡　翔　平　君
５番	新　　秀　隆　君	６番	尾　崎　邦　洋　君

７番	中　崎　孝　彦　君	８番	豊　田　恵　理　君
９番	福　沢　美由紀　君	１０番	森　　美和子　君
１１番	鈴　木　達　夫　君	１２番	岡　本　公　秀　君
１３番	伊　藤　彦太郎　君	１４番	前　田　耕　一　君
１５番	前　田　　稔　君	１６番	服　部　孝　規　君
１７番	小　坂　直　親　君	１８番	櫻　井　清　蔵　君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市　　長	櫻　井　義　之　君	副　市　長	西　口　昌　利　君
総合政策部長	山　本　伸　治　君	生活文化部長	青　木　正　彦　君
健康福祉部長	小　林　恵　太　君	産業建設部長	大　澤　哲　也　君
上下水道部長	服　部　政　徳　君	危機管理監	豊　田　達　也　君
総合政策部次長	田　中　直　樹　君	生活文化部次長兼関支所長	辻　村　俊　孝　君
健康福祉部次長	小　坂　みゆき　君	産業建設部次長	亀　渕　輝　男　君
総合政策部参事	原　田　和　伸　君	産業建設部参事	田　所　　学　君
会計管理者	米　津　ひろみ　君	消　防　長	平　松　敏　幸　君
消防部長	豊　田　達　也　君	消防署長	倉　田　利　彦　君
地域医療統括官	上　田　寿　男　君	地域医療部長	草　川　吉　次　君
教　育　長	服　部　　裕　君	教育部長	亀　山　　隆　君
教育委員会事務局参事	桜　井　伸　仁　君	監査委員	国　分　　純　君
監査委員事務局長	木　﨑　保　光　君	選挙管理委員会事務局長	松　村　　大　君

●事務局職員

事務局長	渡　邉　靖　文	議事調査課長	大　泉　明　彦
書　　記	西　口　幸　伸	書　　記	大　川　真梨子

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（中﨑孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第４号により取り進めます。

これより日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１０番　森　美和子議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

公明党の森　美和子でございます。

議案質疑をさせていただきますので、ご答弁のほうよろしくお願いいたします。

今回は、議案第３号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてと議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算について、また議案第１７号令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてお伺いをしたいと思います。

まず、議案第３号の亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の条例改正は、入院時食事療養費を廃止するという提案がされておりますが、その廃止する要因となった後期高齢者医療の負担割合の見直しの具体的な内容について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１０番　森　美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

おはようございます。

後期高齢者医療につきましては、現在、医療費の１割または３割を医療機関の窓口でお支払い、ご負担いただいておりますが、令和４年４月からは、３割負担の方を除き、一定以上の所得がある方は窓口負担の割合が２割になるところでございます。このことは、後期高齢者医療費のうち、窓口負担を除きまして後期高齢者支援金など約４割は現役世代の負担となっている現状を踏まえまして、今後医療費の増大が見込まれる中、現役世代の負担を抑え、国民皆保険制度を未来につないでいくための見直しでございます。

今回の見直しにより窓口負担の割合が２割になる方は、世帯内の後期高齢者の方のうち、課税所得が最大になる方の課税所得額が２８万円以上で、かつ年金収入とその他の合計所得の合計が、後期高齢者がお一人の場合は２００万円以上、お二人以上の場合は３２０万円以上になる方でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

後期高齢者医療を負担している４割に上る現役世代の負担がどんどん増しているというような要因だというふうにお聞きをさせていただきました。

これは亀山市に後期高齢者医療を受けていらっしゃる方が何人いらっしゃって、そのうちこの２割負担になる方が、どれぐらい対象者がいらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

亀山市にお見えになります後期高齢者の方でございますが、令和４年度の後期高齢者の方の見込みといたしまして、７，０４４人の方と見込んでおるところでございまして、そのうち窓口負担が２割になる方は、国の試算でいきますと２０％の方というふうに想定されておりますので、亀山市におきましては、約１，４００人の方が２割負担になるものと見込んでおるところでございます。

それと、先ほど２割負担の制度が始まるのが「令和４年４月」からと申しましたが、「令和４年１０月」からでございます。誠に申し訳ございませんでした。失礼いたしました。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

この１０月から負担が変わってくるということですね。亀山市で１，４００人ほど負担が増えるという方がお見えになるということをお聞きしました。

次に、今回廃止されるということを含んだ亀山市の福祉医療費助成制度の内容について、どのようなものなのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

亀山市の福祉医療費助成制度につきましては、県制度に加え、市の単独事業としまして対象者の拡大、所得制限の緩和及び入院時食事療養費等の助成を実施しております。医療費助成の対象としましては大きく３つに分かれておりまして、子ども医療費助成、一人親家庭等医療費助成、心身障害者医療費助成の事業に区分されるものでございます。

まず、子ども医療費助成につきましては、県制度では小学生までが対象となっているのに対し、亀山市では中学生まで対象を拡大するとともに、県制度で設けられている児童手当を準用した所得制限を超えた方についても、市の単独事業として助成をしているところでございます。

次に、一人親家庭等医療費助成につきましては、県・市制度ともに１８歳年度末までの児童とその親を対象としておりますが、所得制限につきましては、県が児童扶養手当を準用しているのに対し、市では県の所得制限に８０万円を上乗せした額まで所得制限を緩和して実施しているところでございます。

最後に、心身障害者医療費助成につきましては、県制度では身体障害者手帳１級から３級までを対象としているのに対し、市単独事業としまして４級の方までを対象とし、療育手帳については県制度では最重度、重度または知能指数が３５以下を対象としているのに対し、市では、中度や知能指数が５０以下まで対象を拡大するとともに、県制度で設けられております特別児童扶養手当を準用した所得制限を超えた方についても、制限を設けず、市単独事業として助成を実施しているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

今ご説明いただいたように、亀山市の福祉医療費助成制度っていろんなものがあって、県制度以

外に亀山市で単独でやっている内容もたくさんあるということも今お聞きをさせていただきました。

次に、今回対象となる障がい者の範囲についてお伺いをしたいと思います。

ちょっと私、誤解をしておりまして、今回説明では心身障がいがある方の医療費が増えるということで、この方だけを廃止にするのかなと勘違いしていたので、ちょっと通告がこんなふうになってしまったんですけど、今説明をいただいた様々な医療費制度、今回廃止となる分についてはどういったものが対象になるのか。ちょっとそこはこの通告と少し違いますけど、どういった方が対象になるのかということをご説明いただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回の制度見直しのうち、入院時食事療養費等の廃止の対象となりますのは、心身障害者医療費助成のほか、子ども医療、一人親家庭等医療費助成全てについてでございます。福祉医療費助成で食事代を助成対象としておりますのは、低所得非課税世帯の方で、かつ減額認定を受けている方に限られているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

亀山市が福祉医療費助成制度をやっている全ての方が対象になるということで今確認をさせていただきました。

昨日、少し議論になっていました所得制限がなくなるという、この範囲についてはいかがなんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

所得制限でございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、心身障害者医療費のほうでは県制度が所得制限を導入しているのに対し、亀山市では導入していないところでございます。また、子ども医療費についても同様に導入しておりません。一人親家庭については８０万の上乗せという市費の単独事業を行っております。

今回につきまして所得制限を導入させていただくのは、そのうちの心身障害者医療費助成の方に対しまして、県制度と同様の所得制限を導入したいというふうに考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

そうしますと、子ども医療費助成や一人親家庭等医療費助成の対象者には所得制限というのはかかってこないということでよろしいでしょうか。分かりました。

次に、現在の亀山市の負担額についてどれぐらい負担をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

現在、亀山市の福祉医療費助成事業費、総額約４億円のうち３億円が県補助金の対象事業であり、残り１億円が市単独事業分となっているところでございます。県補助金は２分の１の補助率でありますことから、市の負担は３億円の２分の１の１億５，０００万円と市単独事業分の１億円を合わせまして、年間約２億５，０００万円となるところでございます。

市単独事業分の１億円の内訳といたしましては、心身障害者医療費助成が約６，４２０万円、一人親家庭等が約２５０万円、子ども医療費助成が約３，３３０万円となっておりまして、心身障害者医療費の市単分が５割以上を占めているという状況でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

内訳まで教えていただきました。

最後に、この提案された説明を読みますと、療養病床に入院したときの入院時生活療養費については、入院時食事療養費に相当する費用を含んでいることから、これも廃止するということなんですけど、少しそこら辺の説明をお願いしたいと思います。それによる影響、その点についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回の入院時食事療養費及び入院時生活療養費の廃止による影響でございますが、入院時食事療養費の助成につきましては、三重県が平成２０年９月から補助対象外としてからは市単独事業として実施しておりまして、減額認定を受けている非課税世帯の方が一般病床に入院したときにかかった食事代を福祉医療費助成としているものでございます。また、入院時生活療養費につきましては、療養病床に入院したときに対象となりまして、食費と居住費に分けられる生活療養費のうち、食費の部分に限り福祉医療費で助成しているものでございます。

なお、一般の所得区分の方の１食当たりの負担額は４６０円ですが、福祉医療費で食事代が助成の対象となる低所得の方につきましては、所得の段階や入院日数により２１０円、１６０円、１００円と既にそれぞれの健康保険制度により軽減された額を助成しているところでございます。

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の廃止による影響につきましては、助成件数で年間６００件から７００件、福祉医療費助成対象者７，８３０人中約１５０人、約２％の方が助成の対象となっているところでございます。その内訳といたしましては、子ども医療費と一人親家庭等医療費助成を合わせまして約１０人、残りの１４０人の方は心身障害者医療費の対象となっているところでございます。

入院時の食事代につきましては、本来自己負担であることや、低所得の方の食事療養費については、それぞれの方が加入している健康保険制度において既に限度額適用により一般の所得区分の方に比べて大幅に軽減されていることなどから、今回、福祉医療費助成の対象外とさせていただくところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

次に移ります。

議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算について、第８款土木費、第４項都市計画費、第３目公園管理費、公園長寿命化事業についてお伺いをしたいと思います。

予算の中に、西野公園、亀山公園の複合遊具等の改修について２，４００万円の事業費が計上されておりました。私、ユニバーサル公園の質問を１２月でしたか、させていただきました。この複合遊具はどのような遊具になるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

西野公園と亀山公園の複合遊具の更新でありますけれども、ご紹介いただきましたように、２，４００万円、新年度予算に計上させていただいております。この遊具の更新に当たりましては、年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人が利用できるインクルーシブの考え方に基づいた遊具、例えばブランコでは椅子に背もたれや安全バーがついているものとか、滑り台では、独りでは滑れない子供を抱えて一緒に滑ることができるような滑り幅が広くなっているものなど、誰もが遊べるものの整備をしてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

そういう視点を持って遊具を選んでいただくということで理解をさせていただきました。

この西野公園、亀山公園の２，４００万の内訳についてと、それから行政から出されております公園長寿命化計画の中には東野公園も含まれていると思うんですけど、私のほうにも、東野公園の遊具も壊れていて使えないというふうに聞いておりますが、この方向性について併せてお聞きをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

２，４００万円のまず内訳でありますけれども、西野公園でありますが、野球場の北側に設置をされております複合遊具、滑り台、うんてい、平均台でありますけれども、こちらが健全度判定で劣化が進行している状態であるということで、更新を行い、西野公園全体の整備、改修をこれまで進めてまいりましたけれども、まずはこれを完了させていただきたいと考えておりまして、３００万円を想定しております。あと残りが亀山公園のほうの複合遊具の更新と考えております。

また東野公園でありますが、こちらについても昨年６月の判定によりまして、全体的に顕著な劣化があると判定をされましたことから、１基でありますけれども、部分的に使用禁止の措置を講じさせていただいておりましてご不便をおかけしておるところでございます。こちらの更新につきましては、令和４年度以降の主要事業に位置づけをして、計画的に整備を進めてまいりたいと考えて

おります。

公園長寿命化修繕計画、平成３０年度におきまして策定をしておりまして、これに基づいて効率的・効果的な修繕、計画的に実施をしてまいりたい、その目的で策定をしておりますので、そのとおり進めてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

東野公園についても、インクルーシブの視点を持ってしっかりと行っていただきたいと思いますし、後期に出てくるというようなご答弁でしたので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、第４款衛生費、第１項保健衛生費、第１目保健衛生総務費、健康づくり事業についてお伺いをしたいと思います。

その中のかめやま健康マイレージ事業についてお伺いをしたいと思います。

私もこの健康マイレージは推進してきた人間として、今、導入からの実績についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

平成３１年１月から開始をいたしましたかめやま健康マイレージ事業の実績でございますけれども、令和元年度が延べ４５２人、令和２年度は延べ９０８人、令和３年度は３月１日現在で延べ４２３人となっておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

令和２年度は、結構９０８人と増えたんですけど、令和３年度、今年度ですけど、若干勢いがなくなってきた、半分以下になっているというのは少し残念なんですけど、やっぱり日頃の運動なり、また健診なり、そういうことを推進していく面からいっても、このマイレージ事業はすごく効果的だなあと思うんですけど、やっぱりしっかりとＰＲをしていっていただきたいなあと。もっとお得感がある、当初私も令和２年に参加させていただいて、亀山市内でこのカードを使える事業所というのがあまりなかったんですけど、今ホームページを見ますと、かなり増えてきているなということも感じておりますので、やっぱりお得感があって健康維持ができるということはすごくいいことだと思いますので、その啓発について今後の取組をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この健康マイレージ事業の啓発でございますけれども、この事業の案内につきましては、健康ポイントシートの入ったチラシのほうを市広報６月１日号と同時に全戸配付をしてございます。また、総合保健福祉センターや本庁舎、それから関支所、各地区のまちづくり協議会のほうにチラシを配置するほか、ポイントとなる各種検診や健康づくり教室等の対象事業開催場所で周知をしてござい

ます。さらに昨年度からは、在勤者への周知のために、亀山商工会議所を通じて市内企業にチラシを配付しているところでもございます。

今後、また三重県のほうでは、来年度に向けて三重とこわか健康マイレージ事業のデジタル技術を活用した事業展開を計画しているというふうにも聞いてございますので、さらなる利用者の拡大のほうにつながるものと期待しているところでございます。今後におきましても、健康づくりのきっかけとして、幅広くたくさんの方にご参加をいただくため、三重県とも連携をしながら、市全体で当該事業に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

県のほうがデジタル化に向けて動き出すということは、すごくいいことだと思っております。あれは切り抜いて毎日毎日書き込みをせなあかんということもありますので、その手間というのも面倒くさいなというところもあろうかと思いますので、これはデジタル化が進みますと、またそれも一つのきっかけになるんだろうと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

最後に、議案第１７号令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてお伺いをしたいと思います。

第５款保健事業費、第１項特定健康診査等事業費についてお伺いをしたいと思います。

今回、特定健診の無料化ということが提案されております。まず、今の受診率についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

当市におきます特定健康診査の受診率につきましては、令和２年度で３４．８％となっておりまして、県平均の４２％を下回っている状況でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

ちょっとショックな数字だなあと思ったんですけど、３４．８％、私もずうっとこの特定健診を追いかけてきましたけど、最高で３９％ぐらい行ったような気がするんですけど、非常に県平均４２％というと、かなり低いなということを思います。

今回この無料化をするわけですけど、県内の状況というのはどうなんでしょうか。それと、県内の状況とそれがリンクしているのか、県内の無料化をしているところの健診率というのがリンクしているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

当市におきましては、受診率を向上させるために、令和２年度から特定健診における自己負担金を１，０００円から５００円に減額しておりましたが、さらに令和４年度からは自己負担金を無料

化するというものでございます。自己負担金の無料化につきましては、既に１４市中７市が実施しておりまして、そのうち５市におきまして県平均の受診率を上回っているという状況になっているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

７市中の５市が健診率、県平均を上回っておるということは、非常に効果があるんだろうなあと思います。健診を今までずうっと受けてきた方は、多分喜んでこの健診を受け続けていかれると思うんですけど、やっぱり受けていない方に対する啓発が必要だろうと思います。無料で受けられるよというのは非常に大きなＰＲにもなると思いますし、またどうしても受けにくい世代、３０代から４０代ぐらいのなかなか受けない世代に対してのＰＲもしっかりと今後やっていっていただきたいと思います。そのことを申し添えて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１０番　森　美和子議員の質疑は終わりました。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

通告させていただきました議案第２号亀山市立図書館条例の全部改正についてと議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算についての一部について質疑をさせていただきたいと思います。

今回、再度亀山市立図書館条例が提出されたんですけれども、今回の提案に対して、改正内容についての質問は昨日中島君が質問されておりましたけれども、今回再提出になったことに当たって、それなりの否決案件ですもんで、それなりの庁内協議、いろんなことをやられた中で、市長にお尋ねしたい。

提出に当たって、９月定例会で否決された案件を再度提出することについて、どのような点について注視されて提案をされたのか、その考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

昨年の９月議会に提出をいたしました条例案につきましては、否決に伴い廃案となりましたので、この３月定例議会、本議会へ議案を提出するに当たりまして、これは再度条例案を精査して、議案として提出をいたしたものでございます。

この９月議会での議決機関であります議会における否決と判断をされたことについては、真摯に受け止めさせていただいているところでございます。議会からは、議案審議の過程におきまして様々なご意見、ご指摘をいただきましたけれども、特に開館日など細部について決まっていないことが、条例案が否決に至った大きな要因であると認識をいたしておりました。そのため、本議会におきまして、９月議会における議会のご指摘等も踏まえて条例案を精査し、教育委員会におきまし

ては、施行期日を新図書館の開館日であります令和５年１月２６日と明記をするとともに、条例施行規則の改正の検討、新図書館の管理運営、駐車場の整備について、その詳細を検討した上で、説明する資料を条例案と併せてこの議会に提出をさせていただいたということでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

もう一つは教育長にちょっとお聞きしたいんですけれども、今、市長が、否決に、廃案になった中で、特に開館日が未定であったと。そこが不透明だったもんで、それが否決の要因であると。そのほかに管理運営、駐車場の管理等のいろんな諸問題があったもんで否決に至ったということで、これは教育委員会も当然そのような形で教育長を筆頭に条例案の再提出について、どのような協議内容、具体的なこと、どのような形で具体的な内容をされて、この条例提出に至ったのか。ちょっと協議内容について、市長が述べられたけれども、もう少しきめ細かな内部調整をやられたと思うんですけれども、そのことについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

ただいま市長が答弁いたしたとおり、条例案を改めて精査をさせていただきました。施行期日はもちろんなんですが、当時、施行規則が完全に固まっていなかったのは事実でございます。条例案をお認めいただいた上で、教育委員会で規則を詰めていくという想定をしておりましたので、規則の中身がしっかりと固まっていなかったのは事実でございます。

そこで、複数の議員の皆様から、規則の内容が明らかでない部分がいかがなものかというご指摘をいただいたものと私は捉えまして、この条例案をお認めいただくのと並行して、規則案についても教育委員会、協議会を含めまして、複数回にわたって丁寧にその規則案について詰めをさせていただいたところでございます。

あわせて、駐車場につきましても、地下駐車場に加えて地上の駐車場についてもしっかりと今回説明資料にもつけさせていただいたとおり、何をお尋ねになられても答えられるようにしっかりと詰めさせていただいたつもりでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。やっぱり開館が令和５年１月２５日でしたかね、開館が施行日になっておると。これは開館に当たって、９月定例会に条例制定して、そして、それに付随する予算を計上していかんならんという動きになって、９月にばたばたでやったと。しかし、なぜ否決になったかということは、今教育長が確かに言われたけれども、施行規則等が議会に十分説明ができなかったという部分であると思います。やはり基本的に議会というのは条例に関しての審議をして、規則、要綱については執行部側のテリトリーでやるんですけれども、やはりこの条例の提案のときには、今教育長が言うたように、精査がしっかりできていなかったで、説明責任がなされていなかった要因でこの否決に至ったということですけれども、そこで、ちょっと資料を私も作らせていただきまして、資料

を出していただきたいと思います。

昨日、中島議員のときに、改正案の内容について第１条からずうっといろんな説明が桜井参事からありましたけれども、私、ここに９月定例会の条例改正についての、これが９月、これが３月です。これを作らせていただきました。私の能力でできませんもんで、事務局の人にもご協力いただいて作ってみました。

要するに、今回の３月定例会の提出議案ですけれども、基本的に９月には３条があって、３条は、図書館の開館時間及び休館日は教育委員会規則で定める。これが削除されたのが今回の提案で一つ。

それから９月ですね。１０条は、地下駐車場使用料についての徴収に対しての還付要件が書いてあります。ところが、今回の３月定例会については、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合にはその全額または一部を還付することができるというふうに変わりました。

それで、附則で施行期日、今教育長が言いましたように、市長も言われたように、期日が明確でなかったと。今回附則で令和５年１月、私さっき「２５日」と言いましたけれども、「２６日」に訂正させていただきますけれども、施行期日が、この条例は令和５年１月２６日から施行すると。経過措置としては、この条例の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第５条第４項の規定に関わらず令和７年３月３１日までとすると、こういうふうにこの２項目だけ変わっただけなんです。確かに図書館条例に関することはほとんど変わらんと思いますけれども、要するに９月に否決になった要因は、先ほども教育長が言うたような説明責任を十分に果たせなかったというのが要因であると。２項目変わっただけなんですよ。

それでちなみにですが、この１０条、教育委員会が地下駐車場の使用者の責めに帰することができないと認めた場合はこの限りではないと。それが６条で、既納した使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときには、その全部または一部を還付することができると。教育委員会が市長に変わっておるんですよ。

確かに教育施設で教育委員会が所管しておるのは、鈴鹿馬子唄会館の使用料金の還付要綱に、還付及び減免に関しては、市長は減免する、または免除することができるという規定があります。確かにお金のことですから執行者である市長ですけれども、そうすると、この９月定例会は間違えておったんですかな、条文が。間違うたやつをこうやって出したもんで、それはどういうことですか。なぜこれ「教育委員会が」が「市長が」に変わった、このことはどういう理由なんですか。９月定例会は誤っておったということ。どういうふうに思いますか。誤っておったのか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

条例修正の実務的なことですので、私のほうからご答弁させていただきます。

既に納付された使用料の還付についての規定でございますけど、使用料の徴収につきましては市長の職務権限であり、市長の職務権限で使用料を還付しますことから、市長が特に必要があると認めたときは還付することができると修正をいたしております。

条例案を精査する過程で、使用料の還付の判断を市長が行うか教育委員会が行うかどうかというところを検討しました結果、使用料の還付は市長の権限で行いますことから、還付するかどうかについても市長が行ったほうがよいと判断したことで規定を見直したものでございますので、誤りで

はございません。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

誤りはございません。そうすると、そのままでよろしいやんか、変えやんでも。何で誤っていないのに変えると。その意味が分からん。誤ってないという。

要するに、前回のときに服部議員と私も反対討論をさせてもらいました。なぜその反対討論がされたかというと、結局建物の管理、図書館の駐車場、それから条例第１０条の地下駐車場使用料に関する図書館利用者が時間に関わらず無料となるようにすべきであるというようなことを、この条例で服部さんも言うています。それで私も、それから基本的に誠実な答弁がないもんで、この議案には反対ということで反対討論しています。

私も、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条第１項の教育委員会は法令または条例に違反しない限りにおいてうんちくで、やはり本会議で反対討論させてもろうておるんですけれども、やっぱり条例というのは安易な形で出してもろうたら困るんですよ。そうせんことには、これは市民に対する条例ですから、やっぱり市民に理解いただける条例をつくっていかんことには、安易に変えてもろうたら困るんですよ、考え方を。

だから、９月の再提出において、いろんな規則、要綱、これをここに資料として出してもろうてありますよ。亀山市立図書館条例の全部改正についての資料ですな、これは。委員会資料として。それは事小まめに書いてあるんですけれども、その内容についてはまた一遍教育民生委員会で審査をされると思うんですけど、またさせてもらおうと思いますけれども、実際変わったのは施行期日の明記と駐車場の料金だけなんですよ。またこれはこれでいけると思っていますかな、市長よ。この条文で間違いないんやと、規則は添付資料でつけてあると。

この添付資料ですらも、ようけ審査をせんならん内容があるんですよ、添付資料。確かに地下駐車場の件、地上駐車場の件、いろんな問題をまた含んでおるんですよ。それについて、この資料の内容について、市長は十分それを熟読されて、提案者としての責務を果たされていますかな。いかがですかな。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたが、９月定例会でご指摘を受け、否決をされました。その理由については十分真摯に受け止めて、その９月で出させていただいたものは廃案をし、改めて検討をさせていただいた。教育委員会、教育長申しましたように、そのようなことも含めて検討を重ねた結果、今回条例として提案をさせていただいておるものでございます。

規則との関係等々についても、十分条例に関係をする議決権と執行権の範疇の中で、これは本当に真摯な議論をしていただいて、その中で最終、議会のご判断をいただけたらというふうに考えておるものでございますけれども、今２か所の記述と駐車場の件しか変わっていないではないかという議員のご指摘ではございますが、当時としては１年半も、この時点で開館の期日を含めまして詳細な決定がなされていなかったと、これは事実でございますので、そういうものも含め検討を重ね

て、詳細について決定をし、今回、新図書館の基本となる条例としてご提案をさせていただいておるものでございますので、そこは釈迦に説法でございますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

何ぼでも釈迦に説法言われたら、私はもう天まで上がっていかななならんでな。もうそれだけはこらえてくんなはれや、答弁のたびにね。

だけど、この駅前再開発事業の中に図書館を導入するという案件が立ち上がって、かれこれ三、四年以上たちますわ。あなたのマニフェストにありますように。だけど、確かにコロナ禍で工事が遅延して、確かに完成工期がずれていますわね。だけど、図書館を移転するに当たっての条文精査は、当然その辺の事案というのは遅延云々やなしに、新たな駅前図書館、駅前に図書館を造るという時点で、この条例案はつくられてなけなあかんですよ。規則、要綱についても十分説明責任ができる条例やなけなあかんのです。質問者がまだ少ないですもんであれですけれども、そうすると、この条例に対する説明責任は、この小冊子、この資料で十分なものであるというご判断ですかな。この資料で、いかがですかな。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議案として提出をさせていただくもの、そして、それに関連の資料として今回もご提示をさせていただいておるものでございますので、十分なご議論をいただけるものというふうに考えております。議員が何を具体的におっしゃっておられるのか、少し理解できませんけれども、現時点で、私どもとしては検討の過程も踏まえ、今後について基本的な事項について定めるということについてご説明を申し上げておりますので、こういう機会を通じて不明な点をしっかりとご議論いただけたら、その上でご判断いただけたらというふうに思っております。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

というのは、私、志願して教育民生委員会の委員長を今させていただいています。教育民生委員会で、各委員の質問に対して十分な説明ができるという資料もお持ちいただいて委員会で審査をするわけですけれども、それは間違いないですな。俗に言う総合的な判断、今後の検討課題でございますという答弁はございませんわな。

ここにいろんな文言が書いてあるんですよ。管理運営から地上駐車場の云々の資料がここに入っておるんです。そのときに、委員会で説明不十分であるということはありませんわな、そういうようなことが。もしそういうようなことがあってはならんと思っておるんですよ、再提出だから。それはないですな、そんなことは。委員からの質問に対して十分な説明責任が果たせるというだけの資料を、手持ちの資料はお持ちで委員会に臨まれるんですか。これは本会議ですもんで、細かく聞けませんもんでな、なかなか。委員会でそういうような質問が出たときに、十分説明責任は果たさ

れるふうになっていますかな。そこら辺はどうですかな。

○議長（中﨑孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

今回、資料としてお示しさせていただいているのは、あくまでも規則案でございます。規則を決定することは、条例がお認めいただいていない中で決定することはできないので、教育委員会で。この条例を審議していただく中で、規則案に示させていただいた内容について大きな疑問点があるということでしたら、また条例可決後、規則を定める教育委員会の議決の会議の場で、こういうご意見をいただいたので、規則でここを修正する必要があるかどうかとか、そういったまだ審議の時間は残されているものと思っておりますが、今まで協議を積み重ねてきた規則案として今回お示しをさせていただいております。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

もちろんそうですよ、規則案ですよ。条例制定前に規則が決まっておったら、それこそえらいことですよ。そんなことは当然ですやんか。できたら、その委員会では、要綱等もあればそれも皆そろえて委員会に出していただきたいと思います。これはこれで、この辺で。また委員会で十分審査させてもらいたいと思いますので、だけどその辺は十分気をつけてやっていただきたいと思います。真摯に委員会に臨んでいただきたいと思います。

次に、１件、議案第１６号の亀山市一般会計予算について、第１０款教育費、第２項小学校費及び第３項中学校費、第１目学校管理費費、消耗品費について。消耗品費の内訳について、小学校消耗品費幾ら、中学校費幾ら、一遍ご答弁いただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず小学校費につきましては、これは学校配当分も含めてでございますけれども、１，５３６万円でございます。それから中学校費につきましては４７９万６，０００円、これを予算として計上させていただいたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、小学校費では１，５３６万、学校配当分も含めてということですけれども、小学校では１１校、中学校は４７９万６，０００円で３校、学校配当分は幾らですかな。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

学校配当分といたしましては、小学校が１，０４５万、そして中学校が３００万円でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、ご答弁いただいた小学校分が１１校で1，０４５万、中学校が３校で３００万。残ですね、残り５００万弱、小学校で。中学校分では１７９万6，０００円、その内容をちょっと教えてください。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず小学校の学校配当分以外の部分でございますが、まず保健消耗品費といたしまして４４０万円、それからまた学校の教科書改訂の教育分といたしまして５１万円、中学校は保健消耗品費として１４８万円、そして学校教育分といたしまして３１万6，０００円となっております。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

ちょっと早口で書けんだけど、もう一遍言ってください。４４０万円は何。もっとゆっくり言ってください。頼みますわ。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

申し訳ございませんでした。４４０万円は保健消耗品費でございます。中学校は１４８万円が保健消耗品でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、小学校の４４０万円は保健消耗品費、それから中学校が１４８万円が消耗品費。その消耗品の内訳はどうですかな、教えてください。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

保健消耗品費、まず小学校４４０万円の内訳でございますが、学校保健関係の記録用紙が５万円でございます。そして感染症対策消耗品が１５０万円でございます。そして、児童健康診断器具類、これらの消耗品が２６万円でございます。そして給食用食器等が２００万円、そして給食調理等の消耗品が５９万円でございます。

次に、中学校費でございますが、保健消耗品費１４８万円の内訳でございますけれども、学校保健関係の記録用紙が1万7，０００円、感染症対策消耗品が１００万3，０００円、そして生理用品が４６万円となっておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、中学校には生理用品代が４６万円というのが出てきました。小学校については、生理用品代はどうなっておるんですか。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

小学校につきましては、児童健康診断器具類２６万円のうち１７万円が生理用品というふうに見込んでいるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、基本的に前回の資料に基づくと、大体通年、令和元年度は１，４４０万、小学校費はね。令和２年度は３，２６８万、令和３年度は１，５７２万７，０００円、令和４年度が１，５３６万と。中学校については、令和元年度が４１９万９，０００円、令和２年度が３５３万９，０００円、令和３年度が１，１８６万４，０００円、令和４年度が４７９万６，０００円と、このような推移になっておるんですけれども、いろいろ聞かせてもらうと、令和２年度１，８００万ぐらい上がっておるんですけど、これは教科書の改訂による費用だと思っておるんですけれども、令和３年度の中学校費の１，１８６万４，０００円は、これも教科書の改訂でいっておると。

通年、大体学校関係については、学校配当分の中で、小学校で１，０４５万というのは聞きました。中学校分で３００万つきましたけれども、その中で小学校が生理用品が１７万、中学校が４６万というようなあれになっておるんですけれども、代表質問でもさせていただいたけれども、１２月に私聞かせてもろうたときに、８か月不足分は、教育長の答弁で来年度予算に盛り込ませていただくというようなことで答弁があったと思うんです。教育長の、１２月に。そうすると、この数量、中学校で４６万、小学校で１７万、どういうような配分割合で調整されるのか、そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

生理用品につきましては、今年度補正予算でお認めいただきました７か月分もございますことから、それの残りという形で、それを充当するという考え方でさせていただいておるというところでございます。考え方といたしましては、１１校分、６７パック必要かなと考えております。それの８か月分、およそ単価が３１９円程度になろうかと思っておりますので、おおむね１７万円になるかと、これが小学校の分でございます。中学校につきましては３校分で約１８０パック、これが８か月分と３１９円程度と、これは税込みでございますけれども、そうなりますので、おおむね４６万円になってくるといった形で各学校のほうへ配分させていただくというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

前回９月に提案されたのが、小学校が２１万円、１万６００枚分、中学校が５５万５，０００円、それが２万７，２００枚、備品購入費が２万５，０００円あります。要するに、７９万円の予算の中で７６万５，０００円なんですよ、７か月分で。

にもかかわらず、今回当初予算に組まれたのが、中学校が４６万円、小学校が１７万円、６３万円ですよ。８か月で６３万円。以前は７か月で７６万５，０００円。そごがありますやんか。確かにデータもまた教育民生委員会に出してもらうんですけれども、ちょっと聞き取りのときに聞かせてもろうたら、中学校では１月よりも２月のほうが使用量多いんですよ。浸透してきたと、利用ね。小学校では、ほとんど１月は１１枚、２月が１４枚という、全体ですね、１１校で。そうすると、盛ったお金が７か月分で７６万５，０００円が、何で８か月分で当初は６３万なんですか。少ないですやろう。そういうように思われませんかな。私も数字、一生懸命追っていますもんですから、いかがですかな。もう時間ないか。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

この予算の査定をするに当たりましては、単価等も含め精査をした上で金額を上げさせていただいておるものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

もう時間がありませんもんで、あれですけれども、これは私もくどく言うんですけれども、やはり子供たちのために、女性の尊厳を守っていくために、憂いなくそれは使っていただくという環境整備をするためには、ここら辺でもう少し多めの予算を組んでいって、そしてそういうようなものを配給していただきたいと思います。

これはまた予算決算委員会でまたさせてもらいますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１１時０８分　休憩）

（午前１１時１７分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　前田　稔議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきます。

スクラムの前田でございます。どうぞよろしくお願いします。

まず市税についてなんですけれども、昨年もこの質問をさせていただいたんですが、昨年やっぱりコロナの影響で、市税にも影響が出るかなあと思っておったんですけれども、昨年は何とか現状維持であったというふうに思っております。ところが、さすがにここに来て今年度は前年対比で１億円の減少ということで、これはたかが１億と言うかも分かりませんけれども、亀山市の財政力２００億以上の中での１億なんですけれども、これはやっぱり大きいのではないかと思うんですよね、この税収の減というのは。それについて、まず市税収入の前年度比で１億円減少になった主な要因をまずお答えいただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１５番　前田　稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

令和４年度当初予算の市税収入における概要につきましては、まず現年度分としまして、個人市民税の所得割において、納税義務者数の約８割を占めます給与所得について、三重県内の実質賃金指数による給与総額の令和３年１月分から９月分の平均が前年度比で０．５％減少していることから、４，５８０万円の減収としております。

また、法人市民税につきましては、主要法人に対して決算見込額の調査の結果、一部企業において、コロナ禍におけるテレワークやオンライン事業の拡大に伴う部材需要の高まりから１億６，１９０万円の増収といたしております。

また、固定資産税の償却資産につきましては、主要事業所に対する設備投資の見込み調査の結果、一部企業において資産の減少や既存資産の除却が大きかったことなどから１億４，７３０万円の減収、家屋につきましては、令和３年度中の新増築により４，２５０万円の増収を見込んでいるところでございます。

また、滞納繰越分でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例が令和２年度で終了したことによりまして、１億１，９３０万円の減収といたしたところです。

以上のことから、市税全体における収入額として約１億円の減収となったものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

やはりコロナの影響により税収がかなり落ちたということなんですよね。この落ちた税収は、市の今後の計画というのがどのようになっていくのか。今いろんな大きな事業の計画がありますけれども、これが今年、それから前年度からこれだけ影響が出て、来年度もまた落ち込む可能性も十分あると思うんですね。だから、そういう要因の中で、財政的に今後どのように対応されていくのか、まずそこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

市税収入の減少に伴います財政への影響についてでございますが、まず市税収入の減収によりましては、普通交付税の算定にも影響されるところでございまして、市税減収分の７５％が原則普通

交付税の基準財政収入額に算入されることによりまして、普通交付税が７，５００万円増額となるということを考えますと、歳入全体としては差引き２，５００万の減収になると試算できるものでございます。

また、今後の市税収入でございますが、今後の駅前の周辺整備の区画や亀山・関テクノヒルズの新分譲地、また大型施設の出店に係る増収も見込まれるところでございます。現在、第２次総合計画後期基本計画の策定に伴いまして、長期財政見通しの見直しを行っているところでもございますので、後期基本計画の歳出予算の状況にもよりまして、市税収入等も再度見込むことで長期財政見通しを見直し、６月定例会においてまたお示しもさせていただきたいと思いますけれども、そういった形で財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

今後も税収については厳しい状況が続いていくだろうというふうに思います。今後大きなリニアの駅だとか、それから庁舎建設だとか、大きな事業が控えておるわけで、かなりこれは財政が逼迫してくるのではないかというふうに思いますので、そこの辺を十分考えて、次の施策に計画的にしていかないと、なかなか思うような計画どおりにいかないのではないかというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、一つ増収になったものがあれば、お答えをいただきたいと思うんですけれども。

○議長（中﨑孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

市税の増収になった市税ということでございますが、先ほどもご答弁させていただいておりますが、法人市民税の現年度分でございますが、前年度比１億６，１９０万円の増収を見込んでおります。この理由でございますが、主要法人に対して決算見込額の調査をしておりますが、一部企業において、コロナ禍におけるテレワークやオンライン事業の拡大に伴う部材需要の高まりを見込んだところでございます。

また、固定資産税の家屋でございますが、新増築が増加するという見込みでございまして、４，２５０万円の増収を見込んでいるところでございます。

それから、軽自動車税とたばこ税でございますが、軽自動車税につきましては燃費や安全性能の向上に加えまして、普通自動車に比べて税額が低いことから、新規購入や普通車からの乗換えも多く、登録台数の伸びが見られるということ、またグリーン化特例の終了によりますことから７３０万円の増であると予測しているところでございます。

また、たばこ税につきましては、健康志向による喫煙率の低下などから減収傾向が続く中でありますが、税率改正等の影響によりまして、１，１００万円の増であると予測しているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

軽自動車税が微増と。それから在宅勤務とか、テレワークなんかでの市内でのたばこの購入費が微増ということなんですね。やっぱりこれもコロナによる影響で逆に微増したということで、大した数字ではないだろうと思いますけれども、増額しているということですね。

それでは、次に土地とか家屋の下落による減収については、どれぐらいの額が減少されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

固定資産税の土地・家屋でございますが、まず土地につきましては、宅地の地価の下落や農地等の宅地化も多く見込めないことから１，１００万円の減収、また家屋につきましては、先ほどご答弁させていただきましたが、令和３年中の新増築によりまして４，２５０万円の増額を計上いたしているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

ありがとうございます。新築家屋については微増しておるということと、土地、宅地については下落しておるということですね。分かりました。

では、続いて行政訴訟費についてお伺いをしたいと思います。１９８万円、弁護士委託料についてまずお聞きしたいと思います。どういう内容なのか、お願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず行政訴訟費につきましては、訴訟に係る委任弁護士への報酬などでございますが、まずこの費用につきましては、緊急かつ突発的に必要となるものでございますので、予算要求時におきまして明確な執行予定を立てることは通常できないものでございます。したがいまして、毎年度、当初予算要求に当たりましては、過去の執行状況や事件の発生頻度を勘案した上で積算をいたしており、令和４年度当初予算におきまして１９８万円を計上いたしたところでございます。

次に、この行政訴訟費というのはどのようなものかということでございますが、行政訴訟費により執行するものにつきましては、訴訟等が起こった際に委任弁護士に支払う着手金及び報酬、委任弁護士が訴訟手続等に要した諸経費、保全命令を申し立てる際に担保として裁判所に預ける供託金、民事訴訟手続で強制執行を要する経費、そういったものが含まれるものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

これは１９８万円というのが出ておるんですけれども、実際、今現在訴訟が行われておるような案件というのはあるんですか。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在の係争中の案件といたしましては、調停が１件、訴訟が１件の計２件でございます。いずれも相手方の訴えに対して市が応訴したものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

今、係争中の案件があるということですね。これは、予算的には長引いたりとかそういうので、また新年度予算で、追加でまた出てくるということで考えてよろしいんですか。

○議長（中﨑孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず裁判に係る費用につきましては、大きく分けて着手金と裁判が終了したときの成功報酬というようなことに、当然それに伴う経費もございますが、大きく大別するとそういった経費がかかってまいります。この訴訟が、例えば令和４年度中にその訴訟が終了すれば、最終的な報償金もかかってきますし、またこの訴訟が継続すれば着手金のみということになりますので、やはりこの訴訟等の行方によって金額というのは変わってまいりますので、議員おっしゃられるように補正予算で対応させていただく場合もございますし、また令和５年度以降へ持ち越すというようなことも想定はされるところでございますので、現時点におきましてはちょっとお答えができないものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

これで質問を終わります。

○議長（中﨑孝彦君）

１５番　前田　稔議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午前１１時３４分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、９番　福沢美由紀議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

今日は、議案第２号亀山市立図書館条例の全部改正について、主に図書館のこと一本で質疑をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に上げました条例改正の内容につきましては、何人か質疑されていますし、重なりますので、割愛をさせていただきたいと思います。

そして、新図書館の管理運営について取り上げさせていただきましたが、これ条例上は４条に図書館に館長及び司書、事務職員、その他必要な職員を置くとしか書いていなくて、この資料にありましたような業務委託のこととか、いろんなそういう内容が全然条例上では分からないんですけれども、いろいろ資料を出していただいて、どういう図書館にしたいのかというのが少しおぼろげに分かってまいりましたので、そこについて伺っていきたいと思います。

まずは、新図書館の管理といいますと、図書館運営の最高責任者である館長について、まだ私は伺ったことがないですね。どんな方がなるのか、いつ決まるのか、確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

教育委員会の人事に関することでございますので、私からご答弁を申し上げます。

新図書館の館長につきましては、人事異動による職員配置により決定するものでございます。本年４月１日の機構改革において、新図書館の開館に備え、図書館について現行のグループから課に位置づけるということとなっておりますので、本年４月１日付の人事異動で決定するよう関係部局と協議を進めているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

職員さんの中から館長を決めるということなのかなと今聞いて思いましたけれども、新しい図書館では、いろいろよそから、一般の方から公募したりいろんなことがされていますので、それかどうかさえも私は聞かされていなかったかなと思いますので、今、職員の中から館長を決める、４月１日の人事異動で発表するということをお聞きしました。

続いて、平成２４年１２月１９日に発出された文科省の告示１７２号にあります図書館の設置及び運営上の望ましい基準という中に、館長について書き込まれたものがあります。市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責に鑑み、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましいとしておって、資格取得のための財政措置が望まれているところですけれども、そういうことも鑑みて選んでいただくんでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

新しい館、開館に向けて、そしてまたその後の管理運営などの、言ってみれば責任者となっていくわけでありますから、当然経験なども踏まえた人選を今協議しているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

それでは、次の質疑に移ります。

運営の在り方として、直営と業務外部委託を組み合わせるということであります。なぜ直営のみで運営できないのか、お伺いいたします。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

新図書館における管理運営手法の方向性につきましては、令和２年３月に策定いたしました亀山市立図書館管理運営の基本方針におきまして、直営業務と外部委託業務を組み合わせたものといたしております。その理由として、図書館の運営に当たって、基本方針の具現化に関して根幹となる企画立案、制度設計、関係機関との調整などの業務を市の行政責任として直営で行うことで、地域の様々な課題解決や魅力発信、学校教育との連携や地域の学びに関して、多様な連携の下で取り組むことが可能となります。また、行政職員が直接図書館運営に当たることによって、専門性の高い人材育成につながる。さらに、図書館サービスの向上に係る図書の貸出しや配架などの作業、経常的なイベントの開催などを主体とした業務を外部委託にすることで、より効率的な運営を図ることができるといった理由から、外部委託を導入するものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

大変早口で言われましたので、市民の皆さんが分かったかどうか分かりませんが、直営と業務外部委託を組み合わせるということで、私たちは直営で図書館というのはするべきだという考えですけれども、内容をちょっと拝見させていただきましたら、業務委託の内容について、これは図書館の在り方の根幹をなす内容だなと思いました。バックヤードであるとか、本当に一部の業務だけというものではなくて、運営という言葉が使われていて、貸出しや返却やリクエスト、レファレンス、図書資料の一時選書をする、行事の企画運営をする、学校図書館との連携支援、市民活動・交流の支援など、これは今の図書館でも、おおよそ市民が図書館に行って、図書館の人と思われる人と対面でされることのほとんどなんですね。それらが新しい図書館になったら、市の職員ではない委託事業者によって行われるということになります。業務委託をすると、図書館という同じ建物の中にいても、その業務委託の職員は、委託業者の指示のみを受けて独立して仕事をしなければなりません。市の職員は指示命令できません、委託業者に。それは偽装請負となるからです。

先ほどの、今、私紹介しましたけれども、委託をする内容として、学校図書館との連携支援とか、市民活動の交流支援ということもありますけれども、市の職員と委託事業者が一緒に仕事をするような感じもしますけれども、この偽装請負というリスクについてはどのようにお考えですか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

業務委託におきまして、受託者の労働者を委託者の事業所に常駐させて業務を行わせる偽装請負に該当しないように注意する必要があるというふうには認識いたしております。偽装請負とならないように、業務内容につきまして書面で明確にするとともに、定期的に受託者と打合せを行って、適切に業務の委託の管理をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

定期的にどういう打合せが行われるかということもなかなかリスキーだとは思うんですけれども、東京都の学校図書館ですけれども、高校だと思うんですけれども、ずうっと業務委託をされていたそうです。でも、やはり司書さんというのは、それこそ目の前に本を必要とする生徒さんがいたら、日常的にやはり関わりますし、そして教員との打合せをすることはどうしても避けられなかった。避けられません。労働局より偽装請負の是正指導を受けました。結局、今日あったことをノートに書いて、それをやり取りすることでも間接的な指示のやり取りと見られるということで、結局東京都は１２８校の委託があったんですけれども、今年度、契約満了の８６校から先駆けて順次廃止していくということですね。直営にしていくということです。こういうリスクがある、危険があるということを指摘しておきたいと思います。

そして、委託業者は７月にプロポーザル方式によって選定をする。いろんな事業者があって、安いところだけ取るんじゃなくて、内容をきちんとこちらの仕様書に沿って書いてもらって、いい内容のところを取るということなんですけれども、その決まった業者は、決定してから何年間この図書館におってもらうんですか。何年間委託するんですか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

当初予算で債務負担行為を計上させていただいておりますけれども、令和８年度までを予定いたしております。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、令和８年度でまた再度プロポーザルをするということですかね。もしかしたら、がらっと新しい業者に替わるということも可能性があるということですか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

９年度以降のことにつきましては、まだ今の時点で決まってはおりませんけれども、場合によっては替わる可能性はあるとは思います。絶対替わらないということはないということでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

そうですね。図書館というのは、非常に安定性・継続性が重要視される大事な市の殿堂です。そのところが危うくなるということに対しては、本当に危険があると私は思っています。

人ががらっと替わるということは、その何年間か、特に市民と直接対面するところを委託してしまっていますので、市民の反応や、市民とのそういういろんなものがその方々の体に脳に蓄積され

ておりまして、それが私たちの宝になっていくわけですよね。それががらっと替わって、また新しい人に替わる可能性があるということは、非常に継続性という意味で私は危険があるということを指摘しておきたいと思います。

そして、職員さん、どういうふうな職員になるのかなということも拝見させていただきましたけれども、要は市の正規の職員を五、六人予定しておると。今は正規の職員さんと会計年度任用職員がいらっしゃいますけれども、次は、市は会計年度任用職員を採用しないと。その部分については委託業者さんにお願いするようです。そうしますと、今の会計年度任用職員さん、これから処遇はどうなっていくのか、伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

現図書館の開館スケジュールに合わせまして、現在任用しています会計年度任用職員の方につきましては、令和４年１０月３１日までの任用とする予定でございます。引き続き新図書館で勤務を希望する職員につきましては、令和４年１１月１日から委託事業者職員として雇用が継続するよう配慮いたしたいと考えております。外部委託導入によりまして会計年度任用職員の方が不利益とならないように、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

どんな事業者さんかまだ分からない段階ですので、その事業者さんがうちの会計年度任用職員さんをどんな処遇の条件で雇っていただけるのか、全然分からないという状況での質問になりますけれども、それは思ったり願ったりすることは簡単なんですけれども、きちんと今まで雇っていた教育委員会として、市として責任を持ってその方々の処遇を担保するために、具体的にきちっとしていただくことはありますか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

具体的な対応ということでございますけれども、既にこういった市の方針につきまして、各会計年度任用職員の方に個別に面談させていただいてお伝えをさせていただいております。その上で、令和４年度以降の任用についての希望もお聞きさせていただいているところでございます。

また、委託をするに当たって、仕様書等にそういった現行の会計年度任用職員について配慮していただくことは可能かどうかといったところについても、仕様のほうへ記載するように検討しているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

今こういう処遇ですので、これより下がらないようにきちんとしてくださいということを、今のおっしゃり方ですと、書きますということではなくて、書けるかどうかを検討するということでし

た。ぜひとも、きちんと一人の人間、家族も持っていますし、その方の今まで蓄積してきた技術やいろんな知恵を亀山市のために使っていただけるようにしていただきたいなと思います。

第６条の地下駐車場についてお伺いしておきたいと思います。前に上程されたときの問題にもなっていましたので、確認させていただきたいなと思いますが、まず１点、６条の文言を見ておりますと、これは地下駐車場４９台分なんですね。これについては料金を設定されて、その具体的な資料もつけていただきました。５０台と２０台の無料駐車場が少し離れたところにあるということで、合計１２０台の駐車場を用意していただいているということですね。

町なかに図書館を造るとお決めになったんですから、駐車場は大変だなと、お金はかかるなということは織り込み済みで整備をされているんだと思うんですけれども、だからといって市民にお金をというのはどうなのかなと思ってはいますが、まずこの料金というのがあるという想定でお伺いしますが、文言で、図書館の利用者が使用する場合の使用料は、駐車時間が２時間以内であるときはその全額を免除し、駐車時間が２時間を超えるときは、その額から４００円を減額すると書いてあるんですね。この前段の図書館の利用者が使用する場合の使用料はと書いてあるということは、図書館の利用者でない方も使用するという前提でこの駐車場は造られているのか。以前に適正利用を図るとか言うてはったので、私はこの駐車場は図書館に行く人だけが止められる駐車場やと勝手に思い込んでいたんですけれども、こういう場合はと書くときは、場合でないことがあるということを含んだ表現になると思うんですね。そこのところはどうですか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館駐車場でございますので、原則的には図書館利用者が利用する駐車場でございます。有料の駐車場とさせていただいておりますので、図書館利用者以外が利用されることは少ないかと存じますが、駐車料金を負担いただければ利用できなくはないものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

お金を払えばどなたでも止めていただける駐車場で、図書館に行けば、磁気処理をすれば２時間分が免除されるという駐車場なんですね。当初思っていました図書館の人しか利用できない駐車場という、要するに回転をしないといけないから２時間という幅をつけているんだということも、ちょっとそれは説明がつかなくなると思うんですけれども、町なかで駐車場を確保するというのもあって、造るというのもお金もかかりますし、大変だと思いますけれども、ちょっとここは分かりにくい表現なのかなあと私は感じました。

そしてもう一点、文化情報プラザについてちょっとお伺いしておきたいと思うんですけれども、教室１個分の面積で、図書館の設計とは別建てで設計もされて、いろんな絵を見ていますと、彫刻が置いてあったり、展示がしてあったりして、市民の皆さんから、やはりフレキシブルに使えるように、固定でないものにしてほしいという声はたくさんあって、そのお声を聞いていただいて、固定展示ではないものにされたというところまでは聞いています。文化芸術でこの間も条例ができましたので、やっぱり亀山市が皆さんのいろんな文化を発信していくためにはギャラリーが必要じゃ

ないですかということを申し上げたら、図書館にこの文化情報プラザができますし、そういうものを活用していきますというお答えでしたが、私たちがこの図書館の文化情報プラザでお聞きしているのは、市民に貸館という形はしないと聞いております。これは、だから文化情報プラザの活用はどのようにされるのかということを市民にも分かりやすく説明していただけますか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

文化情報プラザにつきましては、一般利用ではなく、図書館が企画するイベントとして利用することを考えております。イベントを企画するに当たりましては、図書館の単独主催だけでなく、これまで現図書館の運営にご尽力いただいておりますボランティア団体のほか、様々な市民活動団体と協働したイベントが実施できればと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

なかなか分かりづらいんですけど、貸館はしない。だから、例えば手芸のところがあったり、絵を描いているグループがあったり、いろんな方がおられる、市民の方たくさんいらっしゃいますけど、それを展示したいですといっても貸館はしないんですよね。しないんです。

でも、これは図書館の事業として成り立つと判断されたら、それは貸館ではなく、図書館の行事として展示があったりすることがあるということだと思うんですけれども、じゃあそれを選び取る窓口とか、そういうのはきちっとつくられるんですか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

新しい図書館につきましては、「学びの場からつながる場へ」という基本方針の下、市民の方が交流できる場を想定いたす多機能型の図書館でございます。そういったご相談を受ける窓口は設置させていただくことになろうかと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

例えばプラザで何かをするということについては、先ほど委託する、市の職員の直営もあるという中では、市の直営でお決めになるということですか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

基本的な管理運営の部分につきましては、行政が直接行う業務として位置づけておりますので、行政が、市が判断してまいります。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

基本的な管理運営は市が行うと言いながら、基本的な図書館業務は、運営について委託事業者にしてもらうんですよね。ですから、すごく分かりにくいんです、市民としては。やっぱりこの委託の在り方については、本当にぜひ私は再考していただきたいなという思いがいたしますし、委託しなければならないという理由が分からないと思っています。

この文化情報プラザについては、かなりたくさんの議論がありました。お金のことについてもそうですし、内容のことについても。先ほど言いましたけれども、中身を固定式でなくて移動できるようにするということがありましたけど、じゃあ市民の皆さんとのコラボが決まって、その中身のいろんな彫刻であるとか、いろんな壁から下がっているものを全てフラットというか、なくしていただいた中での展示は、日常的に例えばお金をかけずとも、業者を呼んだりしなくてもできるということでいいですか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

文化情報プラザにつきましては、整備推進委員会などからの意見で、展示が固定的にならないようにとの意見を踏まえて、利用想定として書架やテーブルを置いて日常的な読書スペースとした場合や、バナーグラフィックを取り外しての企画展示、イベント利用など様々な活用を想定いたしております。バナーグラフィックの取り外しにつきましては、そんなに簡単に外せるものではございませんけれども、専門の業者に委託して外すというようなことではなくて、それは職員が対応できるようにしているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

いろいろ聞いてまいりましたが、一番ちょっと心配になったのは、やっぱり委託することによる偽装請負であるとか、継続性の問題なんですね。委託の内容を見ていますと、限りなく偽装請負になりそうな文言が結構入っていますので、例えば学校図書館との連携の支援といったら、学校図書館との連携は市が直営すると書いてあって、委託側もその連携を支援すると書いてあるんですね。それは、一緒に行って指示を受けながらするということに限りなく私は感じてしまうんです。それは、当たり前に考えるとそうですわ。きちんとそういうことのリスクも含めて考えていただきたいということを申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

９番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、５番　新　秀隆議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

よろしくお願いします。５番、公明党、新でございます。

今回は大きく２点でございます。議案第２号亀山市立図書館条例の全部改正について、そして議案第９号令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）についてを３項目お伺いしたいと思います。

まず初めに、昨年の９月以来、今３月議会においても非常に市立図書館条例の全部改正の議案について、様々な角度で議員の方が質疑されております。その中で大体かぶってきているところはありますので、その部分は幾分か省かせていただきたいと思います。

通告の中で、まず一番初めの全部改正した趣旨ということですけど、これも再三皆さん聞かれておられたので、内容的には、やはり今回の新図書館については多機能型の図書館であるということで全部改正だと、再三９月の上程されたときも申されておりました。そういう点につきまして、大きくいろいろ３つの方式が考えられるとかおっしゃっておりましたが、そういう中で、もう一度全部改正の趣旨を私自身の確認のためにもご答弁いただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

新　秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

条例の改正方式につきましては、現図書館で培ってきました図書館の管理運営を継承しつつ、図書館本来の機能に地域情報、文化発信機能、展示発表機能及び市民交流機能を併せ持った多機能型図書館として新しい図書館を駅前に移転整備いたしますことから、全部改正の方式によるものといたすものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

再三お伺いしてきたとおりですね。やはり多機能型ということが今までの市の図書館にはないということで、それによって機能を変えられると。内容的には９月上程いただいたときとほとんど一緒ですが、順番が変わっているのは、ちょっとプライオリティーの優先度になってくるのかなあと思っております。

そして、内容的には以上で、次の今回先ほども福沢議員の言っておった館長及び司書についてのことでございますが、館長と司書の方はどのような方を配置されるかというので、先ほどもちょっと説明ありましたが、職員を館長として迎えると。この職員というのは、今現在いる職員なのか、また新たに雇用する職員として館長とするのかとか、そういうところも含めてお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

先ほど教育部長からも答弁させていただきましたが、新図書館の組織体制につきましては、第１条の目的を達成するために組織体制を整備する必要があると考えております。館長の職制につきましては、新図書館の組織体制におきましては、図書館を課として位置づけ、課の課長の職制にある職員が配置される予定となっております。司書につきましては、司書資格を有する市職員を若干名、また業務委託職員につきましては、司書または司書補資格を有する者を半数程度配置することを考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

選定条件も、大体様々な質問の中からご答弁いただいておりました。

そして、先ほども質疑に出ておりましたが、直営の業務と委託業務のことをいろいろお話しされていたと思うんですけど、委託の方は何をしてとか、直営の方は何をしてという形の表現でございましたが、ここは区分として直営は何をする、そして委託の方はどのようなことを請け負うというところで、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

委託業務の範囲につきましては、新図書館の管理運営業務のうち、企画立案、制度設計、関係機関との調整などの業務や地域文化の継承等を直営で行うこととし、それ以外の図書館サービスの向上に係る図書の貸出しや配架などの作業、あと経常的なイベントの開催などを主体とした業務を委託することといたしております。

具体的な委託業務といたしましては、総合案内、図書館利用登録、利用者インフォメーション、図書資料の貸出し・返却などの手続、図書資料の予約・リクエスト、簡易なレファレンス、図書の配架・整理などの図書館の運営に関する事項や、館内・利用環境の管理や視聴覚ライブラリーの管理、あと図書資料の整理・修理などの作業や、あと館内や駐車場の巡視・施錠などの図書館の管理に関する事項を委託する方向で検討を進めております。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

端的にまとめて言っていただきましたが、あまり頭に残りませんけど、それで今回の中で、これは第４条にもずっと書いてあった中で、そして今回のどさっといただきました資料でございますが、こういう中にもございましたが、やはり会計年度任用職員のことも先ほど聞かれておりましたが、そういう中で参事が申されたように、会計年度任用職員につきましては令和４年１０月３１日までとして、引き続き新図書館での勤務を希望する職員については令和４年１１月１日から委託業者の職員としての雇用を継続するよう配慮いたしますと書いてございます。配慮いたしますというのは、この辺が確実な形で委託業者に雇用されていくのかということにつきましては、配慮という言葉がなかなか取りようによっては難しいんですけど、そういう企業・業者が面接とか、やっぱりあると思うんですけど、そういう中で、今回新図書館の雇用についてももう一度確認をさせていただきます。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

先ほど福沢議員にも答弁させていただきましたけれども、外部委託導入によって会計年度任用職員の方が不利益とならないように、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

なかなかその辺については難しいかも分かりませんが、やはり今働いてみえる方も、今の仕事が好きで働いているという方も確かにお声を聞いております。その流れで、次も同じ仕事ができるような形を望む限りでございます。

それでは、先ほどから委託業者のことについていろいろお話が出ております。今回も非常に金額的には結構かかっておりました。令和４年で２，３５６万、そして令和５年から令和８年の中では２億七千、八千万ほどでございますが、年間でいうと大体７，０００万ぐらいかかってくるという非常に高額な委託事業になってくると思うんですけど、こちらについて、再度この業者につきまして、企業につきましては、もう一度どのようなノウハウを持った企業なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館管理運営業務委託先の候補者といたしましては、本市と同等以上の人口規模または蔵書冊数の公立図書館におきまして管理運営と同種の受託実績を有していること、または過去３年間に公共図書館における窓口等管理運営業務を業務委託として受託した実績を有することなどを必要な条件として考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

全くの素人の企業ではとても困りますので、先ほど参事がおっしゃられたようなノウハウを持ったしっかりした業者だと。この辺が委託するということは、私も会社で生きてきた人間でございますので、委託に任せてしまうと、例えば１人ぐらいならいいのに、３人、４人休んだときに、直でやっているとどこからも人は来ないんですけど、そういう面ではノウハウを持った企業というのは、また違うところからスキルの高い人材を急遽補強していただくという、その辺が請負業者の強みではないかと私は思います。

そして、次の図書館の協議会についてでございますが、協議会では、先ほどの１年延長された件も説明はいただきましたので、省きます。

現在の亀山市立図書館運営委員会のメンバーは５人でございます。この第５条で名称が亀山市図書館協議会となり、委員の定数が第５条の第３項で１０人以内とするというふうに認めておられます。ここにつきまして、亀山市立図書館運営委員会の５人から亀山市図書館協議会１０人にという設定の件につきまして、そしてこの任期が延びた件はいいんですけど、２年という根拠、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館協議会につきましては、図書館法第１４条第１項の規定に基づき設置される委員会で、同条第２項におきまして、図書館協議会は図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館方針につき、館長に対して意見を述べる機関とすると規定されているところでございます。

一方、現図書館に設置されます図書館運営委員会につきましては、亀山市立図書館運営委員会要綱により、図書館の運営について検討するため設置される任意の委員会でございます。現在は、新図書館の移転整備の推進を図るために、図書館運営委員会とは別に亀山市立図書館整備推進委員会を設置して、亀山市立図書館整備基本計画の策定に関することなどの事項について検討をいただいて、新図書館の整備を進めてきたところでございます。

今回設置いたします図書館協議会につきましては、図書館整備推進委員会におけます新図書館の整備に関する検討を新図書館開館後に生かすためにも、同委員会の外部委員の構成を参考に設置を検討したものでありますことから、委員の定数を１０人以内といたしております。

なお、任期につきましては、図書館運営委員会の委員が２年であること、またその他の市が設置をします審議会委員の任期がおおむね２年であることから、２年といたしたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

やはり規模も大きくなってきますし、そしてまた推進委員会のメンバーにも現在の亀山市立図書館運営委員会のメンバーも数人加わって、やっぱり今までのノウハウを持った方が今後につないでいくということは大事なことだと思います。図書館自体が大きくなってきますので、３，０００平米を有する図書館でございますので、その辺もやはり１０名という人数に落ち着いたところかと。そして、２年ということも理解できます。

それでは、駐車場のところについてでございますが、ちょっと時間が押してまいりましたので、ちょっとまとめた質問になるかも分かりませんが、よろしくお願いします。

まず地下駐車場でございますが、９月議会におきましても有料化ということで、今回もそこは変わっていないんですけど、他の議員のほうから、図書館法の１７条で、これは随分もう昭和２５年に公布されたものでございますが、そこの時点でも、図書館自体で入場とか貸出しに料金を取るというのは駄目だというのは当然分かりますが、駐車場は別物であり、先ほどの質問でもありましたが、図書館を使わない方、たまに人を送ってきたりとか、駅に送ってきたり、また迎えに来たりするときに、少し時間が見えないときになんかは、１時間ぐらいだったらちょっと止めておこうか、近いところに置いておこうかという考えもある方もおるかということで、図書館利用者以外の方も利用というのも理解させていただいております。

そういう中におきまして、今回の中で２時間が一番ベストという、今までの統計で割り出されたと思うんですけど、これがどのような形で２時間に選定されたのか、そしてまたこの条例で２時間と書かれた場合には、無料というのは、確かに条例ですので、これを今度要綱で変えるとかいうわけにはいかないと思うんですけど、オープン後の状況で、ここは３０分とか１時間とか、全国を見てみますと、もう少し、２時間以上でも無料というところもあります。その点と、もう一つ一緒に聞きますけど、今回の駐車場の中で、第６条の３項で、市長は特に必要であると認めたときは使用

料を減額し、または免除することができるとありますが、これはどのようなことか。具体的にこの２点お伺いします。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

まず、無料となります２時間の根拠でございますけれども、他市の公共図書館における調査でありますが、貸出し型利用から館内滞在型の利用に図書館利用が変化する中で、公共図書館の平均滞在時間は６０分を超え、滞在時間は総体的に長くなっておるというところでございます。

一方、滞在時間の頻度分布につきましては、３０分以内の利用が大変多くて、頻繁に人が出入りする利用状況となっています。現図書館整備推進委員会委員長で愛知工業大学の中井孝幸教授の調査・研究から、公立図書館の滞在の分布はほぼ大体２時間以内でありますことから、２時間といたしたところでございます。

また、条例第６条第３項に規定します市長が特に必要があると認めたときといたしまして、障がい者や妊産婦の方などの三重県おもいやり駐車場利用証の交付を受けている方につきましては、２時間を超える時間につきましても地下駐車場の使用料を全額免除する配慮をいたしております。

なお、おもいやり駐車場利用証の交付につきましては、障がい者などを介助する方も対象になっておりますので、障がい者ご本人だけでなく、介助者の方も減免の対象となるものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

具体的にありがとうございます。私もちょっと先ほど言いませんだが、介助者はどうなるんだということでしたが、その方も含めて大丈夫と。２時間というのは、私は考えるに、あまり自分の意見を言うのはよくないんですけど、やっぱり公平性ということを考えると、健常者の方は何ともないと思うんですけど、私もちょっと膝を悪くしておるんですけど、そこで歩くことが非常に困難な方というのも見えますので、それなのに駐車場がいつ来ても満杯ではつらいものがありますので、やはり２時間をベースとして、市民の公平性で２時間という打ち出しかなと理解いたしました。

駐車場の件は最後でございますが、今回借り上げ駐車場ということで、地下駐車場以外にも３か所、今回お示ししていただいておるんですけど、そういう中で３か所もするより、今回職員としても２０名ぐらいおるんだから、１か所を職員の駐車場にしてしまえば、あとの２か所の管理だけで逆に済むのではないかと思うんですけど、その点が１つと、借り上げ駐車場の管理はどのようにしていくのか。直営か、それとも委託の方に任せるのか、その点について２点お伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

地上駐車場の西側及び北側の駐車場約７０台につきましては、図書館駐車場の利用状況を見て柔軟に対応することといたしたいと考えております。利用の少ない平日などは、図書館ボランティアの方や職員の駐車場に活用することを検討いたしております。その際、図書館職員が利用する駐車

場といたしましては、北側駐車場を想定いたしているところでございます。

あと、借り上げ駐車場の管理運営のことでございますけれども、昨日の中島議員の質疑に対してもご答弁させていただきましたが、駐車場の施錠や巡視などにつきましては、業務委託職員の業務範囲といたしておりますことから、基本的には委託職員が管理いたすものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

夜は施錠したりとか、そういう形で管理をしていくともおっしゃっていたと思います。

それでは、続きまして一般会計のほうに入らせていただきます。

今回、木造住宅補強事業につきまして、今回減額という形で出てきております。全てが減額ではなく、中には追加ということでもありますので、この辺の要因について、また近年でも結構ですが、件数とその辺の推移をご説明いただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田所産業建設部参事。

○産業建設部参事（田所　学君登壇）

木造住宅補強事業６２１万６，０００円の減額補正の内訳につきましては、全て補助金の申請件数の増減によるものでありまして、具体的には、住宅耐震診断料が１２０棟から９０棟へ減額で１４１万６，０００円の減額、それから住宅耐震補強事業補助金が１０棟から４棟への減で８４０万の減額、それから住宅耐震補強計画事業補助金が１０棟から５棟への減で９０万円の減額、それから住宅除却事業補助金が５０棟から６５棟への増で４５０万円の増額で、合計６２１万６，０００円の減額でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

増減によることで予算も増減ついてきたと思うんですけど、過去からちょっと見てみますと、耐震の補強計画と補強工事を見てみますと、ピークのときは１年間で５０棟ぐらいあるんですけど、最近ここ５年ぐらいは１桁台ぐらいになってきております。それに反して、除却工事のほうが非常に件数が増えてきております。これは大体の予想はつくんですけど、この辺の傾向についていかがお考えか、理解されておるのか、今後の状況を推測することができると思うんですけど、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所　学君登壇）

議員ご指摘のとおり、木造住宅の補強事業につきましては、平成１５年の制度開始以降、診断のほうにつきましては年間１００棟から２００棟というようなところで推移しておりましたが、近年９０棟前後となっております。

また、耐震の補強事業につきましては、年間２０棟から４０棟ぐらいで推移しておりましたが、近年はほぼ５棟前後というふうになっております。

また、住宅の耐震補強計画につきましては、こちらも３０棟から５０棟というふうに推移しておりましたが、近年は５棟というようなふうに減少しております。

住宅の除却事業につきましては、年間３０棟から４０棟で推移してきておりましたが、近年は６０棟というふうに増加しております。この数字につきましては、近年増加している要因というのは、所有者の方の意向にもよるところが大きいとは思いますけれども、除却のほうにいっている要因といたしましては、昭和５６年以前の木造住宅は空き家になっているというところもあり、管理するための時間とか費用の削減とか、老朽化や倒壊の防止、さらには売却に向けて解体とすることが主な要因というふうには考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

実際年数がたってくると、補強するより、やはり平地にしたほうが利用価値が出てくるのではないかと。これにつきましては、予算決算委員会で今後の推移についての予算についてもまた議論していきたいと思います。

続きまして、戸籍住民のところで、個人番号カードの交付事業につきまして今回５６９万３，０００円の補正が出てきております。こちらの交付事業、実際の交付の事業だとは思うんですけど、今回の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金というふうな形でお示しいただいております。この点について、どのような事業で、そしてこの要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今回増額補正を計上いたしました通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金につきましては、全国の地方自治体分の個人番号カード製造等の事務をまとめて行っております地方公共団体情報システム機構、略称Ｊ－ＬＩＳと申しますが、そのＪ－ＬＩＳに対しまして、事務に要した費用について、亀山市分として交付する事務委任交付金でございます。

今回の補正額５６９万３，０００円につきましては、本年１月にＪ－ＬＩＳから本年度の事務委任交付金について亀山市分の見込額が示されましたことから、当初予算との差額について補正計上したものでございます。なお、この交付金に係る財源といたしましては、全額国庫補助により交付されるものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

今、部長のほうから内容についておっしゃっていただきましたが、今の現状といたしまして、今の亀山市の登録状況というか、また県とか国と比べ合わせると、亀山の位置づけはどの辺に来ているものか、そういう点について数値をお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

当市におきますマイナンバーカードの交付枚数及び交付率でございますが、本年２月２０日現在、交付枚数が２万１，１０２枚、交付率といたしまして４２．５７％でございまして、三重県内１４市中８番目となっております。三重県の交付率は４２．２４％で、国の交付率が４２．２％でありますので、国・県の平均交付率を若干上回っている状況でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

こういう中で、いろいろ数値を上げるために、マイナンバーカードを促進するためにいろいろキャンペーンをやっていると思うんですけど、私もちょっと尋ねられて、クオカードをもらうとか、キャンペーンでいろいろこれを登録するにはどうしたらええのかということで、市役所に聞いていいものかということでございましたが、私もちょっと時間がないので言いますけど、市役所のほうはどのような形で説明しているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

マイナポイントのご質問かと存じます。マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約申込みを行い、ポイントを受け取りたいキャッシュレス決済サービスでチャージやお買物をするとポイントがもらえるのがマイナポイントでございます。この制度につきましては、令和４年１月からマイナポイント第２弾が開始となり、最大で２万円のポイントをまだ受け取っていない方も含めまして受け取れるようになったところでございます。対象となるマイナンバーカードの申請受付期限は、令和４年９月末までとなっております。キャッシュレス決済サービスを利用して５，０００円分のポイントを受け取るための申込手続は随時行うことができます。また、健康保険証としての利用申込みと交付金受け取り口座の登録を行った方へのポイント、それぞれ７，５００円分でございますが、この申込みにつきましては令和４年６月頃開始予定でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

新議員。

○５番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございました。そういう形ですけど、実際に職員の方はなかなか難しいと思いますし、個人情報も出てくると思います。私も郵便局に行って、そんな機会があるというので目で見てきましたけど、いろんな形で皆さんに使っていただいて、この登録数を上げていきたいと思います。

ちょっと時間が来てしまいましたので、最後忘れていたわけじゃないんですけど、予算決算委員会のほうで含めてお伺いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

５番　新　秀隆議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第１に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第２号から議案第２４号までの２３件につきましては、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付　託　議　案　一　覧　表

総務委員会

議案第　７号　亀山市消防団条例の一部改正について
議案第　８号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

教育民生委員会

議案第　２号　亀山市立図書館条例の全部改正について
議案第　３号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第　４号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

産業建設委員会

議案第　５号　亀山市産業振興条例の一部改正について
議案第　６号　亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第２３号　市道路線の認定について
議案第２４号　市道路線の認定について

予算決算委員会

議案第　９号　令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）について
議案第１０号　令和３年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
議案第１１号　令和３年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第１２号　令和３年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第１３号　令和３年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第１４号　令和３年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第１５号　令和３年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について
議案第１６号　令和４年度亀山市一般会計予算について
議案第１７号　令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第１８号　令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第１９号　令和４年度亀山市水道事業会計予算について
議案第２０号　令和４年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第２１号　令和４年度亀山市下水道事業会計予算について
議案第２２号　令和４年度亀山市病院事業会計予算について

○議長（中﨑孝彦君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日１１日は午前１０時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後　２時０３分　散会）

令和４年３月１１日

亀山市議会定例会会議録（第５号）

●議事日程（第５号）

令和４年３月１１日（金）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	草　川　卓　也　君	２番	中　島　雅　代　君
３番	森　　英　之　君	４番	今　岡　翔　平　君
５番	新　　秀　隆　君	６番	尾　崎　邦　洋　君
７番	中　﨑　孝　彦　君	８番	豊　田　恵　理　君
９番	福　沢　美由紀　君	１０番	森　　美和子　君
１１番	鈴　木　達　夫　君	１２番	岡　本　公　秀　君
１３番	伊　藤　彦太郎　君	１４番	前　田　耕　一　君
１５番	前　田　　稔　君	１６番	服　部　孝　規　君
１７番	小　坂　直　親　君	１８番	櫻　井　清　蔵　君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市　　長	櫻　井　義　之　君	副　市　長	西　口　昌　利　君
総合政策部長	山　本　伸　治　君	生活文化部長	青　木　正　彦　君
健康福祉部長	小　林　恵　太　君	産業建設部長	大　澤　哲　也　君
上下水道部長	服　部　政　徳　君	危機管理監	豊　田　達　也　君
総合政策部次長	田　中　直　樹　君	生活文化部次長兼関支所長	辻　村　俊　孝　君
健康福祉部次長	小　坂　みゆき　君	産業建設部次長	亀　渕　輝　男　君
総合政策部参事	原　田　和　伸　君	産業建設部参事	田　所　　学　君
会計管理者	米　津　ひろみ　君	消　防　長	平　松　敏　幸　君
消防部長	豊　田　達　也　君	消防署長	倉　田　利　彦　君
地域医療統括官	上　田　寿　男　君	地域医療部長	草　川　吉　次　君
教　育　長	服　部　　裕　君	教育部長	亀　山　　隆　君
教育委員会事務局参事	桜　井　伸　仁　君	監査委員	国　分　　純　君
監査委員事務局長	木　﨑　保　光　君	選挙管理委員会事務局長	松　村　　大　君

●事務局職員

事務局長	渡邉靖文	議事調査課長	大泉明彦
書記	西口幸伸		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（中﨑孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

会議に先立ち申し上げます。

皆様ご存じのように、本日３月１１日は、東日本大震災の発生から１１年を迎えます。この大震災により犠牲になられた方々に対し、慎んで哀悼の意を表すため、会議中、議事の進行を問わず、午後２時４６分になりましたら黙祷をささげたいと思いますのでご承知おきください。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第５号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

６番　尾崎邦洋議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

勇政の尾崎でございます。

亀山駅周辺整備事業の進捗状況と今後の展望について質問させていただきます。

それでは、現在の駅前再開発事業の進捗についてから進めさせていただきます。

駅前再開発事業もかなり進んできたと感じますが、マンションも１５階建てでほぼ完成近くと思われます。そこで、現在の２ブロック駅前再開発事業の進捗状況は全体の何％、どれぐらい進んでいるのかをお聞かせください。

○議長（中﨑孝彦君）

６番　尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

おはようございます。

亀山駅周辺２ブロック地区第一種市街地再開発事業におけます工事につきましては、道路や駅前広場の整備を行う公共施設工事が令和２年１０月に、施設建築物新築工事が１１月に工事着手いたしまして、その後、鋭意工事が進められております。そのような中、現在の工事の進捗状況につきましては、公共施設工事について、旧国道１号に係ります亀山新橋の構築や駅前広場の整備を進めており、２月末時点で６９％の出来高となっております。また、施設建築物新築工事につきましては、公共施設や商業施設で構成される施設等及び住宅５６戸が整備されます住宅棟の駆体工事を完了いたしまして、現在内装工事が進められております。２月末時点で６３％の出来高となっております。

なお、現時点での工事の進捗につきましては、ほぼ工程どおりで進んでおります。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

順調に進んでいるような感じはあります。

次の質問ですけど、新図書館に隣接する商業店舗は確保できたのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

施設建築物の東側に整備される商業施設につきましては、公共施設に隣接する箇所に２区画、住宅棟に隣接する箇所に１か所が設置されることとなり、商業施設の床所有者は権利変換等によりまして決定しております。一方で、商業施設に入店するテナントにつきましては、入店希望の相談は数件寄せられているところでありますが、現時点で決定されたテナントはない状況でございます。テナントの募集につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの業態で新規出店を控える動きがある中での募集でありまして、当初予定されていた時期より決定が遅れている状況でございますが、組合及び床所有者により鋭意進められているところでありまして、今後も引き続き早期の決定に向けて取組を支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

テナントのほうは、まだ決まっていないようなんですけれども、大体今応募してきたところというのは、どのような業種か分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

テナントの募集につきましては、私どもが希望しております物販系、飲食系の店舗を今現在は考えておりまして、それを鋭意交渉を進めておるという状況でございます。ただ、今までいろんな業態からお問合せ等はいただいておりまして、今言わせていただきました物販関係、コンビニ系でございますけれども、あと飲食系、カフェ等のほうでございます。また、塾等、いろいろなそういう業態からの問合せがございますが、今現在、正式に決定したものではないということでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

次の質問になりますけど、現在進められている工事はいつ頃完成するのか、また完成式等は執り行うのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

現在、組合により進められている施設建築物及び公共施設工事につきましては、本年１０月２１日の完成引渡しを目指し進められております。また、工事完成に伴います竣工式の開催につきましては、工事の完成引渡しが組合における大きな節目となりますことから、式典等の実施に向け、組合により開催時期や内容について検討が行われている状況であり、完成時の新型コロナウイルス感染症の状況についても注視をしつつ、規模や開催方法が決定されていくものというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

テナント等はあれなんですけど、次の質問で、新図書館についても完成式は行うのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

新図書館につきましては、令和５年１月２６日の開館を目指しているところでございます。図書館開館日には、何らかの形でオープニングセレモニーを開催する予定でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

次の質問です。

新図書館を含む全体の事業費と、そのうち一般財源は幾ら投入したのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

市街地再開発事業への支援に加えまして、周辺道路及び駐輪場等の整備を含めた亀山駅周辺整備事業の全体事業費につきましては、亀山駅周辺まちづくりに対する支援を開始いたしました平成１９年度から令和４年度までの見込みで、市街地再開発事業補助金や公共施設管理者負担金、周辺道路及び駐輪場の整備費を含めまして約５４億円であります。また、亀山駅周辺整備事業費、図書館保留床の購入費、約２２億円を含めますと、全体事業費は約７６億円を予定しております。

なお、全体事業費約７６億円のうち、国の交付金や起債を除きました一般財源は約８億円となる見込みでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

７６億円ぐらいを予定しているということですね。

それで、その次に移りたいんですけれども、答弁のあった全体事業費等はこれで確定するのかど

うかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業に図書館保留床購入費を含めた全体事業費につきましては、現在予定しております事業が令和４年度で完了いたしますことから、先ほど答弁いたしました７６億円から大きく変更することはないものというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

次に移ります。

第一種市街地再開発事業という手法を選択したことは正しかったかどうか、市長のほうからお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

この亀山駅周辺２ブロック地区におけます市街地再開発事業の実施に当たりましては、組合員を含めた関係権利者の皆様に、事業実施に向けた大きなご決断をいただいたものでありますとともに、関係者のご尽力のたまものでありまして、まずは皆様に心より感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、亀山駅周辺の再生につきましては、以前より市による再生の取組も含めまして、様々な検討が過去にも行われてきたものでありますが、多種多様な要因によって実現に至ってこなかったというものでございます。そのような中で、平成１８年度以降、亀山駅周辺の商業者や権利者の皆様が改めて協議、検討を進めていただき、平成２３年度に亀山駅周辺まちづくり構想を市にご提案をいただいたわけであります。この提案を受けまして、本市では、平成２６年度に亀山駅周辺市街地総合再生基本計画を策定して、まちづくりの方針を整理いたしましたことで、今回の第一種市街地再開発事業による亀山駅周辺再生の実現につながってまいったものでございます。

地方自治体、あるいはディベロッパー等が一旦事業区域内の土地を買収し、事業を実施する第二種市街地再開発事業ではなくて、第一種市街地再開発事業を選択した背景につきましては、今回の事業の実施に当たりまして、権利者の皆様が主体となり協議を進め、事業の実施につなげたものでありますことから、関係する皆様が組合を結成していただき、新しく整備する再開発ビルに権利変換を行っていただく形での第一種市街地再開発事業を選択をされたものであると考えております。

仮に、市が買収方式であります第二種市街地再開発事業を選択し、実施した場合におきましては、先ほども総事業費のうちの一般財源での負担額８億とお答えさせていただきましたけれども、事業実施への市の財政的負担は、権利変換方式である第一種市街地再開発事業に比べ莫大なものとなりますことと、市職員の大きなマンパワーが必要となってくることが考えられたわけであります。したがいまして、市の一般財源の抑制にも大きな影響があったものというふうに認識をいたしておる

ところであります。

本事業の実施に当たりましては、組合設立や権利変換に向けた協議等において、大変多くのご苦労があったものと考えておりますが、保留床も全て床の所有者が決定をいたしまして、事業完了のめどが立ってきておりますなど、組合施行による第一種市街地再開発事業の選択が今回の亀山駅周辺の再生につながってきたものというふうに考えておるところであります。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

次に、質問が変わります。

新図書館の地上駐車場の内容について質問させていただきます。

まず、地上の駐車場は有料か無料かについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

地上の駐車場につきましては、図書館西側及び北側の民有地を借り上げ、駐車場を整備することで、約７０台の駐車場を確保する予定としております。地上駐車場につきましては、地下駐車場との利便性の違いや図書館の公共性を考慮し、無料とする予定でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

地上の駐車場は何か所で、駐車場別に何台駐車できるのか、また職員の駐車場はどこに予定しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

地上駐車場の位置図につきましては、定例会資料として提出させてはいただいておりますけれども、西側に４０台止められる区画が１か所、それと１０台止められる区画の２か所でございます。あと、北側に約２０台止められる駐車場を確保いたしているところでございます。職員の駐車場につきましては、駐車場の利用状況を勘案いたすところでございますけれども、主に北駐車場を利用することを想定いたしております。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

北側が十何台でしたか。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

北側駐車場につきましては、約２０台でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

職員の駐車場というのは、先ほど聞いた西側とか北側とか、どこを考えておられるか教えていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

西側及び北側の地上駐車場の利用につきましては、図書館駐車場の利用状況を見て柔軟に対応することといたしたいと思っております。利用の少ない平日などは、図書館ボランティアや職員の駐車場を活用することを検討しております。主に職員駐車場として想定しておりますのは、北側の駐車場でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

北側の２０台の駐車場が職員用ということになっているわけですよね。

それで、次の質問ですけれども、新図書館の地上駐車場の管理方法はどうするのかをお聞きしたいと思います。バーを設置するとか、人を配置するか。人がいないと、また無断駐車というか、図書館以外のところで利用する人も出るかと思いますけど、その辺のところはどのように考えておるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

地上駐車場の管理でございますけれども、まずは図書館の開館時間に応じた駐車場の開閉や職員による巡視、適正利用を促す看板設置などによる管理を検討いたしております。開館後の駐車場の利用状況を見た上で、必要に応じ、管理方法や設備整備について見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

監視ということはないとは思うんですけれども、今のマンションのほうから東側というところは、空き地は全部有料の駐車場にしてありますよね。それで、また図書館のところに無料でというと、昼間買物に行くとか何とかいうところでも利用すると。そうすると、本当に図書館に来た人の駐車場が止めようと思っても止められなくなるかと思うんですけれども、問題が起きてから対処するのか、その前に一般的に、図書館の人が入れるような駐車場を目指したらどうかと思うんですけど、その辺のところはどのように考えておるかお聞かせください。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

地上駐車場の管理につきましては、図書館利用者の利用や周辺民間駐車場の利用に支障が生じないよう、適切に管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

やっぱり利便性があると思うんですよ。ＪＲでどこかへ行くときでも、２時間、３時間でも止めておくとか、そういうあれがあると、また周りで賃貸ししておるところにも影響が及ぶと思うんですけど、問題が起きないうちに、一応ちょっとそういうことも考えておいてほしいと思います。

地上駐車場の土地は購入するのか、賃貸借で行うのか。賃貸借であれば、借受けということになると思うんですけど、幾らぐらい経費がかかるかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

地上駐車場につきましては、購入するのではなく、地権者の方と土地貸借契約を締結し、借り受ける予定でございます。令和４年度の予定といたしましては、予算として２２５万円を計上しておりまして、１坪当たりに換算いたしますと月額約５００円となるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

購入するというようなことは検討したかどうか、その辺のところもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

土地につきましては、権利者の方のご意向もありますので、購入についても検討はいたしましたけれども、権利者の方の意向としては賃貸借を希望されておりますので、今回賃貸借のほうで予算を計上させていただいたというところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

問題が起きないように管理していただきたいと思います。

次の質問ですけれども、今後、亀山駅周辺はどのように変化していくかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅の今後どのように変化していくかについてでございますけれども、亀山駅周辺につきましては、都市マスタープランの中でエリアプランの設定をしてございます。この亀山駅周辺まちづく

りのエリアプランにつきましては、範囲を亀山中央都市機能誘導区域のうち、駅前再開発事業地を含みます周辺の商業、業務機能の集積が見られ、地形上一体性のある都市計画道路、国道１号沿道の範囲としておりまして、エリアの目標を回遊性の高い複合都市機能集積地の形成としております。にぎわいの軸づくり、都市機能をつなぐための調査として、土地の所有、利用の状況、建物の状況等の調査等を実施いたしておりまして、現在は浸水状況等の情報整理を行っております。今後も、関係部署との連携を図りながら、その検討を順次進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

次の質問ですけれども、亀山駅周辺まちづくり協議会において、どのような協議がなされているのかお聞かせください。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅周辺まちづくり協議会におきましては、コロナ禍ではございますが、本年も総会や役員会、ブロック会議を開催いたしまして、亀山駅周辺の１から４ブロックまでの区域内の土地利用等について検討を行っております。本年度の役員会等では、２ブロックの市街地再開発事業の完成が間近となる中、１、３、４ブロックにおける土地利用を中心に検討を行っておりまして、特に３ブロックの空き地の地権者への利便施設の提案を行っております。１、４ブロックについては、現在の区域内の土地利用状況を勘案いたしまして、大規模空地における駐車場等の整備手法の検討に加えまして、店舗や事務所など、小規模空地等における土地利用手法の検討も行っております。

今後、２ブロック地区に整備されますキットテラスと連携した周辺の土地利用が活性化されますよう、今後も検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど、１、４ブロックについては、土地の利用状況を勘案して、大規模空地における駐車場等の整備手法を検討に加えるということですけれども、店舗や事務所や小規模空地等における土地利用手法の検討をというのですけど、具体的にはどのようなものかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

まず、１ブロックでございますけれども、従来から私ども、計画策定の中では公共用の駐車場を想定しておりました。今現在、駐車場の利用状況等を勘案いたしまして、状況の調査の結果、今まだ半数程度の需要率しかございませんので、この部分については少し期間を要するかなというふうに考えております。また、３ブロックにつきましては、今現在、都市計画道路亀山駅前線の拡幅工事を進めておりまして、その関係で旧来から建っておりました既存建物の除却が進みました。今現

在空地となっておる状況でございます。その土地の利用につきまして、このまちづくり協議会の中でも、何か施設ができないかという検討を行っているところでございます。当然、市のほうも、それを委託業者と共に検討を重ねまして、共同住宅なり、そういう系統のものを、にぎわい等も生まれるようなもので提案をさせていただいておりますけれども、まだ進んでおらんという状況でございます。

４ブロックでございますけれども、４ブロックにつきましては、非常に今現在家屋等も建ち並んでおりまして、小規模な空地はございますけれども、基本的にはなかなか今現在大きく変動するものではないんではないかというふうに考えております。しかしながら、私どもとして、全体のにぎわい創出のためにも、居住人口の増加とか、そういうふうな視点からしますと、やはりいろいろな提案が今後とも地権者の中で議論をされて、その中で市のほうも提案をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

いずれにしても、大勢の市民の声や商工会議所などの声を聞いて進めていただきたいと思います。

今、今後どのような考えをお持ちなのかお聞かせください、駅前のところでですね。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

先ほども触れさせていただきましたけれども、１、３、４ブロックにおけます施設の整備につきましては、現在１ブロック内で駅前広場と旧国道１号のアクセス性の向上と、３、４ブロック内での良好な居住環境の確保や土地利用の活性化を図るために、市道御幸１・６・７号線の拡幅整備を進めております。また、亀山駅利用者等の利便性の向上を図るため、駅東側に整備いたしました駐輪場を昨年１２月に供用するとともに、１ブロック内に市道沿いにバス待機所の整備を進めているところでございます。一方、４ブロック内には、優良建築物等整備事業における共同住宅の整備が令和元年に完了されておりますので、居住人口の増加に寄与したものであるかと思っております。

今後の１、３、４ブロックの展望につきましては、市において、本年も引き続き市道御幸１・６・７号線の整備を進めるとともに、駅西側への駐輪場の整備を進めてまいりたいと考えております。また、区域内における土地利用が進められるよう、亀山駅周辺まちづくり協議会における整備手法の検討や土地利用の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

駅前のほうは図書館もでき、大きなマンションもできるということなんですけれども、亀山駅だけがちょっと古くてあれなんですけれども、駅舎の建て替えをＪＲ等に要望をすべきだと思うんですけれども、その辺のところはどのように考えておるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

ＪＲ亀山駅の駅舎の建て替えにつきましては、２ブロック地区の市街地再開発事業の実施に伴いますＪＲ東海との駅前広場の造成協議等におきまして、今回の事業と併せた駅舎の整備の考え方を伺ったところでございますが、現時点での駅舎の建て替えの予定はないとの回答を受けたところでございます。今後も様々な機会を捉えまして、要望を行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

ＪＲのほうにも要求されておるということは分かりますけれども、できるだけ新しい駅舎を造っていただくように頑張っていただきたいと思います。

次は、最後の質問になりますが、亀山駅周辺整備事業の展望を市長はどのように考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山駅周辺整備事業の展望ということのお尋ねです。

現在、亀山駅周辺２ブロック地区の市街地再開発事業を中心に、周辺の市道や駐輪場の整備を行う亀山駅周辺整備事業は令和４年度で完了予定でございます。これによって、中心的都市拠点の核となる施設の整備によりまして、亀山駅周辺のにぎわいと機能向上が図られることというふうに確信をいたしております。そして、先ほど来よりお話ししておりましたが、この駅周辺の土地利用も活性化することを強く期待いたしております。

そういう中で、亀山市の都市マスタープランにおきまして、亀山駅から亀山エコータウンまでの旧国道１号沿道を亀山駅周辺まちづくりエリアと位置づけ、回遊性の高い複合都市機能集積地の形成を実現する考え方をお示しさせていただいておるところでございます。

今回の再開発事業によります人の流れの変化を生かしまして、市民の皆様が当エリアに集い、交流することができるにぎわいの中心を創り出すため、これまでの事業の整備効果を周辺地域へ広げ、本市の中心的都市拠点のさらなる機能強化と都市力の向上につなげるための亀山駅周辺まちづくりエリアとして確立をして、その上で将来に向けた段階的なまちづくりにつなげていくことが重要であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどの話ですけれども、亀山駅から亀山エコータウンまでというのですけれども、旧１号線のところも民家は少ないんですけれども、いろんな商業施設があるし、銀行とか、そういうのも多いんですけど、その辺のことをよく考えていただいて、先へ進めていただきたいと思います。

この駅前にも関係は多少あると思うんですけれども、来年１月２６日の開館を迎える中で、地域公共交通の中のバスルート及び運行回数などの変更はあるかないかということをちょっとお尋ねし

たいんですけど、図書館とか、そういうところが便利になるようにというような感じもあるんですけど、これはちょっと通告がなかったんですけど、分かる範囲内で、よろしいですか。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

図書館のオープンによりまして、特にコミュニティバス、市が委託をして運行しておる路線につきましては、その開館時間に合わせた検討も今後必要になってくるものと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

尾崎議員。

○６番（尾崎邦洋君登壇）

ぜひともよろしくお願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

６番　尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時４３分　休憩）

（午前１０時５２分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　前田　稔議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

おはようございます。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。

今回は、太岡寺地内への企業進出についてということで、昨年１２月に企業進出について市長に質問をしたことがあります。そのときは、これといって建設的な答弁はなかったというふうに思っておりまして、そこで私も、コストコを誘致したらどうやという質問をさせていただいたんですけど、失笑されまして、たしかそういう覚えがあるんですけれども、そうしたら今年の２月でしたか、私ヤフーニュースでコストコ亀山市出店という報道がありまして驚いたんですよね。いろんな事情があって、市長もそれは計画が進んでいたんだろうとは思いますけれども、何年か前から多分ね。それで、出店については、まだ明確に公にできなかったんだろうなというふうには今となっては思いますけれども、まずその点について、この企業進出についての経過についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１５番　前田　稔議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回、本市に進出計画がございますコストコホールセールジャパン株式会社につきましては、約１０年前から三重県内で土地を探していたと伺っておるところでございます。本市には、平成３０年に三重県から、一定の広さとか交通の利便性とか、コストコの出店条件に合う土地の有無について、県内の各市町に対して打診がありまして、亀山市として誘致の意思と、その候補地として県に伝えたところでございます。その後、三重県からコストコに情報提供がされまして、さらに平成３１年には櫻井市長が当時の鈴木英敬三重県知事と共に、東京でコストコのケンテリオ社長と面談をしまして、トップセールスを行ったところでございます。最終的に、コストコのほうで用地について検討されまして、県内複数の候補地の中から本市が選ばれ、今回、太岡寺町地内に進出する計画が具体的になりましたことから、立地協定を行うに至った次第でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

１０年前から土地を探していたということなんですね。今回、そんな中で亀山市が選ばれたということなんですね。やっぱり昔から亀山市というのは交通の要衝でもあったし、それからまた工業団地へもたくさんの企業が来ていますし、今後いろんな大きなリニアだとか、そういうのも来る予定もあるんで、将来的に亀山市がすごく発展していくんではないかなというふうな思いもあります。そういう中で、コストコの出店も条件的に合ったのかなというふうに思っています。

それから、なぜ太岡寺地内に進出になったのかというところなんですけれども、多分今工業団地ではもうあまり敷地がないのか、どういう理由でか分かりませんけれども、進出になった場所がなぜ太岡寺地内なのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほども少し触れさせていただきましたけれども、平成３０年に三重県から本市へ打診があった際に、コストコの出店条件が一定の広さの用地が確保されること、幹線道路からの利便性がよいことということでございまして、本市といたしましては、亀山インターチェンジの周辺の産業拠点でございます太岡寺町地内、その土地が条件に適しているのではないかということで、紹介のほうをさせていただいたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

確かに今の工業団地のほうは大方埋まっておりますし、そういう形の中で太岡寺地内にそういう適切な場所があったということであるということなんですね。

この進出計画の概要についてはどのようなものかお答えを願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本市への進出計画でございますけれども、まず場所につきましては、太岡寺町地内の県営亀山サ

ンシャインパークの県道を挟んだ南側でございまして、用地面積は約６万平方メートル、建築面積は約１万５，０００平方メートルを予定しているということでございます。また、店舗のオープン時期でありますが、２年から４年後のオープンを目指して事業計画を進められていくということでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

県営亀山サンシャインパークの県道を挟んだ南側で６万平米、建築面積は１万５，０００平米ということなんですね。オープンするのは４年後ぐらいということでありました。かなり大きな敷地になってくるんだなということが分かりました。

それでは、このコストコの進出によって、下世話な話で申し訳ないですが、税収なんですけど、税収はどのぐらい増えるのか、税収はどのぐらいになるのかということを聞きたいと思うんですが、固定資産税及び都市計画税などの税収についてお答えを願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

税収についてのご質問でございますけれども、固定資産税及び都市計画税がありますが、先ほどの用地面積約６万平方メートルと建築面積が約１万５，０００平方メートルということから、あくまで概算ではありますけれども、試算をいたしますと、土地が宅地化されること、また建物の建設がされるということで、年間約２，７００万円程度の税収増加が固定資産税と都市計画税で見込まれるとしております。また、そのほか中長期的に見ますと、コストコのあるまち亀山として、従業員の方だけではなく、移住・定住も進むということも期待もできますことから、個人市民税のほか、また法人市民税の増加も見込まれると考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

今、亀山市も財政的にちょっと厳しい状況にあるというふうに思います。昨日もちょっと質疑させてもらいましたけれども、そんな中で、何年か前にシャープが来たとき、これも大きくシャープからの固定資産税がたくさん入ったので、亀山市というのは非常によかったと思うんですけれども、またこういう財政的に厳しい中でこういった企業誘致ができたことというのは、非常にありがたいことだなというふうに思っております。

それから、ちょっと心配というか、既存の商業施設等に影響が出るのではないかというふうなことも考えるんですけれども、その辺についてはどのように考えておられますか。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

コストコにつきましては、会員制の小売店であるということ、また大容量での販売であるということなどから、既存の商業施設とは大きく形態が異なるということでございまして、影響について

は限定的であると考えておるところでございます。逆に、市外からたくさんの方々が亀山にお越しいただけるということで、市内における飲食とか、サービスとか観光関係の事業者の方にとっては、これまでにない大きなビッグチャンスにもつながっていくのではないかと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

たくさんの人が来て、いろんな飲食店も潤うだろうし、また関宿のほうにも、ここへ来たついでに寄っていこうかなという観光も含めて経済効果があるのかなというふうには思います。

ただ一つ、また心配なのは、愛知県のほうでもコストコを誘致して、道路が渋滞しておるという、人気があるので。そういうことをちょっと懸念するんですけれども、交通の影響はどのように考えておられますか。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

交通への影響ということでありますが、市内外からやはりたくさんの方が車でお越しいただくということになりますので、交通量が増えることは当然予測はされるところでございます。しかしながら、コストコの営業時間が午前１０時から午後８時までと、また土・日の利用が多いと伺っておりますことから、名阪亀山・関工業団地とかテクノヒルズの、ほかの企業の通勤時間と大きく重なることはございませんので、その影響については限定的であるかと考えておるところでございます。

特に、オープン当初の交通への影響が懸念されるところでございますが、昨年７月にオープンをいたしました名古屋市の守山倉庫店でありますけれども、新型コロナ対策と渋滞対策を兼ねて、会員の名前のイニシャルで前半、後半ということで入場を分散して、そういう限定をされたということ、そのほかオープン当初から一定期間の間、従業員用の駐車場についても別途確保されるという様々な対策も講じられておりますので、大きな渋滞は発生していなかったと伺っているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

大きな渋滞は発生していないということで、亀山市では実際どうなるかはまだちょっと分かりませんけれども、そういう見解でございました。

では今後の展開についてお伺いしたいと思うんですけれども、雇用についてはどのように考えられておられますのか、従業員ですね。亀山市内で募集するのか、あるいはもうコストコのほうが従業員が見えますから、その一部が来るのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今後、コストコの仮称でありますけれども、亀山倉庫店ということでありますけれども、この事

業計画が順調に進んでいきますと、約４００名の雇用が想定をされておると伺っておりまして、その人数のうち、約２割がほかの店舗で働く従業員の異動、三重県出身の方とか、亀山倉庫店で働きたい方、希望者の方を優先的にということで聞いております。残りの８割につきましては、新たに地元での採用ということで伺っておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

ありがとうございます。

４００名の雇用が予定されておるということと、また地元で働きたい人などがＩターンやＵターンによる市内の移住・定住にもつながるということですね。これはいろんな効果が、コストコが来ることによってこういう効果も出てくるし、税収も上がってくるということで、亀山市にとっては一つの救世主みたいな形で非常にありがたいんですけれども、最後に市長にお伺いしますけれども、この企業誘致について、今後の展開というか、今財政が非常に厳しい状況の中で今回こういう決定がなされましたけれども、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、コストコの立地につながったということでは、議員ご所見のように、大変本市にとってインパクトが大きいというふうに思っております。様々な施策を展開していく、そして、市民生活のＱＯＬが向上したり、都市としてさらに成熟していく、持続的に発展をしていくためには、しっかりとした経済的な力、財政的な力を生み出していくという政策は、極めて根幹に関わる政策の一つと考えておりますので、産業立地の展開につきまして、従来もそうでございますけれども、今後におきましても、しっかりと全庁を挙げて展開をしてまいりたいと考えております。

今回は、うまくこのようにつながってまいりまして、その経過にありましては、非常に長年時間がかかったり、あるいは複雑なそういうアプローチや環境を整えていくという意味では、大変難しい条件が重なる領域の事業ではありますけれども、しかししっかりと、より本市の産業構造が厚みを増すように、あるいは雇用がしっかりさらに拡大できますように、本市の交通の要衝という強みをしっかり生かして、今後も産業立地を展開してまいりたいと思います。

当然、中小や地元の事業、特に飲食・サービスとか、それから観光でありますとか、本市は製造業が拠点として非常に強みを持っておりますが、産業構造としてはやっぱり第３次産業、特に流通サービス、観光、こういう領域を少し厚みを持って展開をさせていくということについては、今日までも取組を進めてまいりましたが、さらにそこは充実強化をさせて展開をしていきたいと思いますので、議員各位におかれましても、引き続いてのご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

亀山市は、今後リニアの駅もできますし、またこういう大店舗も来てくれるし、昔から交通の要衝であるということは、すごく利便性があって、シャープも来ましたし、そういう意味では、亀山

市というのはどんどん発展していくのかなというふうな思いがありまして、やっぱりそういう中で、こういうまちに住みたいという人も、また雇用もありますので、どんどん人口も増えていけばいいなというふうに思っております。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１５番　前田　稔議員の質問は終わりました。

次に、１番　草川卓也議員。

○１番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、私も太岡寺地内の企業進出について、つまりコストコについて伺っていきたいと思います。

コストコの進出、亀山市の交通拠点性における商業分野でのポテンシャルを広く示し、市民の皆様の生活もより豊かになるということで大きな期待が寄せられております。それで、まず最初に伺いたいんですけれども、コストコと締結した立地協定について、その中身、内容について伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先月２８日に県庁におきまして、三重県の立会いの下、コストコホールセールジャパン株式会社と立地協定を締結いたしております。この立地協定でありますけれども、コストコが本市に進出をするに当たりまして、地域経済の発展及び地域振興並びにコストコの円滑な経済活動を図ることを目的として、相互に協力をし合うといった内容でございまして、災害時におけます救援、また店舗周辺との環境調和なども盛り込まれておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

地域振興だとか、災害時の救援とか、こういった内容も含まれているということ。そういったところも含めて、次のコストコの進出によるまちづくりへの影響というところをメインに伺っていきたいと思います。

まず最初、単刀直入に伺うんですけれども、コストコの進出によって亀山市にどのようなメリットがあるのか伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

コストコ進出によるメリットということでございますけれども、やはり市外からたくさんの方がお越しいただくということになりますので、亀山市を含めた周辺圏域への経済効果をはじめといた

しまして、若者にも魅力的な新たな雇用の創出、ほかにも税収の確保とか、さらなるまちの魅力向上など、様々な波及効果が生まれてくるものと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

幾つか細分化して聞いていきたいんですけれども、やはり多くの人が訪れるということ、つまり人流が増加する、交流人口が増えるというところがあると思います。ここを最大限、この地域のまちづくりに生かしていくために、例えばコストコだけに終わらせずに、コストコ周辺に例えば滞在型の複合施設とか、そういったものを集積して、商業、観光のいわゆる拠点をつくり上げるといった考えはないのかどうかというところを伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

コストコ周辺への商業施設等の誘致でございますけれども、既に立地をされた自治体におきましては、そのコストコの近隣に飲食店とか、様々な店が集まってくるというようなことで、さらににぎわいのほうが生まれてくると伺っておるところでございます。亀山市におきまして、今回出店を計画されております周辺については、亀山市都市マスタープランにおきましては、多様な産業集積を目指している地域としておりまして、市が積極的に商業系の事業者を誘致するということはございませんけれども、都市計画区域の見直しの中で、一部そういう商業系の事業ができる地域を設けることについては検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

議案質疑のときにも少し触れましたけど、コストコが来るというのは非常に大きな外部環境の変化であると思いますので、それに応じて都市計画を一部変更してでも、まちづくりにとって最大のメリットをという、これが大切な考え方と思いますので、それも踏まえて、一大拠点、商業、観光、そういったものをつくり上げていく方向性でぜひ検討をしていただきたいなと思っております。

その周辺、主にコストコの今回話なので、コストコとの立地協定で、例えばこれは報道にもありましたけど、地域産品とかそういった販売に努めるとか、そういった内容もあったというふうには聞き及んでおるんですけれども、こういったものがこういったところで実現することができれば非常に地域経済への波及効果というものも期待できると思うんですけれども、こういった交渉、そういったことは予定されているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地元産品の販売につきましては、立地協定の中に書き込みをさせていただいておりまして、コストコの商品規格に合うものであれば、国内だけでなく、世界中にあるコストコで取り扱っていただける可能性もあると伺っておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

規格に合うものであればということ、これは当然だと思いますけど、であれば、亀山のコストコだけに限らず、非常に広がりのある、非常に夢のある話かなと思いました。ぜひこういったところも進めていただければなと思います。

また、ちょっと人流の増加を生かすというテーマで、引き続き次のポイントを伺いたいと思うんですけど、先ほどもちょっと出ておりましたけど、やはり観光への展開というところです。太岡寺地内ということですけれども、その周辺には関宿という亀山市が誇る観光地があります。そういった市内の周辺観光地へ人流を展開するという考え方、当然ながら周辺の駐車場整備だとか、インフラ整備とかが必要になってくると思うんですけれども、そういったものの整備計画、それと観光への展開、どのような考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

辻村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

このたびの大型商業施設であるコストコの進出によるまちづくりへの影響として、観光面におきましては、進出効果による知名度の向上により、地域経済への波及効果も含め、関宿などの観光地への新たな誘客を期待するとともに、誘客につながる取組が必要であると考えているところでございます。この好機を逃さぬよう、訪れたい観光地として、観光協会等とも連携を図り、本市の魅力発信をより一層進める必要があると考えております。

一方で、先ほどもご紹介いただきました関宿におきましては、既に公衆無線ＬＡＮサービスやデジタル観光マップの提供などを行っておりますが、観光案内機能やポストコロナによる増加が見込まれます個人訪問客に対する駐車場の整備など、訪問者の受入れ環境の充実がさらに必要であると認識しております。これらも踏まえまして、第２期の歴史的風致維持向上計画におきましては、駐車場の整備なども位置づけておりますが、訪問者のニーズに合わせた環境整備を行うことで、観光地の利便性の向上に努め、観光地としての活性化に着実につなげてまいりたいと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

コストコに来られる方は７割以上は車ですので、やはり駐車場の整備というのは非常に重要です。そこまでのアクセスという点も重要だと思います。関宿、南からのアクセスがありますけれども、やはり北からのアクセス、こういったところも含めて、ぜひ今後検討を進めていっていただきたいなと思っております。

周辺、関宿と申し上げましたけれども、もう一点、サンシャインパークの県道を挟んで南側にコストコがという話でしたけど、そのサンシャインパークですよね。やはりその周辺の観光地というか、サンシャインパークというものがありますけれども、これに関しては、今後どのようにコストコと併せて観光地として充実させていくことができるとお考えか、その方向性についての見解を伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

辻村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

コストコ進出地の近隣には、観光資源といたしまして、県営都市公園である亀山サンシャインパークがあり、コストコ進出に伴い、多くの誘客が期待されるところでもございます。今後、誘客につながる具体的な取組などにつきましては、指定管理者によりまして、県、市、近隣代表者で構成するサンシャインパークを考える会というものが組織をされておりますので、その中で検討が進められていくものと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

サンシャインパーク、非常にこれもポテンシャルがある場所だと思います。自然豊かなところですし、今回このコストコによって、非常に大勢の人が訪れるということ、こういう期待感があれば、まだまだ生かせるポテンシャル、カヌーであったりだとか、バーベキューであったりだとか、こういったものをもう少し柔軟に楽しめるような、そして市民の方もよりそういったものを享受できるような環境をつくっていくというのは、市民の皆さんも期待するところだと思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。

それでは引き続き、人流関係はこれで最後にしたいと思いますけれども、やはり先ほども懸念として上げられておりましたけれども、交通量が増える、渋滞が増えるのではないかという懸念は、コストコに対しては期待がある一方、渋滞に関しては、やはり心配されている市民の方もいらっしゃるのも事実であります。やはり交通量が増えるという答弁が先ほどもありました。

その一方で、渋滞に関しては、交通の結節点のど真ん中ということもあって限定的であろうということは私も考えておりますけれども、それでもやはり交通量が増えるということに対して、周辺道路の整備、拡幅であったり、そういったのを事前にどのように計画して進めていくのか。特に、かねてからの懸案事項である国道１号関バイパスであったりだとか、四日市関線、こういったところの整備、特に重要だと思いますけれども、周辺の道路整備に関してどのように進めていくのか伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田所産業建設部参事。

○産業建設部参事（田所　学君登壇）

議員ご指摘のとおり、国道１号関バイパスにつきましては、交通拠点性の向上による産業立地や新たな交通需要も見込まれる重要な道路として、事業化区間の早期完成と全線の事業化推進のため、毎年、国道１号の関バイパス建設促進同盟会を通じて関係者と共に、国・県、地方選出の国会議員などへの要望活動を行っております。また、平成３０年からは、関バイパスと一体となった道路ネットワークの整備効果が最大限発揮できるように、国・県、市で具体的な整備の方向性について検討するための事業調整会議を開催して、調整を行っております。

国土交通省からは、周辺開発の状況やリニア新幹線等、新たな交通需要を踏まえ、まちづくりと一体となった事業の進捗を目指していきたいというような考えも伺っておりまして、関バイパスの

重要性についても十分ご理解いただいておると考えております。今回の企業進出により新たな交通需要が生まれますことから、既に３月２日には、市長から国土交通省の中部地方整備局への要望も行っているところでございます。今後も、事業推進に向けて、さらなる活動、取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

関バイパスに関しては、やはり今回のコストコの立地によって、それが完成することができれば、非常に大きい効果がさらに見込めるといった外部環境の変化もしっかりと国のほうにはアピールして、ぜひ引き続き積極的な要望と早期整備をお願いしたいなと思います。

そして、先ほどもちょっとちらっと言いましたけれども、県道の部分、四日市関線だとか、これ以外にも、今回のコストコ立地によって周辺の県道整備というところも重要になってくるんではないかと思いますけれども、ここに関してはどのようなお考えか伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほど参事のほうからも答弁をさせていただいておりますけれども、平成３０年度から国・県、市におきまして事業調整会議を開催してきておるという中で、県道の四日市関線についても、一部改良を進めてまいりますし、また津関線、名阪国道への出入口になります古厩の交差点でありますけれども、そこの改良もしてまいりますので、県のほうもしっかり協力いただけるものと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

国道１号線……、２５号か、も走っておりますけれども、やはり南北に走る県道だとか、そういったあらゆる方面からの交通渋滞が想定されるところがあると思います。なかなか想定の範囲でどこまで計画できるかというのは難しいところだとは理解いたしますけれども、ぜひ交通渋滞、また混雑、また事故防止という点でも、しっかり道路ネットワークの構築というところは、このコストコに併せてより積極的に進めていただければなと思います。

引き続き、防災に関して伺っていきたいと思います。

今回のコストコ立地というのは、先ほど災害時における救援というものが立地協定にあるというふうにありましたけれども、防災に関しては、このチャンスをどのように生かしていくのか、また災害時における救援、災害協定、そういったものの考え、市としてどのような考えであるか伺っていきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

豊田危機管理監。

○危機管理監（豊田達也君登壇）

まず、今回進出しますコストコは、防災の視点から申しますと、交通アクセス性の高い場所で、

広い敷地に大型店舗で大容量の生活用品を扱うといった当該事業者ならではの特徴を持っております。また、実績的にも、多くの自治体と災害時の応援協定を結んでおります。近隣で申しますと、愛知県常滑市、あるいは先ほどの守山の名古屋市、あるいは岐阜県羽島市など、約３０の自治体と締結をしております。さらに、協定締結式の際には、社長自ら防災に関しても、地域貢献への積極的な姿勢を示されるなど、防災面においても大変心強く受け止めておるところでございます。

今後、この災害時における救援の部分でございますが、これについては、本協定の中でも別途協定を交わすこととしておりまして、具体的な協議としてはこれから始めるところではございますが、この予定地の立地や店舗の特性から、広域的な役割も含めて、避難場所、あるいは物資の提供等に関して協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

これもこれからというところなので、これ以上は聞くことはできないと思いますけれども、先ほど最後のほうにおっしゃったみたいに、場所の利点、しかもそれだけの土地に建物があるという中で、避難所としての機能もそうですし、周辺からの物資、あと人的な支援に関しても、様々災害時にはご協力いただけることがあるかなと思いますので、そういった大規模災害時の拠点性というものも、ひとつ防災対策として今後亀山市としっかり詰めていっていただけると、市民にとっても心強いことだと思います。

引き続きまして、雇用創出に関しては、先ほどお話があったので割愛しますけれども、ぜひ市内定住というところにつなげていっていただくというところも一つの重要な視点かなと思いますので、そういったところもお願いできればと思います。

そして、税収増に関しても、先ほどお話がありましたけれども、１点、これは提案なんですけれども、コストコ、こういう会員制のショッピングセンターであることは周知の事実なんですけど、コストコの会員券をふるさと納税の返礼品にすることができるというふうに聞き及んでおります。亀山市の税収アップという点では、非常に有効な手段だとも考えられるんですけれども、そのような考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ご紹介いただきましたように、ふるさと納税の返礼品として、コストコの年会費クーポン券というものを返礼品としている１０の自治体があると認識をしておるところでございまして、その一方で、現在亀山市におきましては、市外在住の方に限ってふるさと納税をしていただいた方に対して、納税額の３割を上限として、亀山らしさを感じていただける返礼品をお送りさせていただいておるところでございます。今回、議員からご提案がありましたコストコの年会費クーポン券につきましても、市の返礼品の要件に照らし合わせまして、今後判断をさせていただくことになると考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

亀山市として、ふるさと納税に対して、亀山らしさというものを重視しているというところ、非常にこれはすばらしい心意気だなと思います。難しい判断のところだとは思いますけど、個人的な意見といたしましては、コストコというのは、三重県においては、二つとしてできることはまず基本的には考えられないものでありますし、やはり亀山イコールコストコというイメージは、かなり今後定着していく、もう既に定着しているのではないかなと思います。そういう意味では、コストコというのは、一つの大きな亀山らしさに私はなり得るものだと考えております。そういったところもぜひ踏まえて、税収増には非常に有効な手段だと思いますので、ふるさと納税の返礼品というところもぜひご検討をいただければなと思います。

それでは最後に、市長にも伺っていきたいと思います。

特に、今後コストコというのは、亀山市の新たなまちづくりの大きな起爆剤になるかなと思っております。そして、リニアとの相乗効果というものも私は非常に期待できるところだと考えております。コストコに併せて、先ほどからちょっといろいろと意見も言わせていただいたみたいに、周辺の道路ネットワークの整備であったり、市内に大きな商業拠点が生まれるという、亀山市の求心力というのが非常に向上して、リニア亀山駅の利用者も私は増加が見込める、これはやり方次第ですけれども、見込めると思います。

例えば、三重県の南西方面の方、リニアといってもやっぱり近鉄を使って名古屋駅へ行くんじゃないかという議論というのは今までもされてきたと思いますけれども、やっぱり亀山にコストコがあって、しかもリニア駅周辺の駐車場が仮に安ければ、それこそ無料にしてもいいと私は思っているんですけど、そういうふうになれば、リニアに乗車するんだったら、ついでにコストコで買物できる亀山駅を利用しよう、そういった方が私は増えていくんじゃないかなと思います。そういう意味で、様々な方面で将来的にリニアとの相乗効果というものも私は考えていくべきだと思います。

そういった点で、亀山市の交通拠点性、新たな商業拠点、商業としてのポテンシャルを生かして、将来的なまちづくりをどのように進めていくのか、どういう方針があるのか、それこそタスクフォースとか、そういったものをつくって戦略的に進めていくというような考えがあるのかどうか、市長に総括的に伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今般のコストコの立地でありますとか、議員の触れられたリニア中央新幹線の市内停車駅の設置は、間違いなく新たな人流やビジネスチャンスを生み出すということであろうと考えておりますし、私どもの産業構造自体がさらに、先ほど申し上げたような厚みを増す、雇用も含めてですが、それによって産業構造の重厚化とか強靭化がなされるということも期待をいたします。さらに、これも触れられましたが、地方創生とか若者が定住していただくような人口増についても、少し中長期的な視点からも大変インパクトがあると、このように思っておりまして、協定の締結式の中で、ケンテリオ社長自身も、中長期のリニアとの絡み等々については、人口増ということについてコメントをなされたところでありまして、広くまちの将来的な活力につながっていくものというふうに思っておりますので、しっかりインパクトを受け止められるような本市としての取組をしっかり進めて

いくということが大事であろうと思います。

こうした千載一遇の機会をぜひとも将来に向けた持続性あるまちづくりに生かしてまいりたいと考えておりますし、加えまして、東西交通の要衝と、かつて過去から、現在、そして未来も本市がその一翼を担っていくということに変わりはないと思っておりますので、その機能が、役割がさらに高まっていくということで、より広域的な交流の拠点として、本市がさらに磨かれていくということを、これは本当にまちを挙げてさらに育み、高めていくということが大事であろうと思っております。いずれにいたしましても、今回のこれを契機に、あるいは将来への新たな胎動が始まっておりますので、しっかりこのインパクトを次なる新たな本市としてのまちづくり、まちとしての魅力へ、あるいは都市集積へとつながってまいるような好循環をつくり上げていくということが大事であろうというふうに認識をいたしております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

非常に重要なキーワードは、やはり若者も見据えて人口増というところかなと私は思いました。この人口減少時代、少子高齢化時代に、人口増を語れる地方都市がどれだけあるかというお話かなと思います。そういう点では、今後、リニアも併せて、例えば大学の誘致みたいな、こういう研究施設であったりとか、そういったものも議論の対象となってくるだけの希望はある、そういった今回大きな外部環境の変化だったなと考えております。これをぜひ生かして今後いきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この項目は、これで以上にさせていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

質問の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午前１１時４４分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

草川議員、質問を続けてください。

○１番（草川卓也君登壇）

それでは、午前中に引き続き一般質問をさせていただきます。

その前にまず、間もなく東日本大震災から１１年目となります。改めて犠牲になられた皆さんのご冥福をお祈りし、また被災された全ての皆さんにお見舞いを申し上げます。

そして、もう一点、順番を少し入れ替えまして、大きな２番と３番、子供・子育て支援といじめのないまちづくりについて、これの順番を入れ替えて、まずいじめのないまちづくりについてのところに入らせていただきたいと思います。

１つ目、新聞報道における亀山市内中学校のいじめ案件についてでございます。

まず、この案件に対する受け止めと今後の対応について伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず２月２４日に三重県教育委員会より三重県立高等学校で発生した不登校重大事態に関する調査・報告書というものが公表されております。

このことにつきましては、教育委員会といたしましては、県立高校で起こったいじめの重大事態に関しての報告書と捉えており、したがいまして、この報告書に関してのコメントをする立場にはないと考えておるところでございます。

また、この報告書において記載のございます中学校当時のいじめにつきましては、学校、教育委員会として、事実として認知しており、三重県教育委員会にもいじめの発生を報告しているものでございます。しかしながら、このいじめの対応に関して、学校、教育委員会の問題点としての指摘事項がございますので、この指摘事項に関しまして、亀山市いじめ問題調査委員会を開催し、まず検証を行っているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

それでは、続いて伺いたいんですけれども、焦点ともなりました重大事態認定の基準とあと当時としてどのような判断をされたのかというところを確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず、いじめの重大事態というものでございますが、いじめ防止対策推進法第２８条に定められておりますとおり、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、そしていじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについて、いじめの重大事態に該当すると捉えておるところでございます。

この件につきまして、当時といたしましては、保護者から訴えがあった当時での欠席日数は１０日であり、被害生徒も当時のことを思い出したくないという強い希望がございました。

また、本件につきましては、亀山市いじめ問題調査委員会に報告を行い、調査よりも早急に被害児童の見守りや被害生徒の支援を最優先すべきとの示唆をいただきました。その上で、児童福祉法の趣旨に照らし合わせて、重大事態にしない対応を行っていくという判断に至ったものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

この部分に関しては議会からも様々意見が出たところでありますけれども、これの是非に関してこの場で議論するというのはなかなか難しいものかと思っております。

ただ調査委員会におきましては、ぜひこれは慎重に検証をしてもらいたいと思っております。だからこそ調査委員会で今検証中ということでしたけれども、今後どのようにその検証が行われてい

くのかというところが非常に重要だと思っております。この重大事態の認定いかん、するしないに関わらず、このいじめ案件に関して今後どのように扱っていくのか、詳細な検証が私は非常に重要、ぜひ詳細に行っていくべきだと思っておりますけれども、どのような調査、どのような検証を行っていくのか、そこの方向性を伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

先ほども少し申し述べたところではございますけれども、県の調査報告書において、やはり学校、教育委員会の問題点というところが指摘されておるところでございます。まずは、この指摘事項に関しまして、いじめ問題調査委員会という場において、しっかりと検証していただけるということを考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

やはり当時の取組が妥当だったのかどうかというところの検証、当時の経緯と問題点などもしっかりと整理した上で検証していただきたいと思っています。また、当事者の声、決して教育委員会や調査委員会だけでこれを終わらせるのではなく、当事者も交えてしっかりと検証を行っていく、そういった検証の仕方にぜひしていただきたいと思います。

そしてまた、今後いじめの早期発見や早期解決、そして何よりもいじめをなくすということのためによりよい方向性を提案してもらえるような、そういった調査をぜひ行っていただきたいと、そういった方向で調査委員会のほうでも進めていただきたいと、そのように強く申し述べておきたいと思います。

この案件に関してはもう一点だけ、いじめ対応としての問題点が様々あったと県の報告書で報告されておったと思いますけれども、発見の遅れであったり、アフターケア不足であったりだとか、そういったところの問題点をどのように認識しているのかというところを確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

中学校では、いじめに関するアンケートや教育相談などを実施するなどして、いじめの把握に努めていたものの、結果として保護者から訴えがあるまで発見には至りませんでした。

いじめ事案の認知時においては、生徒の変化や悩みを把握するために個別の教育相談の機会や日常の声かけなどを行っておりました。また、スクールカウンセラーも配置されておりましたけれども、本人からもいじめを受けたという訴えがございませんでした。結果として、相談されていないということを考えますと、相談体制は整っていたものの本人にとりましては相談しようと思うには至らなかった状況があったものと認識しているところでございます。

また、被害者のアフターケアにつきましては、校内でキーパーソンをつくり、相談できる環境を整えるとともに、スクールカウンセラーや当時の子ども支援室と連携し、心の面や医療的ケアも含めて支援を行ったところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

なぜ相談に至らなかったのかというところが非常に重要なポイントだと思います。

アフターケアも行っていたということですけれども、それが果たして十分だったのかというところも含めて、そういったところを踏まえて次のいじめのないまちづくりに必要な対策についてというところに移りたいと思います。

まずこの話をする前に、市内における近年、いじめの実態や傾向について確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず本年度のいじめ検知件数につきましては、１月末において小学校１３件、中学校１３件、小・中学校合わせて２６件となっております。

いじめの内容といたしましては、小学校では冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするという事案が多く、中学校においては、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるという事案が多くなっております。

全国的な傾向ではございますが、ＳＮＳに関連したいじめ事案は年々増加しているというところでございます。また、これらは新型コロナウイルス感染症の影響で不要不急の外出自粛や臨時休業等、児童・生徒が自宅で過ごす時間が長くなり、スマートフォンなどを使用する頻度が高まっていることも一因と考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

ＳＮＳなど、いわゆる学校外の部分でいじめというものが、コロナ禍の影響もあり増えているという、そういった実態もあるという、いわゆる子供を取り巻く環境の変化というものもコロナも含めて、あとデジタル化の進展というのも含めて影響しているのかなというふうに感じ取りました。

とはいえ、まずいじめ対応の基本は教育現場であると思っております。

市内、各小・中学校でのいじめ防止であったり、いじめ問題の対応は現時点でどのように行われているのか。また、いじめ対応に対してリーダー的な立場の教職員というのがいて、それがいじめ対応に対する研修など、どういった専門的なスキルを学んでいるのか、その辺りを確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

いじめの対応といたしましては、全ての学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、その方針に基づいての取組を行っております。

各学校では管理職、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、学級担任等によって構成されるい

じめ防止対策委員会を設置し、状況によって部活動担当やスクールカウンセラー等が加わり、いじめに関して即時的かつ組織的な対応を行う体制を整えております。また、必要に応じて関係者会議やケース会議等を行い、外部との連携を行う体制も整えております。

研修につきましては、三重県教育委員会が実施するいじめ問題に関わる人権教育、生徒指導研修等への積極的な参加を促すとともに、市教育委員会といたしましては、特に経験年数の浅い教職員に対してのいじめ対応等の研修会、部活動運営に関わる研修会の開催をいたしているところでございます。

また、生徒指導協議会での情報交換等を行い、全ての職員がいじめはどこでも起こり得るものというふうに考えて対応をしているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

先ほどの答弁を聞くと、非常に対策において仕組みづくりというものがしっかりされているなという印象を受けます。ただ先ほどの話でもあったみたいに、いざ仕組みができていても相談に至らなかった、対応が遅れた、そういった状況というのがあるという、どうしても出てくるというのが現実なのではないかなと思うんです。その仕組みがちゃんと機能しているのかどうか、それが効果を発揮しているのかどうか、そこをしっかりと見ていくということが一番重要だと思うんですけれども、その辺りはどのように考えますか。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

実際に体制づくりというものを行っていく中で、様々な課題というものがまた抽出されてくるかと思っておりますので、これらに対しては一つ一つ丁寧な対応を重ねていくということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

丁寧な対応というのは、具体的にどういった対応になってくるんでしょうかね。ちょっと先ほども仕組みができていても、いざ相談したくてもＳＯＳを出せなかった、それを聞き取ってもらえなかったという、そういった状況を生んでほしくないんですよ。

教育長として、何か言いたいことがあればぜひお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

この新聞報道での案件につきましては、この組織を即時性を持って、組織的に対応にはスピーディーに行動を取らせていただきました。

発見が遅れたというのは事実でございます。結果として発見が遅れた。それは相談しにくかったのではないかということでありますが、何らかの要因で被害生徒が相談には至らなかった。結果と

して、そのようなことにはなっておりますが、当時もいじめのアンケートを年に２回やっており、教育相談も定期的に行っておりました。そこでも、いじめの訴えはなかったのであります。以後ですね。とは申しますものの全ての小・中学校で毎学期いじめのアンケートを実施するようにもいたしましたし、教育相談、また日記等を使っての子供の心情把握とか、行動観察とか、そういったことをきめ細かに行うよう、また児童会や生徒会が主体となって、自らいじめを許さないという主体的な取組を行っておりますし、校長会で頻繁にそういったことの取組を強化するよう、訴え続けてまいっております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

時間がなくなってきたので、どういう状況で相談ができないかというのは別にこのケースに関して言っているわけでもないんですよ。その子の状況、そのご家庭の状況、いろんな状況、いろんな要因で相談できないという状況というのはやっぱり生まれ得ると思うんですよ。なので、先ほど言っていただいたような対応をぜひ続けていただくとともに、各学校ごとに窓口をしっかりと設定をして、広く子供たち、保護者の方にも周知をする。それは担任の先生がやっぱり基本やと思うんですけど、担任の先生との信頼関係がもしできていなかったら、本当にどうしていいか分からないという状況になるんですよね。アンケートもどういうふうに取り扱ってもらえるか分からない。やっぱり信頼できる関係性の中で相談ができるという体制をつくっていけるように、ぜひ学校現場の中でもさらなる取組を期待したいと思います。

そんな中で、入れさせていただきました資料をお願いいたします。

学校の対応が基本と位置づけつつも、やはりいじめ対応、いじめゼロを目指すために行政アプローチの強化というものを１つ提案したいと思っております。

背景としては、先ほども答弁にありましたみたいに、子供を取り巻く環境の変化、ＳＮＳなど学校外でのいじめというのも増えてきているということであったり、どうしてもＳＯＳの見逃しや初動対応の遅れといったものが出てくると、問題が長期化、複雑化してくるというケースがあると。ただほとんどのケースは、やっぱり学校の教育アプローチで早期に解決できているものだとは認識しておりますけれども、やっぱり目標はいじめゼロ。ゼロに向けて、僅かな長期化、複雑化していくというケースもゼロにしていくためには行政アプローチの強化というものもやはり必要になってくるんではないかなと思っております。

方向性として、教育的アプローチのところでは教育的指導、いじめの予防、見守りというところはさらに徹底していただきながら、初期段階から行政アプローチ、例えば福祉部門が被害児童への継続的なケアであったり、今回も組織・機構が変わって人権というのが前面に出てきたと思うんです。人権というところでも調査を行ったり、必要に応じて教育委員会と連携していく、あと養成もしていくような体制、そして双方向からしっかりと積極的な情報収集を行っていく、こういった体制づくりというものが必要になってくるんではないかなと思うんです。なので、これいきなり全ては無理な話やと思いますけれども、まずは行政アプローチを含めた相談窓口の明確化であったり、教育、行政の業務の連携の見直しであったり、こういったところをぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

いじめには、人間関係、生活環境や生育歴等、様々な要因が絡み合っていることがございます。学校だけでの解決が困難なケースもございます。

本市におきましては、警察、福祉関係機関、医療機関、教育委員会等が連携した取組を行っているところでございます。体制といたしましては、まずいじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止、いじめの早期発見及び対処に関して関係機関等の連携のために必要な事項に関して協議するとともに、当該関係機関等相互の連絡調整を行うこととしているところでございます。

また次に、亀山市いじめ問題調査委員会を設置し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策に関する事項、学校に対する必要な措置、重大事態への対処に関する調査、審議を行うこととしております。

さらに、日常的には児童・生徒、保護者の悩みや不安に早期に対応するためにスクールカウンセラー等を配置するとともに、外部のいじめ等の相談機関につきましても定期的に学校を通じて周知をしているところでございます。

こういったことを含めて、先ほどおっしゃっていただきましたように、いろんな方向からのアプローチがかけられるんではないかと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

今も連携はしているということかなというふうな答弁に捉えましたけれども、それでも今やっぱりあくまでも教育アプローチのところの深みであって、行政アプローチというところからも例えば福祉、人権というところでいじめ対策を行っていくというしっかりと位置づけをして、窓口もつくって、そして子供たちにもしっかりと、それを市民に周知をしていく。そういった行政アプローチでいじめゼロを目指していくという方向性がないかどうかというところを市長にも伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いじめは教育的課題としている側面だけではなくて、ご指摘のような子供を取り巻く広い環境の幅広い課題であるという認識をいたしておりますので、今の教育的アプローチプラス行政的アプローチの質を高めていくということについては、現状としては、本市としては先ほど教育委員会のほうからご答弁させていただきましたが、一定の関係部局等の連携は、それも一般論と個別論といろいろあろうかと思いますが、おっしゃるように、長期化させない、複雑化させないという中で、スピーディーにその連携が取れるような仕組みが、一定出来上がっておるとは思いますが、なかなかいろんな案件、ケースケースで違いますので、それの精度を高めていくということについてはしっかり、従事していくということについては、そのように認識をいたしております。

今後におきましても、専門的な知識を持つ職員の支援でありますとか、あるいは人権的な対応と

おっしゃられましたが、そういう要素もさらに強化しながら、いじめに関する取組を進めてまいりたいと思っております。

また、子供のみならず大人社会や一般社会におきましても、このいじめの問題、誹謗中傷とか、あるいは名誉毀損だとか、様々な難しい問題が近年インターネット等々の進化とともに顕著になってきております。本市は、人権尊重都市宣言をいたしておりますので、まちとして異なる考え方、そういうものを本当に尊重し合えるような、そういう風土をつくり上げていくと、こういうアプローチも時間がかかりますし地味な取組でありますが、今後も一層強化していくこと、またこれは議会の皆さん、市民の皆さんとともに高めていくことが大事だろうというふうに認識をいたしております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

教育アプローチ、そして行政アプローチ、この双方向からのアプローチでいじめゼロを目指すという方向性でぜひお願いしたいなと思います。

その上でも、やっぱり教育の大切さというところ、加害児童はなぜいじめに至ってしまったのか、その周辺の子がなぜ止めてやれなかったとか、そういったところを一人一人の大切な子供たちに気づかせてやるのがやっぱり教育の力だと思います。そういった教育の力に期待をしているからこそ、今後、亀山市教育現場でいじめゼロを目指すためにどういったことができるのか、教育長に最後伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

いじめゼロを目指すことは皆が願うことではありますが、一方で、全ての学校関係者がいじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るもの。いじめは人権を侵害するものであり、人として決して許される行為ではない。この基本的な考え方の下、対応を行ってきておりますが、今後も行っていきたいと考えております。

一方で、学校だけの取組には限界があるとも思う側面がございます。

子どもの権利条約を背景としている児童福祉法の理念、その辺りからも福祉や人権擁護の方々、組織、機関と強力な連携、取組が不可欠な案件もあろうかと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

草川議員。

○１番（草川卓也君登壇）

本当に貴重なご答弁をいただいたと思います。今後の亀山市もまちづくりの中でいじめゼロというもの、また、それに向けた体制づくりというものを期待したいと思います。

残り時間で行けるところまで行きたいと思います。

子育てに関するところです。

おむつの負担に関してというところをちょっと上げさせていただきました。

今亀山市内の保育園では、おむつは基本的に保護者のほうで用意して、持っていって、使用済み

を持ち帰るという形なんですけれども、全国的におむつのサブスクということで、保護者や保育士の負担を軽減するために市内の保育園で一括でおむつを処分して、持ち帰りなしにしているというところがあります。そういった取組を今後亀山市で進めていくという用意があるのかどうか、ぜひ進めていただきたいと思いますけど、最後に答弁お願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、市内の公立保育所等におきましては、日中子供たちが使用するおむつについて、定期的に園へ持参していただいたおむつを使用しまして、使用済みのおむつについては、それぞれ保護者の方にお持ち帰りいただいているところでございます。

また、私立の保育所等におきましても、現在１園を除き、ほとんどの施設が保護者が持ち帰っていただく方式というふうになっております。こうした対応につきましては、保護者の方にも園の職員にも負担はございますが、日中のお子さんの排せつの状況などをこれによって保護者の方に確認いただく意味もあり、以前からこうした対応となっているところでございます。

ただ一方、徐々に使用済みのおむつの持ち帰りを廃止する園が全国的に増加している傾向があることも事実であり、今後の運営上の検討事項の一つであると考えております。

実施の方法につきましても、廃棄のみ園で行う方法やおむつの準備も含めて実施する方法などもあり、費用負担の在り方などの課題や保護者の意向確認なども必要であろうと考えております。こうした課題を深めて、今後本市でも実施に向けた検討を行ってまいりたいと存じます。

○議長（中﨑孝彦君）

１番　草川卓也議員の質問は終わりました。

次に、１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問します。

まずプラスチックごみの処理と次期ごみ処理施設の在り方についてであります。

このままでは２０５０年の海は、魚よりプラスチックごみのほうが多くなる。こういうショッキングな発表が知られるようになってきましたが、海洋のプラスチック汚染は、地球規模の環境問題として認識が高まり、問題解決に向けた取組が世界中で始まっています。

プラスチック製品は、ある程度の時間がたつと紫外線や摩擦によってぼろぼろになり、そして小さくなって、５ミリ以下になったものをマイクロプラスチックと呼びます。このマイクロプラスチックが環境中に広がり、食物連鎖で魚などの生物の体内に入り込み、それを食べる人間の体にも入ってきます。

高田秀重東京農工大教授によれば、これまでの研究でおおよそ２０マイクロメートル、これは１マイクロメートルが１ミリの１，０００分の１ということであります。非常に小さい、より大きければ魚が食べたとしても、そのマイクロプラスチックはやがて排せつされていくが、それ以下の大きさでは腸管の隙間から体内に入って出てこなくなる、あるいは出てくる時間が非常に遅くなるということが分かっているというふうに言われています。

また、プラスチック製品には添加剤と言われている様々な種類の化学物質が加えられている。添

加剤はプラスチックの性能を維持し、製品をつくるためには欠かせないものです。しかし、この添加剤の中には環境ホルモンという化学物質が幾つも含まれ、性や生殖に関わる異常を引き起こし、男性では精子数の減少、女性では乳がんや子宮内膜症の増加に関連していると考えられています。

このように、プラスチックごみは環境問題だけにとどまらない深刻な問題になっています。

こうした現状に政府も動いて、昨年６月にはプラスチック資源循環促進法が全会一致で成立し、今年の４月から施行されます。

この法律で家庭のプラスチックごみの分別回収が自治体の努力義務とされます。

また、この法律制定時に当時の小泉環境相は、熱回収を最小化する方向と答弁されております。つまり、亀山市の溶融炉のようにプラスチックごみを焼却すること、これは熱回収というんです。これができなくなるという方向性を国が打ち出しております。

そこで質問です。

４月から施行されるプラスチック資源循環促進法が市にどんな影響を与えるのか、また市民生活がどう変わってくるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１６番　服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

この法律の市に及ぼす影響等々でございます。

先ほど議員おっしゃいましたように、現在本市におきましては、プラスチックごみは溶融処理し、熱回収によりごみ発電を行うサーマルリサイクルを行っているところでございます。

本市がプラスチックごみを分別収集し、リサイクルする場合、収集業務の増加、収集物の手選別による仕分業務、再商品化に係る業務委託料が発生するほか、収集したプラスチックごみを保管するストックヤードの整備、高い発熱量を持つプラスチックごみが減少することによるコークスの使用料及び購入量の増加、さらにコークス使用料増加に伴う二酸化炭素排出量の増加、発電量減少による光熱水費の増加が見込まれるところでございます。

また、市民の皆様には、令和３年度から、雑紙、その他の色瓶の新たな分別収集をお願いしているところでございますが、さらなる分別収集をお願いすることになるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

答弁にもありましたけれども、この法律の施行によって市は新たなことをやらなければならないということが出てまいりました。一つは、やっぱり分別のルールを新たにつくる。そのことを市民の方に理解してもらって、協力してもらう。それから、再商品化ということがありますので、このための手作業で選別をするとか、それから再商品化のための業務委託をするとか、それからストックヤードも新たに造らなきゃならないという問題があったり、そういうことになってくると人も予算も新たに必要だということで、本当に大きな変化になるわけです。国のほうは、特別交付税を措置するといいますけれども、やはりこれで賄えるのはもうごく一部の費用だということで、結局自治体にとって大きな負担になってくるという問題。

それから、もう一つは亀山市の場合、溶融炉なんですね。溶融炉で処理することが、プラスチックのごみはできなくなるということになると、そうするとプラスチックごみの発熱を使って、いわゆる燃焼を促進させるという形でプラスチックごみを使っておったんですけれども、これができなくなる。そうすると、いわゆるコークスで燃焼を助けやなあかん。コークスの量が増えるわけですね。これも買いますから、この予算が増えると同時にコークスを使うことでCO_2の排出量も増えるという問題があります。それからさらに、問題は発電が少なくなる。だから、発電が少なくなるということは、その賄えない部分を光熱費がかさんできますというようなことですね。こういうことを考えると、本当に大きく今の亀山市のごみ処理の状況が変わってくるという事態になるわけです。

環境省が２０２１年に市区町村にアンケートを取ったというのがありました。

この法律が施行されて３年以内に家庭プラスチックごみの分別回収を行うという自治体はたったの７２だったということです。回答した自治体の１割にも満たないというね。３年以内の施行でそこまでやるというのはね。

また、環境省は、２０２２年度から廃棄物焼却炉の新設更新、亀山市も直面していますけれども、プラスチックごみの分別回収実施を交付金等の交付要件にする方向だと。つまり、焼却炉を新たに建てるときの国から来る交付金、これを出す出さないの要件にプラスチックごみの分別回収が実施されておるかどうか、こういうことが要件になってくるというようなことが今議論されている。これは後で取り上げますけれども、次期の処理施設を考える上で重要な問題になってきます。

私は、この問題というのは自治体に今突きつけられておりますけれども、やっぱりこれは大きな問題として国による十分な財政的な支援も要りますし、それから分別、それから回収コストを今ほとんど生産する企業が負担をせずにやっているわけですね。だから、この生産段階できちっと企業に生産者にコスト負担をさせるという、拡大生産者責任の徹底というんですけれども、こういうことをやらないと、今のような形でプラスチックごみがどんどん出されてきて、いわゆる最後のところで市が大きな負担をして処理しなきゃならないと、こういう在り方ですね、今はね。ここを大本として変えない限りやっぱり市は大変だということになるんですね。ごみ問題も解決しないということなんです。

そこで、今現在、亀山市のプラスチックごみの現状とそれから一部、サーマルリサイクルとも言われますけれども、これ欧米ではリサイクルとは呼ばないですね。熱回収はリサイクルではありませんと言われているので、名前はサーマルリサイクルですけれども、実際には燃やすということですよね。リサイクルの現状がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

先ほどご答弁申し上げたとおり、また議員が今おっしゃっていただきましたとおり、本市におきましては、プラスチックごみは溶融処理し、熱回収によりごみ発電を行うサーマルリサイクルを行って処理をしているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

そういうサーマルリサイクルと呼ばれるようなものを見直しなさいと、それはリサイクルと呼びませんよというのが国の大きな方向転換であろうと思っています。

ちょっと資料を出していただけますか。

これは昨年教育民生委員会で、ごみ処理を調査・研究のテーマにして、そのときにごみ処理の経費がどれぐらいになっているのかというのを周辺市と比較したグラフなんです。

このグラフはちょっと古いんですけど、平成３０年、２０１８年の数字です。これを見てもらいますと、市民１人当たりのごみ処理及び維持管理費の経費ですね。左から順番に並べてありますけれども、津市は１万４，６３２円で、その隣が四日市でぐうっと下がって７，６９５円、その隣が鈴鹿市で１万５，４１７円、最後は亀山市なんですよ、１万８，６８７円、一番高いんです。この周辺で見る限り、市民１人当たりのごみ処理の経費負担は亀山市が一番高い。

それから、もう一つのグラフは、ごみ処理及び維持管理費の総額がどうなっているか。一番端の津市は、青の折れ線のグラフですけれども、４１億円、四日市が２９億円、鈴鹿が３１億円、亀山市は９億円です。

このグラフを棒グラフと折れ線グラフと並べてもらうと分かるんですけどね、津から四日市にかけて１人当たりが減って、もちろん総額が減るから１人当たりは減るんですけれども、また鈴鹿になると１人当たりが増えるんで総額も増えるんです。

ここから先なんですけど、総額が亀山市はぐうっと下がるんですよね。ところが、１人当たりは増えるんですよ、これ。ここが一番の問題なんですね。だから、この津、四日市、鈴鹿のような並びでいけば亀山市の１人当たりは四日市以下の５，０００円ぐらいにならないと、いわゆる比例的に考えたときにならなきゃならないんですけど、いかに亀山市が多くの経費をかけているかということの私はこれは表れだろうというふうに思います。

そこで、なぜこんなに亀山市は高くなるのかという点について、その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

本市のごみ処理経費、１人当たりでございますが、確かに近隣市と比較して高くなっております。

この理由でございますが、例えば四日市市は本市と同じプラントメーカーのシャフト式ガス化溶融炉でごみ処理をしております。本市は４０トン炉が２炉あるのに対しまして、四日市市は１１２トン炉が３炉ございます。

また、人口は四日市市は約３１万人ということで、これらのスケールメリットが人口１人当たりの処理経費を安価にしている要因の一つであると考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

確かに、四日市の比較では同じ溶融炉でできるんですけれども、鈴鹿市は溶融炉じゃないんですね。だから必ずしもそれだけやない。結論的にいえば、溶融炉はお金がかかるということになって

いますね。特に亀山市のような人口規模にとっては、いわゆる割高になるという、非常にそういう問題があるんだろうと、この数字はというふうに思います。

例えば２０１８年の数字でいきますと、９億３，０００万円ほど総額でかかっています、亀山市ね。これをもし、今それで割ると１万８，０００円ぐらい市民１人当たりかかるんですけれども、この市民１人当たりを鈴鹿市や津市並みの１万５，０００円、１万８，０００円を１万５，０００円ほどに抑えたら、これトータルで２億円ほどこのごみ処理経費が浮くんです。だから、この本当に数字をいかに下げるかということが、総額でいかにごみ処理経費を削減できるかという問題になるんですね。もし、これ２億円がここで削減されますと、その分を本当にいろんな形で要望があります市民生活、福祉や教育というような分野に回すことができる。これは毎年２億円ですからね。だから、大きな数字になるんですけれども、だからこういうことを考えていくと、やっぱりこのごみ処理経費を減らすには、何よりもごみを減らすということをまず第一にですよ。大きな問題は幾つかありますけれども、まず第一にごみの量を減らすということだと思う。

これ私、質問で取り上げて、自分も生活を反省しながら、これを質問させてもらっていますけれども、やっぱり自分の生活を一遍振り返って、今の本当にごみの出し方がいいのかどうか、本当に無駄にごみを出していないかどうかということもやっぱり考えていく必要があるんじゃないかと。そのことによって、いわゆる税金の使い道としてもっと市民生活の向上に予算が回せるという部分も含めて、市民のレベルで大いに議論すべきだと。たしかに経費を落とすためには分別を多くしたりとか手間暇かかることになるんです。そういうところも含めてやっぱりこれ本当にこんな負担をしておっていいのかという問題とかですね。それから、今後のごみ処理施設を考える上で、どうしていったらいいのかという問題も含めて、今こそやっぱり市民の中で議論する。一人一人の市民がごみを出すわけですから、ここの意識が変わることによって大きくこれは取組として変わってきますので、このことが大事だと、私も生活の反省をしながらやっていかなあかんなと思っています。

次に、このプラスチックの影響という問題に戻りますけれども、いわゆる５ミリ以下のマイクロプラスチック、この問題が大きくなってきています。生物への影響ということが新たに注目をされています。

プラスチックというのは細かくなればなるほど生物の細胞の膜を通ってしまって、生物の体の深い部分に入ってしまう、出てこないんですね。排せつされないということですね。

リサイクルでいうと、使用済みのペットボトルなどを砕いて、フレーク状にし、それを原料として化学繊維の衣服というようなものにするということがありますよね。これも推奨されていますけれども、マイクロプラスチックの汚染の視点からいくと、これは問題解決にならないと言われるんです。どういうことかというと、化学繊維の衣服を洗濯します、当然。洗濯をすると繊維状のマイクロプラスチックが大量に出ます。これが下水処理でも取り除けませんので、あまりにも小さいのでね。そうすると川や海へ流れ出ます。そこでマイクロプラスチックを食べるわけですね。食べることによって、また食物連鎖ということで、結局解決しないんですね。

だから、やっぱり社会全体でプラスチック自体を減らす、プラスチックを減らそうというようなね。今ストローをプラスチックから別のものに替えたりとか、部分的には行われていますけれども、やっぱり本当にプラスチックを減らす取組というのを全体でやらなきゃならないというふうに思います。このマイクロプラスチック、この問題についてどんなふうに認識してみえるのか、お聞きし

たいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

マイクロプラスチックにつきましては、まちや山で捨てられたプラスチックごみが雨と一緒に水路や川を伝って海へと流れ込み、波の力や紫外線の影響などで細かく砕け、５ミリ以下になったものがマイクロプラスチックと呼ばれておる、先ほど議員がおっしゃっていただいたとおりでございます。

このマイクロプラスチックによりまして、海洋生物など様々な影響が生じております。また、食物連鎖により人体にも影響が出るということが懸念されております。

市といたしましては、現在世界中の海で起きておりますマイクロプラスチックによる海洋汚染の状況や人体への影響などを市民に周知するとともに、本市は鈴鹿川等源流域に位置していることから、源流域としての責務としてプラスチックごみを海へ流さないよう、引き続き市民への啓発も含めて不法投棄の早期発見、早期回収に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

よく海岸でごみを清掃してみえるのが映像で出ます。あれというのは、そのまま放っておくとプラスチックごみってさっきも言ったように、劣化をして細かくなっていくんですよね、ぼろぼろになって。そうするといわゆるマイクロプラスチックになってくるということで、取りあえずは海岸にそういうのが出たらすぐ拾うという。劣化しないように、小さくならないように、これも大事な活動ということです。だから、そんなことからも本当に始めなきゃならんなと思っております。

私のちょっと驚いたのは、この日本消費者連盟というプラスチックについての「脱プラ生活　はじめの一歩」というのをつくっていましてね。これを読んでびっくりしたんですけどね、本当にプラスチック製品というのは私たちの生活のあらゆるところで使われている。簡単に言うと、この不織布がそうなんです。これもプラスチックが入っているということですね。でも、分からないですよね、あんまりね、プラスチックが入っているという認識はありません。

だから、ペットボトルとか白色トレーなんて、見た目でもうプラスチックと分かるんで、これはいいんですけれども、本当に分からないものがある。例えばこの冊子を読むと、アクリルたわし、スポンジ、それから消しゴム、それからプラスチック製のティーパックもあるらしいですね。こういうものにまでプラスチックが今入っているんですね。

例えば洗濯をしたときに、このアクリルたわしやスポンジを使うと、結局繊維くずってマイクロプラスチック、結局先ほども言いましたように、自然界に流れ出してしまう。こういう問題もあって、本当にこれを読むとびっくりしますけれども、ありとあらゆる私たちが日常生活で使っているところにプラスチックが使われている。プラスチックって本当に便利な素材なんですよね。だから、そういうことで広がってきたんですけど、こういうことで今大きな問題になってきています。

最後に、これは次期のごみ処理施設の在り方という問題に入っていきたいんですけれども、環境

基本計画を読みますと、ごみ処理施設の整備等に関する検討として、２０２９年度には今のごみ処理施設が稼働を終えるということで、次期のごみ処理施設の在り方について検討しなきゃならんということが書かれております。

そこで、これは市長にお伺いしたいと思います。

プラスチック資源循環促進法が成立したことによって次期のごみ処理施設の在り方がどう変わるのか、この点について市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先般、代表質問で福沢さんにもお答えをさせていただきましたが、この進歩の経過を踏まえまして、いろいろ申し上げたいことはたくさんあるんですが、しかしこの状況の中でどうしていくか、大事な視点だと認識をいたしております。

国はプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に見られますように、先ほど来お話ありました、国の施策が熱回収から資源の再生利用を目的とした分別収集にシフトをしております。

本市の溶融処理施設は、先ほど来よりお話ありましたが、極めて今日まで有効なごみ処理の方式であったというふうに認識をいたしておるところでございまして、そういう中にありますけれども、今後これらのことを踏まえて、次期ごみ処理施設の在り方については、現在の市単独での処理施設の整備の検討に加えまして、今後予測されます人口や廃棄物の減少、厳しくなります財政状況を勘案いたしまして、近隣自治体との広域処理に向けた検討や調整を市民の皆さんの議論も交えながら進めていく必要があろうというふうに認識をいたしておるところであります。

なお、本市の現ごみ溶融処理施設につきましては、平成２３年３月に策定しました長寿命化計画におきまして、令和１１年度までの稼働となっておるところでありますが、次期ごみ処理施設の検討と併せまして、令和４年度に機能診断と健全度判定を実施して、再延命化の実現に向けた取組を進めてまいりたいというふうに現時点で考えておるところであります。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

単独か広域かということよりも、私はやっぱりどの在り方といいますか、種類というんですか、例えばストーカとかいろんな溶融炉以外の炉があるわけですけれども、そういうことを一つは考える必要があるのではないかということを言わせてもらって、これはまたもう一点聞きたいと思います。

もう一つ、やっぱり気になるのは、２０２９年度に稼働が終了するやつを延命するという、５年延ばすという。これは古くなったものを大事に使うという聞こえがええように思うんですけれども、ある意味、本当に老朽化してぎりぎりまで来ている施設をさらに延ばすということは、当然修繕とか、そういうものが今まで以上にかさんでくるということなんですよね。だから、場合にとっては本当に早く建て替えたほうが負担が少なくて済む。つまり、延命化をしたがためにその分使い続けることになりますけれども、その５年間に修繕の費用が大きくかさむというようなことになったんではね、結局何をしておるんやということになるんで、その辺も含めて考える必要がある。延命が

なかなか難しいんではないかということもやっぱり考える必要があると思います。

さっきも言いましたけど、次期の処理施設で、特に国が今までずうっと多くのごみを効率よく発電しながら燃やせるという溶融炉のような大型焼却炉の建設が進むような形で、いわゆる循環型社会形成推進交付金というのを支給するということでね。こういうことをやってきたから全国にそういう炉がざあっとできたということですね。ところが、ここを見直すというふうな方向になってきましたんで、プラスチックごみの熱回収を推進してきたのをこの要件を見直すと、新設や更新に当たっては、プラスチックごみの分別回収実施を交付金の要件にするというような方向になってきていますので、こういうことも考えるともう溶融炉ではない別の炉という選択肢も私は出てくるんではないかということを思いますので、その点の溶融炉以外の炉を検討すべきということについての見解を聞きたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今サーマルリサイクル、熱回収だけの視点のお話をおっしゃられましたけれど、国の方針にいろいろ申し上げたいことはたくさんあるんですが、溶融方式のメリットということを例えば私どもにとりましたら、先ほど少し触れられました、燃やして埋めるという概念から溶かして再利用すると、そのような概念に、平成１２年のこの溶融炉方式の導入を政策決定したというふうに認識をいたしておる。

その結果、現在私ども、いろんなごみ問題ありますけれども、２０１０年以降はこの溶融炉によります最終処分場は要らない、埋めませんから、さっき鈴鹿市さん等と比較ありましたが、最終処分場、一定期間で満杯になれば、これを確保していくというコストはあの中にはオンされておりませんでしたけれど、それを埋めないという中で、全量を再生させるということで、２０１０年からは唯一の対象となります溶融飛灰につきましても、お金がかかりますけれども、本市としては山元還元方式によりまして、全量再資源化を実現してきておるものでございます。

こういうこともひっくるめて、今の本市の溶融方式が機能してきた。ただ議員ご指摘のように、分別でありますとか、市民の皆さんの意向・意識等々も含めた、私自身もそうです、多くの方もそうですので、この減量していくような取組でありますとか、鈴鹿亀山は本当に平成２０年度からレジ袋の有料化、マイバッグの推進運動、民間も含んで努力をしてきたまちでございますので、ぜひそういう取組も含めての方向が大きく変わっていくことについて少し戸惑いを持っておるということなんです。

その炉の方式につきましては、溶融炉は駄目だということなんですが、かといってじゃあストーカ炉でありますとか、流動床という従来方式も含めて今後のこと、対応の中でしっかり検証していく必要があろうと思いますけれども、少しそういう問題も含めたちょっと複雑な状況にあるということは認識しつつ、先ほど申し上げた亀山市として適正なごみ処理が今後もでき得るような検討や環境をしっかり段階的に整えていくことが肝要だというふうに現時点では認識をいたしております。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

だから、今までの亀山市のこの溶融炉で処理してきたことの評価というのはきちっとやられたらいい、検証はね。その上で、本当に次の炉としてどれがいいのか。市長も言われました、ストーカ、流動床、溶融炉あります。これは本当に十分検討して、お金がかからないようにもしたいし、ごみも減らしたいしというね。その辺のところで本当にどの炉を取るのがいいのかって、これは単独か広域かというのと別の問題です。どういう炉を選択するのかというところについて十分議論をする必要があるということだけ申し上げておきたいと思います。

今回プラスチックごみを取り上げて、ごみ処理を言ってきたんですけどね。やっぱりこの問題は本当に複雑多岐で深刻な問題に今なってきています。これ自治体だけの努力では何ともしようがない。いわゆる、どちらかというと本当に最終段階でごみとして出されてきたものを自治体が処理を負わされるような形になっているわけです。そういうことを考えると、やっぱりこのプラスチックゼロに向けて変わっていくには、いわゆる川で例えるなら上流の製品をつくる企業の生産部門、そこからずうっと廃棄物が流れてきて、下流という言い方をしますけど、自治体で最終的に廃棄処分をするということですけれども、この上流から下流まで、この循環をどう変えていくのかという、流れをどう変えていくのか。そういう意味では、やっぱり上流の段階で企業などの生産部門、供給の側で例えば素材自体を変えていく。だから、出てきてプラスチックでどうしようというのでなくして、そういう心配のない素材をというようなこととか、そういうことでやっぱり生産部門できちっとそういうことをしてもらう必要がある。だから、何でも出せて、最終自治体が面倒見なさいよという仕組みは変えなきゃならんと。そのために国が政策面でもきちっとリードをする。それから、自治体に対して当面やっぱり財政的に支援しなければ、これは法律だけ通して、後は自治体でしなさいよと。さっきも言いました、これはもう選別は手作業になるわ、いろんな作業がどっと増えてくる、そのお金は自治体持ちだと言われたらこれ進みません。そういう意味で財政面でもしっかりと自治体を支援するということをやっぱり国に求めていく必要があるんだということを申し述べて終わりたいと思います。

次は、江ヶ室一丁目地内の埋立工事についてであります。

昨年９月議会で地元の方から相談を受けて、この問題、一般質問をやりました。

三重県の土砂等の埋立て等の規制に関する条例で、これに従って、地域住民から意見が出されたら、市は住民の声を尊重するというような答弁がありました。

先日、羽若町の自治会が反対署名と一緒に吉田建設による江ヶ室一丁目地内埋立工事に反対する要望書を市に出されたということであります。

この署名用紙を読みますと、２回住民説明会が開かれて、その都度事業者が回答してきたんですけれども、２回目の質問に対して３回目の説明会を開かなきゃならなかったんですけれども、もう開きませんというふうに事業者が言って、工事計画を周知したので本申請を進めます。周知しましたと住民の皆さんにはということで打ち切られたわけですね。そこで、羽若町自治会としてはやっぱり椋川がせき止められるような事態が起こっては困るということで署名活動に取り組まれて、市への要望書を出されたということを聞いております。

そこで、この９月議会以降のこの問題の経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木生活文化部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

昨年９月以降、事業者は県への許可申請に当たり、事業内容を周辺地域の住民に周知するため、昨年１０月と１２月の２回、羽若町自治会に対して説明会を開催しております。

その後、事業者は本年２月に許可申請書を県へ提出し、現在県において審査中と聞き及んでおります。一方、当該土砂埋立工事は、市環境保全条例第２条第１項第２号の規定による１，０００平米以上の土地区画形質の変更に該当しますことから、市へ、開発行為届出書が県への申請と同日に提出され、現在市においても審査中でございます。

そのような中、先月２５日、羽若町自治会住民から江ヶ室地内埋立工事に反対する要望書が三重県及び亀山市に対して提出されたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

経緯は分かりました。

資料をちょっと出していただけますか。これちょっとテレビを見ている方には見にくいんですけれども、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の抜粋なんです。４条と１１条と１３条なんですね。

４条には何が書いてあるかというと、土砂等の埋立て等を行う者の責務として、埋立て等を行う者は埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならないと書かれています。１１条では、周辺地域の住民への周知として、周辺地域の住民は当該説明会の開催の日から許可申請の日までの間に当該申請予定者に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。これを羽若の自治会は出されたということですね。

１３条、ここには市町長の意見の聴取というのがあります。これは知事が許可の申請、もう既にあったということですけれども、場合には市町の長に通知をする。そして、当該市町の長の意見を聞かなければならない。要は必ず市長の意見を聞かなきゃならない。これが今回の問題に関わる条文なんです。

この事業の許可権限は、先ほども言いましたように、県のほうにあって市にはないんですね。この条例に基づいて県は判断されることになると思いますけれども、これが申請をされたということですね。

１つ、環境保全条例って先ほども答弁でありましたが、亀山市には環境保全条例というのがあります。これは開発行為に対しての必要な措置を定めている。この環境保全条例を見ますと、いわゆる１，０００平米を超えるものについては、土地の区画形質の変更ということについては、これは開発行為に当たるということで、そういうときにはもう審議会を開催して議論するというふうになっています。

そうなりますと、審議会がいつ頃開かれていくのかということをちょっとお聞きしたいと思います。審議会がいつ頃開かれるのかということね。

その環境保全条例を見ますと、４条で開発行為に対する指導というのが入っていますし、５条は開発行為の届出者に対する指導、６条で開発行為の禁止、第７条で開発行為の中止命令と、こういう権限も亀山市の環境保全条例には入っているわけですね。そういう意味で環境審議会がいつ頃開

かれるのかという、まず１点、お聞きしたいと思います。予定としてあるのか。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

環境審議会の開催についてのご質問でございます。

現在、環境保全審議会の開催に向けまして準備をしているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

その市の環境審議会以外のことについて、今後どんな流れでこれが進んでいくのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

今後の流れでございますが、市環境保全条例に基づき、環境保全上の観点から、市環境保全審議会に諮問し、地質、地滑りの専門家の意見も含めてまいりたいと考えております。そのように審議会のほうからまた意見を聴取いたしたいという。

また、三重県の土砂等の埋立て等の規制に関する条例第１３条に基づく市長に対する県からの意見聴取につきましては、この市環境保全審議会からの答申及び市関係部署の意見を踏まえ、意見書を提出することとなります。その後、県は市からの意見を踏まえ、審査し、許可、不許可を決定するものと伺っておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

今後、開発行為であるので審議会を開いて、そこでの意見をもらって、それを踏まえて市長意見を出して、県にそれを提出する。そのことを県が受けて、最終的に県が許可するかどうかの判断をするという流れでいいということですよね。

県が判断するんですけど、あえてこの場で聞きますけれども、この条例の４条を読みますと、土砂等の埋立て等を行う者の責務として、第１項で、土砂等の埋立て等を行う者はその実施に当たっては埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るように努めなければならないと書かれているわけやね。地域住民の理解を得るように努めなさいよというのが４条なんですよね。

これ先ほども言いましたが、事業者が２回説明会を開いた。２度目に出されたこの質問への回答すべき３回目を開かずに結局もう打ち切りましたということですね。そのことを受けて、それじゃあそういうことであればということで、地元自治会から反対の要望書が出されているというのが経緯なんですね。

それでいくと、この１項でいう周辺地域の住民の理解が得られなかったことになるんではないかと、私はこれを理解するんですが、この点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

青木部長。

○生活文化部長（青木正彦君登壇）

県条例第４条第１項は、土砂等の埋立て等を行う者の責務として、許可申請前に周辺地域の住民に対して許可申請書の内容について説明会を開催して周知し、理解を得るよう努めるものでございます。このことから、土砂等の埋立て等を行う者の責務として、周辺地域の住民の理解を得るよう、丁寧かつ十分な説明を行い、理解を得るため努力を払う必要があるものと認識しております。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

いや、私が聞いているのはそういうことではない。

要するに、そういう条項の中で、実際に地元の住人から反対の要望が出されたということは、理解が得られなかったというふうに解釈すべきではないかということを言っているんです。その点の見解を聞いているんです。

○議長（中﨑孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

こういう住民の理解を得るよう努めるものとするという表現については、県条例でいろんなところで出てまいります。

これは推測ですが、業者側としては２回も説明会を開いたんだから十分理解を得るように努めたと。住民にとっては２回目の説明会で質問を出したのに、その回答がないということで、今意見のそごがあるということだと思います。

その辺のところについては、恐らく住民説明会の経過、経緯を詳細に事業者が県に対して出して、その内容について、県が住民に対して十分理解を得るように努めたかどうかという判断は、恐らく県がするもんだというふうにいろんな事例の中で、今までそういう具体的な事例がございましたので、多分今回もそうだろうというふうに思っています。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

最終的に県の権限ですからね。

本当にこの問題を条例では理解を得るように努めなきゃならないと言われておりながら、結局理解を得られないからこそ、こういう反対の要望書が出てきたというこういう事態を本当に県がどう判断するかということになるんだろうと思います。

最後に、市長にお伺いしたいと思いますけれども、去年の９月議会でこの問題を質問したときに、最終的に、私これは仮定の話だったんですけど、市長の意見が求められたらということで、住民の意見を尊重するというような答弁を市がされたんですね。市長の意見を求められた場合には、住民の意見を尊重しますという答弁がありました。

ここで市長に聞きたいのは、いわゆる先ほど紹介しました県条例１３条に基づく市長の意見なんですけれども、先ほどから言っていますように、この地域の自治会として反対をしているという中

で、住民の意見を尊重するというのは、結局市としてどういう方針になるのかという、この辺りはどう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨年申し上げたような思いは、当然基本方針として今後もそのスタンスで臨んでまいります。

羽若町自治会の皆さんの思いとか、要望書をいただいておる趣旨でありますとかも十分理解をさせていただいておるものでございますので、先ほど来より答弁させていただいておりますが、市の環境保全審議会の答申、それから市関係部署の意見を踏まえまして、本市として今の１３条に基づきます意見を取りまとめ、県に対して提出をいたしてまいりたいと考えております。

住民の思いをどう尊重するのか、そういうことなんですが、特にこの県条例１３条の市長意見の中で、地域としても懸念の多い土砂等の崩落、飛散または流出によるこの災害の防止、こういうことにつきまして、この未然防止について、十分県にはその中で申し上げてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中﨑孝彦君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

市長は、最後に基本方針としては変わりないんだと、９月の時点とね。それから、十分住民の要望なりそういう状況というのは理解しているというふうに言われましたんで、これは住民の意見を尊重するような立場で市長意見が出されるんだというふうに判断してよろしいですか、それで……。

そういうふうなことで、市長としても住民の意見を尊重するという方向で市長意見を出されるということであります。

私は、この問題は非常にいろんな背景もあって難しいんですけれども、少なくとも話を聞いたときに思ったのは、やっぱり椋川が、これは万が一あってはならんのですけれども、盛土が崩れて埋まるということになったときには当然水が下流へ流れていかない、そうすると上流にずうっと水がたまってしまう。ちょうど西小学校から公園のほうを向いて下りていったところに椋川に沿って集落がありますね。あそこが一番被害を受けるんだろうと思うんですね。

今までででも椋川のことで心配をされておった地域なんですけれども、それがこういうある意味人為的な、人間の作業によってそういう危険が新たに生まれるということなんで、やっぱりこのことについては本当に何とか取り除けないかと、そういう不安や懸念をという思いで、これが出されてきているんであると思いますので、何とか、今回の羽若自治会が出された意見、要望が生きるような方向でこの問題が進んでいくことを県にも市にもお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１６番　服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　２時１８分　休憩）

（午後　２時２８分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１４番　前田耕一議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

大樹の前田でございます。

通告に従い、今回２件の一般質問をさせてもらいますので、よろしくお願いいたします。

まず１件目は、亀山・関テクノヒルズ及びその周辺への立地企業について確認をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

市長は、施政方針の中で企業活動の促進、働く場の充実について、残り僅かになった亀山・関テクノヒルズへの企業立地に向け、開発主体や県と連携を図るとともに、産業振興条例制度を活用しながら積極的に企業誘致活動を展開していくというように述べておられます。それからもう一点、本市に進出決定いただいた企業の操業開始に向け、支援を行うとともに、コロナ禍での雇用の維持確保が厳しい市内企業に対して、亀山市雇用対策協議会、ハローワーク鈴鹿あるいは亀山商工会議所等の関係機関と連携し、雇用確保に向けた支援をしていきたいというように述べておられます。

そこでまず、１点目として確認したいんですけれども、その立地企業数ですね、現在の、その現況についてお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１４番　前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山・関テクノヒルズの現状でございますけれども、区画を購入された企業２３社でございまして、そのうち既に操業をされている企業が１５社でありまして、現在操業に向けて工事を進められておる企業が２社、残り６社が未着工ということになってまいりますが、そのうち、６社のうち２社は本年度に区画を購入されたばかりというところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

２３社が進出して１５社が操業中、それから工事中とか未着工の企業もあるようでございますけれども、現在操業している１５社の内容、内容と申しますのは、業種については構わないんですけれども、この１５社に現在何名ぐらいが正規社員として勤務しているか。それから、正規社員以外にも、最近は非正規の社員も結構見えると思うんですけれども、非正規の社員はどのぐらい見えるかなと、この数ですね、それを把握したいんです。それと、多分難しいと思いますけれども、最近のことですから派遣社員なんかも結構入れておると思うんですけれども、流動的な部分もあろうかと思いますので一概に言えないかも分かりませんけれどもね。それから海外からの研修生、この辺もどの程度確保して操業しているかということですね、分かっている範囲で結構ですからお示しいただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、テクノヒルズで操業している企業１５社ということでありますけれども、シャープをはじめ凸版印刷等々、旧区画に進出していただいておる部分、また新区画１０区画のうちでは令和２年の操業ということで富士発條株式会社、山川運輸株式会社様が最近の操業というようなことで、製造業を中心に進出していただいておりまして、それに加えて物流関係の事業者さんも進出をしていただいております。

次に、従業員数というご質問ございましたけれども、亀山・関テクノヒルズ、また名阪亀山・関工業団地も含めて正社員の従業員数ということでありますが、これについては雇用対策協議会を通じて毎年調査をしておりまして、協議会に加入をしていただいている企業１５社でありますけれども、その合計の正規従業員数は約３，５００人ということで把握をしております。また、そのうち研修生はというお話がありましたけれども、研修生の方が何名それぞれの企業に見えるかというところまで調査のほうはしてございません。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

社員は３，５００名ぐらいと今答弁ありましたけれども、正社員ばっかりで３，５００人じゃないかと思うんですよね。中にはパートとか、それから臨時工とか、その辺も含めて、その辺の内訳というのは把握してございますか。これは非常に大事なことやと思うんでちょっと確認できればと思いますので、もし把握してあればお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

正規、非正規を含めた従業者、非正規の部分も含めた形では、市内事業者全体という意味では調査のほうは市のほうではしていないところでございます。先ほどの３，５００人は正規従業員の数でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

非正規の方は何人ぐらいかというのは把握していないということですか。だって一般的に雇用状況を見る場合、正規の社員というのは一番安定しておるわけですから、それは大事な数値やと思うんですけれども、非正規の方なんかも、中には正規の社員に切替えがあるということも可能性がありますし、ぜひその辺もはっきりと、何名ぐらいが非正規社員として雇用しているかということも把握していっていただきたいなあと思うんです。

それから、雇対協のほうで人数については確認してもらってあるということでございますけれども、その雇用対策協議会が亀山市にございますけれども、どんな調査をされているのかというのを確認したいと思いますけれども、雇用対策協議会というのは、もともと昭和４０年前後に雇用確保を目的に全国各地の自治体なんかで設立されまして、求人、確保のために活用してきてみえるんで

すけれども、亀山市の雇用対策協議会は現在何社ぐらいが所属して、どんな活動をしているかというのをちょっと確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市雇用対策協議会の会員数でありますけれども、４６の会員さん、事業所と、それに特別会員といたしまして、亀山商工会議所合わせまして４７で構成をしております。

雇用対策協議会の活動でありますけれども、コロナ禍におきまして若干活動のほうも縮小という部分もございますけれども、求人懇談会でありますとか、高校の進路指導の先生方との懇談会等々、ハローワークと連携をしながら活動を進めているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

そうですね。確かに雇用対策がやっぱり中心で活動しているんですけれども、今はそんな極端な事例はないと思うんですけれども、過去であれば企業の人事・総務担当者の方と市の職員、あるいは会議所の職員と一緒になって、全国各地の高校とか、あるいは昔、高卒は金の卵と言われる頃は中学校なんかへ訪問して、ぜひ亀山市へ、あるいは我が企業へ就職をということで回っていたことがあるんですけれども、そんな時代じゃ今なくなっていますから、そういうことも行っていないと思うんですけれども、それでもやっぱり高校の先生なんかをぜひ招いて、企業の状況をよく見ていただいて企業を理解してもらうというのは非常に重要なことで、そういう仕事はやっぱり雇対協の仕事になってくるんじゃないかと思うんですけれども。

問題は、亀山市の雇用対策協議会は事務局が亀山市にありますわね。そうすると実際そういう活動を先に立ってやるのは企業の担当じゃないと、加入者は先頭に立ってなかなか動くことができないと思うんで、どうしても市の職員が対応に、中心になって活動しなければならないと思うんですけれども、そうすると本来の業務がありますから十分な活動がしにくい部分があるかと思うんですけれども、そういうようなところについて、今のところ支障はないですか、確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本市におきましては、雇用対策の事務局を市が持っておるということで、よその市にはあまりケースのないものだと思っておりまして、逆に市が事務局を預かることによっていろいろ企業さんとの情報交換、情報提供等々、円滑に進められておるものと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

そうですね、大体事務局を持っているのは商工会議所なんかが中心で、行政のほうで事務局を持って雇対協活動しておるというところはやっぱり少ないと思うんですよ。

そんな中で、例えば今現在事務局の担当の職員が、果たしてこの市内の雇対協の会員企業さんの

要望内容とか、実際の作業内容をどこまで把握しておるかというのは、やっぱり本来の業務があるんで、十分に企業訪問とかして、特に工場見学はやっていないと思いますし、それから現在四十五、六名の会員さんということですけど、決して多くはないですわ、亀山市ではね。だから、会員募集の勧誘とか、そんなんも含めて企業回りとか、そんなのをどんどんやっていかなきゃいけないと思うんですけれども、やっぱり今のその雇対協の事務局が、行政の中にあるということは、その辺でちょっとネックになるんじゃないかなという感じもしないこともないですから、ぜひその辺のところを会議所等とも調整していただいて、事務局の変更と言ったら語弊がありますけれども、なんかも検討していっていただくべきじゃないかなあと思いますので、それだけ申し上げておきたいと思います。

いずれにしましても、もう少しでこのテクノヒルズの企業操業が１００％近くになってきますけれども、もうちょっと頑張っていただいて、全社がそれこそ操業していって初めて亀山・関テクノヒルズとしての位置づけが認められて、そして市民権を得るんじゃないかと思っておりますので、ぜひもうちょっと努力してほしいと。

それから、販売されていないところにつきまして、まだちょっと一、二区画あると聞いておるんですけれども、その辺についても、ぜひ早急に完売していけるように努力をしていただきたいと申し添えて、このテクノヒルズに関連する質問については終わります。

２点目として、亀山駅周辺整備とＪＲ東海との連携について確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

失礼しました。もう一点ありました。

３点目として、午前中に２人の議員のほうからしてまいりましたコストコの件についてでございますけれども、大体話、内容は確認させていただきましたので、思っていることとあまり変わらないなあということで見ていますけれども、このコストコの進出ということは私はあまり興味がないんですけれども、うちの家内なんかはもう張り切ってぜひと言っておるんですけれども、いろいろと今回質問もいただいておりますけれども、正直言いまして、そんな渋滞もしないと思うんですよ。道路を心配していますけれども、私も五、六回常滑とか、岐阜羽島へ運転手をさせていただきましたわ。中へ一遍も入ったことないんですけれども、平日ばっかりですけれども、そんな渋滞もしていなかったんで心配なことはないと思いますし、行ったら、もう目的を達したら女性陣は、女性陣と言ったらひょっとしたらまた語弊ありますけれども、すぐ帰ってきて自宅のほうへ、そしてたくさんの買物を区分けしてこれはどこへやる、これはここへやるとやっておるのが忙しくてというような状況が続いておりますので、この件につきましては、もうあえて質問を申し上げませんので、次のＪＲのほうに入りますけれども。

○議長（中﨑孝彦君）

質問の途中ですが、議事の進行を止めます。

本日３月１１日、東日本大震災の発生から１１年を迎えます。ここで震災により犠牲になられた多くの方々に哀悼の意を表し、１分間の黙祷をささげます。

皆様、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙　祷）

○議長（中﨑孝彦君）

黙祷を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

前田議員、質問を続けてください。

○１４番（前田耕一君登壇）

それでは、１１年前の悲惨な状況に思いをはせながら、続けて質問させてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

２件目としまして、亀山駅周辺整備とＪＲ東海との連携についてを確認したいと思います。

駅前のシンボル「キットテラス」の詳細について、まずお伺いしたいと思います。

これは大体状況は確認しておりますけれども、改めてキットテラスの施設の概要について具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

現在、亀山駅周辺２ブロック地区市街地再開発組合において整備が進められております施設建築物については、愛称をキットテラスと決定され、住宅と商業施設、公益施設から成る複合施設でございます。そのうち住宅については、地上１５階建てで１ＬＤＫプラスＳから４ＬＤＫまでの４タイプの住戸５６戸を設置するものであります。

次に、商業施設は１０４平米から１３９平米の広さを有する３区画の商業施設であり、公益施設に隣接する２区画の商業施設については、公益施設との行き来が可能な構造となっているとともに、亀山駅へのアクセス道路となる都市計画道路、亀山駅前線沿いに配置されております。さらに公益施設については南側に配置され、駅前広場に面し、地下１階、地上４階建てとされており、亀山市立図書館が設置されることとなります。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

駅周辺キットテラスにつきましては順調に、時期が多少遅れておる部分もあるやもしれませんけど、進んでみえるということで確認させていただきました。

２点目として、このキットテラス以外のところで、駅周辺の施設の充実についてまず確認したいと思うんですけれども、駅周辺に設置される駅利用者等を対象とした施設にどのようなものがあるのか、まずお伺いしたいと思います。キットテラス以外でね。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅周辺における駅利用者等を対象とした施設は駅舎に隣接して設置され、市が管理している駅構外のトイレと、昨年１２月に供用を開始いたしました亀山駅東駐輪場が設置されております。

また、現在整備が進められている再開発ビルには図書館が整備されまして、図書館内１階には総合案内や休憩スペース、さらには開館時に利用可能なトイレが新たに設置されることとなります。さらに今後市において整備を予定している施設といたしましては、亀山駅西駐輪場と駅前広場に隣

接して整備を予定しております亀山駅前駐車場がございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。第２ブロックの大体の概要はご説明いただきましたけれども、それ以外に今駅構外にありますトイレも大分古いですわな。それを今後あのままで置いておくんか、あるいは改修をされていくのかどうかと、その辺の方向性は出ているかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

駅構外のトイレにつきましては、ＪＲ東海より市が土地及び建物の無償貸与を受け管理を行っているものであります。現在の駅構外トイレはトイレブースが狭い状況であり、トイレの改修を行うには貸与面積を拡大する協議が必要であるというふうに考えております。また、老朽化している駅舎の改修や耐震化等の計画との調整等も必要でありますことから、現時点での改修等の計画はない状況でございます。

一方、駅構外トイレの存続を求める意見があることも承知しておりまして、当分の間は現在のトイレを活用しつつ、新たに供用を開始いたします図書館内のトイレの併用活用を含めまして、利便性の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

せっかく駅前を整備してトイレはもうそのままやと、しばらくはあれを我慢してくれというようなことではちょっと考えられないですね。やっぱりこの機会に新たに、確かにあそこの用地はＪＲですからお借りするようになると思いますけど、あそこが駄目であればほかでもいいですから、ぜひ新しいトイレの設置、設備を整えてほしいと、整えるべきだと思いますので、ぜひその辺について前向きに検討していただきたいと。

今のままじゃ絶対駄目ですよ。普通の人なんかなかなか入りにくいですよ、特に女性なんかは。ぜひ見直しを検討してほしいと、このように思いますのでお願いします。

それから今度、駅前広場内に設置されるアーケードでもないんですね、シェルターというのが、これがどんなものでどうやって今後活用していくかということについて確認したいと思います。

確かにあそこはちょうど駅全体の正面になりますから、大正２年に亀山駅ができて、全景は見ばはいいんですけれども、あのシェルターができたらほとんど半分以上が隠れてしまうともったいないなあという部分がないこともないと思うんですけれども、いずれにしましても、このシェルターはそこへ設置するということですから、このシェルターというのはどんなものでどのように活用していくのか、それについてご説明いただきます。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

駅前広場南側に設置いたします公共用の歩道でございますシェルターは、公共交通等を利用される方が運転時に雨を避け乗降できるよう亀山駅の駅舎側に隣接するバス・タクシーの乗降場及び障がい者用の乗降場に整備するものであります。また、バス乗降場にはベンチや路線図等を示した案内板等を設置するとともに、駅舎の出入口付近には市政情報や観光情報等を発信するためのデジタルサイネージを設置するなど、多くの方が利用できる利便施設の設置を行うこととしております。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

私、シェルターという新しい言葉を使ってもらっていますけれども、要はアーケードと理解していいんでしょうね。アーケードとはまた別個のものなのかどうかというのをまず確認したいのと、それからあのシェルター、アーケードの長さはどのぐらい延長あるのか、それから幅、その辺について確認したいと思いますので。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

シェルターとアーケードということでございますけれども、まずシェルターというのは公共用の歩道といいまして、基本的にはその下が歩道扱いということで、歩いていくための屋根がという意味でございます。ですので、そういう部分で、幅も約２．５メーター程度歩道側には出ております。乗降場側には約１．７メーター程度出て、２段式を採用しております。

駅全体の中でどれぐらいのメーター数かといいますと、駅のロータリーの南側に一定の距離がございますので、約２５メーターから３０メーターぐらいの非常に長いものを設置させていただきまして、その中にバスの乗降場であったり、タクシーであったり、また障がい者の乗降場も設置する予定で進めております。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

相当長い距離、幅で、もし雨が降ってもうまくしのげるような仕組みになっておって非常に便利かと思うんですけれども、やっぱりシェルターという名前は生きていくんですね、なかなかなじめないんちゃうかなあと思って、一般の人が。アーケードと言ったらもうすぐ分かりますしね。そこのところについて、ここでシェルターはやめとけというわけにいかないんで、何らかの形で再度検討していただいて、もっと市民受けするような一般的な名前にしてもらってもいいんじゃないかなあという感じもしないこともないんで、一言だけ申し添えておきます。

次に、喫煙ブースの件について、今教育長笑われましたけれども、これはもう徹底的に私は要望させてもらいたいと思うんですけれども、やっぱりキットテラス広範囲、それから駅周辺含めて、灰皿が、喫煙場所が一個もないというのは、やっぱりたばこを吸われる方は不自由ですよ。特に、名古屋からＪＲに乗って、あるいは関西のほうから来ていますんで、それまでは列車は当然喫煙できませんから、それで亀山駅を降りていって、それでちょっと列車から解放されて駅舎から出てき

たと、さあ一服といったらないんですわね、どこにも。だから、それは駅のど真ん中へ喫煙場所をつくれとかいうことは一切言いませんけれども、どこかその隅っこのほうでもいいですから、ぜひそういうスペースを設けていただいて、そして喫煙者もゆっくりそこで気分をほぐせるような場所というのはつくってもらうべきじゃないかと思うんですね。

これは、要望ははっきり申し上げて強いです。列車に乗る人なんか特に多いですね。そういうこともやっぱり検討して造っていっていただきたいと。駄目だということをまたおっしゃる幹部職員も見えるか分かりませんけれども、実際に３億を超えるたばこ税を亀山市はいただいているわけですから、国から。ということは、そんだけ亀山市でたばこを吸う方、あるいは喫煙愛好者、それからたばこを買っている方が見えるわけですから、それらの人に対しても何らかの還元というのはあってしかるべきじゃないかとちょっと思いますので、その辺について、方向性やお考えがありましたらご答弁いただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅の駅前広場については、以前には、議員ご指摘のとおり、駅入り口西側の屋外に喫煙スペースが設置されておりました。現在の駅前広場には喫煙所は設置されていない状況でございます。また、ＪＲ東海の在来線の駅構内についても、健康増進法の趣旨を踏まえ全面禁煙とされている状況であります。これらの状況を踏まえまして、公共性のある駅前広場内において喫煙所の設置は行わないという予定でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

すぐにいい返事はもらえない、そうもないんですけれども、やっぱり必要ですよ。私がたばこを吸うから言うんじゃないんですよ、実際に駅を降りて、うろうろして何をしているかといったら、トイレを探すこともないですし、あるのは飲むものがないかとか、店がないかというのは探されますけれども、たばこを持ってうろうろしておるところが見えますわ。私は物好きやから行って、たばこですかと言ってもどこで吸ってくださいと言えないんですね、亀山の場合には。その辺で勝手に吸ってと言うことも可能ですけれども、そんなこともできないですから全然しておりません。ぜひそういうことをやっぱり、たばこの嫌いな人はもうこんな何を言っても駄目ですからね。しかし、やっぱりあったら便利やなあという方は結構おると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと、かように思いますのでよろしくお願いいたします。

それと、３点目ですけれども、ＪＲ利用者増加に向けた市の施策ということで質問させてもらいますけれども、私、実はちょうど１か月ぐらい前に、ひょんなことからこんなんを見つけたんですわ。昭和１６年８月の時刻表ですわ、亀山市の入った全国の。もう字が小さいで見えませんよ、なかなか虫眼鏡で見たんですけれども。これを見て今の亀山駅周辺はどう列車本数とか、料金とか違いがあるんかなあということで調べてみたんですわ。

そうしたら、名古屋－亀山間、昭和１６年の８月には１４本の列車が走っておりました。名古屋から四日市は、あとプラス５本列車が走っておりましたけれども、それから昭和５５年には１９本

走っていました。その頃は急行なんかもありましたからね、平安とか、かすがとか、志摩とかいうのが走っておりましたけれども、そんなんを含めて１９本、現在が２８本の列車が名古屋－亀山間を走っております。所要時間を見ましたら、昭和１６年名古屋－亀山間９０分前後ですわ、５５年で大体、これはちょっと時間が分からんかな。現在が大体７０分から８０分、昭和１６年で蒸気機関車が走っておるときと現在と時間が１０分か１５分しか違わないんですね、名古屋－亀山間、こんなんあるのかなあと思いましてね。ということは、やっぱり今の亀山－名古屋間は時間がかかり過ぎますわ。

名古屋－関ケ原は６０キロ前後のところですけれども、普通列車が６０分です。だから、亀山－名古屋間は電化というものの単線ですから、結局やっぱり対向とかそういうのがあるんで時間がかかるかと思いますけれども、やっぱりもっと何とか、たとえ２分でも３分でも時間短縮できるようなことで、ぜひ短くすべきじゃないかと思うんですけれども、この辺についてぜひＪＲ東海のほうと調整していただきたいなあと。今確かに亀山はリニアとか、それから関西線の複線電化というのを強く申し入れておると思うんですけれども、他市町の内容について、もっとしつこくても構いませんから対応をお願いしてですね。そういうふうにしてもらうのが可能なんではないかと思うんですけれども、その辺どういうような対応でＪＲ東海との連携とか調整とかをしていくというのかその辺、最近の打合せとか、その辺の依頼とかも含めて、どういうような行動をしておるかというのをお示ししてくれれば幸いだと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ＪＲ関西線の利便性向上ということでありますけれども、三重県及び沿線自治体と連携をいたしまして、三重県鉄道網整備促進期成同盟会というのがございますので、それを通じて関西本線の名古屋－亀山間のまだ残っております単線区間、３６．５キロがまだ単線区間として残っておりますので、そこの複線化に早期着手を要望を行っておりますし、そのほか運行本数の増加、これらによりまして、その議員先ほどご指摘ありました時間がかかり過ぎというような部分、これについては改善の要望をさせていただいております。ほかにも当然、乗り継ぎの改善、無人駅での防犯対策とか亀山駅でのホーム、待合室、この新設など様々な要望を行わせていただいております。

さらには、市の取組でありますけれども、リニア中央新幹線・ＪＲ複線電化推進亀山市民会議でありますけれども、こちらにおきましては関西本線、紀勢本線の複線電化の促進、ＩＣ乗車券サービスの利用可能エリアの拡大などによる利便性の向上に向けまして、関係機関と協力しながら国への要望等々、幅広い活動のほうを展開させていただいております。

そのほか、鉄道利用者の利便性向上を図るために、またにぎわいの拠点とするために本年度加太駅の改修も行っておりますし、利用促進につながるように伊賀市、甲賀市、亀山市で連携して鉄道遺産を巡るウオーキングを開催するなど、啓発にも取り組んでおります。また、将来的には東京－名古屋間のリニア中央新幹線の開業によりまして、在来線の必要性も当然高まってくるものと期待もしております。

そのような中で、ＪＲ西日本ではありますが、経営悪化で維持が難しくなっているローカル線につきまして、関西線の亀山－加茂間も含む輸送密度が日２，０００人以下の区間で、優先的にサー

ビスを見直す考え方を明らかに最近されております。こうしたことから、今後におきましても利用者の増を目指した利用促進啓発活動に取り組んでいくということとともに、鉄道を利用される市民の皆様の利便性が向上するように、引き続き三重県及び沿線自治体と連携をしまして、鉄道事業者への要望活動を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

部長はたくさんおっしゃいましたけれども、そんなぎょうさん言っても無理ですわ。１つか２つでいいからこれだけは何とか実現してとか、何とか対応してというような形できめ細かく要望していかないと、それはなかなか実現しません。期成同盟も大事です。しかしそれを言うて今日明日に対応できるわけやないですし、やっぱり簡単なところというと何ですけれども、一番は複線化は当然ですけれども、これはね。

あと僕が思っているのは、待ち時間が結構多いですね、関西線、何か私が乗る列車だけなんか知らんけれども、５分待ちとか６分待ちとかあるんですね。これがなければ十分その時間短縮できるわけですけれども、これがあるんです。いずれにしましても、昭和１６年に９０分で走っているんですよ、ここ亀山－名古屋間は。これをなぜ今７０分から８０分かからないかんのと。７０年、８０年前とほとんど時間が変わらないんですよ、所要時間が。もっと努力していけば短縮に向けて対応できるんじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺のところを強く。スピードアップは難しいか分かりませんけれども、待ち時間の対応とか、あるいは快速が優先にされておりますので無理か分かりませんけれども、亀山－名古屋間も１１本今快速が走っているんですね。それでもやっぱり伊勢線経由の快速みえのほうが優先ですわ。見ていると、やっぱり伊勢線が優先の運行表になっているんかなあという感じがしないでもないんですけれども。

私もちょっと調べてみましたら、名古屋から亀山まで快速で来る時間は大体６０分ぐらいかな、名古屋から快速みえに乗って津まで来て、津から紀勢線で亀山へ来ても時間が変わらないんですわ。あかんのは津駅で乗り継ぎ、これは便が悪いですからね。津駅で快速みえから紀勢線で亀山駅というのは、それで時間がロスしますけれども、非常にロスしますけど、うまく努力すれば簡単にできるんじゃないかなあと。

それを僕がもう顕著に思ったのは、あるとき西のほうへちょっと遠征しまして、それで新幹線の切符、新大阪までのしか持っていなかったんで名古屋まで切符を買おうと思って、車掌さんに名古屋まで乗車券は亀山までといって切符を買おうと思ったら、お客さん、名古屋から亀山へ行くよりも京都で降りて草津から柘植駅で、それで亀山へ行くほうが早いですよと、はるかに。そうやって言われたんですわ。そんなことないやろうと思っていましたけれども、やっぱり早いんですわ。私、当然柘植駅で列車を降りて、それで家内に電話して迎えに来てくれと言って、柘植駅で降りてホームのほうを向いて歩いておったら亀山行きの列車がすうっと行くんですわ、連携もきっちりしているし向こうはやっぱり早いです。車掌さんからずばり言われました。本当にもう今、私は西のほうに行くときは必ず柘植駅から草津線に乗って行くようにしているんですけれども、やっぱりその辺のところを見ると、何かどこかでこの関西線はロスがあるんかなあという感じがしないこともないんで、ぜひ、その辺のところを何とか２分でも３分でも時間短縮できやんかということを事あるご

とに要望していただいて、それによって多少なりともＪＲの利用者も増えるかも分かりませんし、今は大体２，０００人から二千二、三百人ですわな。亀山駅の利用者は、これが例えば２００人でも３００人でも増えれば駅前の施設がきれいになって、できればプラスじゃないですか、そうすると活性化にもつながってくると、多少なりともね、思いますのでね。

ほかもう亀山駅周辺といったら、もう結構その目を通していたら、昔櫻井議員がおっしゃっていた３番線の待合室の問題とかありますけれども、その辺も含めて、ぜひ細かいことから要望していっていただきたいなと思いますので。

最後、先日私、駅の中へ入ってちょっと構内を見たらキヨスクがないんですね。去年の暮れぐらいからないんかな、がらんとしていますわ、駅の待合室が。亀山駅は無人駅になるんと違うんかなあと思うぐらいないです。それでこれは何か、駅のほうで再利用、あるいはリニューアルするためにキヨスクをなくしたんじゃないかと思ったんですけれども、私が利用するとなったら、キヨスクを利用するとしたら、大体乗る前に週刊誌か新聞ですわ、買うのは。何にもないですわな。子供らを連れていたらお菓子ですわ、全く何にもないんですね。今の駅前を見たら何にもないんです、それこそ。唯一のつなぎやったんがそれもなくなってしまって非常に寂しいです。

それで、このキヨスクの入っておった駅売店の何か方向性が出ているんかどうか、把握したものがあれば確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ＪＲ亀山駅の構内にありました売店キヨスクでありますけれども、令和２年の秋頃に閉店になったと認識をしております。その後、そこをどのように活用されるかということにつきましては、現時点では伺っていないところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

前田議員。

○１４番（前田耕一君登壇）

何にも把握されていないということは分かりましたけれども、それであればせっかくあそこに広いスペースが空いていて使えるわけじゃないですか。だから、この亀山市としても何かあそこを貸してくれよというような形でお借りして、たとえ一角でもええで、何か有効活用というのを考えていったらよろしいじゃないですか。あそこもすっきりしてがらんとしておると、それで何にも聞いていませんわ、あとどうなるんやろうぐらいで終わっておったんでは進展ないですよ。やっぱりきっちりとその辺のところを把握していただいて、要望すべきものは要望して、活用していくものは活用して対応してもらったら。せっかく駅前のほうは整備をしても肝腎の駅舎が何もならんとそのままで、変わったものがないじゃないですか。ぜひその辺のところについては強い要望をしていっていただきたいと、いっときも早く駅前と連携して、うまくＪＲが動いてくれたらベストかと思いますのでよろしくお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１４番　前田耕一議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　３時１８分　休憩）

（午後　３時２６分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１３番　伊藤彦太郎議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

会派に入るようになって、無会派のときはよく最後というのはあったんですけれども、会派に入ってから初めての最後の登壇ということになりまして、非常に久しぶりかなあという感覚でおります。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、２つ大きな項目で通告をさせていただいております。

太岡寺町地内への大型商業施設の進出についてということと、市庁舎についてという大きな２つなんですけれども、まず順番に従いまして、まず太岡寺町地内への大型商業施設の進出についてお聞かせ願いたいと思います。

これにつきましては、ほかの議員さん３名の方から既に午前中からありまして、いろいろ出尽くしている部分もあるんですけれども、そんな中でこの辺はどうなのかなあというのが新たに出てきましたもので、またその点も併せましてお聞かせ願いたいと思います。

まず１番目に、進出に対する市の関与についてということで通告させていただいております。

ちょっと関与という言い方が適切かどうか分からないんですけれども、要は誘致をしたのかどうか、コストコのこの進出に対して何か働きかけを行ったのかどうか、市としてということをまず聞こうかなあと思ったんですけれども、これにつきましては午前中の答弁の中で情報提供を行った、これぐらいの土地があるんだよという、それに対して、またしばらくしてから市長が当時の鈴木知事と一緒に東京のほうかな、そこまで行かれて面談をされて、トップセールスをされたということではあります。そういうことですもんで、市としても誘致なのかどうかというのは分かりませんけれども、やはり働きかけを行ったんだろうなあというふうに思います。

そんな中でちょっと１点お聞きしたいんですけれども、まずその知事と行かれたトップセールス、この知事が同行された、こういったことをされたのは、これは亀山市だけだったのかどうか、ほかの自治体、手を挙げた自治体もおられるということでしたけれども、ほかの自治体も同じように知事も行かれたのか、その辺はどうだったのか、まず分かる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

１３番　伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成３１年に櫻井市長が当時の鈴木英敬三重県知事と共にトップセールスを行ったということでございますが、県内の他市町が当時の鈴木知事と共にトップセールスに行かれたかどうかということについては、私は聞いていないところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺産業建設部としては認識はされていないということです。それにつきましては、その辺企画部門として、市長と一緒に行かれたのかな、そのときはどうだったのか。ほかの自治体の方もいらっしゃったりしたのか、あるいはその違う機会のときにそういった話は聞いておられたりしたのか、ちょっとその点分かったらで結構ですので確認したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市長が東京でこのトップセールスをしたときは、ほかの自治体はおりませんので亀山市長と三重県知事と２人でトップセールスをしたというところでございまして、それ以外の機会に知事とよその市町が行かれたということは、私はそういう情報は把握していない、聞いていないということでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

私どもも秘書関係から、このトップセールスの話は確認をしておりますが、他の自治体がそういう同じようなことをしたというような、そういった事実については確認をしていないところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっといろいろと確認をさせていただいたんですけれども、要はその知事と一緒にトップセールスに行かれたというその辺りも、この亀山に進出された非常に大きな要因だったのかなあとは思うんですね。

一応また話を質問のほうに戻しますけれども、その働きかけを行ったのなら、当然さっき言われたようなそのトップセールスというのはあったと思いますけれども、午前中の答弁でもやはりその亀山市としての優位性とかもあったであろうとか、そういったことも言われましたけれども、やっぱりその交通の結節線だとか、アクセスのよさとか、まとまった土地とか、その辺を言われましたけれども、その辺ちょっともう一回まとめて見解をお聞かせ願いたいという部分なんですけれども、この進出の決め手は何だったのかということについて、市としてどういうふうな見解を持ってみえるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

最終的に亀山市に決定されたということでありますけれども、基本的にコストコの出店条件というのがございまして、これについては少し答弁をさせていただいておりますけれども、その条件に

合う一定の広さの用地が確保されるということに加えて、あくまで車で来店されるということで、アクセスのよさ、幹線道路からの利便性がよいことということ、これも出店条件になっておりますので、最終的にそこらも含めて企業のほうで判断をされたと、そのように考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

やはりその亀山市としての土地的な利点を重視されたんだろうというふうな見解ということでした。もちろん市長のトップセールスが意味がなかったということを全く言う気はありませんですし、やはりそれも含めて亀山市のことが評価されたんやと思います。あるいは市長の人間性を見て、この人やったらとなったんかもしれませんけれども、その辺はちょっと私たちがどうこうではないんですけれども、そんな話をしたとき、こういうふうな進出をされるに当たって、やはりこういった産業振興条例、今回もその変更とかいうことでありますけれども、そのポテンシャルがあったんだということですね。先ほど言われたような、その道路の部分のアクセスのよさとかもあったということではあります。ちょっとその辺は確認をさせていただきました。

それで、２番目の立地協定についてに移るんですけれども、この立地協定についてちょっといろいろとどんなものなのというふうに、担当のほうに内容を見せてくださいと言ったら、そのままコピーをいただいたので、それをちょっと議員の皆さんにお配りしたんですけれども、そこでちょっとお聞きしたいのがどのような立地協定なのかという点なんですけれども、読めば分かるんですけれども、やはりその立地協定自体がそもそも、これがほかの企業とかの締結とか、そこの立地協定とか、従来の立地協定とかに比べて同じようなものなのか、あるいは特に今回この辺を重要視したとか、この特徴というか今回のこの企業立地について、どういうふうな点が特徴なのかという、その辺もしあるんだったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

これまで進出していただいた企業さんとの立地協定でありますけれども、製造業を中心とした企業との立地協定書というようなことでございます。

今回については、大型商業施設というようなことになってまいります。ただ、その中で協定の内容として基本的な部分、環境保全であるとか、安全の確保、法令の遵守であるとか、操業に係る協力であるとか、そういう基本的な部分はございませんけれども、特に今回初めて書かせていただいてありますのが、午前中これまでも答弁しておりますけれども、災害時における救援ということでございまして、災害発生時における避難場所等の確保並びに食料及び生活物資の提供等について、協議の上別途協定書を締結して被災者支援に努めるものとすると、ここの部分が新規のここだけの特徴というものでございます。そのほか地域への貢献で、これも少し答弁させていただきましたけれども、地域産品等の販売に努めるということについても記載をさせていただいてあるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

その点、午前中のほかの議員さんへの答弁でもあったと思いますし、いろいろと立地協定や内容を見せていただく中で、それなりのというか一定の地元に対する配慮とかいうのもちゃんとされているんやろうなあというのは、それは分かります。

そんな中で、３番目の進出による市内への影響とその対策についてということでお聞かせ願いたいと思うんですけれども、まずこの進出による市内への影響ですね。いい面と悪い面両方あると思いますけれども、午前中の答弁でも、税収の増とか、市内へ人が流入されることによって飲食とか観光に対する効果があるとか、当然雇用も期待できるというふうな部分もあります。あと、悪い面としましては、やっぱりその交通渋滞みたいなのが懸念されるという話もありました。

ちょっと先ほどの前田耕一議員のほうから、そんなに心配せんでもいいんじゃないかという個人的な見解を持っておるということでありますけど、私も個人的にはそこまではもしかしてならないのかなあというふうには思うんですけれども、ただ、過去にはコストコ渋滞という言葉もあったんですけれども、やはりその渋滞というのが発生したこともあったので、そういうふうなことに対する懸念の声は間違いなくあると思うんですね。それに対して、特にこの渋滞の問題なんですけれども、これに対してはコストコとしてもその会員制というその利点を、その点の特徴を生かして入店時のお客さんのコントロールとかもされているし、１０時から２０時ぐらいかな、企業の出勤時とは、ずれるだろうというようなことではありますので、この辺はそんなに心配しなくてもいいんじゃないのかなということではあるんですけれども、ただ先ほども言いましたように、渋滞というのはやはり懸念としては存在していると。そんな中で、絶対というのはないとは思いますけれども、その辺コストコとしての対処というのが出ていました。先ほどの立地協定の中にも本店舗の建設、操業を行うに当たり、安全の確保に必要な措置を講ずる、これも渋滞対策とか交通安全対策と思いますけど、これは７条に書いていますけれども、やはりこういったことも懸念されていますけれども、これに対して、ただ市としてどういうふうな対処ができるのか、市としてこの辺どうなのかという部分ですね。その辺についてはどうなのか、もう一回その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず日常的な交通対策として、当然円滑な交通の流れが確保できるように警察を含めた関係機関との協議を行いまして、乗り入れ方法とか場内を含めた動線なども、今後計画を進める中で一緒に検討もしていくというところでございまして、また、今後手続がされます大規模小売店舗法の届出におきましても、事業者が配慮すべき項目として交通対策というのが上げられておりますことから、関係機関と連携して交通対策についての協議をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

やはり様々な対策も想定はされているということでした。

先ほどの立地協定でもありましたけれども、企業としてもより、ＣＳＲ、社会的貢献というのが求められるような時代になってきて、それをかなりやはり意識されていると思いますし、一方で自治体としてもそれに対して、具体的な策というのがやはり考えていかないかんという、そういったことやとは思うんですけれども。

ただその中で、先ほど部長言われました動線の問題、動線を考えていかないかんというその問題ですけれども、午前中にも草川議員からもありましたけれども、インターの近くなので東名阪や名阪国道を通ってと、そういった話もありますけれども、やはり今までその工業団地の入り口からとか、１号線からとか、名阪のインターも近いんでその辺から工業団地の入り口を使ってとかいうその辺の流れもあるでしょうし、四日市、鈴鹿方面からだったらやはりフラワー、あの辺から来られるということもあるでしょう。やはりどういうふうな動線なのかというのが一つポイントにはある、それもある程度想定しておかなあかんとは思っております。

ただ、そんな中、ちょっと先ほど関宿への観光云々の話もありましたけれども、関方面からのアクセスは２つあると思うんですけれども、西からのアクセスと南のほうからのアクセスで、南のほうからのアクセスにつきましては、先ほど草川議員も言われていましたけれども、いわゆる四日市関線のフラワーロードに置き換わるとかいう話もありますけれども、それが結節する津関線、昔、津関線がフラワーにつながるということで今関の東の鳥居の下まで道があって、そこからその下を何かトンネルがくぐるとかいう話がまだ進まないでいる。その辺実は、あれはもうトンネルじゃなくて一旦切り崩して、そこをもう一度橋みたいにするほうがいいんだという話を以前国から来られた担当の方に聞いたことがあるんですけれども、やはりそういったことが全く進まないでいるこの状況の中で、やはり地元の人らとしては、あれっていつになるのというのがもうずうっと言われているわけですね。

もう一つ、渋滞回避という意味で、渋滞がなかったとしてもなんですけれども、その関のまちを通るというので、先ほどの四日市関線という話なんですけれども、今でも、現在の県道四日市関線が会下地内で非常に狭いところがあって、あそこを拡幅したらええのにという話も出るんですけれども、でも地元としては、そこを広げてしまうともっと車が通るようになるから危ないという話もありまして、そんな話の中で、やはりそうなってくると西からのほうという意味では、昔合併時に言われていた亀山関線、今の野村布気線ですかね。あそこをずっと延伸して鷲山木崎線というのかな、その辺につながってという旧関の役場、今の関支所の前まで行く道、こういうのもあったんですけれども、こういった道も含めて、やはりもう一度こういった道の整備というのを、てこ入れを行わなあかんのと違うのかなと思うんですけれども、この点について何か、そうすべきと思うんですけど、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まずは、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、日常の車の円滑な流れが確保できるような、そういう対策をしていくことがまずは大事なんだろうと考えております。誘導、経路等々について分かりやすく対応していくというようなことが必要ではないかと考えております。

あと、そのアクセスというようなことでありますけれども、当然関宿への観光というような視点もございますが、それに向けては基本的には、先ほど伊藤議員もおっしゃられたように、関の町なかへ車を誘導するような形ではなく、工業団地を通って１号線から関宿のほうへのアクセス、現道のほうを活用していくものだと考えておりまして、加えて国道１号の関バイパスをしっかり今回のこれをチャンスと捉えてしっかりと働きかけもさせていただいて、それを事業化された部分を動き出すと、それも１号線から四日市関線までの間というようなことで考えております。時間はかかるかと思いますけれども、しっかりアクセスについては検討をしっかりする必要があるかと考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

道路に関しましては、先ほども言いましたように前から話があっても、遅々として進まないものもたくさんあってというのもある、特にそのフラワーにつきましても、その関バイパスにつきましても、シャープが進出するときにこれで相当早まるぞみたいな感じもあったんですけれども、蓋を開けて見たら今でもまだできていないわけですね。

今回コストコ進出、これによってもじゃあどこまで整備ができるのか、働きかけはしてくださるということでしたけれども、でもこれについては亀山市としても当然やらなあかんのやけれども、県も動かさなあかん、国も動かさなあかんという話の中で、それなりの働きかけをしていかなあかんのですけれども、そんな中で、これは都市計画として、そもそもさっき言った関亀山線というような都市計画道路とか、その辺も計画されていたわけですね。そういうふうな計画されていた道路をやはり計画どおりやっていくことがこういった企業立地も含めて、亀山市の都市計画をしていく上で非常に重要やとは思うんですけれどもね。そういうことで、ぜひこれは都市計画の観点からも改めてもう一度この辺、非常に今回のコストコ進出がいい転機になると思いますので、改めてしっかりやっていただきたいと思います。

もう一つ、ちょっと余分なことかもしれませんけれども、長年その都市計画道路として懸念されていた新所木崎線というのがありますけれども、これは私じゃありませんけど、ほかの地元の議員さんらの熱心な働きかけもあって、今回道路整備に一定の予算がついたみたいですね。やはり今まで道路整備というのが進まん、進まんと言っておったのが少しずつ動きつつあるという、これはもう非常に評価できることやと思いますので、この辺も含めてしっかりやっていただきたいと思います。

それと、もう一点、ちょっとこの悪い影響ということにも関係してくると思うんですけど、１点確認させていただきたいんですけれども、やはりその大規模な開発というのが行われるということで環境への負荷、これも懸念されるんですけれども、その辺の環境アセスメントとかどうなっているのか。ちょっと事前に確認したら１０万平米以上なので、６万平米ということなんで今回は関係ないということではあるんですけれども、やはり環境に対する影響というのは出てくる部分もあると思います。この辺は市としてはどういうふうな認識でおられるのか、その点確認させていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ご紹介いただいたように、今回コストコ用地面積６万平米ということでありますので、環境影響評価アセスの対象外になるものとは考えておるところでございます。それ以外の環境の関係でありますけれども、協定書におきましても、環境保全等ということで当該店舗と周辺との環境の調和を図るように努め、また適用ある全ての法令及び条例等を遵守するものとするということで協定書にも書かれておりますので、当然企業のほうはこれも紳士協定ではありますけれども、これに沿った形で進めていただけるものと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほどの協定書にも環境に対する配慮というのがありました。ただ、この辺につきましてはまだこれからやと思いますので、いろいろとまだ、先ほどもちょっと確認しましたら、具体的にどの辺なんかというのは、まだ正式にこの辺やというのは決まってはいないという部分もあるということでしたもので、実際これからもそういうふうな、これから行われていくことやと思いますので、しっかりとその辺していっていただきたいと思います。

それでは、次の項目の市庁舎についてということでお聞かせ願いたいと思います。

この市庁舎についての中で、まず１つ目ですね。この４月からの組織・機構改革ということで、各部署の配置がどうなるかということで通告させていただいております。

この機構改革の中で、環境部門とか観光部門とかが産業環境部へ統合されたり、あと交通政策、これは政策部のほうとかに移ったりもしますけれども、この辺環境部門とかは配置がどうなるか、環境部門は環境センターのままなのか、あるいは観光部門は今は関支所ですけれども、この辺がその関支所のままなのか。あるいは交通政策、これも今の総合政策部の辺りに移るのか、この辺の配置の点についてはどうなるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

本年４月実施の組織・機構改革では、課及びグループの所掌事務を見直したことから窓口が変更となっておるところがございます。

先ほどお尋ねいただきました環境部門、それと観光、それと交通政策の関係でございますが、まず環境課につきましては、現在の環境センターで同じで変わりません。観光業務につきましては、現在関支所の地域観光課から商工観光課ということで、本庁舎に所管を替わるということを考えておりまして、組織・機構改革を１２月の議決以降、お認めいただいた中でずっと検討してまいりました。この観光部門につきましては、特に支所にするか本庁舎にするかというふうなことで検討を併せて行ってまいりましたが、その結果、市民サービスや業務の効率化、意思決定の迅速化、そういった様々な面から検討いたしまして、４月に設置を予定いたしています商工観光課につきましては本庁舎に配置いたしたいというふうに考えております。しかしながら、本市の大きな観光拠点とも言えます関宿、近くには足湯交流施設とかもございますが、この関支所の機能をなくすことは適

切ではないと考えておりますことから、本庁舎と関支所の連携が図ることのできる体制、人員配置を考えているところでございます。

それと、地域公共交通についてでございますが、こちらにつきましては現在の産業振興課商工業・地域交通グループから政策推進課交通政策グループへ所管を変更いたしますので、これは本庁舎内で同じ本庁舎内ではございますが、２階の北側から南側へ変わることになります。そういったことで現在配置を考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

組織・機構改革に沿った形での配置になるということだと思います。

そんな中で、従来の位置に関してはある程度やはり窓口的なものは置いておくようなイメージと取りましたけれども、この辺ちょっと確認させていただいたのは、その庁舎の在り方の問題。今新庁舎という話になっていますけれども、そのコンパクトだとかＤＸ化とかということで、物理的な場所にあまり関係ないような時代になってくるんだろうかという部分で、そういう意味でその辺の視点というのがあるんだろうかというふうに思いましたもので、一応今回は、まずやはり市民の目線やと思います。いきなりＤＸと言うたかて、いきなり今まで来てみえた人が関支所に行っておったのが亀山に行ったからスマホか何かで見てください、アクセスしてくださいという話にはならないと思いますので、やはりまず先ほど言われたような窓口対応というのに配慮していただくというのは非常に大事やと思いますので、この点につきましてはしっかりやっていっていただきたいと思います。

それでは次、２番目の市庁舎からのＡＴＭの撤去についてということで通告させていただいております。

これについては、２月の全員協議会で市長のほうから報告がありまして、ＡＴＭの１階の利用者が減少したということで、当該の百五銀行のほうから撤去の申入れがあったと。市民サービスや職員の福利厚生の観点からもとどまってほしいというふうに市長としても引き止めを行ったんだけれども、これはやっぱり無理やったということであります。残念だったと、こういうふうな市長の見解でありましたんですけれども、これにつきましてまずちょっと確認したいんですけれども、そもそもなぜこの銀行のＡＴＭが庁舎にあるのか、銀行側からの要請で設置されたのか、あるいは市がお願いしますということで設置されたのか、まずこの設置された経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

まず本庁へのＡＴＭが設置されてから現在に至るまでの経過についてご説明申し上げます。

平成元年２月に、百五銀行ほか３つの金融機関の共同キャッシュコーナーが現在の百五銀行のＡＴＭがある場所に設置され、それと同時に庁舎北側の屋外スペースでございますが、亀山郵便局のＡＴＭが設置されております。いずれも顧客サービスを目的とし、行政財産の目的外使用により設置されておりまして、市は設置に当たり使用料及び電気代を徴収いたしております。以後、共同キャッシュコーナーにつきましては、平成１５年１０月をもって百五銀行以外の金融機関が脱退され、

亀山郵便局のＡＴＭについては、平成１７年３月末をもってサービスを終了しております。

なお、百五銀行については他の金融機関の脱退に併せて設置機種を変更されたことにより、出金に加え現金の預け入れや振込も可能となっておりましたところでございます。ＡＴＭとそれ以前の共同キャッシュコーナーにつきましては、顧客サービスという面もございますし、市の市民サービスの提供という部分もございますので、両者の協議により設置されたものと考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

どっちからということでもなく、どちらからともなくという言い方がふさわしいかどうか分かりませんけれども、やはりどっちから働きかけたかというのは別にしても、やはり両者の間で設置しようという話になったということやとは思います。

ちょっとその辺を聞きたいというよりも、どういう感じでそもそも設置されたのかということを確認したかったのでお聞きしたんですけれども、そんな中で確かに下のＡＴＭがなくなるというのは、非常に利便性の観点からも残念なことではあるんですけれども、ただ、この今世の中キャッシュレスの流れになっている、国としてもキャッシュレスのことを推進しようとしている中で、やはりＡＴＭの需要も減ってきているのかなあという部分があるんですけれども、そんな中でやはりこの新庁舎、新しい庁舎でも同じような、できれば金融機関としてもう御免してほしいんやというようなものなのか、あるいは新庁舎やったらもうちょっと人の流れも見込めるか分からないので設置してもいいよというような感じなのか、どうなっていくんかなあというのが非常に気になるところではあるんですけれども、この新庁舎ではどうなるのかという点につきまして、銀行側の見解というか、あと銀行側との話の中でそんな話は出ているのか、今回もちょっと引き止めを行われたということですけれども、そんな中でもそんな話は出たのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

田中次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

具体的に銀行側とは、新庁舎の件については協議はしていない状況でございます。現時点での状況で銀行の経営状況、また本庁舎での使用状況を勘案して、現段階では撤去したいという形になっております。また、今後私どもとしましても、ＡＴＭの設置については何らかの形で設置に向けた取組を検討してまいりたいと思います。その中で、新庁舎での設置についても相手方に、銀行側に働きかけたいとは考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

再質問の中で働きかけを行う考えはあるのかと聞こうと思っていたんですけれども、既に田中次長のほうからそういうふうなことをいただきましたもので、それがいいか悪いかというのは別にしましても、やはりキャッシュレスの流れの中とはいえ、やはり現金というのは非常に長い歴史の中でもう完全な地位を確立しているということで、そう簡単にはキャッシュレスとはならないとは思

います。その中で、やはりＡＴＭの設置というのは、これは非常に重大なことやとは思いますけれども、ただ今回ちょっと１個気になった話としては、その新庁舎としてＡＴＭの話はぜひ設置してくれというふうなことで市としては働きかけるんだということではあるんですけれども、今例えばＡＴＭが設置されているところを見れば、みずほ台のマックスバリュさんとか、オークワさんとか、あとエコーとか、ショッピングセンターとか、スーパーという辺りにはやはり存在しているわけですね。やはりそういう意味では、人が集まるところにはＡＴＭはやってくると。一方で、新庁舎としては新しい人の流れ、人が集まる場所としての拠点みたいなところでも期待できる部分もあるとは思うんですけれども、一方で今回その庁舎の基本計画とかをつくっていく中で、やはりコロナのこともあって密を避けるとか、あとコンパクトにしていかなければならないとか、そんな話があって比較的人が集まるようなじゃなくて、ある意味分散とか、そういうふうなことも考えられるような話もあるわけですよね。その辺がどうなっていくのかなあという部分もありまして、ちょっと話としては以前、群馬県高崎市に視察で訪れたとき、教育民生委員会でしたかね。そこで食に対するまちづくりというのをされていまして、高崎ソースという独自ソースを開発されたということで、視察が終わった後、これってどこで買えるんですかと言われたら、市役所の下に売店があってそこで買えますよということで、非常に地産地消みたいな話もあったんですけれども、そういったことも新庁舎では期待されるのかなとは思ったんですけれども、たださっきの話の中で、密を避けるとかコンパクトな庁舎にしようと思ったら、むしろそういうふうな話はないかも分からないということで、その辺も含めまして今検討されているということでしたもので、ちょっといろいろとごちゃごちゃ言いましたけれども、ちょっとその辺も含めて、整合性があるという言い方はおかしいですけれども、市民に向けた検討していただきたいなあとは思います。

もう一点、ちょっと余分な話かもしれませんけれども、ちなみになんですけれども、ＡＴＭは撤去されます。もう一個、百五銀行の窓口としては１階にまだあります。あれは納税向けとかいろいろ話があるんですけれども、この窓口についてはどうなるのか、そもそもあそこになければならないのかなくてもいいのか、ちょっとその辺確認させていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

米津会計管理者。

○会計管理者（米津ひろみ君登壇）

ＡＴＭにつきましては、先ほど総合政策部次長がご答弁申し上げましたとおり、亀山市公有財産規則に基づく行政財産の目的外使用として百五銀行が設置しているものでございます。その一方で、市庁舎内の派出所での公金の取扱いにつきましては、当市と当市の指定金融機関であります百五銀行との間で締結しております亀山市指定金融機関契約に基づきまして、指定金融機関の派出事務の取扱いについて協定をいたしております。

このようにＡＴＭの設置と派出所の設置につきましては個別の契約等によりますことから、派出所がなくなるということはなく、引き続き当市の公金につきましては派出所の窓口で納めていただけるものでございます。一定程度窓口で税金を納めていただいておりますので、今後も必要な窓口であると考えておるところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

伊藤議員。

○１３番（伊藤彦太郎君登壇）

市としては必要な窓口ということではあります。それは当然です。ただ、一方でこれはやはり銀行側の都合として、もちろんその指定金融機関であることのメリットはあるとは思うんですけれども、ただそれもやはり採算性が合わないとなった場合、これもちょっと撤退させてくれというような話も起こり得るのかどうか、その点もう一回聞かせていただきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

米津管理者。

○会計管理者（米津ひろみ君登壇）

議員おっしゃられますように、銀行のほうの経営状態ですとか、今後ますますキャッシュレスによる多様な納付手段が増えると思われますので、そういった申出もないとは限りませんけれども、納税等に金融機関の窓口を利用される方も依然いらっしゃるのが現状です。市といたしましては、一人一人の市民の方へのサービスにつなげるために、引き続き市庁舎内に派出所を置いていただけるよう指定金融機関へお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

１３番　伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第１に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

明日１２日から２７日までの１６日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

明日１２日から２７日までの１６日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの２８日は午前１０時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後　４時１０分　散会）

令和４年３月２８日

亀山市議会定例会会議録（第６号）

●議事日程（第６号）

令和４年３月２８日（月）午前１０時　開議

第　１　諸報告

第　２　議案第　２号　亀山市立図書館条例の全部改正について

第　３　議案第　３号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

第　４　議案第　４号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

第　５　議案第　５号　亀山市産業振興条例の一部改正について

第　６　議案第　６号　亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

第　７　議案第　７号　亀山市消防団条例の一部改正について

第　８　議案第　８号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第　９　議案第　９号　令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）について

第　１０　議案第１０号　令和３年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

第　１１　議案第１１号　令和３年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

第　１２　議案第１２号　令和３年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

第　１３　議案第１３号　令和３年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

第　１４　議案第１４号　令和３年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第１号）について

第　１５　議案第１５号　令和３年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

第　１６　議案第１６号　令和４年度亀山市一般会計予算について

第　１７　議案第１７号　令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

第　１８　議案第１８号　令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

第　１９　議案第１９号　令和４年度亀山市水道事業会計予算について

第　２０　議案第２０号　令和４年度亀山市工業用水道事業会計予算について

第　２１　議案第２１号　令和４年度亀山市下水道事業会計予算について

第　２２　議案第２２号　令和４年度亀山市病院事業会計予算について

第　２３　議案第２３号　市道路線の認定について

第　２４　議案第２４号　市道路線の認定について

第　２５　議案第２５号　亀山市職員給与条例の一部改正について

第　２６　議案第２６号　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

第　２７　議案第２７号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

第　２８　議案第２８号　和解及び損害賠償の額を定めることについて

第　２９　議案第２９号　亀山市副市長の選任同意について

第　３０　議案第３０号　人権擁護委員の候補者の推薦同意について

第　３１　議案第３１号　人権擁護委員の候補者の推薦同意について

第　３２　委員会提出議案第１号　亀山市議会委員会条例の一部改正について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	草川卓也君	２番	中島雅代君
３番	森　英之君	４番	今岡翔平君
５番	新　秀隆君	６番	尾崎邦洋君
７番	中﨑孝彦君	８番	豊田恵理君
９番	福沢美由紀君	１０番	森　美和子君
１１番	鈴木達夫君	１２番	岡本公秀君
１３番	伊藤彦太郎君	１４番	前田耕一君
１５番	前田　稔君	１６番	服部孝規君
１７番	小坂直親君	１８番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀渕輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所　学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部　裕君	教育部長	亀山　隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	国分　純君
監査委員事務局長	木﨑保光君	選挙管理委員会事務局長	松村　大君

●事務局職員

事務局長	渡邉靖文	議事調査課長	大泉明彦

書　　記　　新　山　さおり　　書　　記　　西　口　幸　伸

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（中﨑孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第６号により取り進めます。

日程第１、諸報告をします。

社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から令和４年度事業計画書及び収支決算書が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、去る１０日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第２、議案第２号から日程第２４、議案第２４号までの２３件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第　７号　亀山市消防団条例の一部改正について　　原案可決

議案第　８号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について　　原案可決

令和４年３月１７日

総務委員会委員長　森　　美和子

亀山市議会議長　中　﨑　孝　彦　様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４

条の規定により報告します。

記

議案第　２号	亀山市立図書館条例の全部改正について	原案可決
議案第　３号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第　４号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決

令和４年３月１６日

教育民生委員会委員長　櫻　井　清　蔵

亀山市議会議長　中　﨑　孝　彦　様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第　５号	亀山市産業振興条例の一部改正について	原案可決
議案第　６号	亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第２３号	市道路線の認定について	原案可決
議案第２４号	市道路線の認定について	原案可決

令和４年３月１５日

産業建設委員会委員長　鈴　木　達　夫

亀山市議会議長　中　﨑　孝　彦　様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４

条の規定により報告します。

記

議案第　９号	令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）について	原案可決
議案第１０号	令和３年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について	原案可決
議案第１１号	令和３年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について	原案可決
議案第１２号	令和３年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について	原案可決
議案第１３号	令和３年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第１４号	令和３年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第１５号	令和３年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第１６号	令和４年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案第１７号	令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第１８号	令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第１９号	令和４年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案第２０号	令和４年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案第２１号	令和４年度亀山市下水道事業会計予算について	原案可決
議案第２２号	令和４年度亀山市病院事業会計予算について	原案可決

令和４年３月２３日

予算決算委員会委員長　小　坂　直　親

亀山市議会議長　中　﨑　孝　彦　様

○議長（中﨑孝彦君）

初めに、森　美和子総務委員会委員長。

○１０番（森　美和子君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１７日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第７号亀山市消防団条例の一部改正については、災害が多発化、激甚化する中、消防団員の

負担が増加していることから、国において非常勤消防団員の報酬等の基準が定められるとともに、消防庁長官から市町村に該当基準を踏まえた消防団員の報酬等の見直しを検討するよう通知があったため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、全国的に消防団員数が減少しているが、当市はどのような状況であるのかとの質疑があり、これについては、条例で団員の定員は４１５人としているが、現時点での団員数は３９１人であり、団員数は若干減少傾向にあるものの、充足率は９４％で県内でも平均程度であり充足している。また、若年層は全体の構成の中では少ない状況であるとの答弁でありました。

次に、報酬及び費用弁償は、消防団ではなく、消防団員個人に直接支給されているのかとの質疑があり、これについては、当市は平成２４年４月から消防団員個人に支給しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、国民年金法等の一部改正に伴い、株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫が行う恩給・共済年金担保融資についても、軍人恩給等を担保とする場合を除いて令和４年４月１日から廃止されることになったため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、消防団員が公務災害にあった場合の補償に関する質疑があり、これについては、当市では療養補償がほとんどで、けがの治療に支払っており、年金で支払った事例はないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（中﨑孝彦君）

次に、櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る１０日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１６日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第２号亀山市立図書館条例の全部改正については、令和５年開館に向けた新しい図書館の整備に伴い、本条例を全部改正するものです。

審査の過程では、９月定例会での提案内容との違いに関する質疑があり、これについては、開館日である令和５年１月２６日を条例の施行日とするほか、教育委員会で定める規則の内容などについて、十分な説明ができるよう精査をし、今回改めて提案しているとの答弁でありました。

次に、開館日を令和５年１月２６日としたのはなぜかとの質疑があり、これについては、開館日は混雑が予想されることから土曜・日曜の休日を避け、また開館後すぐに休館日とならないような日を選択したとの答弁でありました。

次に、屋外駐車場の管理方法に関する質疑があり、これについては、発券機の設置には高額な経費が発生するとのことから、まずは巡視や駐車場の適正利用について市民への呼びかけなどを行い、その後必要があれば新たな管理方法について検討するとの答弁でありました。

次に、図書の貸出し対象者の範囲に関する質疑があり、これについては、図書館の基本理念である学びの場から交流の場へとの考え方の中で、将来的に他市との相互連携を構築するため、隣接市の方も利用者として位置づけているとの答弁でありました。

次に、開館時間延長に伴う職員の勤務体制に関する質疑があり、これについては、時差出勤や交代勤務等により対応するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正については、令和４年１０月から後期高齢者医療費の窓口における負担割合が見直され、福祉医療費助成制度における心身障がい者に対する医療費助成額が大幅に増えることが見込まれることから、令和４年９月より入院時食事療養費及び入院時生活療養費の助成を廃止するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の条例改正によりどれだけの人に影響を及ぼすかとの質疑があり、これについては、福祉医療費の受給者のうち約１５０人が対象となり、約７００万円の削減となるとの答弁でありました。

続いて、討論では、後期高齢者医療の窓口負担の見直しによる影響額を、一番弱い立場にある人の負担を増やして生み出すのではなく、改めて予算措置して継続すべきであるとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第４号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の改正により、令和４年４月１日から納税義務者の世帯に未就学児の被保険者がいる場合、政令で定める基準に伴い、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（中﨑孝彦君）

次に、鈴木達夫産業建設委員会委員長。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１５日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第５号亀山市産業振興条例の一部改正については、引き続き新規産業の創出や既存企業の新規設備投資による産業立地の促進を図る必要があることから、新型コロナウイルス感染症の影響等による企業立地を取り巻く環境変化を踏まえた見直しを行った上で制度の終期を延長する

ため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今後の終期の延長の考え方に関する質疑があり、これについては、今後、新たな工業用地の検討を進めるとともに、既存企業の新規投資や事業拡大も対象となることから、それらも見込んで検討が必要と考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第６号亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員または単純労務職員として任用される水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する規定の整備をするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の改正でいつまで遡及するのかとの質疑があり、これについては、令和２年４月１日から会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例が施行されていることから、それに合わせて遡及適用するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２３号及び議案第２４号の市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である本町１７号線及び阿野田３９号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、委員会として、亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、条例改正を失念していたことは市民の信頼を損ねるものであり、今後はこのようなことがないようコンプライアンス意識の向上に努め、適切に対処されたいとの意見を申し添えます。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（中﨑孝彦君）

次に、小坂直親予算決算委員会委員長。

○１７番（小坂直親君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で当委員会に付託のありました議案第９号から議案第１５号までの令和３年度各会計補正予算７議案及び議案第１６号から議案第２２号までの令和４年度各会計予算７議案の審査に当たるため、２２日及び２３日の２日間にわたり委員会を開催しました。

初めに、議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算について、議案第１７号令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第１８号令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第１９号令和４年度亀山市水道事業会計予算について、議案第２０号令和４年度亀山市工業用水道事業会計予算について、議案第２１号令和４年度亀山市下水道事業会計予算について、議案第２２号令和４年度亀山市病院事業会計予算についての７議案の審査を行いました。

その結果、議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算につきましては、令和４年度の予算案は、第２次亀山市総合計画後期基本計画の策定が遅れたことから後期基本計画に位置づけられる新規事業を除いた予算編成であるにもかかわらず、一般会計だけで２２０億７，７００万円という大規模予算であり、亀山駅周辺整備事業や図書館整備事業、リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業な

ど、大型事業優先の予算案であります。一方で、老朽化が進んだ学校の建て替え計画や、医療費の窓口無料化の拡大、中学校給食の具体的な検討が進んでおらず、切実な市民要望には十分な予算が計上されていない予算案であるなどの理由から反対討論がありました。

そして、この議案について採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。また、議案第１７号から議案第２２号までの６議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、委員会として、一つ、委員会の審査過程において出された意見を十分に尊重して、計画的・効率的な予算の執行に取り組まれたい。また、第３次亀山市行財政改革大綱前期実施計画の最終年度となることから、その必達のため歳入確保と歳出削減に努め、限りある財源を有効に活用して市民サービスのさらなる向上が図れるよう取り組まれたい。

一つ、第２次亀山市総合計画後期基本計画の策定の遅れから、新規主要事業の予算が６月補正として提案されるが、財政状況の厳しい中、市民ニーズを的確に把握して事業の優先順位を見極め、財源の確保と十分に精査をした長期財政見通しを作成した上で補正予算の編成に取り組まれたい。

一つ、病院事業会計においては、経営実績を踏まえて適正な業務予定量を見込み、予算編成に取り組まれたい。また、４月から常勤医師が２名減となり一部診療体制が縮小されるが、地域医療の中核病院としての市民の安全・安心のために早期に医師確保を図り、安定的な病院経営に努められたい。

一つ、ＤＸ推進については、市民サービス向上と人的・財政的負担の低減を図るため、６月に策定する亀山市行政ＤＸ推進計画を着実に推進されるとともに、既に導入したシステム等の検証やデジタル変革に対応できる職員の人材育成に努め、早期に効果が現れるよう取り組まれたい。

以上、４点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第９号令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）について、議案第１０号令和３年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、議案第１１号令和３年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、議案第１２号令和３年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、議案第１３号令和３年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について、議案第１４号令和３年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第１号）について、議案第１５号令和３年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）についての７議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について、各分科会長から報告を受けました。

各分科会長の報告に対する質疑及び議案に対する討論はなく、議案第９号から議案第１５号までの７議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中﨑孝彦君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第２号から議案第２４号までの２３件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

９番　福沢美由紀議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第３号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算についての２議案について、反対の立場で討論します。

まず、福祉医療費の助成に関する条例の一部改正です。

令和４年１０月から後期高齢者医療の窓口負担が所得により一部の方ですが、１割から２割に増えることになりました。亀山市の福祉医療費の助成は、子供や独り親家庭、そして心身障がい者に対し窓口負担を助成しています。後期高齢者を含むのは、このうち心身障がい者であり、助成額が大幅に増えることが考えられます。そこでこの改正が出てきたわけですが、改正の内容として、１つは、心身障がい者に対し、今までかけてこなかった所得制限をかけ、助成を受けられる方の人数を減らすこと。２つ目に、今まで助成してきた非課税の方に対する入院時の食事代について、心身障がい者だけではなく、子供や独り親家庭に対しても廃止するというものです。大変冷たい条例改正です。医療アクセスが特に必要な高齢者や障がい者の医療負担を増やすことは、やってはならないことではないでしょうか。

以前、後期高齢者医療の窓口負担３割を創設したときにも起こった受診控えから来る病気の重症化が心配されます。緑の健都というならば健康を支えるべきであり、高齢者や障がい者ばかりか、子供や独り親家庭の命と健康に影響を及ぼすこの条例改正には反対するものです。

次に、一般会計予算です。

令和４年度の予算案は、第２次総合計画後期基本計画の計画策定を３か月延期したことに伴い、後期基本計画に位置づける新規事業は６月議会での提案となるため、前期基本計画期間から継続的に実施する主要事業についてのみ予算編成されたものです。

しかしながら、一般会計だけで２２０億７，７００万円という大きな予算規模であり、亀山駅周辺整備事業に７億６，０００万円や新図書館整備事業に９億２，４００万円、リニア中央新幹線整備促進事業に１，０７３万円、リニア中央新幹線亀山駅整備基金に５，０００万円を積み増しするなど大型事業優先の予算であることはこれまでと変わりありません。

また、新図書館については、管理運営手法が現在の直営から直営と外部委託を組み合わせたものになります。予算決算委員会で、市長はこの外部委託の効果について問われ、経費削減できたことと答弁されていました。大変残念です。外部委託により削減されるのは何でしょうか。図書館の専門職、司書として市民と向かい合ってこられた会計年度任用職員の皆さんの報酬と期末手当です。無駄な経費は削減しなければなりませんが、図書館の中枢、宝と言えるようなところをカットして経費削減を進めるのは、新しく広い図書館で豊かな図書館サービスを提供していくに当たり、本末転倒と考えます。

一方、代表質問で子供と子育ての成長を支える環境の充実について市民要求の強い問題を取り上げ、その実現を迫りましたが、ほとんどゼロ回答でした。老朽化が進み、建て替えが急務な学校について、建て替えの計画すらいまだに作られていません。修繕要望に対し柔軟に対応するという答

弁でしたが、柔軟ばかりでなくスピード感を持って取り組むべきです。

東小学校の体育館は、雨漏りがするため自校で卒業式ができなかったと聞きます。そればかりか、滑ってけがをする可能性もあり、急いで修繕に取り組む予算が必要です。また、医療費の窓口無料の拡充も、他市ではどんどん進んでいるのに現状のままです。さらに、中学校給食も具体的な検討は進んでいません。このように、大型事業にはきちんと予算をつけながら、切実な市民要望には十分な予算が計上されていません。

また、個別の予算にも問題があります。市民の暮らしを守る最前線で仕事をする職員体制ですが、正規職員と非正規の会計年度任用職員の割合が相変わらず半々であり、定員適正化計画でうたった真に必要な職種には正規職員を配置するということが、まだまだできていません。ケア労働者の賃上げについて国もやっと進めるというのに、肝腎の市職員について消極的であることも問題です。

役所やあいあいは、過密な職場環境でありますし、職員を守るため、市民を守るためにも、医療センターを含む市職員に対しＰＣＲ検査などを求めましたが、必要性も認められませんでした。さらに、市民のプライバシーを守る保障がないまま推進されるマイナンバーカード事業など、問題のある予算が幾つも含まれています。

以上のとおり大型事業優先で、市民の命と暮らしを守り、切実な要求に十分応えない問題のあるこの議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（中﨑孝彦君）

９番　福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、１０番　森　美和子議員。

○１０番（森　美和子君登壇）

公明党を代表して、議案第３号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について及び議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算の２議案について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、議案第３号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてであります。

国において、少子高齢化への対応として社会保障における世代間の負担をある程度公平にするため、一定の収入がある７５歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を１割から２割にすることなどが柱の健康保険法等が改正されました。今回の条例改正は、国の制度改正により福祉医療費助成制度の、特に心身障がい者の助成額が大幅に増えることが見込まれるため、市単独事業の入院時食事療養費の助成と療養病床に入院したときの入院時生活療養費も食費を含んでいることから、併せて廃止するものであります。

亀山市の福祉医療費助成事業費は、年間約４億円かかり、そのうちの３億円の２分の１が県補助金、残り１億円が市単独事業費であり、合わせて２億５，０００万円が市の負担分です。質疑では、福祉医療費助成対象者７，８３０人のうち、今回の廃止により約１５０人、約２％の方が対象となること、食事代に関して一般の方は４６０円であるのに対して、今回対象となる非課税世帯の方は、既に所得段階や入院日数により２１０円、１６０円、１００円と軽減されていることが明らかになりました。

新年度における福祉医療費助成を含む民生費は、７４億７，６８７万７，０００円と過去最高額になっています。亀山市の限りある財源で、今後もこの大事な福祉医療費助成制度を維持していかなければならないという理由から、今回の改正はやむを得ないものであると考え、賛成いたします。

なお、執行部には、対象者が生活困窮や受診控えにならないよう、４月から本格スタートする重層的支援体制整備事業の一層の強化を求めておきます。

次に、議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算についてです。

今回の当初予算は、総合計画の後期基本計画の策定が３か月延伸したことから、前期基本計画期間から継続して実施する事業に係る経費を軸に予算編成されたものであります。今回の予算には、複合的な課題を抱えた方の相談体制を強化するため、重層的支援体制整備事業の相談支援包括化推進員の専任化と増員、機構改革でこども未来課に母子保健が入ることで連携体制がさらに強化されることが期待できる大事な取組が含まれています。

また、インクルーシブの視点を取り入れた西野公園、亀山公園の複合遊具の改修費、市民の健康増進を図るため、特定健診受診料の無料化に係る業務委託料、定期予防接種のうち子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨が再開されたことによる接種費用に加えて、接種機会を逃した方への追加接種が可能となる費用、さらには新年度完成予定の新図書館を含む駅前周辺整備事業費や３回目のワクチン接種費用が計上されています。このように、新たな事業は６月に補正されるとしても、市民生活にとって欠かせない大事な予算となっております。

以上のような理由から、一般会計予算に賛成いたします。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（中﨑孝彦君）

１０番　森　美和子議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第２号から議案第２４号までの２３件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第３号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第３号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算について、起立によ

り採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第１６号令和４年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第２号亀山市立図書館条例の全部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２号亀山市立図書館条例の全部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第４号から議案第１５号まで及び議案第１７号から議案第２４号までの２０件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第　４号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第　５号　亀山市産業振興条例の一部改正について

議案第　６号　亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第　７号　亀山市消防団条例の一部改正について

議案第　８号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第　９号　令和３年度亀山市一般会計補正予算（第１１号）について

議案第１０号　令和３年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

議案第１１号　令和３年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１２号　令和３年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第１３号　令和３年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第１４号　令和３年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第１５号　令和３年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について
議案第１７号　令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第１８号　令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第１９号　令和４年度亀山市水道事業会計予算について
議案第２０号　令和４年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第２１号　令和４年度亀山市下水道事業会計予算について
議案第２２号　令和４年度亀山市病院事業会計予算について
議案第２３号　市道路線の認定について
議案第２４号　市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第２５、議案第２５号から日程第３１、議案第３１号までの７件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第２５号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、本国会において法案可決が見込まれる令和３年度の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

また、組織及び機構の改革に伴い、設置する室並びに歴史博物館及び図書館を課に相当する部門として位置づけることから、室長及び館長については課長と同等の職務を遂行させるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、１つ目といたしまして、令和４年度以降の期末手当の支給割合に係る改定でございますが、一般職の職員について、６月期及び１２月期の期末手当の支給月数を、それぞれ０．０７５月引き下げることといたします。また、再任用職員について、６月期及び１２月期の期末手当の支給月数を、それぞれ０．０５月引き下げることといたします。

次に、２つ目といたしまして、組織及び機構の改革に伴い、職員の職務の複雑・困難及び責任の度に基づき分類する職務の級の基準となる職務内容を見直し、室長の職務を定めるとともに、館長の職務を改めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、令和４年度における組織・機構改革に伴う改正の施行日は、令和４年４月１日といたします。

また、令和４年６月に支給する期末手当の額は、改正後の亀山市職員給与条例等の規定により算出される期末手当の額から調整額を減じた額とする特例措置を設けることといたします。

次に、議案第２６号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでござ

いますが、本国会において法案可決が見込まれる令和３年度の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、特定任期付職員の令和４年度以降の期末手当について、６月期及び１２月期の支給月数を、それぞれ０．０５月引き下げることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第２７号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございますが、令和４年度以降の市の再任用職員の期末手当の支給割合改定の取扱いに準じ、会計年度職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、会計年度任用職員の令和４年度以降の期末手当について、６月期及び１２月期の支給月数を、それぞれ０．０５月引き下げることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第２８号和解及び損害賠償の額を定めることについてでございますが、亀山市東丸町地内で発生いたしました庁用車両における人身事故及び物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第２９号亀山市副市長の選任同意についてでございますが、亀山市副市長の西口昌利氏は、令和４年３月３１日をもって任期満了となりますので、後任者の選任につきまして、地方自治法第１６２条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の候補者は、現在本市の総合政策部長である山本伸治氏でございまして、副市長として適任であると存じますので、その選任同意についてお願いするものでございます。

なお、任期は令和４年４月１日から４年間でございます。

次に、議案第３０号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の服部洋子氏は、令和４年６月３０日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和４年７月１日から３年間でございます。

次に、議案第３１号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の井上恭司氏は、令和４年６月３０日をもって任期満了となりますので、後任の委員として、亀山市東御幸町２３７番地５にお住まいの尾﨑末廣氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和４年７月１日から３年間でございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中﨑孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時５０分　休憩）

（午前１１時００分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第２５号から議案第３１号までの７件に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。

したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願い申し上げます。

通告に従い、順次発言を許します。

１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、追加上程されました議案について質疑をさせていただきます。

私は、議案第２９号亀山市副市長の選任同意についてでございます。

市長にお伺いしたい。まず、１期４年で３人の副市長をこういうふうに替えられてきておるんですけれども、どういうようなわけでこうなっておるのか。その市長の真意をまず聞かせていただきたい。

○議長（中﨑孝彦君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

副市長の選任同意の考え方について、これは４年ごとに議員からお尋ねをいただくところでございますが、過去の本会議でもご答弁申し上げておりますけれども、副市長の任期は、ご案内のように地方自治法第１３６条により４年と定まっておりまして、任期満了の際に私、市長の政策判断によりまして、適任者を候補者として選任をしているところでございます。

平成２２年の４月１日以降、３名の副市長が、その４年間の任期を全ういただいて、任期満了に伴いご退任をいただいておるところでございますが、これはそれぞれの局面におけます市政運営上、最適任者と判断をいたした上で市議会へご提案を申し上げておるという基本的な考え方でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、今答弁されました地方自治法１３６条副市長任期は１期４年であるというような答弁でしたけれども、４年ごとに替えておるのは政策判断によりと、これは市政運営上という、２つのことが出ましたね。政策判断によりと、そのことについて、どういうふうな政策判断をされておるのか。それから市政運営上、４年ごとに替える必要性を教えてください。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど私答弁で、地方自治法１３６条と申し上げたようでございます。１６３条でございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

４年間に替わる基本的な考え方は申し上げたとおり、この法に基づく４年間の任期を全ういただく。また、その任期満了に伴って退任をいただくという考え方でございます。

それから、政策判断ということについては、当然市政運営上、政策判断ということ、内外のまちを取り巻く状況は様々あろうかと思いますので、そういう中での判断を、これは市長の権限と責任において総合的な判断をさせていただいておるものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

過去の質疑に対する答弁も、私、寄せました。あなたは法に基づくと、条文も間違ってござると、１３６条。これは１６３条。

それで副市長は、地方自治法、第３款、補助機関、第１６１条、こう書いてあるんですよね。市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないこともできる。それから１６２条のところでいろいろあるんですけれども、１６３条は、ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができると、こういうふうに書いてあるんですけれども、過去の事例もちょっと調べさせてもらいました。

大体、市長が亀山市長に就任されて、小坂勝宏氏を副市長にと選任同意を出された。過去の経緯をもう一つ前を見ると、田中亮太さんが市長に就任されたのが平成６年２月１３日です。それから平成２１年２月５日です。１５年間市長をお務めになって市政発展のためにいろいろご努力された。その間は、平成６年のときに、前今井正郎市長のときに、助役として児玉さんが平成４年４月１日から平成１１年３月３１日まで７年間ご就任していただいた。旧亀山市のためにご尽力いただいた。小坂勝宏氏が助役として平成１１年４月１日から平成２２年３月３１日までご就任いただいた。そのとき、小坂さんが２１年に就任されたときに、１年１か月ぐらいで体調不良のために退任をされたと。その代わりに、安田　正君が平成２２年４月１日から平成２６年の３月３１日までご就任いただいたと。

今ここに、議事録にも、地方自治法１６３条の副市長は１期４年という規定に基づいてということが答弁であります。

それで、安田君が４年間で退任されて、次に、内部登用という形で、安田君を解任して内部登用を重視して、広森　繁君を平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日まで任用したと。広森君も１期４年でやられた、解任されたと。今、西口副市長が平成３０年４月１日から今日に至っておると。

総合的な判断という言葉が、ここにあります。だけど、ちょっと前の答弁を読ませてもらいますけれども、やはりこの副市長の存在というのは、あなたは総合的な判断というようなことを言われますけれども、副市長の存在というのはどういうような存在なんですか、市長に対して副市長というのは。どういうような役割を担うポストなんですか。あなたは総合的な判断でというようなこと

言っていますが。総合的な判断で、小坂氏、初代の副市長さんは病気療養ということで、それを無理に就任し続けよというのもこれはないと思うんですけれども、私はどうしても理解できんのです、あなたの考え方が。

人というのは、今の世の中で人生、６５歳、定年制というのは国のほうでもいろいろやられていますけれども、一体副市長というのはどんなものなんですか、あなたから見ると。どういうふうな役割を担う方やと認識してみえるのか。ころころころころ４年ごとに替えたら、市の職員の方々も、市民も、市長も地方自治法に書いてある市長は１期４年ということを規定してあるんだ、地方自治法の前段に。あなたは市長選挙に出られたときに、１期４年、３期で１２年でやると。それは何かといったら、そういう公約があって、だけど、あなたは４期目出はったんやんかな。その代わり、こうやってまた副市長を替えていると。

副市長とはどういうような立場の人なのか、一遍それを教えてください。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

申し上げるまでもありませんけれども、地方自治体におけます副市長の役目、副知事もそうでしょうが、当然地方公共団体の長を補佐し、そしてその補助機関であります職員の担任する事務を監督して、しっかり市政が円滑に、そして効果的に展開できるように、その役割を果たしていただく、そういう役割でございます。

当然これも法に定められておりますが、公共団体の長の権限に属する事務の一部については、これも長の委任を受けてその事務を執行するという立場も担っていただいておるわけでございまして、当然そのような非常に重要な、自治体の運営について重要な役割を担っているというのは、ご案内のとおりでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

だからその重要な役割の方を４年ごとに替えるということは、私は不思議なんですよ、違いますか。その長を補佐して共に自分の政策を推進していくための副市長を、４年ごとに、法に基づいてといいますが、その法律をあなたは悪用しておるんと違うかと私は思うの。自分の任期は、４年ごとに市民から選ばれて、私は就任させてもらったと。これも法律ですよ。

俗に、私は副市長さんというのは、あなたが店主やったら副市長というのは大番頭なんですよ。大番頭というのは、基本的に庁内の職員、１，０００名おる職員、５万人の市民、それのきちっと市政というのを理解した中で、そしてあなた、店主の意向に沿うた運営をやっていくための大番頭なんですよ。大番頭がころころ替わるような市政であっては私はあかんと思っておるんや。

病気で、体調不良で小坂さんは退任されたけれども、総合的な判断ってどんな総合的な判断をしておるのか、その判断は。

一つ言えるのは、あなたの思いだけでこの亀山市は動かれへん、動かないと私は思っているの。やっぱり副市長、各部長、各課長、それぞれが連携して、市民の安心・安全なまちづくりをするためには、やっぱり長と副市長が人として支え合って、そして自分の市政、自分の在任中に務めると

いうのが副市長の仕事やと思っておる。互いに、副市長というのは泥水も飲まんならん、市長の代わりに。それが今まで４年ごとに替えてきたのは、そういうような泥水を飲むような事務じゃなかったという総合的な判断なのかな。だから４年ごとに替えんならんのかな。あなたの考え変えてくださいよ。

私は決して、今回の選任同意の出てきた山本部長に対して、優秀な方やと私は思っています。現副市長も、しっかりコロナ対策についてご努力していただいたと理解しています。その中で、こういうような形で、あなたは市政運営をこれからまたやっていくというなら、そうすると正直、任期は２年ちょっとですよ。全部合わせても。４年間の任期を全うさせるというような責任を、あなたは持てるんですか。それぞれの今までの副市長歴任者、安田君、広森君、西口君、それらの人生をもてあそんでほしくない、将来を。共に歩いていっているんやったら、あなたの片腕、右腕でも左腕でもどっちでもええ、両足でも構わへん。そういうような意気込みでやっていかなあかんと私は思うんやけど、総合的な判断で４年、法律に基づくという、その法律を悪用してもらったら困る。再度お聞かせを願いたい。

現副市長が、どこが政策、政治判断、市政運営上に支障が出てきたんか、そこをお聞かせ願いたい。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

法の悪用でありますとか、副市長との関係というのは申し上げるまでもなく、当然、信頼関係と、人として、議員のお言葉をお借りすれば、支え合うと、当然のことでございます。これは全職員に言えることであろうというふうに思っておりますので、そこは誤解がないようにお願いをしたいと思います。

副市長の人生をもてあそぶと、そんなことは一切考えておりませんので、議員のご所見として伺わせていただきたいと思いますけれども、また、これは申し上げてきておりますが、例えば以前に安田副市長から長年続いておりました、県から県のＯＢを亀山市の副市長にという長い慣例がございましたが、広森副市長、平成２６年に庁内から生え抜きが副市長になっていただく、その重要性、意義を感じて、そのように判断をさせていただいたところでございます。

議員は、当時、財政的に厳しい中で県とのパイプを切るのはいかがかと随分ご指摘を、この場面でされたことを記憶いたしておるところでございますが、当然様々な、その時々に亀山市を取り巻く市政の環境、あるいは市民の皆さんの地域社会の状況、あるいは国の方針や県との関係、周辺自治体との関係、様々な変化する要素がございますので、そういう中で本市としては一番最適な政策を判断し、それを推進していくというのは公の責務でございますので、そういう視点で副市長を、その局面、局面の中で選任をお願いし、議会の同意をいただいて、４年間のまた職務の推進を担っていただいておるということでございますので、そこは釈迦に説法でございますけれども、当然深いご理解をいただきたいと存じます。

○議長（中﨑孝彦君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

時間がありますので、最後に、平成２１年２月１９日の臨時会、伊藤君の質問に対してこういうふうに答えている。任期４年、こういうふうに答えている。

行政の継続性、そして懸案をしますさまざまな重要課題、戦略課題、このようにあります。併せて副市長、従来の制度、助役、収入役を廃止して副市長、そして平成１８年の地方自治法一部改正はご案内のとおりでございますがと。それで、その中で「継続性」という言葉をあなたは平成２１年に言われておるんですよ。

だからやはり、ここに「権力は腐敗する」という本があるんですけれども、ここにも書いてあります。あまり身勝手なことをやっておったら亀山はどう動いていくか分からんと。もっと市長というのはきちっと、私、この質問をさせてもらったけど、あなたの今回の副市長人事について、どうも理解できやん。何を考えてみえるか。それを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、３番　森　英之議員。

○３番（森　英之君登壇）

会派結の森でございます。

追加議案ということで上程されました議案第２５号亀山市職員給与条例の一部改正についてということで、議案質疑をさせていただきたいと思います。

まず、本条例の一部改正の目的と内容についてということで、本議案が今回上程された経緯についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

３番　森　英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

今回の条例改正の議案提出の経緯でございますが、本条例改正案は、令和３年度の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。国家公務員の給与改定につきましては、昨年８月１０日の人事院勧告におきまして、月例給については改定を行わないこととされ、期末手当につきましては支給月数を年０．１５月分引き下げることとされました。

政府においては、昨年１１月２４日の閣議において、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告を尊重しつつも、民間への影響などコロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等政府全体の取組との関連を考慮しつつ、国民の理解を得られる適正な結論を出すべく検討を行った結果、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げることを決定されております。

また、地方公務員の給与改定等に関する取扱いにつきましては、総務副大臣から各地方公共団体において地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和３年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ国家公務員の取扱いを基本として対応することと通知があったところでございます。

給与改定につきましては、本市ではこれまでにも国家公務員の取扱いに準じた対応としておりま

して、例年ですと当該年の１２月市議会の定例会におきまして、条例改正のご提案をいたしているところでございます。しかしながら、本年度につきましては、国家公務員に適用される一般職の職員の給与に関する法律の改正が遅く、現在の国会、第２０８回国会で審議中の状況となっております。本国会では、３月１０日に衆議院で法律案が可決されており、近いうちに法案の成立が見込まれますので、今回の条例改正案の議案を提出させていただいたところでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

地方公務員の給与に関しては、国の人事院勧告に準拠した形で決定をしていくという、そういった仕組みということの中で、今回こういう時期に至ったということかと思うんですけれども、今の答弁の中で、法改正が成立したところで実施するということかというものだと思うんですが、この時期になってしまったというそこの事情ですね。ちょっと少し分かりにくいので、もう一度説明お願いできますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

この改正がこの時期、３月市議会ということになったところなんですけれども、６月期の期末・勤勉手当、一時金につきましては、基準日が６月１日となっております。ですので、改正につきましてはそれまでに当然改正する必要がございまして、この３月の追加提案が、法案も先ほど申し上げましたように、法案の成立が確実に見込まれるような状況になっておりますので、この時期に提案とさせていただいております。

あと、県内のほかの状況でございますけれども、三重県及び松阪市は既に昨年１２月に条例の改正を行っておりまして、ほかにも１０市が３月議会で条例改正を行うということを伺っておりますし、２市も、時期は違えども条例を改正するというふうなことでお聞きはしております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

来年の６月の期末手当に、そこまでにその金額を月数を決定した上で適用しようとすると、この３月末がリミットであると。すなわち、法案がほぼ国会で成立するという見込みがあるという中で、ぎりぎりだということを理解したんですけれども、やはり、複雑な地方公務員の給与の決定という経緯、そこが今回ちょっと露呈したのかなというふうに感じているところなんですけれども。

それによって、２つ目、３つ目を問わせていただきますが、令和３年度の期末手当にも影響があるというふうに聞いています。この令和３年度の期末手当の支給分と令和４年度の期末手当の支給分、それはそれぞれどのようになるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

令和３年度の期末手当の取扱いでございますが、令和３年度の期末手当につきましては、もうご

案内のように既に支給済みでございます。国家公務員の取扱いに準じて特例措置を設けて、今回対応することとなります。

具体的には、今回改正を行う亀山市職員給与条例等の規定により算出されます令和４年度の６月期の期末手当の額から、既に支給済みの令和３年１２月期の期末手当に、再任用職員以外の職員は１２７．５分の１５を、また再任用職員は７２．５分の１０を乗じて得た額を調整額としまして減ずることとなります。

それと、令和４年度の期末手当につきましては、今回の条例改正に伴いまして、一般職の職員は、６月期及び１２月期の支給月数を１．２７５月を、それぞれ０．０７５月引き下げ、支給月数を６月期、１２月期とも１．２月とし、合計で２．４月といたします。

また、先ほどご説明申し上げましたが、６月期においては、令和３年度の１２月期の期末手当により算出した調整額を減額して支給することとなります。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

既に１２月期には支給された期末手当から減額をした分をこの４年度６月期の期末手当、減額した分を支給するということでありますね。すなわち、一度支払ったものは返してもらうことはできないので、その分減額したものを６月期で支給するということかと思います。そうなりますと、この３年度で退職された職員の方、この方についての扱いはどうなるんでしょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

退職される職員の方の取扱いでございますが、３月３１日に退職されて、そのまま市の職員として再任用なさらない方につきましては調整はできませんので、調整はなしです。ただ、再任用職員として再び勤務いただく職員につきましては、同じように昨年１２月の期末手当から計算した金額を調整額として減ずるということとなります。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

今の答弁を聞きますと、退職された方については返してもらうすべはないということの中で、返金は求めないということかと思うんですけれども、何かやっぱり少し違和感があるといいますか、通常の市民感情を照らし合わすと少し理解しづらい部分じゃないかなあというふうに思うわけですね。

しかし、この地方公務員の給与の条例というところについては、人事院勧告準拠ということが仕組みとして取り扱われているところから致し方ないことかと思うんですが、少し違和感を持つということを言わざるを得ないということであります。

そういったことになる中で、減額というものが金額にしますとどれぐらいになるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

減額分につきましては、職員個々の給料とか期末手当の金額によって違いますが、１人当たりの平均で約５万６，０００円ということとなります。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

５万６，０００円、お一人ということになると、市の職員の方は約５００名だと思いますので、それを掛け合わせた金額になるのかなあというふうに思うんですけれども、非常にやっぱり大きな金額かなあというふうに思います。

人事院勧告に準拠せざるを得ない、人事委員会を持たない地方自治体に関しては準拠という形になるということ、それは理解するんですけれども、やはり当事者、市の職員の方というのは、疑問に思うところはあると思うんですね。それにやっぱり答えるには、丁寧な説明と、それと減額分をどのように活用するかということかと思うんです。減額した分は、どのようなことで活用していきたいと考えているのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

職員に対する周知でございますが、これまでにも給与に関する制度が改正された場合には、職員に対して事前に周知を行っておりまして、今回減額ですので、条例改正の趣旨を丁寧に周知いたしたいと考えております。

また、どのようにこの減額分をということでございますが、職場環境の改善という観点から市職員組合とも十分に協議を行いまして、働きやすい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えておりますし、ただ、本年度に職員組合からもご要望をいただいておりましたトイレの洋式化というのがございまして、これにつきましては、本庁舎の和式トイレの洋式化を当初予算に計上いたしているところでございます。これにつきましては、職員のみならず来庁される市民の方への利便性向上につながるというふうなことで、職員だけじゃなくて市民の皆様にも非常に有効というふうなことで考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

森議員。

○３番（森　英之君登壇）

去年の予算決算委員会の委員長の報告のほうにもありましたとおり、限りある財源ですので、それを有効活用して、市民サービスのさらなる向上を図れるよう努められたいという意見が添えられたと思います。そういった観点からも、きっちり対応いただきたいですし、今答弁のありました洋式トイレという話がありましたが、これは遅きにといいますか、そういった感もします。

ただ、このフロアには当然洋式トイレがありますけれども、ないところも当然ありますので、きちっとそういった対応もいただきたいですし、全ての減額分を職場環境というわけにはいかないと

思うんですね。これは当然限りある財源ですから、それを最大限活用いただくという形から、やっぱり労働対価ですから、給与というのは、それを報いてもらうということできっちり対応していただきたいというふうに思います。

また、継続して市の職員組合等を通じて、きっちり説明をして理解をしていただいて、今後の働きに奮闘していただくように、それが当然市民サービスの向上につながりますので、そういった観点もきっちり取り計らい、努めていただきたいということをお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

３番　森　英之議員の質疑は終わりました。

次に、９番　福沢美由紀議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

通告に従い、議案第２５号亀山市職員給与条例の一部改正について、議案第２６号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第２７号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、関連する３議案ですので併せてお聞きしたいと思います。

まず、１点目ですけれども、この３条例の改正内容とその影響についてと上げました。対象によっていろいろ違いがあるということですので、そこら辺がよく分かるようにもう一度説明いただけますでしょうか。

○議長（中﨑孝彦君）

９番　福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総合政策部参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

今回ご提案申し上げております３件の条例改正案の内容とその影響でございますが、まず今回の条例改正は、令和３年度の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の期末手当の支給割合を改定するという考え方が基本的にはございます。

その中で、改正内容でございますが、まず議案第２５号の亀山市職員給与条例の一部改正につきましては、一般の正規職員に適用される条例でございまして、大きく２点ございます。

１点目といたしまして、令和４年度以降の期末手当の支給率引下げでございますが、市の一般職に属する職員の期末手当について、６月期及び１２月期の支給割合を現在の１．２７５月から、それぞれ０．０７５月、年０．１５月引き下げます。また、再任用職員については、６月期、１２月期につきまして、現在の０．７２５月からそれぞれ０．０５月、年０．１月を引き下げます。なお、令和３年度の期末手当は既に支給済みでございますので、引下げ相当分を令和４年度の６月期におきまして調整額として減額するということでございます。

この影響といたしましては、減額対象職員は市職員全体で５３７人、それと先ほども申し上げましたが、１人当たり平均で約５万６，０００円の期末手当減額となります。

それと、この給与条例につきましては２点目といたしまして、これは特に人勧ではないんですが、組織・機構改革に伴い、室長並びに図書館及び歴史博物館の館長を課長級として明確に位置づける

ものでございますが、これにつきましては特に影響はございません。

次に、議案第２６号の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、市の一般職の任期付職員の特定任期付職員に係る令和４年度以降の期末手当について、６月期、１２月期の支給割合を現在の１．６７５月からそれぞれ０．０５月、年０．１月分を引き下げます。

これによる影響でございますが、任期付職員には特定任期付職員と特定業務等従事任期付職員、二通りございます。今回の改正対象となる特定任期付職員は、本市では現在任用いたしておりませんので、影響はございません。

最後に、議案第２７号の亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございますが、本市の会計年度任用職員の期末手当につきましては、再任用職員と同様の支給割合といたしております。今回、職員給与条例の改正による再任用職員に合わせまして、支給月数を年０．１月引き下げるものでございます。

この影響でございますが、医療職を除きまして支給対象者は約３００人で、１人当たりにしますと平均で約１万６，０００円の期末手当の減額となります。以上でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

今ちょっと伺ったところ、医療職を除くということがあったんですけれども、医療センターの職員さんはじめ、あと企業会計に係る全ての方にかかるわけではないということですか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

亀山市立医療センターに所属する職員につきましては、本職員給与条例の適用とはなりません。ほかの企業職員につきましては、今回の改正の対象となるものでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

今回の条例の対象に医療センターの職員さんがならないということを確認しましたが、条例にはならないけど何か違う、例えば規則なんかで、同じように市職員だからなっていくとか、そういう事実的にどうなのかということも併せて伺いたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

先ほど申し上げましたように、医療センターに所属する職員につきましては、今回の給与条例の適用とはならないんですが、別途規定にございますので、そちらにつきましては医療センターのほうで判断されることとなると存じます。

○議長（中﨑孝彦君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

医療センターの職員の給与の適用は、今回上げさせていただいています一般職の給与条例には基づかず、病院事業管理者が定める病院事業企業職員の給与に関する規程というので、病院独自で給与設定していますので、そちらの改正になります。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、それがいつ改正になるのかとか、今回市職員と合わせてするかどうかということも決まっていないということですね。

○議長（中﨑孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

病院事業企業職員の給与に関する規程の改正については現在検討中でございまして、今日の議論も踏まえて慎重に検討したいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

人数と影響額を平均１人当たりみたいなことで言っていただきましたが、全体で影響額がお幾らになるのかということを確認しておきたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

全体の影響額というところでございますが、人数につきましては、正規職員につきましては先ほど申し上げましたが、５３７人でございます。それと予算につきましては、一般会計ですと約２，３００万ほどになろうかと存じます。

それと、会計年度任用職員につきましては約１万６，０００円と申し上げましたが、全体でいきますと約４７０万円ほどになろうかと存じます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

分かりました。ありがとうございます。

それで、要するに２５号と２７号が今回実際になされるということですけれども、この一般職員さん、２５号についてなんですけれども、先ほども少し議論がありましたが、定年延長される方と一旦退職して再雇用される方と扱いが違うということですね。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

退職される方の取扱いでございますが、先ほども申し上げましたが、退職されて再度働きにならない方は、そのまま退職となります。ただ、再任用職員につきましては、この給与の根拠条例が職

員給与条例ということになっておりますので、同じ条例の根拠規定でございますので、再任用職員につきましては、フルから再任用、あるいは再任用から再任用であっても減額措置の対象となります。

すみません。ちょっと説明足らずでした。定年延長の方につきましても対象となります。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

先ほどの説明の中で、令和４年度６月に支給する期末手当の額は、改正後の亀山市職員給与条例等の規定により算出される期末手当の額から調整額を減じた額とする特例措置を設けることとするとあります。これが遡及して引き下げるという意味なのかなと思うんですけれども、調整額というのはそもそも何ですか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

おっしゃいますように、調整額といいますのは昨年１２月の期末手当から算出した金額を６月に減ずるということで、年間収入を調整するというふうな考え方でございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

しつこいようですけれども、昨年の１２月の手当に今回の条例を当てはめて削減額を計算して、その分を新たな削減とともにさらに引き下げるという意味ですか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

おっしゃいますように、この令和４年度６月期の期末・勤勉手当、期末手当分につきましては、新たに改正した支給率で支給するのと、それと昨年１２月期の期末手当から算出した調整額を減額するということでございますので、減額分と新たな支給割合で算出した金額が６月期の期末手当となります。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

私どもは、この人勧に準拠するということをする必要がないと考えているものではありますが、たとえ準拠するにしても、ここまで遡ってまで引き下げる必要があったのかどうかというのは疑問なんですけれども、ここまでやっぱりやろうとされる何か考えがあったんですか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

考えでございますけれども、これにつきましてはあくまでも人事院勧告に基づく国家公務員の給

与体系に準拠したという取扱いでございますので、市の判断ということではない、最終的には市の判断ということにはなろうかと思いますが、あくまでも国家公務員に準拠してこういった制度ということでございます。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

次の質疑に移りますが、準拠については後でまた伺います。

職員の期末手当をこうやって減額していくということによって、市内経済に影響が出るのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

今回の職員の期末手当の減額につきましては、当然これは減収につながるものでございますが、しかしながら、職員個々の期末手当を含めた給与の使い道につきましては、それぞれの生活実態により消費であったり、貯蓄であったりとか様々でございます。そのようなことから、今回の期末手当の改正が市内の経済にどの程度の影響があるかということを推測するのは困難であるというふうに認識しております。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

モチベーションが下がるだけでなく、やはり実際これだけ削減がされるわけですから、非常に私は影響が大きいと思いますよ。公務員の給与に準ずるとしている企業はたくさんあると思うんです。だから、公務員が下がったので民間もそれに準じて下げていこうと、下げ競争になっていく悪い循環が起こることは容易に推察されます。

たしか市当局は、コロナ禍で経済対策が必要やと言っていたんじゃないでしょうかね。ここに逆行するんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

先ほどから申し上げておりますように、今回の給与改正につきましては人事院勧告に基づきます国家公務員の給与体系に準拠するというふうなことでございまして、地方公務員法に規定されております給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。これは情勢適応の原則といいますが、それと職員の給与は生計費並びに国及び他の地方自治体の職員並びに民間事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならない、これは均衡の原則といいますが、こういった法に反するおそれもございますことから、本市におきましては従前から国家公務員と同様に対応するというふうな認識をしております。

ですので、この人事院勧告に基づく国家公務員の給与に準拠することは、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策としての保育士・幼稚園教諭等の処遇改善とは性質が異なるものと認識してお

ります。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

経済の中心は内需ですので、市職員がいただくものが少なくなったら経済は、私はマイナスになると考えています。

次の質疑に移ります。

ケア労働者の賃上げを進める国の方針を無視して、この人事院勧告には準拠する。先ほどから水戸黄門の印籠のように人事院勧告、人事院勧告とおっしゃっておるわけですが、改めて国の方針については無視して、この勧告には準拠するという理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

今回、先ほどの繰り返しにはなりますが、あくまでも国家公務員の給与に準拠してということでございまして、これは先ほど申し上げました地方公務員法によります情勢適応の原則や均衡の原則というふうなことで、法的な考え方から実施しているものでございまして、議員さっきおっしゃいました処遇改善とは性質が異なるものというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

性質が異なるという言葉では、何かごまかされた感じがするんですけどね。

人事院勧告というのは国家公務員に対して出されたものですね。地方自治体がどうしても従わなくてはならないという義務も義理もないものだと思います。一方、ケア労働者の賃上げは、国が１０割お金を出すよと言って、進めるように地方自治体に対して再三通知を出して、遅れてもええから出しなさいと、それほど出してきているものですね。

そこには従わずに、従わんでいい人事院勧告に従うというのは何ですかということを聞いているんですけれども、性質が違うという答弁ではない方法でお答えいただけますか。

○議長（中﨑孝彦君）

原田参事。

○総合政策部参事（原田和伸君登壇）

処遇改善につきましては、さきの議会でもご答弁申し上げておりますが、今回検討した結果、見送ることといたしております。これにつきましては、いろんな給食調理員とか介助員とか、そういった職の方が、全体的な関係を考慮して処遇改善を一部の職種のみするとバランス的にどうかなということで見送ったところでございます。

それと、正規の保育士・幼稚園教諭の給与につきましては事務職と同じ給料表を使っておりまして、事務職と比べて同等ですので、決して、劣っていることはございませんので、これは性質が違うものだというふうに考えております。

○議長（中﨑孝彦君）

福沢議員。

○９番（福沢美由紀君登壇）

ケア労働者は賃上げをと言われていて、賃上げするんかなと思ったら削減となるという実態になると思うんですけれども、今、医療センターは別だということでしたけれども、働いてもらう人を見つけるのが大変な人たちですよね。ケア労働者を見つけるのがさらに困難になることが推測されますし、そうするとまた高い派遣料を見やんならんということになってきますので、本当に長い目で見て、きちんと考えていただきたいなと思います。

私の質疑はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

９番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第２５号から議案第３１号までの７件に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第２５号から議案第２８号までの４件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付　託　議　案　一　覧　表

総務委員会

議案第２５号　亀山市職員給与条例の一部改正について
議案第２６号　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
議案第２７号　亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

産業建設委員会

議案第２８号　和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（中﨑孝彦君）

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第２９号から議案第３１号までの３件については、会議規則第３６条第３項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議案第２９号から議案第３１号までの３件については、常任委員会への付託は省略することに決

定しました。

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午後　０時０１分　休憩）

（午後　３時０８分　再開）

○議長（中﨑孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど各常任委員会にその審査を付託しました議案第２５号から議案第２８号までの４件について、各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第２５号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決
議案第２６号	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第２７号	亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	原案可決

令和４年３月２８日

総務委員会委員長　森　　美和子

亀山市議会議長　中　﨑　孝　彦　様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第２８号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	原案可決

令和４年３月２８日

産業建設委員会委員長　鈴　木　達　夫

亀山市議会議長　中　﨑　孝　彦　様

○議長（中﨑孝彦君）

初めに、森　美和子総務委員会委員長。

○１０番（森　美和子君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第２５号亀山市職員給与条例の一部改正について、議案第２６号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について及び議案第２７号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の３議案については、関連があることから一括して審査を行いました。

これらの議案については、令和３年度の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員等の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員、一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行うものです。また、組織及び機構の改革に伴い、室長及び館長については、課長と同等の職務を執行させるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の改正は不利益不遡及の原則に反するのではないかとの質疑があり、これについては、遡及ではなく減額相当分を調整する考えであるとの答弁でありました。

次に、期末手当の引下げによる市内経済への影響に関する質疑があり、これについては、国の法案の改正が遅れたのは経済への影響を考慮してのことと考えるが、あくまで官民格差を是正することが重要な視点であるとの答弁でありました。

次に、人事院勧告に準拠ではなく市独自の判断をすべきではないかとの質疑があり、これについては、亀山市には人事委員会がないため、人事院勧告に準拠するものであるとの答弁でありました。

次に、室長、館長の職務を定めることに関する質疑があり、これについては、室長、館長ともに管理職として６級に位置づけるとの答弁でありました。

次に、職員の期末手当については、人事院勧告は国家公務員に関するものであり、地方公務員が準拠しなければならない法的な義務はないとの前提の中、今回の改正は不利益不遡及の原則に反することや、人事院勧告に準拠すると民間企業に影響があるほか、コロナ禍における経済対策にも逆行するなどとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり可決することに決定

いたしました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（中﨑孝彦君）

次に、鈴木達夫産業建設委員会委員長。

○１１番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第２８号和解及び損害賠償の額を定めることについては、亀山市東丸町地内で発生した庁用車両における人身事故及び物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、車両へのドライブレコーダーの設置に関する質疑があり、これについては、公用車にはドライブレコーダーを設置しているとの答弁でありました。

次に、事故を起こしたことによる全国市有物件災害共済会の保険の掛金に関する質疑があり、これについては、掛金変更は発生しないとの答弁でありました。

次に、事故の原因は何かとの質疑があり、これについては、駐車場から車道へ進入する際、路上駐車の車があり、見通しが悪く、運転職員の不注意により事故が起こったと認識しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（中﨑孝彦君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第２５号から議案第３１号までの７件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第２５号、亀山市職員給与条例の一部を改正する条例、議案第２６号、亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第２７号、亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の３議案について、反対の立場で討論いたします。

初めに、人事院勧告は国家公務員に対してのものであって、市が国に準拠しなければならない法的な理由は何もありません。

まず、反対する第１の理由です。コロナ禍で頑張っている職員に対して、一時金の減額をすることは到底理解できません。第２の理由は、公務員の一時金の引下げは、公務員に準拠している民間企業などでの一時金引下げにつながり、引下げの悪循環となり経済にマイナスの影響を与えます。第３の理由は、一時金の減額は、コロナ禍で冷え込んだ消費の拡大を図るため様々な経済対策を実施していることに逆行するものであります。第４の理由は、不利益不遡及の原則に反するということであります。昨年１２月に支払われた一時金を遡って減額することは、まさに法の原則である不利益不遡及の原則に反するものであり、認めることはできません。

以上の４つの理由により、この議案に反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

１６番　服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

１８番の櫻井清蔵でございます。

それでは、議案第２９号亀山市副市長の選任同意について反対討論をさせていただきたいと思います。

今最終日に市長から副市長の選任同意の議案が提出されました。市長に今回の経緯についてお聞きしたところ、市長はこの１４年余りの間に５人目の副市長を選任されるに至りました。１期４年間で副市長が５人も替わるという、これはやはり行政運営上、私の経験からよりますと、市民生活等に大きな影響を及ぼすものと思っています。私は、副市長という立場は市長の女房役であり、影の立役者だと思っております。それを４年ごとに変更するということは誠におかしな人事、選任だと思っています。

確かに、地方自治法１６３条に副市長任期は１期４年と定められておりますけれども、私の知るところによると、過去に田中亮太さんが市長をやられたときには、１５年間で２名の助役さん、副市長で市政運営をされてみえました。

市長にいろいろ質問をさせていただいて、今回の人事についての判断は市長の政策判断である。また、市政運営上必要な措置であるというような答弁がございました。過去に、平成２１年２月１９日に市長に就任されて、前市長の田中亮太さんのときの副市長さんをなぜ選任したかということについて質問させてもうて、その中で、市長は市長選に当選されて、私の行政の特別職について３期１２年ということで市長に選任された中で、教えていただきたいというようなことを質問させていただいたら、このように答えられました。市長が言うのは「絶対的権力は絶対的に腐敗する」、イギリスのアクトンの有名な言葉でございます。さらに、「花に十日の紅なし、権は十年久しからずや」という中国の古典の言葉もあります。やはり強大な権限を有しますと、知事、あるいは市町村長、この首長の権力をある一定の期限をもって制限するという考え方については、私はこれからの民主主義、特に地方の民主主義の確立のため大変重要な要素の一つであるというような政治的な信念をもって今日まで活動させていただきました。この点につきましては様々な見解があるかと思いますが、私自身はその信念をもって臨ませていただきたいと、このような答弁を平成２１年にされております。

やはり市民の生活を安定、安心して運営していくためには、やはりこういうような４年ごとの副

市長の交代は、私には到底理解できるものではありません。今回、選任同意に選出された山本部長には誠に申し訳ないんですけれども、しっかり行政運営に、経験を積んでみえますけれども、やはり私が思うには、市長の市政運営、それにはとても賛同することができません。こういうような議員が１人おってもええやないかと私は思っております。皆さんにご賛同を求めるわけやないんですけれども、やはり市政というのは継続があって、人と人のつながりによって市民全員が安心して暮らせる亀山市をつくるためには、こういうようなことがあってはならんと私は思っております。それをよく考えて、ご理解いただきたいと思います。これを反対討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中﨑孝彦君）

１８番　櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第２５号から議案第３１号までの７件について、起立により採決を行います。

それでは、まず討論のありました議案第２５号亀山市職員給与条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２５号亀山市職員給与条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第２６号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２６号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第２７号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２７号亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第２９号亀山市副市長の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２９号亀山市副市長の選任同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第２８号和解及び損害賠償の額を定めることについて、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第２８号和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第３０号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第３０号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第３１号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第３１号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第３２、委員会提出議案第１号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

岡本公秀議会運営委員会委員長。

○１２番（岡本公秀君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第１号につきましては、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

委員会提出議案第１号亀山市議会委員会条例の一部改正についてでございますが、令和４年４月１日実施の組織・機構改革に伴い、常任委員会の所管を改めるため、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、第２条第２項に規定する常任委員会の所管について改正いたします。

改正する箇所は、総務委員会については、総合政策部の所管に関することを政策部の所管に関すること、総務財政部に関することに改め、その他の所管については現行どおりとします。

次に、教育民生委員会については、生活文化部の所管に関することを市民文化部の所管に関することに改め、その他の所管については現行どおりとします。

次に、産業建設委員会については、産業建設部の所管に関することを産業環境部の所管に関すること、建設部の所管に関することに改め、その他の所管については現行どおりとします。

なお、施行日は、令和４年４月１日といたします。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中﨑孝彦君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、委員会提出議案第１号について質疑を行いますが、通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第１号については、会議規則第３６条第２項の規定により、常任委員会への付託はしないことといたします。

次に、委員会提出議案第１号について討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第１号亀山市議会委員会条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中﨑孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第１号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中﨑孝彦君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和４年３月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでした。

（午後　３時３４分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和４年３月２８日

議　　長　　中　﨑　孝　彦

２　　番　　中　島　雅　代

１１　番　　鈴　木　達　夫